平成18年

衆議院の動き

第14号

第164回国会（常　会）

第165回国会（臨時会）

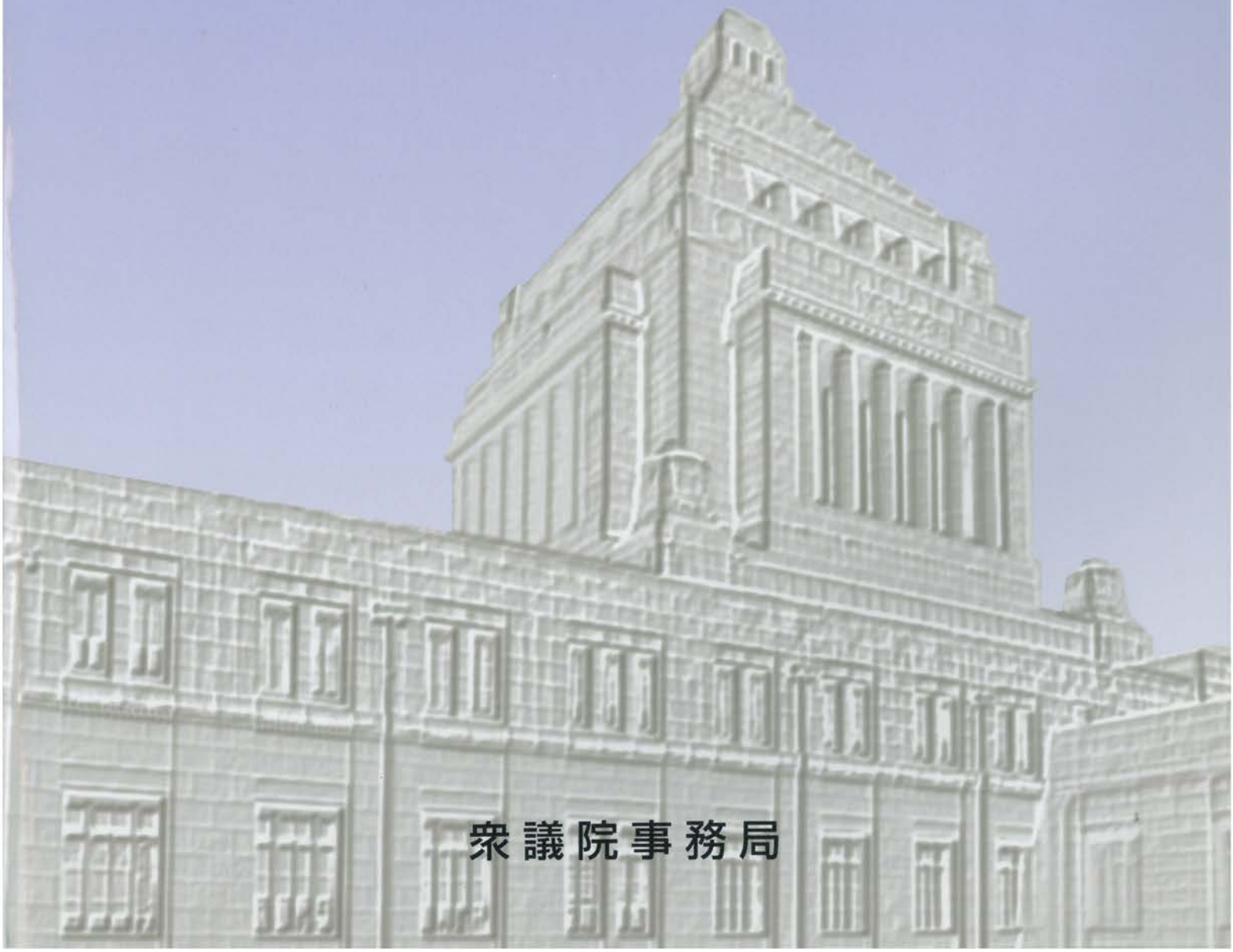

衆議院事務局

平成１８年

衆 議 院 の 動 き

第１４号

第１６４回国会(常　会)

(平成 18.1.20～6.18　150 日間)

第１６５回国会(臨時会)

(平成 18.9.26～12.19　85 日間)

衆議院事務局

国民に語りかける国会に向けて

衆議院議長

河野洋平

平成18年は、国民生活を取り巻く安全・安心がクローズアップされました。国内問題では、耐震強度偽装問題、ＢＳＥ問題、子供の安全やいじめ・自殺の問題といった住・食・子供に関する安全問題、ライブドア事件や官製談合問題などが取り上げられました。国際的な問題では、北朝鮮による弾道ミサイルの発射や核実験実施声明などにより、北東アジアにおける平和の構築の必要が、改めて認識させられ、またイラクをはじめ中東情勢の深刻化は、再び国際協調を求める気運を高め、国際社会の平和と安定に向けた活発な議論が展開されました。

また、日本国憲法の公布から60年目の昨年は、国民投票法をはじめ、憲法に関する議論が続けられるとともに、教育基本法の抜本的改正や行政改革推進法の制定など、我が国の未来の舵取りに関わる重要案件が相次いで審議されました。私たち国会自らの在り方についても、議員互助年金の廃止を決定し、また国会審議活性化のための国会改革の協議を進めています。

「衆議院の動き」は、インターネット上における衆議院ホームページ、衆議院審議中継、会議録検索システムとあわせて、こうした衆議院における審議状況や国政に携わる議員の活動について、国民の皆様に率直にお知らせするものであります。これにより、私たち衆議院に対する国民の皆様のご理解とご支援が一層深まることを期待しております。議員の活動は、国内のみならず、海外派遣や国際会議への出席、外国国会議員団との交流などにも及んでおり、これら「国際交流」についても今号より新たに一節を設けることといたしました。

また今後とも、開かれた、わかりやすい国会を目指し、更に国民に語りかける国会に向けて積極的な情報の発信に努めてまいります。どうぞ本誌をはじめ衆議院の活動に対し、忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

目　　次

国民に語りかける国会に向けて…… 衆議院議長　河野洋平

第１　平成18年の国会の動き

１　国会の召集及び会期……1
２　国会の主な動き……1
（１）概況……1
（２）行政改革関係……9
（３）医療制度改革関係……12
（４）金融商品取引法制関係……16
（５）農政改革関係……19
（６）中心市街地活性化関係……22
（７）建築基準法制関係……25
（８）アスベスト問題関係……29
（９）教育基本法の改正関係……31
(10) 防衛庁の省移行関係……35
３　国政選挙結果……37
（１）平成18年４月統一補欠選挙……37
（２）平成18年10月統一補欠選挙……37

第２　本会議の概況

【第164回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑……39
（１）小泉内閣総理大臣の施政方針演説……39
（２）麻生外務大臣の外交演説……45
（３）谷垣財務大臣の財政演説……48
（４）与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説……51
（５）国務大臣の演説に対する質疑要旨……54
２　主な議案等の審議……60
３　決議……68
【第165回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑……69
（１）安倍内閣総理大臣の所信表明演説……69
（２）国務大臣の演説に対する質疑要旨……74
２　主な議案等の審議……79
３　決議……82

第３　委員会の概況

・委員名簿　・議案審査等　・国政調査　・閉会中審査　・決議　・小委員会
・分科会　・公聴会　・連合審査会　・合同審査会　・公述人　・参考人
・意見陳述者　・委員派遣　・視察　・議員海外派遣

１　内閣委員会……83
２　総務委員会……93
３　法務委員会……112
４　外務委員会……125
５　財務金融委員会……136
６　文部科学委員会……146
７　厚生労働委員会……154
８　農林水産委員会……173
９　経済産業委員会……184
10　国土交通委員会……196
11　環境委員会……210
12　安全保障委員会……217
13　国家基本政策委員会……222
14　予算委員会……226
15　決算行政監視委員会……238
16　議院運営委員会……250
17　懲罰委員会……256
18　災害対策特別委員会……258
19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会……263
20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会……270
21　青少年問題に関する特別委員会……274
22　国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに
　　イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会……278
23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会……282
24　日本国憲法に関する調査特別委員会……285
25　行政改革に関する特別委員会……292
26　教育基本法に関する特別委員会……296

第４　衆議院改革の動き

１　議会制度協議会……305
２　国会議員の互助年金等に関する問題……305
３　衆議院事務局改革に関する問題……306

第５　国際交流
１　議員海外派遣……311
２　国際会議及び出席議員……314
３　国賓・公賓等の国会訪問及び行事……316
４　正式招待による訪日外国国会議員団……317
５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談……318

第６　請願等
１　請願審議の概況等……321
２　採択された請願の概要……323

第７　予備的調査
１　予備的調査制度の概要……327
２　実施された予備的調査……327

国会関係資料
１　各会派所属議員数及び役員一覧……331
２　内閣閣僚一覧……336
３　議案経過一覧……338
４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧……340
５　質問主意書一覧……342
６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等……368
７　傍聴人数……370
８　参観者数……371
〔参考〕
１　国会議員定数の変遷……372
２　国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）……373
３　会期等……375

国会案内……377
広報・広聴/　国会会議録検索システム/　国会参観の手続/　本会議・委員会の傍聴/
請願・陳情・意見書の手続/　行政に対する苦情受付窓口/　意見窓口「憲法のひろば」/
憲政記念館/　国会議員政策担当秘書資格試験/　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/
衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/

国会年表……397

※　会派名の略称（順不同）（案）

（衆議院）

自民　　自由民主党
民主　　民主党・無所属クラブ
公明　　公明党
共産　　日本共産党
社民　　社会民主党・市民連合
国民　　国民新党・日本・無所属の会
（～平成18.10. 1）
国民　　国民新党・無所属の会
（平成18.10. 2～）
無　　無所属

（参議院）

自民　　自由民主党
民主　　民主党・新緑風会
公明　　公明党
共産　　日本共産党
社民　　社会民主党・護憲連合
国日　　国民新党・新党日本の会
（～平成18. 6.28）
（平成18. 9.20～10. 2）
国日　　国民新党・新党日本・無所属の会
（平成18. 6.28～ 9.20）
国民　　国民新党　（平成18.10. 2～）
無　　各派に属しない議員

第1

平成18年の国会の動き

第１　平成18年の国会の動き

１　国会の召集及び会期

平成18年には、第164回国会（常会）及び第165回国会（臨時会）が召集された。

第164回国会は、平成18年１月20日に召集され、会期は６月18日までの150日間であった。

第165回国会は、９月26日に召集され、会期は12月15日までの81日間であったが、４日間延長され、同月19日までの85日間となった。

２　国会の主な動き

(1) 概況

【第164回国会（常会）】

第164回国会は、平成18年１月20日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、文部科学委員長及び経済産業委員長の選挙が行われ、また、災害対策特別委員会外６特別委員会が設置された。

３月16日には行政改革に関する特別委員会、５月11日には、教育基本法に関する特別委員会が設置された。

この国会においては、行政改革推進法案や医療制度改革関連法案の審議が大きな焦点になったのをはじめ、農政改革関係法案、建築物の構造計算書偽装事件や証券取引法違反事件を受けその再発を防止する建築基準法等改正案や証券取引法等改正案、また、継続審査となった組織的犯罪処罰法等改正案、教育基本法案等について、議論が行われた。

このほか、対外関係では、在日米軍再編問題、米国産牛肉のＢＳＥ（牛海綿状脳症）問題、中国による東シナ海の天然ガス田開発問題、竹島周辺の排他的経済水域をめぐる日韓の外交摩擦問題、北朝鮮による拉致問題等が主な論点となり、関係委員会において議論が行われた。

施政方針演説及び代表質問

召集日の1月20日、衆参両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の**施政方針演説**、麻生外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説及び与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説の政府４演説が行われた。

小泉内閣総理大臣はこの中で、「政治は、一部の利益を優先するものであってはならず、国民全体の利益を目指すもの」との考えを示し、「連立政権の安定した基盤に立って、郵政民営化の実現を弾みに改革を続行し、簡素で効率的な政府を実現する」との決意を表明した。

まず、政府の規模を縮減するため、公務員の総人件費削減、政府系金融機関の民業補完の徹底、公益法人制度の抜本的な見直しなどに取り組む考えを明らかにし、「国から地方へ」の方針の下、３兆円の税源移譲、地方交付税の見直し、4兆7,000億円の補助金改革を実施し、市町村合併を引き続き推進するとともに、歳出・歳入を一体とした財政構造改革の方向についての選択肢及び工程を明らかにして、税体系全体にわたりあらゆる角度から見直しを行う考えを示した。

次に、主要銀行の不良債権残高が３年半で20兆円減少したことから、「貯蓄から投資へ」の流れを進めるとともに、地域の活性化や雇用の拡大につながる外国からの投資を促進しつつ、独創的な技術を持つ人材の確保・育成、

新事業への挑戦を支援し、国際競争力の強化などを目指した新たな成長戦略を示すと述べた。また、年金、介護に続く社会保障制度の見直しとして、高齢者の医療費を世代間で公平に負担する新制度の創設や都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合など、医療制度の改革を進める考えを明らかにした。

続いて、テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底するとともに、犯罪を起こした者の再犯防止に向け、情報の共有化等関係機関のより緊密な協力体制を構築するなど、「世界一安全な国、日本」の復活を内閣の最重要課題として取り組む意欲を示した。

今後の日本を支えていくのは「人」であり、「物で栄えて心で滅ぶ」ことのないよう、国民的な議論を踏まえた、速やかな教育基本法の改正を目指す考えを示した。加えて、定職に就かず臨時的に仕事に従事するフリーター、学業、仕事、職業訓練のいずれにも就かないニートの増加に対し、民間の力を活用して研修を全国で実施するなど若者の就業を支援すると述べ、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人材の育成に取り組む姿勢を示した。

さらに、科学技術の振興なくして我が国の発展はありえないとの認識に立ち、国全体の予算を減らす一方、科学技術分野を増額し、「科学技術創造立国」の実現に向けて研究開発を戦略的に実施する方針を明らかにした。また、気候変動問題の解決に向けて、昨年策定した計画を官民挙げて進めるとともに、世界が一つとなって温暖化対策を進めていくことができるよう共通ルールの構築に向けて主導的な役割を果たしていく考えを述べた。

国際社会が抱える問題となっている、テロとの闘い、貧困の克服、感染症対策などについては、ＯＤＡの戦略的活用や人的貢献により、我が国も積極的に協力していく方針を示すとともに、国連が効果的に機能するよう、安全保障理事会を含めた国連の改革に取り組む考えを述べた。また、人権状況を非難する決議が初めて採択され、拉致問題の解決の必要性が国際社会において広く認識された北朝鮮との間では、平壌宣言を踏まえ、拉致、核、ミサイル問題の包括的な解決に向け、関係国と連携しながら粘り強く交渉し、ロシアとの間では、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するとの基本方針の下、様々な分野において協力を拡大し、隣国である中国、韓国とは、大局的な視点から協力を強化し、相互理解と信頼に基づいた未来志向の関係を構築するとの考えを示した。

そして、象徴天皇制度について皇位が将来にわたり安定的に継承されるよう、また、戦後60年を経て、新しい時代の憲法の在り方については国民とともに大いに議論を深める時期にあると述べた。

これに対する本会議の**代表質問**は、１月23日及び24日の両日行われ、持続的な経済活性化、医療制度改革、国民の安全対策、外交問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月24日及び25日に代表質問が行われた。

平成17年度補正予算及び平成18年度総予算審議

災害対策、アスベスト（石綿）健康被害対策、新型インフルエンザ対策、耐震偽装対策等を講じる平成17年度補正予算及び歳出改革路線を堅持・強化する平成18年度総予算は、１月25日に予算委員会で提案理由の説明を聴取した。

平成17年度補正予算は、同委員会の審査を経て、１月31日の本会議で可決され、２月３日の参議院本会議において可決、成立した。

その後、平成18年度総予算の質疑に入り、集中審議、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、３月２日の本会議で記名投票の結果、可決され、同月27日の参議院本会議において可決、成立した。

主な議案の審議

平成17年６月以降、アスベストによる健康被害問題が再び社会問題となったことを受け、その健康被害者救済等の措置を講じる石綿対策関連法案が、本国会の冒頭に提出された。

同関連法案は、環境委員会の審査を経て、１月31日の本会議で可決され、２月３日の参

議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(8)アスベスト問題関係参照】**

平成18年度総予算成立後の国会では、本国会の最重要法案で、小泉内閣が推進してきた改革路線の総仕上げとして位置付けられている、簡素で効率的な政府を実現するため公務員数の削減目標等を明記した行政改革推進法案の審議が焦点となった。

同法律案は、行政改革に関する特別委員会の審査を経て、４月20日の本会議で可決され、５月26日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(2)行政改革関係参照】**

また、年金、介護に続く社会保障制度改革として、医療費の伸びの抑制に向けて、高齢者医療の抜本改革を柱とする医療制度改革関連法案は、厚生労働委員会の審査を経て、５月18日の本会議で可決され、６月14日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(3)医療制度改革関係参照】**

農業従事者の減少や高齢化により弱体化した生産構造の改革及び国際規律に対応し得る施策への転換を図るため、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付等の措置を講じる農政改革関係法案が提出された。

同関係法案は、農林水産委員会の審査を経て、５月18日の本会議で可決され、６月14日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(5)農政改革関係参照】**

近年、消費生活の変化等を背景に空洞化する中心市街地の機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化本部の設置、基本計画の認定制度の創設等の措置を講じる中心市街地活性化法改正案が提出された。

同改正案は、経済産業委員会の審査を経て、４月25日の本会議で可決され、５月31日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(6)中心市街地活性化関係参照】**

北朝鮮による拉致問題に関連して、北朝鮮が人権侵害を改善しない場合に、政府に経済制裁を促す北朝鮮人権法案が、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会から提出され、６月13日の本会議で可決され、同月16日の参議院本会議において可決、成立した。

同法律案は、当初、自民、公明の与党及び民主からそれぞれ提出されていた法律案を、その後の協議で委員会提出法律案として一本化したものである。

また、同特別委員会は、５月29日に拉致被害者の父母らを参考人として招致した。

金融資本市場を取り巻く環境の変化や不正な株取引事件等を受けて、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備等を行う証券取引法等改正案が提出された。

同改正案は、財務金融委員会の審査を経て、５月16日の本会議で可決され、６月７日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(4)金融商品取引法制関係参照】**

建築物の構造計算書偽装問題の発生を受け、建築物の安全性の確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、建築士に対する罰則の強化等を盛り込んだ建築基準法等改正案が提出された。

同改正案は、国土交通委員会の審査を経て、５月25日の本会議で可決され、６月14日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(7)建築基準法制関係参照】**

なお、継続審査となった重要法案としては、組織的犯罪処罰法等改正案、教育基本法案及び国民投票法案がある。

国際テロ組織などによる犯罪の防止のため、共謀罪の創設を柱とする組織的犯罪処罰法等改正案は、平成17年秋の特別会から継続審査になっていたもので、４月21日、法務委員会の審査に入った。

同改正案に対し、与党と民主はそれぞれ修正案を提出して、共同修正を目指し協議が行われたが、共謀罪の対象となる犯罪の範囲などをめぐって意見の隔たりが埋まらず協議は不調に終わり、同法律案は継続審査となった。

新しい時代の教育理念を明確にするため、現行法を全面的に見直す教育基本法案は、５月16日の本会議で趣旨説明・質疑を行い、その後に提出された民主案とともに教育基本特別委員会の審査に入り、「愛国心」問題等を焦点に、参考人からの意見聴取を含む質疑が行われた。**【詳細は、(9)教育基本法の改正関係参照】**

また、憲法改正の具体的な手続を定める国民投票法案は、与党及び民主から、それぞれ提出され、６月１日の本会議で両案の趣旨説明・質疑を行った後、憲法調査特別委員会の審査に入り、現行憲法施行後、初めて憲法改正に関連する法律案が議論された。

※　委員会における審査等については、「第３委員会の概況」参照

その他

日米両政府が合意した米軍再編に関する最終報告を受け、５月11日の本会議において麻生外務大臣、額賀防衛庁長官の報告及び報告に対する質疑が行われ、焦点となっていた沖縄米軍海兵隊の移転費用等が議論された。その後、政府は、この最終報告の合意を実施する政府方針を、５月30日に閣議決定した。

４月７日に民主党代表選が行われ、前原誠司代表の後任に小沢一郎議員が選出された。

会期末

会期末が休日になるため、６月16日の本会議において閉会中審査の手続や請願採択等が行われ、事実上、第164回国会は終了した。

なお、同日、厚生労働委員会において、国民年金保険料の不正免除問題について集中審議が行われた。

成立した主な法律案等

本国会成立した法律案は、内閣提出法律案が84件、議員提出法律案が14件であった。前記以外の主なものとしては、内閣提出法律案では、中小企業のものづくり基盤技術高度化法案、出入国管理・難民認定法改正案、都市計画法等改正案、刑事施設・受刑者処遇法改正案、住生活基本法案、容器包装リサイクル法改正案等である。議員提出法律案では、国会議員互助年金法廃止法案、地震防災対策特別措置法改正案、探偵業務適正化法案、公職選挙法改正案、がん対策基本法案等である。

条約では、腐敗の防止に関する国際連合条約など14件が承認された。

また、議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案及び水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案が可決された。

第164回国会閉会後

国土交通委員会において、６月21日、建築物の構造計算書偽装問題に関し、平成17年12月14日に同委員会で証言を行った姉歯秀次証人を議院証言法違反（偽証）容疑で告発することを議決した。

財務金融委員会において、６月22日、証券取引法違反事件にかかわる投資問題で、福井俊彦日銀総裁等を参考人招致し、質疑が行われた。

災害対策特別委員会において、８月２日、平成18年７月豪雨による被害状況等について政府から説明を聴取した後、質疑が行われた。また、９月25日、平成18年台風第13号による被害状況等について、政府から説明を聴取した。

このほか、北朝鮮のミサイル発射問題、北朝鮮による拉致問題、イラクに派遣している陸上自衛隊の撤収、米国産牛肉等の輸入再開問題等について、関係委員会においてそれぞれ閉会中審査が行われた。

各党の動向としては、９月20日、自由民主党総裁選で、小泉純一郎総裁の後任に安倍晋三内閣官房長官が新総裁に選出された。

９月25日、民主党臨時党大会で、小沢一郎代表の再選が承認された。

【第165回国会（臨時会）】

第165回国会は、平成18年９月26日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が12月15日までの81日間と議決された後、議院運営委員長の選挙が行われた。

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、安倍晋三君339、小沢一郎君115、志位和夫君９、福島みずほ君７、綿貫民輔君５、無効１で安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。参議院においても、同日、安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。

同月28日、本会議において、議院運営委員長を除く各常任委員長の選挙が行われた。

また、特別委員会については、従来から設置されている災害対策特別委員会等の７特別委員会のほか、前国会で設置された教育基本法に関する特別委員会が設置された。

この国会においては、前国会に提出され継続審査となっていた教育基本法案、防衛庁設置法等改正案及び国民投票法案が大きな焦点となったのをはじめ、テロ対策特別措置法の期限を延長するための改正案、前国会に続いて建築物構造計算書偽装の再発防止対策を強化するための建築士法等改正案等の審議が行われた。

また、新内閣の誕生を受けた行財政・税制改革や格差社会問題への取組、安倍内閣総理大臣の歴史認識等のほか、全国の学校で発覚した必履修科目の未履修問題、いじめの問題、政府主催のタウンミーティングでの「やらせ質問」問題等が取り上げられ、議論された。

対外関係では、北朝鮮の核実験実施発表を受けた我が国の対応措置や日中・日韓間の関係改善問題等が主な論点となり、関係委員会において議論された。

所信表明演説及び代表質問

９月29日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

安倍内閣総理大臣は、初の戦後生まれの総理として、新しい時代を切り拓く政治、誰に対しても開かれ、誰もがチャレンジできる社会を目指し、全力投球するとの決意を表明し、「私が目指すこの国のかたちは、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた、『美しい国、日本』」であるとの考えを示した。

まず、安定した経済成長を持続させるため、長期戦略指針「イノベーション25」を実行し、生産性の大幅な向上を図りつつ、国際空港などの機能強化も早急に進め、文化・情報などの流れにおいて日本がアジアと世界の架け橋となる「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する考えなどを明らかにした。そして、ベテラン人材や女性などの積極的な雇用の促進、再チャレンジする起業家の資金調達支援など総合的な「再チャレンジ支援策」を推進するとともに、地場産品のブランド化や外国企業の誘致等に前向きに取り組む自治体への新たな地方交付税の支援措置「頑張る地方応援プログラム」をスタートさせて地方分権を進めるなどの方針を明らかにした。

財政については、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、引き続き、経済財政諮問会議を活用して経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標とするとし、公務員の総人件費削減の徹底、政策金融機関の統合など行政改革を積極的に進めるとともに、平成19年10月からの郵政民営化の実施、市場化テストに基づく民間活力を最大限活用し、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保するため、抜本的、一体的な税制改革を推進し、将来世代への負担の先送りを行わないようにするとの認識を示した。また、21世紀にふさわしい行政機構の改革・再編や、道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」の策定に取り組む考えを明らかにした。

「人生のリスクに対するセーフティネット」である社会保障制度については、本来日本人が持っている助け合いの精神の延長上にあるとし、持続可能な「日本型の社会保障制度」を構築すべく、厚生年金と共済年金の一

元化、医療費適正化や地域医療の体制整備、子育ての素晴らしさや家族の価値を社会全体で共有できるような意識改革などを実施し、国民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる社会を目指すとした。また、「美しい国、日本」を実現するためには、次代を背負って立つ子どもや若者の育成が不可欠であるとし、教育基本法案の早期成立を期し、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に意欲を示した。

去る７月の北朝鮮によるミサイル発射に関し、我が国が主導して国連安全保障理事会に北朝鮮に対する制裁決議案を提案し、全会一致で採択されたことで、我が国の外交が、新たな思考に基づく主張する外交への転換期を迎えたと述べ、「世界とアジアのための日米同盟」をより明確にし、アジアの強固な連帯のために積極的に貢献する外交を進めていく考えを強調した。

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はありえず、対話と圧力の方針の下、全員生存しているとの前提に立ち、すべての拉致被害者の生還を強く求めていくとともに、核・ミサイル問題については、日米の緊密な連携を図りつつ、六者会合を活用して解決を目指すとした。日米同盟に関しては、信頼関係をより強固にするとともに、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものである在日米軍の再編について、着実に進めるとした。経済をはじめ、幅広い分野で我が国と緊密な関係にある中国や韓国とは、両国との信頼関係の強化に向けて未来志向で率直に話し合えるよう努めていくこととし、ロシアとの関係については、領土問題の解決に向けて粘り強く取り組む考えを述べた。さらに、ＡＳＥＡＮとの協力を一層進め、アジアに存在する民主国家として自由な社会の輪を世界に広げていくため、オーストラリアやインドなどの国々との首脳レベルでの戦略的な対話を展開するとし、加えて、テロや国際組織犯罪の防止・根絶については、引き続き、テロ対策特別措置法の期限の延長など国際社会と協力して取り組む方針を示した。

新しい時代にふさわしい憲法の在り方については、与野党において議論が深められ、日本国憲法の改正手続に関する法律案の早期成立を期待すると述べた。

これに対する本会議の**代表質問**は、10月２日及び３日の両日行われ、社会保障制度改革、教育改革、安全保障・外交問題、多重債務問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月３日及び４日に代表質問が行われた。

主な議案の審議

前国会に提出され継続審査となっていた議案では、安倍内閣が本国会の最重要法案と位置付ける、新しい時代の教育理念を明確にするため、現行法を昭和22年の施行以来、初めて全面的に見直す教育基本法案が、教育基本法特別委員会の審査を経て、11月16日の本会議で可決され、12月15日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(9)教育基本法の改正関係参照】**

防衛庁を「防衛省」に名称変更するとともに、自衛隊の国際平和協力活動等を「本来任務」に位置付ける防衛庁設置法等改正案が、安全保障委員会の審査を経て、11月30日の本会議で可決され、12月15日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(10)防衛庁の省移行関係参照】**

北海道をモデルケースに実施する、国の権限や財源の一部を地方に移譲するための枠組みを定めた道州制特区推進法案が、内閣委員会の審査を経て、11月28日の本会議で可決され、12月13日の参議院本会議において可決、成立した。

本国会に提出された法律案では、９.11同時多発テロ事件に対応して行われる米国等の活動を支援する期限を１年間延長するテロ対策特別措置法改正案が、テロ防止・イラク支援特別委員会の審査を経て、10月19日の本会議で可決され、同月27日の参議院本会議において可決、成立した。

ガス瞬間湯沸かし器、シュレッダーによる事故などが相次いだ問題を受け、メーカー等に重大製品事故の報告を義務付ける等により再発防止を図る消費生活用製品安全法改正案

が、経済産業委員会の審査を経て、11月９日の本会議で可決され、11月29日の参議院本会議において可決、成立した。

建築物の構造計算書偽装事件を契機として、第164回国会で成立した建築基準法等改正案に続く再発防止策の第２弾として、一定の建築物について、構造設計一級建築士等による法適合チェックの義務付けなどを盛り込んだ建築士法等改正案が、国土交通委員会の審査を経て、11月30日の本会議で可決され、12月13日の参議院本会議において可決、成立した。

【詳細は、(7)建築基準法制関係参照】

国と地方の役割分担を見直す地方分権改革に向けた理念や基本方針等を盛り込んだ地方分権改革推進法案が、総務委員会の審査を経て、11月28日の本会議で修正議決され、12月８日の参議院本会議で可決、成立した。

多重債務問題の解決を図るため、消費者金融など貸金業者に対する規制を強化し、いわゆるグレーゾーン金利廃止や返済能力を超えた貸付けの原則禁止などを盛り込んだ貸金業規制法等改正案が、財務金融委員会の審査を経て、11月30日の本会議で可決され、12月13日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、前国会に提出され継続審査となっていた、憲法改正手続を定める国民投票法案については、憲法調査特別委員会に小委員会が設置され、具体的なテーマ毎の審査が行われたが継続審査となったほか、「ねんきん事業機構」の新設や国民年金保険料の未納防止対策等を盛り込んだ社会保険庁改革関連法案は、国民年金保険料の不正免除問題などが相次ぎ発覚したことを踏まえ、社会保険庁改革そのものを抜本的に見直すこととなり、審査未了となった。

※　委員会における審査等については、「第３委員会の概況」参照

北朝鮮に対する我が国の対応

北朝鮮の地下核実験実施発表を受け、「北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案」が10月10日の本会議において可決された。参議院においても、同趣旨の決議案が、11日の本会議で可決された。

また、今年７月の北朝鮮の弾道ミサイル発射を受け、政府が特定船舶入港禁止法に基づき発動した経済制裁（北朝鮮の貨客船「万景峰92号」の入港禁止等）の承認案件について、国土交通委員会の審査を経て、10月19日の本会議で承認され、11月８日の参議院本会議において承認された。

さらに、地下核実験実施発表を受けた経済制裁の第２弾として発動した、外為法及び特定船舶入港禁止法に基づく追加制裁（北朝鮮からの輸入及び船舶の入港禁止等）の承認案件について、経済産業委員会及び国土交通委員会の審査を経て、それぞれ12月５日及び８日の本会議で承認され、12月13日及び15日の参議院本会議において承認された。

その他

召集日に先立つ９月25日、自由民主党安倍晋三総裁と公明党神崎武法代表との間で連立政権維持に関する合意が交わされた。

９月30日、公明党大会が開かれ、神崎代表の後任に太田昭宏幹事長代行が新代表に選出された。

10月２日、「国民新党・日本・無所属の会」の会派名が「国民新党・無所属の会」に変更された。

11月９日、災害対策特別委員会において、同月７日に発生した北海道佐呂間町における竜巻被害状況等について、政府から説明を聴取した後、同日及び21日に質疑が行われた。なお、15日には、被害状況等調査のための委員派遣が行われた。

会期末

会期末の12月15日、本会議において、会期を19日まで４日間延長することが議決された後、タウンミーティングでのやらせ質問による世論誘導、教育基本法改正の強行等を理由に民主、共産、社民、国民の４会派共同で提出された安倍内閣不信任決議案が否決された。

会期最終日の12月19日、本会議において閉会中審査の手続や請願採択等が行われ、第165

回国会は終了した。

成立した主な法律案等

本国会成立した法律案は、内閣提出が18件、議員提出が７件であった。前記以外の主なものとしては、内閣提出法律案では、国際協力機構法改正案、統一地方選特例法案、関税暫定措置法改正案、感染症予防法改正案、信託法案、著作権法改正案等である。また、議員提出の法律案では、入札談合等関与防止法改正案、政治資金規正法等改正案、観光立国推進基本法案等である。

条約では、日・フィリピン経済連携協定など２件が承認された。

第164回国会開会式

(2) 行政改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(行革推進法案)

我が国の行政改革の目的は、国や地方の行政機関の組織の簡素合理化、事務事業の効率化、職員数や給与の適正化等によって、行政の効率化や行政費用の抑制を図ることであり、その取組は、戦前・戦中・戦後を通じて累次にわたり行われてきた。

近年では、平成８年11月に、国の行政機関の再編及び統合の推進に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議することを目的とした「行政改革会議」が設置され、翌９年12月、①内閣の機能強化、②中央省庁の再編、③減量・効率化の推進（独立行政法人制度の創設等)、④行政の透明化（政策評価の導入等）等について同会議の最終報告が取りまとめられた。これを踏まえ、平成10年６月に、「中央省庁等改革基本法」が成立し、平成13年１月から新しい省庁体制に移行した。

また、省庁再編前の平成12年12月には、「行政改革大綱」が閣議決定され、平成17年までのおおむね５年間を集中改革期間として、様々な分野の行政改革を集中的・計画的に進めることとされた。

平成13年４月に発足した小泉内閣においても、行政改革については、不断に取り組むべき課題であり、構造改革の重要な柱の一つとして強力に推進していく必要があるとして、平成16年12月には、中期的な改革の方針である「今後の行政改革の方針」が閣議決定された。さらに、平成17年12月、今後、「簡素で効率的な政府」への道筋を確かなものとするために推進・続行すべき行政改革の重要課題として、①政策金融改革、②政府関係法人の見直し、③特別会計改革、④総人件費改革、⑤政府資産・債務改革、⑥社会保険庁改革、⑦規制改革・民間開放の推進、⑧政策評価の改善・充実、⑨公益法人制度改革などを主な内容とする「行政改革の重要方針」が閣議決定された。そして、「行政改革の重要方針」で定める改革の着実な実施のための基本的な改革の方針、推進方策等が盛り込まれた本法律案は、平成18年３月10日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

(イ) 公益法人制度改革関連３法案

民間非営利法人は、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供しており、公益法人は、こうした民間非営利法人の中核として大きな役割を果たしてきた。一方で、明治29年の民法制定以来、制度の抜本的な見直しが行われておらず、また、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であるなどの指摘がなされており、「行政改革大綱」において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」が行政改革の重要課題の一つとして位置付けられた。

当初は、いわゆる行政委託型公益法人等の見直しが進められていたが、平成13年４月の「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」（行政改革推進事務局）において、「公益法人制度の抜本的改革の必要性」について言及されているように、公益法人制度全体の抜本的改革に向けた検討が進められることとなった。

平成14年３月に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」では、公益法人制度を抜本的かつ体系的に見直すこととされ、①平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称)」を策定すること、②平成17年度末までを目途に法制上の措置を講じることなどが決定された。

これを受けて、平成15年６月に、平成16年末までを目途に制度の枠組みなどについて具体化することとした「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定された。そして、平成16年11月に取りまとめられた「公益法人制度改革に関する有識者会議」による報告書に基づき、制度の枠組みを具体化するための作業が進められた。「今後の行政改革の方針」の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」について、①公益法人の設立に係る許

可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離すること、②公益性の有無にかかわらず準則主義により設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること、③民間有識者からなる委員会の意見に基づき公益性を判断する仕組みを創設すること等が示され、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指すとされた。

その後、「行政改革の重要方針」において、「法案を平成18年通常国会に提出する」こと等が決定され、平成18年３月10日、公益法人制度改革関連３法案は閣議決定され、同日、国会に提出された。

（ウ）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（市場化テスト法案）

「市場化テスト（官民競争入札制度）」とは、「透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官と民が対等の立場で参加する競争入札を実施し、価格と質の両面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度」とされ、公共サービス全般の必要性や効率性を見直す手法として総合規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議においてその導入が検討されてきた。

平成17年３月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進３か年計画（改定）」において、「市場化テスト」の本格的導入に向けた法的枠組みも含めた制度の整備を検討する方針が打ち出され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年６月21日閣議決定）においても、「公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、『公共サービス効率化法（市場化テスト法）案』（仮称）を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する」とされた。

こうした閣議決定に基づき、規制改革・民間開放推進会議は、平成17年９月27日に「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて－公共サービス効率化法（市場化テスト法）案の骨子等－」を公表した。さらに同年12月21日に決定・公表された「規制改革・民間開放の推進に関する第２次答申」において、法案の早期提出を求めた上で、市場化テストの対象とすべき分野として、社会保険庁関連業務やハローワーク関連業務等が挙げられた。

「行政改革の重要方針」においては、「『公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）』を平成18年通常国会に早期に提出する」とされており、本法律案は平成18年２月10日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）行政改革関連５法案（内閣提出）

ａ　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念、改革の重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等重要事項を定める。

主な内容は、①国及び地方公共団体は簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する旨を規定、②平成20年度において政策金融機関の組織・機能を再編成し、貸出残高の対ＧＤＰ比半減を平成20年度中に実現、③平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人の見直し、④特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図り、今後５年間で総額20兆円程度財政健全化に寄与、⑤国家公務員の５年間で５％以上の純減、地方公務員の５年間で4.6％以上の純減の要請、給与制度の見直し等による総人件費改革、⑥国の資産規模の対ＧＤＰ比を今後10年間でおおむね半減する等国の資産及び債務の管理の在り方の見直し、⑦公務員制度改革等関連諸制度の改革との連携、⑧行政改革推進本部の設置等である。

ｂ　公益法人制度改革関連３法案

（ａ）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（設立の登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備する。

（ｂ）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する。

主な内容は、①公益社団法人及び公益財団法人の認定制度の創設、②公益認定の基準、③公益法人の遵守事項、④公益法人の監督等である。

（ｃ）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定の整備や所要の経過措置を定める。

主な内容は、①中間法人法の廃止、②民法、非訟事件手続法の一部改正、③その他約300の法律についての規定の整備等である。

ｃ　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他の必要な事項を定める。

（イ）国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（松本剛明君外５名提出）

国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革について、その基本理念、重要課題及び各重要課題の解決のための改革の基本方針等重要事項を定める。

主な内容は、①事務事業の見直し及び地方分権の強力な推進、②財政改革、③政策金融改革、④独立行政法人制度の見直し、⑤特別会計改革、⑥公務員制度改革、⑦官製談合の防止その他の契約事務の適正化等のための措置、⑧国会による行政の監視及びこれに係る立法に関する機能の充実強化を図るため行政監視院の設置、⑨行政刷新会議の設置等である。

ウ　審議経過

行政改革関連５法案のうち**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案**は平成18年２月10日に提出された。残る各法律案は、３月10日に提出され、同月23日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、行政改革関連５法案は行政改革に関する特別委員会（同月16日に設置）に付託された。

同委員会においては、同月29日、提案理由の説明を聴取し、４月３日から質疑に入り、同月10日は公務員制度改革及び公益法人制度改革、11日に特別会計改革、資産・債務改革及びいわゆる市場化テスト法案、13日には政策金融改革その他全般についての集中審議がそれぞれ行われ、17日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。

また、４月13日にいわゆる対案として提出された、**国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案**については、同日、行政改革に関する特別委員会に付託され、同月18日、提案理由の説明を聴取し、同日及

び19日に質疑が行われた。

４月19日の質疑終局後、自民、民主及び公明の共同提案により、**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案**に対して、第３条（基本理念）に「競争の導入による公共サービスの改革は公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って行う」旨を明記する内容の修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。

討論・採決の結果、**国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案**は否決すべきものと議決され、行政改革関連５法案のうち**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案**を除く各法律案は賛成多数でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと議決され、**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案**は賛成多数で修正議決すべきものと議決された。

なお、行政改革関連５法案に対しそれぞれ附帯決議が付された。

４月20日の本会議において、**国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案**は否決され、行政改革関連５法案のうち**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案**を除く各法律案は可決され、**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案**は修正議決された。

参議院においては、５月26日の本会議で、行政改革関連５法案はいずれも可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

行政改革関連５法案に対する主な質疑事項は、①行革推進法案の目的及び改革の今後の見通し、②政策金融が果たしてきた役割及び機能維持の必要性、③特別会計の廃止及び統合の見通し、④公務員の純減目標の設定根拠等総人件費改革の在り方、⑤独立行政法人制度の評価、⑥国の資産・債務改革の取組、⑦公共調達における随意契約の適正化、⑧市場化テストの在り方及び我が国の公共サービスの将来像、⑨公益法人改革の意義及び特定非営利活動法人を対象外とした経緯、⑩公務員の再就職管理の適正化等であった。

国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に対する主な質疑事項は、①各分野の改革の実現可能性、②地方分権の基本的考え方、③官製談合防止の必要性等であった。

(3) 医療制度改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

我が国の医療保険制度は、昭和36年の国民皆保険体制の確立により、すべての国民が保険証一枚でいつでもどこでも医療を受けることができ、健康と高額な費用負担から家計を守る制度として大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、いわゆるバブル経済崩壊後の経済不況により国民所得の伸びが１％前後と低迷する中にあっても、急速な高齢化の進展、医療技術の高度化等により、老人医療費を中心に国民医療費は毎年１兆円規模で増加（近年の制度改正の影響を除くと対前年度比３～４％の増加）を続け、医療保険各制度の財政構造を赤字体質に陥らせていた。このため、医療保険制度の抜本的な見直しが議論される一方で、保険給付率の削減等を内容とする制度改正が繰り返し実施されてきたが、今後においても更なる高齢化の進展等に伴う医療費の増加が見込まれており、持続可能な医療保険制度の構築が喫緊の課題となっていた。

また、医療サービスの内容についても国民の関心は高まっており、医療安全対策の充実、利用者の利便性向上に向けた医療情報の開示・ＩＴ化の推進、救急医療体制の充実など

患者の視点に立った質の向上と、医療費の適正化に向けた効率的な医療提供体制の再構築も急務となっていた。

（ア）医療保険制度の改正議論

医療保険制度の体系的な見直しについては、現行の老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度の創設という課題が残されていた。新たな高齢者医療制度の枠組みについては、高齢者を独立の保険制度とする案、現役世代に加入していた制度に継続して加入する案など様々な提案が関係団体から出されていたが、それぞれの提案にはメリット・デメリットがあることから、関係者間の合意が得られずにいた。政府は、平成14年の健康保険法等の改正に当たり、新たな高齢者医療制度の創設を含む医療制度改革の基本方針を平成14年度中に示すことを附則に明記した。この規定を受け、平成15年３月に医療保険制度体系等についての「基本方針」が閣議決定され、新たな高齢者医療制度については、75歳以上の者を被保険者とする新たな医療制度を創設するとともに、65～74歳の高齢者の医療費について各医療保険の保険者間における負担の不均衡を調整する制度を創設すること、制度改革の実施時期を平成20年度として、平成18年には関連する法律案を国会に提出することが示された。

他方、政府の経済財政諮問会議を中心に、増加を続ける医療費の適正化に向けた方策の検討も進められた。医療費の適正化策については、医療費の増加を経済成長の範囲内に自動的に抑える仕組みを導入すべきとの意見が出される一方で、過度の医療費適正化策は医療サービスの質を低下させることから慎重に対応すべきとの意見が出され、議論が続けられていた。こうした中、厚生労働省においては、疾病予防への取組強化による患者数の減少や効率的な医療提供体制の再構築による平均在院日数の短縮を図り、計画的かつ国民に分かりやすい形で医療費適正化を進める方策の検討が進められた。

（イ）医療提供体制の改正議論

医療サービスの提供体制の整備は、医療保険制度と同様に医療制度を支える重要な柱である。厚生労働省は、これまでも限りある医療資源を有効に活用すべく、効率的な医療提供体制の再構築に向けて、入院医療の体制整備や医療情報の提供体制の整備など、医療機関の機能の分化と連携の推進、在宅医療の推進等に取り組んでいた。しかし、その一方で医療事故が後を絶たない状況、医療機関の間に技術格差が存在する状況、特定の地域や診療科における医師が不足している状況等が明らかになり、より一層の医療安全対策の充実や医療情報の公開などの医療サービスの質の向上を求める国民からの意見も次第に強くなった。

このため、より患者の視点に立ち、利便性の高い効率的な医療提供体制の構築に向け、厚生労働省内に設置された検討会等で、医療機関に関する情報の提供体制の制度化や都道府県における医療相談体制の制度化、医療機関の整備等に関して都道府県が策定する医療計画制度の見直し、医療安全支援センターの制度化などの多方面にわたる制度改正の検討が進められた。

（ウ）医療制度改革案の決定

平成18年の医療制度改革の実現に向けて、厚生労働省は、関係審議会、検討会等における議論を踏まえつつ、医療保険制度、医療提供体制の両面にわたる改正事項等を取りまとめた「医療制度構造改革試案」を作成し、平成17年10月に公表した。その後、この「試案」をたたき台にして関係方面との調整が行われ、政府・与党の医療改革協議会において、同年12月１日に「医療制度改革大綱」が取りまとめられた。この中で、懸案の医療費適正化方策については、医療給付費を経済成長の範囲内に自動的に調整する仕組みは設けず、疾病予防対策等への取組方策と医療費の見通しを明示した医療費適正化計画を国等が策定し、実際の医療費の伸びを検証してその後の施策の見直しを行う仕組みを導入することとされていた。

その後、平成18年度予算の政府原案決定過程で、翌年の医療給付費に影響を及ぼす診療報酬の改定幅がマイナス3.16％と決定され、小児・産科医療や在宅医療の分野のほか、ＩＴ化の推進等に対して重点的に配分する一方、慢性期の入院医療などを適正化する方向で診療報酬の改定作業が行われることとなった。

これらを受けて政府は、今後の高齢化の進展等による増加が見込まれる医療保険給付費の抑制を図り、医療保険制度の持続的かつ安定的運営を図ることを目的とする**健康保険法等の一部を改正する法律案**及び患者本位で効率的な医療提供体制の構築を図ることを目的とする**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案**を取りまとめ、第164回国会に提出した。

一方、民主党は、患者が安心、納得して医療が受けられ、また、地域において健康管理、医療保険制度及び医療提供体制の整備が完結する医療制度の実現を目指すことなどを内容とする「民主党医療制度改革」を取りまとめた。そして、現在の医療制度における様々な課題を改善するための**小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案**及び**医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案**を取りまとめ、第164回国会に提出した。

イ　関連議案の概要

（ア）健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

a　生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のため、国が示す基本方針に即し、国及び都道府県が計画（計画期間５年）を策定すること

b　現役並みの所得がある高齢者の患者負担を２割から３割に引き上げるなど保険給付の内容・範囲の見直しを行うこと

c　75歳以上の後期高齢者の保険料、現役世代からの支援及び公費を財源に、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営する新たな後期高齢者医療制度を創設すること。また、65～74歳の前期高齢者に係る医療費について各保険者の加入者数に応じて負担する財政調整制度を創設すること

d　政府管掌健康保険の保険者を新たに設立する全国健康保険協会とし、都道府県ごとの医療費を反映した保険料率を設定するなどの医療保険者の再編・統合を推進すること

等である。

（イ）良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

a　都道府県が医療機関等に関する情報を集約し、分かりやすく住民に情報提供し、住民からの相談等に適切に応じる仕組みを制度化すること

b　脳卒中、がん、小児救急医療等事業別の具体的な医療連携体制を医療計画に位置付けるなど医療計画制度を見直し、医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供体制を構築すること

c　へき地や、小児科、産科などの診療科における医師の偏在問題に対応するため、都道府県の「医療対策協議会」を制度化し、地域における医師確保の推進を図ること

等である。

（ウ）小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出）

小児医療を取り巻く状況の変化等により国民が必要とする小児医療の提供の確保が困難となっている現状にかんがみ、良質かつ適切な小児医療を効率的に提供する体制の確保等を図るため、小児医療提供体制の確保に関す

る基本方針及び医療計画の策定並びにその実施に必要な国の財政上の措置等について定めようとするものである。

（エ）医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供､相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外３名提出）

医療を受ける者の尊厳が保持され、医療を受ける者の理解と自己決定に基づいた良質かつ適切な医療の提供を促進するため、医療を受ける者に対する医療に関する情報の提供についての基本的な事項、相談支援に関する必要な事項、医療事故等の原因究明等安全な医療を確保するための必要な事項等について定めようとするものである。

ウ　審議経過

内閣提出の２法律案は、平成18年２月10日に提出され、また、民主提出の２法律案は４月４日に提出された。４月６日の本会議において４法律案についての趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月７日、４法律案について提案理由の説明を聴取し、12日から質疑に入った。同月25日及び26日には、離島診療所医師や小児科勤務医のほか､患者団体、医師会、労働団体の各代表、学者など12名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。また、５月８日には、福岡県及び福島県においていわゆる地方公聴会が開催された。同月17日には、小泉内閣総理大臣に対する質疑が行われた後、内閣提出の２法律案について質疑終局の動議が提出され、可決された。次いで、採決の結果、内閣提出の２法律案はいずれも賛成多数で可決すべきものと議決された。

同月18日の本会議において、内閣提出の２法律案は可決された。

参議院においては、６月14日の本会議で内閣提出の２法律案は可決され、成立した。

なお、民主提出の２法律案は、衆議院において審査未了となった。

エ　主な質疑事項

内閣提出の２法律案に対する主な質疑事項は、①見通しが困難な医療費の将来推計を基に医療費抑制策を議論することの妥当性、②医療費適正化を推進するための健康診査の受診率向上に向けた具体的な取組方策、③メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の診断基準や医療費抑制効果の科学的根拠を十分に議論しないまま生活習慣病対策を徹底することの妥当性、④療養病床の再編成で患者が追い出されることがないよう十分な支援策を講じる必要性、⑤就業構造の変化に対応するため健保・国保を統合した地域単位の保険制度を創設すべきとの意見に対する厚生労働省の見解、⑥新設される後期高齢者支援金を各保険者が拠出しなければならない法的根拠、⑦医師の需給について診療科別及び開業医と勤務医別の必要数並びに不足数を公表する必要性、⑧医師の適正な配置に向けての医師のライフコース等を考慮した総合的な取組の必要性、⑨医師不足が深刻な小児科等で多い女性医師の再就職に向けた研修など総合的な支援策の必要性、⑩厚生労働省が取り組む小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の実効性に対する懸念等であった。

また、民主提出の２法律案に対する主な質疑事項は、①勤務医の過酷な労働条件を改善し、患者が安心して医療を受けることができるよう国が主導して体制整備を行う必要性、②小児科医療の緊急対応策として設置することとしている地域小児センターの概要及び保護者が抱える育児不安等への対応方針、③国民の医療に対する安心・信頼を確保する観点から医療に関する情報提供を推進する必要性、④医療事故等が発生した際の医療現場における問題点を調査する必要性等であった。

(4) 金融商品取引法制関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) いわゆる投資サービス規制の構築

金融ビッグバンによる規制緩和や金融技術の進展などを背景に、これまでになかった新たな金融商品が、既存の利用者保護法制の対象となっていないものも含め、次々と販売されるようになってきた。このような新たな金融商品については、詐欺的な販売が行われる例が見られたことから、これまでに、平成16年６月の証券取引法改正により、組合形態の投資ファンドの持分が証券取引法の適用対象となったほか、同年12月の金融先物取引法改正により、外国為替証拠金取引に対する投資者保護規制が導入された。しかし、包括的・横断的な法制が不備の状態の下での後追い型の対応では、投資者保護に限界があることが従来から指摘されてきた。

また、証券会社や銀行など既存の金融機関が、他の業法に基づく商品を業態の枠を超えて取り扱う傾向が見られるほか、異なる法律に基づく商品の内容が類似してきたり、複数の法律にまたがるような商品を提供したりする動きが見られるなど、金融サービスの融合化が進展してきた。

このような金融環境の変化を踏まえ、金融審議会は累次にわたり包括的・横断的な投資者保護法制を構築すべく議論を行い、平成17年12月22日、第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（以下「投サ法報告」という。）を取りまとめ、「幅広い金融商品について、包括的・横断的な制度を整備することで、これまで利用者保護法制の対象となっていなかった隙間を埋めるとともに、規制構造を柔構造化しつつ、規制の簡素化・明確化や商品設計の自由化を図ることにより、金融イノベーションを促進することが重要である」旨を提言した。

(イ) 開示制度の見直し

a　四半期報告制度の整備

近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、企業業績も短期間で大きく変動するようになってきている。こうした状況下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められることから、全国の証券取引所において四半期開示が段階的に導入されてきた。

このように、四半期開示は、実務面での対応が進んできているが、金融審議会の「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」は、平成17年６月28日、「今後の開示制度のあり方について」を取りまとめ、「取引所における四半期開示のみでは、開示情報に虚偽記載等がある場合であっても、罰則は適用されず、損害を被った投資者に対する証券取引法上の民事責任規定も適用されない。また、四半期開示を発行登録制度上の参照書類と位置付けていくことの必要性等も考えると、証券取引法上も、四半期報告制度を整備していくべきである」旨を提言した。そして「投サ法報告」も四半期報告を制度化することが適当であるとした。

b　内部統制報告制度の整備

平成16年10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載問題など不適正な事例が相次いで判明した。これを受け、金融審議会は、同年12月に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」を取りまとめ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士等による監査の在り方について、「諸外国の実例や我が国の会社法制との整合性等にも留意しつつ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を早急に図るべきである。これを通じて、会社代表者による確認書制度の活用を促していくとともに、当該基準に示された実務の有効性や諸外国の状況等を踏まえ、その義務化の範囲や方法等が適切に判断されるべきである」と提言した。

この提言を受け、金融庁は、任意の制度として導入されている経営者による確認書制度の活用を促すとともに、経営者による評価の

基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化につき検討することとした。

企業会計審議会は、平成17年12月に内部統制部会報告「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」を取りまとめ、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を公表した。そして「投サ法報告」は、内部統制部会報告書を踏まえ、内部統制報告制度を整備することが適当であるとした。

ｃ　公開買付制度等の見直し

近時、我が国における企業の合併・買収件数は急速に増加しており、企業買収の一手段である公開買付件数も増加傾向にある。またその態様についても多様化している。合併・買収に関するこれらの動きは、公開買付けの手続において買付者や対象会社等に株主・投資者に対してどこまで情報の提供を求めていくか、公開買付けを利用した合併・買収の一連の過程において株主・投資者間の公平をどこまで追及していくか等の論点を提起することとなった。

金融審議会は、「公開買付制度等ワーキング・グループ」を設置し検討を行った結果、平成17年12月21日、「公開買付制度等のあり方について」を取りまとめ、投資者への情報提供の充実や買付者間の公平性確保のほか、脱法的な態様の取引への対応、大量保有報告制度における特例報告の見直し等についての提言を行った。そして、「投サ法報告」も同提言を踏まえ、公開買付制度等に関する必要な見直しを行うことが適当であるとした。

（ウ）取引所制度の整備

取引所の組織の在り方については、株式会社化により、ガバナンスの強化、資金調達の円滑化・多様化などのメリットが期待されるとして、平成12年の証券取引法改正で取引所の株式会社化が認められた。

その後、平成15年12月の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、取引所が株式会社として営利性を有しつつ、取引所として求められる公共性を果たしていくための望ましい組織の在り方について、「自主規制業務の遂行体制としては、他の業務から独立して行われるよう担保すべきである」との観点から、「資本関係のない別法人」、「親子・兄弟法人」、「同一法人内の別組織」の３つの類型が示され、「制度的な手当が必要であれば、選択肢が用意されていることが望ましい」と指摘された。

金融審議会は、最近の状況変化や海外の動きも踏まえ、自主規制機能の適正な遂行を確保する観点から、取引所における組織形態の在り方について検討を行った結果、「投サ法報告」において、「取引所を取り巻く環境や、市場の開設者が自らの市場をどうデザインしていくかとの方針は、取引所によって異なり得るものであることから、自主規制機能を担う組織については、別法人におくことや、独立性を高めた上で同一法人内におく方式など、市場の開設者が自らの判断により選択できる制度とすることが考えられる」と提言した。

（エ）課徴金・罰則規定の見直し

証券取引法における課徴金制度は、平成16年に有価証券届出書の虚偽記載、風説の流布・偽計取引、相場操縦行為、インサイダー取引について導入され、平成17年に有価証券報告書の虚偽記載についても導入された。

近時、証券市場において、大量の買い注文を出しながら、売買が成立する直前に取り消して株価を意図的に吊り上げる「見せ玉」行為が横行しているとの指摘がなされ、金融審議会は、「投サ法報告」において、「見せ玉」行為を課徴金等の対象とする旨の提言を行った。

また、ライブドア事件を契機とし、平成18年２月、自由民主党及び公明党は、証券取引法の規制の実効性確保の観点から、違反行為に対する罰則の引上げを提言した。

イ　関連議案の概要

（ア）証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外６名提出）

内閣府設置法に基づき、内閣府の外局とし

て、証券取引委員会を新たに設置するとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定める。

（イ）証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

ａ　投資サービス規制

証券取引法の題名を「金融商品取引法」に改め、集団で投資を行う契約（集団投資スキーム）に関する包括的な定義規定を設けることによって、規制対象商品を拡大することとする。また、証券業の名称を「金融商品取引業」に改め、販売・勧誘、資産運用・助言及び資産管理をすべて本来業務とした上で、その内容に応じて業規制を整備するとともに、業務の内容及び対象顧客に応じた行為規制の適用の柔軟化を行うこととする。

ｂ　開示制度

四半期報告制度に関しては、上場会社等に対し、四半期に一度、当該会社の属する企業集団の経理の状況等を記載した四半期報告書の提出を義務付けることとする。

内部統制報告書制度に関しては、上場会社等に対し、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書の提出を義務付けることとする。

公開買付制度に関しては、公開買付規制の適用範囲の明確化、買付者が競合する場合における公開買付けの義務化、公開買付けの買付条件の変更等の柔軟化、意見表明報告書の提出の義務化、対象者の請求に基づく公開買付期間の延長及び全部買付けの義務化等を行うこととする。

大量保有報告書制度に関しては、機関投資家等の特例報告の提出頻度等の見直しを行うこととする。

ｃ　取引所制度

金融商品取引所（現行の証券取引所及び金融先物取引所）は、自主規制業務の遂行の独立性を確保するため、自主規制法人又は自主規制委員会を設けることができることとする。また、株式会社形態の金融商品取引所の主要株主規制として、20％を超える議決権の取得・保有を原則として禁止することとする。

ｄ　課徴金・罰則

顧客による「見せ玉」行為を新たに課徴金の対象とし、証券会社の自己計算による「見せ玉」行為を新たに課徴金及び刑事罰の対象とする。また、開示書類の虚偽記載、風説の流布・偽計取引、相場操縦行為及びインサイダー取引等に対する罰則の法定刑を引き上げる。

（ウ）証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律及び金融先物取引法を廃止するとともに、金融商品の販売等に関する法律等72法律の規定の整備等を行う。

ウ　審議経過

証券取引委員会設置法案は、平成18年２月３日に、**証券取引法等の一部を改正する法律案**及び**証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、３月13日に提出された。４月14日の本会議において、３法律案について趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月18日、提案理由の説明を聴取した後､21日から質疑が行われ、28日、５月10日及び12日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。10日には、内閣提出の両法律案に対し、商品取引所法における主務大臣に内閣総理大臣を加えること等を内容とする修正案が民主から提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案と一括して質疑が行われた。12日、質疑を終局し、討論・採決の結果、**証券取引委員会設置法案**は否決された。また、内閣提出の両法律案に対する修正案はいずれも否決され、両法律案はいずれも賛成多数で原案のとおり可決

すべきものと議決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

同月16日の本会議において、**証券取引委員会設置法案**は否決され、内閣提出の両法律案はいずれも可決された。

参議院においては、６月７日の本会議で、内閣提出の両法律案はいずれも可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①集団投資スキーム（ファンド）に対する規制、②取引所の自主規制機能、③課徴金及び罰則規定の見直し、④商品先物取引に対する規制、⑤証券取引等監視委員会の機能強化、⑥公開買付制度及び大量保有報告制度の見直し、⑦四半期報告制度の法定化、⑧内部統制報告制度の在り方、⑨一般投資家と特定投資家の区分、⑩金融経済教育の必要性等であった。

(5) 農政改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）食料・農業・農村基本法の成立

旧農業基本法の下では、農産物価格安定政策が講じられてきた。この政策は、農業所得の確保に強く配慮した運用がなされた結果、需給事情や消費者ニーズが農業者に的確に伝わらず、農業者の経営感覚の醸成を妨げ、需給のミスマッチを招いた面があったと指摘されている。また、国際的な潮流も、農産物の価格形成に市場原理を活用し、市場歪曲性を低めていく方向となっている。

こうしたことから、平成11年７月に公布・施行された食料･農業･農村基本法において、農産物の価格が需給事情や品質の評価を適切に反映して形成されるよう、価格政策を見直すとともに、価格政策の見直しに伴う価格の著しい変動が育成すべき農業経営に与える影響を緩和するための措置を講ずることとされた。

（イ）旧基本計画と経営政策の検討

平成12年３月、農政推進の基本指針である「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。この中で、「育成すべき農業経営を個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から、農産物の価格の変動に伴う農業収入又は所得の変動を緩和する仕組み等について、今後、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況、農業災害補償制度との関係等を勘案しながら検討を行う」こととされた。

これを踏まえ、農林水産省は、平成13年８月、「農業構造改革推進のための経営政策」を取りまとめた。この中で、今後特に重点的に講じていく施策の一つとして「構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減するセーフティネットの整備」を掲げた。

（ウ）新たな基本計画と「経営所得安定対策等大綱」の決定

食料・農業・農村基本計画は、おおむね５年ごとに見直しをすることとされており、平成17年３月、新たな基本計画が閣議決定された。この中で、「我が国農業の構造改革を加速化するとともに、ＷＴＯにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する」こと（品目横断的政策への転換）が明記された。

農林水産省は、新基本計画を策定後、新たな経営安定対策の導入等について検討を進め、平成17年10月、「経営所得安定対策等大綱」を取りまとめた。この中で、新たな経営安定対策である「品目横断的経営安定対策」の詳細を明らかにするとともに、併せて、米の生産調整支援策の見直し等に係る「米政策改革推進対策」と資源・環境対策として「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」が示された。

（エ）農政改革関係法案（閣法）の提出

以上の経緯を経て、平成18年２月24日、品目横断的経営安定対策の導入等を柱とする**農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案**及び**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案**が、内閣から国会に提出された。

（オ）農政等改革基本法案（衆法）の提出

政府提出の農政改革関係法案の対案として、民主党から３月16日、**食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案**が、国会に提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）

国民に対する食料の安定供給の確保に資するため、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、認定農業者等の担い手の経営全体に着目してその安定を図るために必要な交付金を交付する措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

a　対象農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょのように、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要であって、相互の組合せによる生産が広く行われているものとすること

b　対象農業者は、認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織（一定の要件を満たす集落営農）であって、その耕作の業務の規模が一定の基準に適合する等の要件を満たすものとすること

c　我が国の地理的条件が悪いこと等に起因する諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産物のうち、その生産費が販売価格を上回るものについて、両者の差額に応じ、次の交付金を交付するものとすること

(a) 過去の一定期間における平均生産面積に応じて交付する交付金

(b) 毎年の生産量・品質に応じて交付する交付金

d　豊凶変動等による対象農産物に係る収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、自ら一定の積立てを行っていることを要件として、収入減の一部を補てんする交付金を交付するものとすること

e　交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、不正の手段で交付金の交付を受けた者に対し交付金の返還を命ずるとともに、必要な場合にはその徴収ができるものとすること

等である。

（イ）砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

新たな農業経営安定対策への転換に対応し、需要に即した生産をより一層促進するため、砂糖及びでん粉の原料作物の最低生産者価格を廃止し、生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金を交付するとともに、でん粉について、砂糖と同様の価格調整を行う仕組みを創設する等の措置を講じようとするものである。

（ウ）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

主要食糧である麦について、新たな農業経営安定対策への転換に対応し、国の関与の在り方を見直しつつ、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図るため、国内産麦の政府無制限買入制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定し、これに基づき麦の輸入及び備蓄を行うこととする等の措置を講じようとするものである。

（エ）食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）

将来における世界的な食料の供給の不足が

予想される中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、必要な数量の農産物及び水産物の主たる部分を国内で生産できるようにすること及び食料の安全性を確保すること等が緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法を制定しようとするものであり、その主な内容は、

a　国は、食料自給率について、10年後に50%、将来においては60%を目標とするものとすること

b　国及び地方公共団体は、米、小麦、大豆及び菜種等を、主要農産物とし、生産数量の目標を定めるものとすること

c　国及び地方公共団体は、販売を行う農業者に対して、単年度当たりおおむね１兆円を目途とする直接支払を行うものとし、米の生産調整は廃止するものとすること

d　国及び地方公共団体は、集落が行う農地等の保全管理等の取組を支援するものとすること

e　国は、農業への参入要件の緩和及び食料の備蓄の推進等のため、必要な施策を講ずるものとすること

f　国は、水産資源に関する調査及び研究、漁獲限度量の割当て、これに伴う漁業者への直接支払及び漁業権等の見直し、漁場環境の保全、水産資源の保存及び管理のための輸入の制限、漁場生産力の向上に取り組んだ漁業集落に対する直接支払等の施策を講ずるものとすること

g　国は、加工食品等の原料原産地の表示の義務付け、輸入検疫体制の強化、主要な輸入食料に対する輸入先国での査察等の施策を講ずるものとすること

等である。

ウ　審議経過

上記イ(ア)、(イ)及び(ウ)の３法律案は、平成18年２月24日に、イ(エ)の法律案は、３月16日に提出された。イ(ア)及び(エ)の２法律案は、３月17日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、イ(イ)及び(ウ)の２法律案とともに農林水産委員会に付託された。

同委員会においては、同月23日、提案理由の説明を聴取し、４月５日、12日、20日、５月11日、16日及び17日、質疑が行われた。４月19日には、宮崎県及び北海道において、いわゆる地方公聴会が開催された。同月26日には、農業法人経営者、集落営農、専業農家、消費者団体の関係者、ジャーナリストなど８名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。５月11日には、公聴会を開催、精糖業界の関係者、農業団体の関係者、学者、農家の４名の公述人からの意見聴取及び公述人に対する質疑が行われた。

５月17日、質疑を終局し、討論・採決の結果、イ(エ)の法律案は否決すべきものと議決され、イ(ア)、(イ)及び(ウ)の３法律案は賛成多数でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと議決された。

５月18日の本会議において、イ(エ)の法律案は否決され、イ(ア)、(イ)及び(ウ)の３法律案は可決された。

参議院においては、６月14日の本会議で、イ(ア)、(イ)及び(ウ)の３法律案は可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

上記イ(ア)、(イ)及び(ウ)の３法律案に対する主な質疑事項は、①我が国農業構造の将来展望、②品目横断的経営安定対策が農業構造改革推進に果たす役割及び食料自給率の向上に資する効果、③「担い手」を限定することの是非及び農村社会二極化への懸念、④対象農家数及び対象農地面積の見通し、⑤対象農産物を限定していることの妥当性、⑥地域振興を図る上で集落営農が果たす役割の重要性、⑦「過去の生産実績に基づく支払」が農地流動化の支障となることへの懸念、⑧収入変動影響緩和対策が大規模農業者の経営安定に資する効果に対する疑義、⑨非担い手に対する米価下落影響緩和対策の必要性、⑩新たな米の需給調整システムの実効性確保策、⑪農地・水・環境保全向上対策の営農活動への支援を地域振興施策として位置付けることの妥当性、⑫さとうきび及びでん粉原料用かん

しょの経営安定対策の対象要件及び支援水準の考え方、⑬かんしょでん粉工場の再編合理化の現状及び支援の必要性、⑭麦の輸入における売買同時契約（ＳＢＳ方式）の導入による効果等であった。

イ(エ)の法律案に対する主な質疑事項は、①食料自給率目標の達成に向けた具体策、②食料自給率目標の積算根拠とその妥当性、③生産数量目標の国内需要及び国土条件との整合性、④直接支払に係る対象農産物の考え方、⑤農業構造改革の推進を図る上での本法律案の位置付け及び構造改革を阻害するとの意見に対する反論、⑥米の生産調整を廃止した場合における稲作経営への影響、⑦米の棚上げ備蓄における保管方法、財政負担及び処理方法、⑧農業の多面的機能に対する評価の施策上の位置付け、⑨漁業者への直接支払の具体的内容、⑩個別漁獲割当制度導入を含め漁業権制度を抜本的に見直す必要性、⑪食の安全・安心の確保についての基本的考え方等であった。

(6) 中心市街地活性化関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

中心市街地は、様々な都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくんできた「街の顔」であった。しかし、近年、モータリゼーションの進展、消費者のライフスタイルの変化等を背景に、中心部の居住人口の減少、空き店舗の増加など、中心市街地の空洞化が深刻になってきている。

こうした中心市街地を取り巻く環境変化には、大型店に対する規制も影響を与えてきた。1990年代までは、大規模小売店舗法（大店法）の下、国が主体となって、開店日、店舗面積、閉店時刻、休業日数について大型店と中小小売業者との調整を行ってきた。しかし、①大店法では、大型店の立地の適否の判断や交通、騒音、廃棄物など周辺の生活環境問題に対応できなかったこと、②中小小売業の事業機会確保の観点からも調整政策の有効性が問われ始めたこと、③日米構造協議において規制緩和の一環として大店法廃止の強い要求を受けたこと、等を背景に、同法は段階的な規制緩和が図られ、平成12年５月に廃止された。

これに先立ち、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（平成10年７月施行）において、市町村のイニシアティブのもと、まちづくり事業と商業活性化を車の両輪とする施策が講じられるとともに、改正都市計画法（平成10年11月施行）において特別用途地区制度が多様化され、立地コントロールが可能となった。また、大規模小売店舗立地法（平成12年６月施行、以下「大店立地法」という。）によって交通渋滞、駐車・駐輪場問題、ゴミ問題、騒音問題等周辺地域の生活環境保持を図ることとなり、これら３法律がまとまって商業調整からまちづくりへと政策転換が図られた(「まちづくり三法」と総称)。

しかしながら、まちづくり三法施行後も中心市街地における人口や商店数等の減少傾向に歯止めがかからず、中心市街地を取り巻く環境はますます厳しくなっていった。

平成16年９月、経済産業省産業構造審議会流通部会及び中小企業政策審議会商業部会は、まちづくり三法の関連施策の評価・検討及び大店立地法の指針の見直しの検討のため合同会議を立ち上げ、14回の審議、25名の有識者からのヒアリングを経て、平成17年12月26日、「中間報告～コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して～」を取りまとめた。本報告では、人口減少や高齢化、車社会化が進むなか、「持続的な自治体財政」と「コミュニティの維持」を共に実現するため、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」、いわゆるコンパクトシティを提示している。

また、特に地方都市においては、中心部における地価高騰や周辺部における工場跡地、放棄農地など遊休地の増大等を背景に、学校、

庁舎、病院等の公共公益施設及び複合型ショッピングセンター等の大型商業施設が、工業系の用途地域や用途地域が指定されていない郊外の地域へと移転・立地していったことにより、都市機能が拡散し、中心市街地の空洞化や都市における公共投資の非効率性が問題とされるようになった。そのため、平成17年６月及び７月に諮問を受けた国土交通省社会資本整備審議会は、平成18年２月１日、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。(第１次答申)」及び「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方について」を答申した。両答申では、多くの人にとって暮らしやすい都市の実現のために、都市計画・建築規制の強化や開発許可の見直しによる広域的都市機能の適正立地を図る一方、中心市街地活性化の見直しや「街なか居住」の推進等により中心地に機能集積を誘導する支援方策の実施を提案している。

これらを受けて政府は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、**中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案**を提出するとともに、都市の秩序ある整備を図り、中心市街地の再生を図ることを目的として**都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案**を第164回国会に提出した。(大店立地法については改正せず。)

イ　関連議案の概要

(ア) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

本法律案は、中心市街地の活性化に関する基本理念等を定めるとともに、市町村が作成し内閣総理大臣による認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置等を集中的に講じるものであり、その主な内容は、

a　中心市街地の活性化についての基本法的性格を反映するため、題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改めること

b　中心市街地の活性化のための基本理念として、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を掲げることとし、地方公共団体等地域の関係者の取組及び国の支援の在り方について規定するとともに、国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を創設すること

c　内閣に中心市街地活性化本部を設置するとともに、市町村が作成した基本計画について、内閣総理大臣による認定制度を創設し、認定された基本計画に基づく取組に対して国が集中的かつ効果的に支援すること

d　市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、中心市街地整備推進機構、商工会又は商工会議所その他の多様な民間主体等により組織される中心市街地活性化協議会を法制化すること

e　認定された基本計画に基づいて行われる事業に対する支援措置として、土地区画整理事業の換地特例の拡充、中心市街地共同住宅供給事業の創設、中心市街地整備推進機構等による公共空地等の管理制度の創設、大規模小売店舗立地法の特例の創設、共通乗車船券の特例の創設等を行うこと

等である。

(イ) 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本法律案は、広域的に都市構造に影響を与えるような大規模集客施設（床面積10,000㎡超の店舗、映画館等）に対し、その立地を制限することにより、都市機能の適正立地を図るなど中心市街地の活性化に資することを目的とするものであり、その主な内容は、

a　大規模集客施設について、立地可能な用途地域を６から３へ限定するとともに、非線引き都市計画区域及び準都市計画区域内の白地地域内においては、原則として立地不可とすること

b　大規模集客施設の立地を制限された都市計画区域内において、市町村の判断により、

用途を緩和する地区計画(開発整備促進区)を定めることができること

ｃ　都市計画区域外における土地利用規制について、広域的な観点から判断できるように、準都市計画区域の指定権者を市町村から都道府県とすること

ｄ　市街化調整区域内における計画的大規模開発の許可に関する例外規定を廃止するなど開発許可制度を見直すこと

ｅ　まちづくりの推進に関し知見を有する団体等を都市計画の提案権者に追加すること

等である。

ウ　審議経過

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案は、平成18年２月８日に提出された。３月16日の本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、４月５日、提案理由の説明を聴取した後質疑に入り、７日に国土交通委員会との連合審査会、12日に栃木県宇都宮市において、官民一体となったまちづくりの取組や大型店の出店状況についての視察等を行った。18日、学識経験者やタウンマネージャー等４名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた後、21日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して、附帯決議が付された。

同月25日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、５月31日の本会議で可決され、成立した。

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案は、平成18年２月８日に提出された。３月16日の本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、国土交通委員会に付託された。

同委員会においては、同月17日、提案理由の説明を聴取し、29日に、質疑に入るとともに、同日、本法律案の審査に資するため、群馬県前橋市及び伊勢崎市において、中心市街地の商店街における空き店舗の状況や郊外に立地する大規模商業施設の視察等を行った。４月４日、自治体の首長及び学識経験者の４名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、５日、質疑を終局した。

同月11日に、共産、社民の共同提案により、大規模集客施設が立地規制される用途地域に準工業地域を追加すること、大規模集客施設の規模要件を厳格化すること、開発整備促進区を定める地区計画制度を認めないこと、都市計画の提案権者の範囲の拡大を認めないことなどを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して、附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、５月24日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案に対する主な質疑事項は、①これまでのまちづくり三法が果たしてきた役割、②基本計画の認定基準の具体的内容、③市町村の個性が活かせる基本方針の在り方、④中心市街地活性化協議会の機能及び構成、⑤中心市街地活性化事業に係る事前・事後評価の在り方、⑥中心市街地活性化施策と都市計画（ゾーニング）との整合性、⑦中心市街地活性化本部の役割及び実効的な機能の確保、⑧コンパクトシティ実現のための街なか居住促進の方途、⑨地権者のまちづくりへの参加促進、⑩まちづくりにおける有能な人材確保の必要性等であった。

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①中心市街地衰退の原因及び活性化策、②準都市計画区域の指定実績が低い理由、③中心市街地の活性化策と公共交通機関の整備を一体的に進める必要性、④本法律案

による今後のまちづくりの方向性、⑤大規模集客施設の郊外立地規制が消費者の利便性を損なう懸念、⑥施行までの１年６月の間に大規模集客施設の駆け込み立地が行われる可能性、⑦本改正案による中心市街地活性化の実効性、⑧立地規制される大規模集客施設の床面積を10,000㎡超とした理由、⑨都市計画制度の総点検の必要性、⑩床面積が10,000㎡以下の店舗についても立地規制する必要性等であった。

(7) 建築基準法制関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) 構造計算書偽装問題の概要

本問題は、姉歯秀次・元一級建築士（注：一級建築士資格は平成17年12月７日に抹消）が構造計算書の偽装を行った設計による建築確認申請をイーホームズ㈱、日本ＥＲＩ㈱等の指定確認検査機関や特定行政庁が審査の中で見逃したことにより、耐震強度の著しく劣るマンションやホテルが多数建てられたというものである。本問題の背景には、マンション建築主の㈱ヒューザー、施工業者の木村建設㈱、元請設計会社の平成設計㈱、ホテルの開業指導を行う㈱総合経営研究所などがかかわっていた。

平成17年11月17日、国土交通省は「姉歯建築設計事務所による構造計算書の偽造とその対応について」を公表した。国土交通省によれば、イーホームズから構造計算書の偽装に関する第一報を受けたのは、同年10月26日である。その直後には問題の実態が十分に把握されていなかったが、情報収集・分析を進めた結果、11月８日時点で大幅な偽装が竣工済みの物件に及んでいるおそれがあると判断され、緊急の対策に着手した。17日の時点で、偽装の疑いのある物件は21件であった。

その後、姉歯建築設計事務所が業務を行った全物件の把握及びそれらの構造安全性の確認を進めたところ、明らかとなった構造計算書偽装の件数は増え続けていった。姉歯元建築士が関与した物件205件のうち100件において「問題あり」という調査結果が出ている（注：「問題あり」とされた100件のうち姉歯元建築士による偽装は99件であり、残る１件は他の設計者におけるミスと考えられる理由により耐震基準を満たしていない物件である。）。

また、姉歯元建築士は関与していないが、木村建設、ヒューザー、平成設計、総合経営研究所が関与している物件についても併せて調査を行ったところ、８件が構造計算書に「問題あり」とされた（サムシング㈱による偽装３件、ミスによる熊本市内の物件２件、㈱田中テル也構造計画研究所、㈱ふなもと設計及び本田建築デザイン事務所各１件）。その結果、姉歯元建築士及び姉歯物件に関係していた業者の関与した物件における問題ありの物件は12月５日現在108件となっている。

さらに、サムシングが関与したこのほかの物件や札幌の浅沼良一・元二級建築士が関与した物件などにおいても構造計算書に偽装や誤りがあることが判明している。

(イ) 今般の改正に至る経緯

ａ　本問題への対応等

平成17年11月18日、国、地方公共団体及び関係特定行政庁は、構造計算書偽造問題対策連絡協議会（名称を途中で「構造計算書偽装問題対策連絡協議会」へ改称）を組織し、当面、17日に公表された21物件の対策を優先して、安全性の確認と入居者等への連絡、居住者の受入住宅等、姉歯建築設計事務所が関与した他の建築物に関する調査、処分・告発、再発防止策等の対応を行うこととなった。本協議会では、関係機関間において、情報の共有、今後の対応に関する協議等が行われた。

さらに、本問題は、国の所管が国土交通省に限らず、関係省庁間での連携協力が必要となることから、情報交換及び情報共有を目的として、11月25日、関係省庁連絡会合が開催されることとなった。

ｂ　社会資本整備審議会等における検討

平成17年12月12日、北側国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」の諮問が行われた。本件が付託された建築分科会において、平成18年２月24日、「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について　中間報告」が取りまとめられた。

また、国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」が設置され、平成18年２月８日に中間報告が、４月６日には最終報告がそれぞれ取りまとめられた。

なお、社会資本整備審議会建築分科会においては、平成18年４月24日から基本制度部会を再開し、「中間報告」において「引き続き検討すべき課題」とされた建築士制度の見直し等の検討に着手し、８月31日に答申を取りまとめた。また、国土交通大臣の私的諮問機関として「住宅瑕疵担保責任研究会」を発足させ、新築住宅の売主等に課せられた瑕疵担保責任履行の実効を確保するための具体的な仕組みについての技術的な検討を行い、同研究会は平成18年７月18日に報告書を取りまとめている。

ｃ　国会での取組

本問題が公表されてから、国会においても事実関係や原因の究明、被害者対策・再発防止策の検討等のため、現地視察、政府に対する質疑、参考人質疑（３回）、証人喚問（２回）等が精力的に行われた。第164回国会閉会中の６月21日には、国土交通委員会が姉歯証人に対する偽証告発を行ったところである。

（ウ）関連議案の提出

これら社会資本整備審議会の報告等を踏まえ、政府は、第164回国会の３月31日、早急に講ずべき施策等について制度改正を行うべく、**建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

また、民主党は、対案として４月27日に**居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

さらに、社会資本整備審議会の答申を踏まえ、政府は、第165回国会の10月24日、建築士制度の見直し等を行うべく、**建築士法等の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

イ　関連議案の概要

（ア）建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

建築物の安全性の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

ａ　建築基準法の一部改正

(a) 建築主事等は、一定の建築物に係る確認申請を受理した際に都道府県知事による構造計算適合性判定を求めなければならないこと

(b) 建築主は、階数が３以上である共同住宅の建築等の工事において、特定の工事が終了する都度、建築主事の検査を申請しなければならないこと

(c) 特定行政庁は、必要があると認めるときは、指定確認検査機関に対する立入検査等を行うことができること

(d) 構造耐力に関する規定等に違反した建築物の設計者等に対する罰則を強化すること

ｂ　建築士法の一部改正

(a) 国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士に対し、懲戒等の処分をしたときは、その旨を公告しなければならないこと

(b) 建築士は、非建築士等に自己の名義を利用させてはならず、建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならないこと

(c) 非建築士等に自己の名義を利用させた建築士等に対する罰則の追加等罰則を強化すること

ｃ　建設業法の一部改正

建設工事の請負契約の締結に際し、工事の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結等の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならないこと

ｄ　宅地建物取引業法の一部改正

(a) 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業の

相手方等に対して、保証保険契約の締結その他の措置等の有無等を説明し、その内容を記載した書面を交付しなければならないこと

(b) 相手方の判断に重要な影響を及ぼす事項の不実告知等に対する罰則の強化等を行うこと

等である。

（イ）居住者･利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（長妻昭君外４名提出）

居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a　建築基準法の一部改正

(a) 建築主事等は、一定の建築物に係る確認申請を受理した際に都道府県知事による構造計算適合性判定を求めなければならないこと

(b) 建築主は、建築物の建築等の工事において、特定の工事が終了する都度、建築主事の検査を申請しなければならないこと

(c) 指定確認検査機関は、株式の所有等特別の関係がある建築主については、確認検査ができないこと

(d) 構造耐力に関する規定等に違反した建築物の設計者等に対する罰則を強化すること

b　建築士法の一部改正

(a) 建築士となる資格を有する者が建築士となるには、日本建築士連合会による建築士名簿への登録を受けなければならないこと

(b) 建築士会及び日本建築士連合会を法人として設立し、建築士及び建築士法人は建築士会の、建築士、建築士法人及び建築士会は日本建築士連合会の会員となること

(c) 非建築士等に自己の名義を利用させた建築士等に対する罰則の追加等罰則を強化すること

c　建設業法の一部改正

広告及び契約の締結に際し交付すべき書面に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結の有無等を記載しなければならないこと

d　宅地建物取引業法の一部改正

(a) 広告、契約の締結に際し交付すべき書面等に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結の有無等を記載しなければならないこと

(b) 相手方の判断に重要な影響を及ぼす事項の不実告知等に対する罰則の強化等を行うこと

等である。

（ウ）建築士法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

建築物の安全性の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a　建築設計の専門分化を踏まえ、一定規模の建築物の設計に当たって、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認を義務付けること

b　建築士の資質、能力の向上を図るため、建築士試験の受験資格の見直し、建築士に対する定期講習の受講の義務付けを行うこと

c　建築士事務所の業務の適正化を図るため、管理建築士の要件を強化するとともに、設計・工事監理の契約締結前に、管理建築士等による一定の重要な事項の説明を義務付けること

d　建築士事務所の団体による自律的な監督体制の確立を図るため、建築士事務所協会等を法定化し、当該協会において苦情解決や研修等の業務を実施すること

e　建築士及び建築士事務所の登録、名簿の閲覧等の事務の効率化を図るため、国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けた機関がこれらの事務を行うことができること

f　建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の建設工事の一括下請負を禁止すること

等である。

ウ　審議経過

上記イ(ア)の法律案は、第164回国会、平成18年３月31日に、イ(イ)の法律案は、４月27日にそれぞれ提出された。４月28日の本会議において両案について趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、国土交通委員会に付託された。

同委員会においては、５月10日、提案理由の説明を聴取し、12日から質疑に入った。16日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、24日に質疑を終局した。同日、討論・採決の結果、イ(イ)の法律案は否決すべきものと議決され、イ(ア)の法律案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

25日の本会議において、イ(イ)の法律案は否決され、イ(ア)の法律案は可決された。

参議院においては、６月14日の本会議で、イ(ア)の法律案は可決され、成立した。

また、上記イ(ウ)の法律案は、第165回国会、10月24日に提出され、11月13日、国土交通委員会に付託された。同委員会においては、11月15日、提案理由の説明を聴取し、28日から質疑に入った。29日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、質疑を終局した。同日、採決の結果、本法律案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して、附帯決議が付された。

30日の本会議において、本法律案は、可決された。

参議院においては、12月13日の本会議で、可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

上記イ(ア)の法律案に対する主な質疑事項は、①次期国会に抜本的対策としての法案を提出する方針の有無、②構造計算書偽装問題を受けた法改正の全体像、③本法律案に盛り込まれなかった課題と今後の対応方針、④再発防止に資する建築士制度の免許更新及び資格の在り方、⑤構造計算書適合性判定機関の役割を果たせる機関の数とその実効性、⑥指定構造計算適合性判定機関制度を導入する理由、指定する機関のイメージ及び現行の指定確認検査機関を指定する可能性の有無、⑦建築士の団体加入を義務付けなかった理由、⑧耐震偽装による分譲マンション居住者への支援措置に関する予算措置の内容及び法令上の根拠並びに他の欠陥住宅被害者との公平性、⑨特定行政庁による指定確認検査機関への立入検査を実効性あるものとするための対策、⑩構造計算の大臣認定プログラムに関する問題点とその対応等であった。

イ(イ)の法律案に対する主な質疑事項は、①消費者の立場に立った考え方及び法案制定に至った経緯、②確認済証等の交付権限を特定行政庁に限定することによる、二重審査となる非効率性、申請者の負担増の懸念、③現行の建築確認体制下において、すべての建築物に中間検査を義務付けることの実現可能性、④広告での保険等加入の有無に関する表示義務付けについての所見等であった。

イ(ウ)の法律案に対する主な質疑事項は、①本法律案が目指している建築士像、②構造計算書偽装問題の総括及び原因に関する冬柴国土交通大臣の見解、③本法律案により不良不適格な建築士が制度上排除される仕組み、④建築士試験の受験資格の見直しの具体的内容と現在就学中の学生への影響、⑤構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士に必要な実務経験の量・質の把握の方法、⑥建築士の能力向上に資するための定期講習等の在り方、⑦指定登録機関が国及び地方公共団体の天下り先となる懸念、⑧建設工事の一括下請負禁止規定に違反した場合の措置及び今回の見直しにおける実効性確保策、⑨建築士の報酬基準を業務実態に即して見直す必要性、⑩建築士の資格団体への加入義務化の必要性と今後の見通し、⑪受験資格見直し等の政府案に対する参考人の評価等であった。

(8) アスベスト問題関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) アスベスト問題の顕在化

アスベストとは、天然に産出する鉱物繊維のことで、その類いまれな特徴（不燃性、抗張力、耐摩耗性等）があり、非常に安価なため、古くから断熱材等に用いられてきた。その一方で、アスベストには、飛散しやすく、人体組織に刺さりやすく、いったん刺さると排出や変質することなく長期に人体にとどまるといった大きな危険性がある。

我が国においてアスベスト問題が最初に広く注目されたのは、昭和62年頃である。アスベストの不法投棄事件などをきっかけに、アスベストの健康に対する危険性が注目されるようになった。また、同時期に、学校校舎へのアスベストの使用実態が明らかになり、「学校パニック」とも呼ばれ、アスベストの危険性が広く知られるところとなった。しかし当時は、その対策が不十分なまま終わり、社会的関心も次第に薄れていってしまった。

再びアスベストの有害性が注目されるようになったのは、平成17年６月、大手機械メーカーである株式会社クボタ（以下「クボタ」という。）が、同社員や関係社員のうちアスベストが原因で発症する可能性がある「中皮腫」や「肺がん」などで死亡した人がいることを明らかにしてからのことである。

そして、このクボタの公表以後、各企業がアスベストによる健康被害の実態を次々に公表し、アスベストは再び大きな社会問題となった。

(イ) 政府及び企業の対応

政府においては、平成17年７月以降、アスベスト問題に対応するため、関係各省庁による「アスベスト問題に関する関係省庁会議」が随時開かれた。また、「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が同年７月から12月にかけて計５回開かれ、政府全体としての対応が協議された。そして、12月に開かれた第５回会合では、「アスベスト問題に係る総合対策」として、「隙間のない健康被害者の救済」、「今後の被害を未然に防止するための対応」、「国民の有する不安への対応」が取りまとめられ、新たな法的措置を講ずることが決められた。

一方、アスベストにより健康被害者を出した企業では、被害者への支援に乗り出す企業も現れ、クボタは、石綿疾病の医療・研究を支援する基金を創設することを表明した。

また、クボタでは、従来より従業員の被害者に対し支援（在職中に石綿疾病で死亡し労災認定された場合は3,200万円の支給）を行う一方、公表以後、周辺住民の被害者に対しても200万円の見舞金（弔慰金）を支払っている。さらに、被害の拡大等の実情を踏まえ、新たな対策（労災認定された社員と同等の対策等）をとることとした。

(ウ) アスベスト規制の経緯

アスベストに関する規制は、工場等事業場の中の労働環境とその周辺の生活環境との２種類に分類できる。前者には、工場等事業場における労働者の健康保護を目的とした「労働安全衛生法」等がある。後者には、住宅地など周辺環境における大気汚染の防止を目的とした「大気汚染防止法」等がある。

我が国の対策は、当初、労働者の健康被害に関する対策として行われ、その後、一般住民の健康への危険性が懸念されるようになると、大気汚染防止法による規制が行われるようになった。

労働者の健康対策は、昭和50年代から、耐火用の被覆材などとして吹き付けられるアスベストの使用禁止などが行われ、平成７年には、発がん性の高い青石綿と茶石綿の製造、輸入、使用が労働安全衛生法施行令の改正により全面的に禁止された。

平成16年には、比較的毒性が低いとして使用等が認められてきた白石綿が１％を超えて含有される製品についても労働安全衛生法施行令により規制対象とされた。また、平成17年には、労働安全衛生法に基づいて、建築物等の解体時の粉じん飛散防止対策などを業者

に義務付ける石綿障害予防規則が施行された。

一方､一般住民への健康被害対策としては、平成元年、大気汚染防止法によりアスベストの排出規制が行われ、その後、規制値（濃度基準値）はアスベストを使用した製品を製造している工場等の敷地境界濃度に定められた。

平成17年には、アスベストが使用されている建築物の解体等の作業によるアスベスト粉じんの飛散防止を図るため、同法施行令が改正（面積要件の撤廃等）された。

（エ）法律案の提出等

以上のようなアスベスト問題の現状等を背景として､第164回国会において､アスベストによる健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置等を内容とする**石綿による健康被害の救済に関する法律案**及び工作物の解体等の作業によるアスベストの飛散の防止、アスベストを添加した建築材料の使用の制限、アスベストが含まれる廃棄物の無害化処理の促進等を内容とする**石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案**が、内閣から提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）石綿による健康被害の救済に関する法律案（内閣提出）

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための新たな法的措置を講ずるもので､その主な内容は、

a　石綿による健康被害の救済のため支給される給付は、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金とし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が支給するものとすること

b　機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため石綿健康被害救済基金を設けるものとすること

c　労災保険適用事業主等から一般拠出金を、また、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主から特別拠出金を、毎年度、徴収するものとすること

d　厚生労働大臣は、死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給するものとすること

等である。

（イ）石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の措置を講ずるもので、その主な内容は、

a　石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についてもその解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する措置を講ずるものとすること

b　地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法第５条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもってその財源とすることができるものとすること

c　建築物は、石綿の建築材料からの飛散による衛生上の支障がないよう、建築材料に石綿を添加しないこと等とすること

d　石綿が含まれている廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理を行う者等は、当該処理の内容及び当該処理施設が基準に適合していること等について、環境大臣の認定を受けることができることとすること

等である。

ウ　審議経過

石綿による健康被害の救済に関する法律案及び**石綿による健康等に係る被害の防止のた**

めの大気汚染防止法等の一部を改正する法律案の両法律案は、平成18年１月20日に提出された。同月27日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、環境委員会に付託された。

同委員会においては、同日、両法律案について提案理由の説明を聴取した後、同日及び31日、質疑が行われ、質疑を終局した。質疑終局後、**石綿による健康被害の救済に関する法律案**に対して、民主から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、内閣の意見を聴取した後、討論・採決の結果、修正案は否決され、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。次に、**石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案**について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

同31日の本会議において、両法律案はいずれも可決された。

参議院においては、２月３日の本会議で両法律案はいずれも可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する主な質疑事項は、①石綿を使用した建築物の使用実態及び石綿による健康被害の発生状況、②全事業主が負担する一般拠出金の事業者負担額、③石綿健康被害に関する健康相談の実施状況、④石綿ばく露のおそれのある住民への健康診断の実施状況及び健康診断を実施する自治体への財政支援、⑤諸外国における石綿の規制状況並びに健康被害の実態及び支援策、⑥国による総合的な健康被害者対策の推進、⑦療養手当の被害者救済上の性格と特殊事情に配慮した通院費等の加算支給、⑧国による石綿規制措置の経緯と全面的な石綿禁止措置を採らなかった国の責任、⑨石綿含有家庭用品に関する情報の国民への周知と石綿含有家庭用品廃棄物の適正処理等であった。

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①石綿含有家庭用品を産業廃棄物扱いとして処理すべきこと、②石綿に係る大気環境基準が設定されていない理由及び一般環境における濃度調査の実施、③労働安全衛生法に基づく指導・監督状況及び同法の違反状況とその原因、④大気汚染防止法による工作物解体時の監視方法及び違反した場合の罰則の内容、⑤石綿廃棄物の直接埋立てと溶融無害化処理との費用比較及び無害化処理への誘導策、⑥石綿を使用する工場等発生源以外における環境測定の実施状況、⑦大気汚染防止法改正案と建築基準法でいう「工作物」の定義上の異同、⑧産業廃棄物マニフェストにおける非飛散性石綿廃棄物の記載欄の整備等であった。

(9) 教育基本法の改正関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

教育基本法は、戦後の我が国の教育の基本を確立するため、昭和22年に施行された。同法は、教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定めており、学校教育法や社会教育法などの教育諸法の根本法となるものである。これまで、何度か見直しへ向けた検討が図られてきたが、制定以来60年近くの間、一度の改正も行われてこなかった。

（ア）教育改革国民会議

教育基本法の本格的改正へ向けて大きな弾みとなったのは、小渕内閣総理大臣（当時）が、21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育の在り方について検討するため、私的諮問機関として、平成12年３月に設置した教育改革国民会議の提言「教育改革国民会議報告　―教育を変える17の提案―」（同年12月）の一つに、教育基本法の見直しが盛り込

まれたことである。

同報告書では、①新しい時代を生きる日本人の育成、②伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重・発展、③教育振興基本計画策定に関する規定、の３つの観点から、教育基本法の見直しについて提言がなされている。

（イ）中央教育審議会

平成13年11月、教育改革国民会議報告を踏まえて、遠山文部科学大臣（当時）は、社会状況が大きく変化し、教育全般について様々な問題が生じている今日、教育の根本にまで遡って教育の在り方を見直すことが必要との考えから、中央教育審議会に対して、「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について諮問した。

中央教育審議会は、基本問題部会を設置し、審議を重ねた後、平成14年11月、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（中間報告）」を取りまとめた。その後中央教育審議会は、同報告に対する国民各層の意見を幅広く聴取するため、一日中央教育審議会（公聴会）の開催や有識者、教育関係団体等からの意見聴取を経て、平成15年３月、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）」を取りまとめ、同文部科学大臣に提出した。

答申では、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方として、現行法の普遍的な理念は大切にしつつ、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、「信頼される学校教育の確立」、「『知』の世紀をリードする大学改革の推進」、「家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進」、「『公共』に主体的に参画する意識や態度の涵養」、「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」といった理念や原則を明確にすべきであるとの提言がなされている。また、教育の基本理念や基本原則の再構築とともに、具体的な教育制度の改善と施策の充実とが相まって、初めて実効ある教育改革が実現されるとの認識の下、教育の根本法である教育基本法に根拠を置いた教育振興基本計画を策定する必要があるとの提言がなされている。

（ウ）与党における教育基本法に関する検討

与党において、教育基本法の改正は、極めて重要な問題であるとの認識の下、平成15年５月、「与党教育基本法に関する協議会」が設置され、その下に設けられた「与党教育基本法に関する検討会」において検討が進められた。

平成16年１月に開催された第４回の与党教育基本法に関する協議会以降は、名称を「与党教育基本法改正に関する協議会」（以下「協議会」という。）及び「与党教育基本法改正に関する検討会」（以下「検討会」という。）に改め、教育基本法の改正という目標を明確にして、さらに議論が続けられたが、特に「愛国心」をめぐる表現と「宗教教育」の規定に「宗教的情操の涵養」を加えることの是非が争点とされた。

同年６月に取りまとめられ、公表された「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について（中間報告）」では、新しい教育基本法に盛り込むべき項目として、前文のほか18項目の内容が示される一方で、さらに検討を要する論点も示された。また、愛国心の表現について、「郷土と国を愛し」と「郷土と国を大切にし」が両論併記され、宗教教育については、現行法の条文に「宗教に関する一般的な教養」を加えた表現が示された。その後も、検討会を開催し、引き続き、残された論点について議論された。

平成18年１月、前年８月以降開かれていなかった協議会が再開され、検討会において検討を継続することとされた。

同年４月13日、協議会は検討会における70回の議論を踏まえ、①教育基本法の改正法案は、議員立法ではなく、政府提出法案であること、②改正方式については、一部改正ではなく、全部改正によること、③教育基本法は、教育の基本的な理念を示すものであって、具体的な内容については他の法令に委ねること、④簡潔明瞭で、格調高い法律を目指すことを前提とし、前文及び18項目からなる「教育基

本法に盛り込むべき項目と内容について（最終報告）」を取りまとめ公表した。

最終報告では、前文に「公共の精神の尊重」「伝統の継承」が明記され、焦点となっていた「愛国心」の表現については、教育の目標として、「我が国と郷土を愛する態度を養う」とされ、宗教教育については、中間報告と同様「宗教に関する一般的な教養」を加えた表現が示された。

この最終報告に基づいて、条文化された**教育基本法案**は、同月28日、内閣提出法律案として国会に提出された。

（エ）民主党における教育基本法に関する検討

民主党では、党の教育ビジョンや教育基本法の在り方について議論を進めるため、平成12年３月、「教育基本問題調査会」（以下「調査会」という。）を設置し、平成13年２月には、教育基本法の理念の実現、発展を目指すことを盛り込んだ「21世紀の教育のあり方について（中間報告）」をまとめた。

平成16年11月からは、調査会に設置された作業部会において、教育基本法の在り方について議論を重ねた。

平成17年４月、作業部会で議論を整理し、中間報告となる「新しい教育基本法の制定に向けて」（草案）をまとめ、宗教的情操教育の尊重、就学前教育や高等教育の無償化推進、現場の主体性重視等が盛り込まれた。一方、「愛国心」に関する文言の明文化については賛否が分かれたため両論表記とされた。

平成18年４月、調査会に「教育基本法に関する検討会」を設置した。５月12日、同検討会は、教育基本法改正案に対する民主党の見解を取りまとめた「日本国教育基本法案（新法）要綱」（民主党「教育基本法に関する検討会」案）を発表した。その中で、愛国心については、「日本を愛する心を涵養」と前文に盛り込み、宗教教育については、「宗教的感性の涵養」と表現した。

「日本国教育基本法案（新法）要綱」は、同月15日に開催された調査会総会において、原案どおり了承され、同要綱に基づいて条文化された**日本国教育基本法案**が、同月23日、鳩山由紀夫君外６名から国会に提出された。

なお、改正方式については、内閣提出法律案が全部改正としているのに対し、民主党案は、現行法を廃止した上で、新法を制定することとしている。

イ　関連議案の概要

（ア）教育基本法案（内閣提出）

我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、時代の要請にこたえる我が国の教育の基本を確立するため、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画の策定について定める等のもので、その主な内容は、

a　この法律においては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにすること

b　教育の目的及び目標について、現行法にも規定されている「人格の完成」等に加え、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い」、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」こと、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」こと等について新たに規定すること

c　教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等を規定すること

d　教育の実施に関する基本について定めることとし、現行法にも規定されている義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について新たに規定すること

e　教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定すること

等である。

（イ）日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出）

新たな文明の創造を希求し、未来を担う人間の育成について教育が果たすべき使命の重要性にかんがみ、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は、

a　教育の使命として、人間の尊厳と平和を重んじ、生命の尊さを知り、真理と正義を愛し、美しいものを美しいと感ずる心を育み、創造性に富んだ、人格の向上発展を目指す人間を育成すると同時に、日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統、文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求すること

b　何人に対しても、生涯にわたって、学ぶ権利を保障すること

c　国及び地方公共団体は、それぞれの子どもに応じた教育の機会及び環境の確保・整備を図るものとし、国は、普通教育の最終的責任を有すること

d　幼児期の教育及び高等教育について、無償教育の漸進的な導入に努めること

e　生命及び宗教に関する教育について、生の意義と死の意味の考察、宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得、宗教の意義の理解及び宗教的感性の涵養は、教育上尊重されなければならないこと

f　地方公共団体が行う教育行政は、その長が行わなければならないことと規定するとともに、その設置する学校には、保護者等が参画する学校理事会を設置し、主体的・自律的運営を行うものとすること

g　教育予算の安定的確保のため、公教育財政支出について、国内総生産に対する比率を指標とすること

h　教育基本法（昭和22年法律第25号）は、廃止すること

等である。

ウ　審議経過

教育基本法案は、第164回国会、平成18年４月28日に提出された。教育基本法案を審査するため、５月11日に教育基本法に関する特別委員会（以下「教育基本特」という。）が設置された。

同月16日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、教育基本特において、提案理由の説明を聴取した。

日本国教育基本法案は、同月23日に提出され、同日、教育基本特に付託された。24日、提案理由の説明を聴取した後、両案を一括して質疑に入った。

第164回国会では、小泉内閣総理大臣（当時）の出席を求めての質疑のほか、３回にわたり計12人の参考人から意見を聴取するなど、約50時間の質疑が行われたが、両案は会期中に結論を得るに至らず、継続審査となった。

第165回国会では、10月25日、両案について、再度、提案理由の説明を聴取した後、30日から両案を一括して質疑に入り、安倍内閣総理大臣の出席を求めての質疑のほか、11月８日及び13日に、計６か所において、いわゆる地方公聴会を開催し、同月９日には、参考人から意見を聴取した。同月15日には、午前に公聴会を開催し、午後、安倍内閣総理大臣に対する質疑が行われた後、**教育基本法案**について質疑終局の動議が提出され、可決された。次いで討論・採決の結果、**教育基本法案**は原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月16日の本会議において、**教育基本法案**は可決された。（教育基本特、本会議ともに野党（民主、共産、社民、国民）は欠席した。）

参議院においては、12月15日の本会議で、**教育基本法案**は可決され、成立した。

なお、12月13日、**教育基本法案**及び**日本国教育基本法案**について、発言が行われた後、**日本国教育基本法案**は、議決を要しないものと議決された。

エ　主な質疑事項

教育基本法案に対する主な質疑事項は、①改正の必要性、②「個人の尊厳」を引き続き規定した理由、③我が国と郷土を愛する「心」

ではなく「態度」と規定した理由、④我が国を愛する態度について児童生徒に対して評価がなされる懸念、⑤教育行政の最終責任の所在、⑥義務教育年限の規定の削除により義務教育年限が短縮される懸念、⑦家庭教育を規定した理由及び関連する法律を整備する考えの有無、⑧「宗教教育に関する一般的教養」を追加規定した理由及び学校教育における指導方針、⑨「不当な支配に服することなく」の定義及び改正案においても残した理由、⑩教育振興基本計画を規定した理由等であった。

日本国教育基本法案に対する主な質疑事項は、①「日本を愛する心を涵養」を前文で規定し条文化しなかった理由、②国及び地方公共団体の学校教育に関する権限の範囲、③「宗教的感性の涵養」の意味、④教育委員会制度廃止の有無、⑤「不当な支配」を削除した理由、⑥教育に対する公財政支出の確保についての規定内容等であった。

そのほか、いじめによる自殺問題、高等学校における必履修科目の未履修問題、教育改革タウンミーティングをはじめとしたタウンミーティングの不適切な運営問題が議論された。

(10) 防衛庁の省移行関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

我が国の防衛を担当する行政組織を省に移行すべきとの議論は、昭和29年に保安庁が廃止され、総理府の外局として防衛庁が発足して以来、繰り返し議論されてきた。

第一次防衛力整備計画が終了し、我が国の防衛力の一応の骨格が整った昭和39年には、防衛庁を省にするための「防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたものの、当時の政治情勢により国会提出には至らなかった。

その後、平成９年の橋本内閣において設置された行政改革会議の中でも議論された。

同会議の最終報告において、「現行の防衛庁を継続する」とする一方、「別途、新たな国際情勢の下におけるわが国の防衛基本問題については、政治の場で議論すべき課題である」と結論付けられた。

平成13年には「防衛省設置法案」が議員提出法律案として提出され、翌14年12月、自民・公明・保守の与党３党により、いわゆる有事法制成立後において、防衛庁の「省」移行を最優先課題として取り組むことが合意された。しかしながら、平成15年10月の衆議院解散に伴い、同法律案は廃案となった。

平成17年11月以降、「与党安全保障プロジェクトチーム」を軸に、自民・公明の関係部会で議論され、①関連法案は内閣より提出すること、②関連法案に国際平和協力活動などの本来任務化を盛り込むこと、③関連法案に安全保障会議に対する内閣総理大臣の諮問事項として国際平和協力活動などに関する重要事項を明示することを盛り込むこと、④省の名称は「防衛省」とすること、⑤関連法案に平成19年度に防衛施設庁の廃止・統合などの措置を実施することを盛り込むことなどの方向性が示された。

このような議論を経て、政府は**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**を第164回国会に提出した。

イ　関連議案の概要

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛庁を防衛省とするなど、「防衛庁設置法」、「自衛隊法」、「安全保障会議設置法」等の一部を改正するもので、その主な内容は、

ａ　防衛庁設置法の一部改正

(a) 防衛庁を防衛省とすること

(b) 防衛省の長は、防衛大臣とすること

ｂ　自衛隊法の一部改正

(a) 自衛隊法上の内閣の首長としての「内閣総理大臣」の権限については変更せず、内閣府の長としての「内閣総理大臣」につい

ては、これを「防衛大臣」と改めること
(b) 国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動等を自衛隊の本来任務として位置付けること
c　安全保障会議設置法の一部改正
安全保障会議の諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項及び自衛隊の国際平和協力活動に関する重要事項を明示すること
等である。

ウ　審議経過

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、第164回国会、平成18年６月９日に提出され、同月16日、院議により安全保障委員会の閉会中審査に付された。第165回国会において９月26日に同委員会に付託され、10月27日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

同委員会においては、同日、本法律案について提案理由の説明を聴取し、11月９日から質疑に入った。同月24日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。同月30日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。また、この間、「防衛施設庁問題等」及び「非核三原則等我が国の安全保障」についての審議が行われた。

同日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、12月15日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①内閣府の長としての内閣総理大臣の権限を防衛大臣に移すことによるシビリアンコントロールへの影響、②自衛隊の国際平和協力活動等の本来任務化に伴う予算等の確保に対する久間防衛庁長官の見解、③安全保障会議の諮問事項に周辺事態対処及び国際平和協力活動に関する重要事項を明示することの意義、④防衛庁の省移行が我が国の軍事大国化につながらないことの確認、⑤国際平和協力活動等の本来任務化と自衛隊の海外派遣に係る一般法の関係、⑥自衛隊の国際平和協力活動等の本来任務化と憲法の関係、⑦防衛庁の省移行により日米同盟の運用における外務省との所掌分担に与える影響、⑧本法律案の性格についての久間防衛庁長官の認識、⑨自衛隊の国際平和協力活動等の本来任務化と防衛庁の省移行に係る法改正を同時に行う理由、⑩防衛施設庁入札談合等事案に対する再発防止策の具体的内容等であった。

３　国政選挙結果

(1) 平成18年４月統一補欠選挙

平成12年の公職選挙法の改正により、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙の期日は原則として年２回（４月及び10月の第４日曜日）に統一された。

平成18年４月23日、衆議院千葉県第７区において補欠選挙（４月11日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・千葉県第７区（松本和巳君 18. 1.18辞職）			
立候補者数	５人	投票率	49.63%
当　選　人	太田　和美君（民主党）		

(2) 平成18年10月統一補欠選挙

平成18年10月22日、衆議院神奈川県第16区、同大阪府第９区の２選挙区において補欠選挙（10月10日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・神奈川県第16区（亀井善之君 18. 5.12死去）			
立候補者数	３人	投票率	47.16%
当　選　人	亀井善太郎君（自由民主党）		
衆・大阪府第９区（西田猛君 18. 6. 8死去）			
立候補者数	３人	投票率	52.15%
当　選　人	原田　憲治君（自由民主党）		

第2

本会議の概況

第２　本会議の概況

【第164回国会】

１　国務大臣の演説及び質疑

平成18年１月20日に小泉内閣総理大臣の施政方針演説、麻生外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説、与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月23日及び24日に各党の代表質問が行われた。

(1) 小泉内閣総理大臣の施政方針演説

（はじめに）

内閣総理大臣に就任して４年９か月､私は、日本を再生し、自信と誇りに満ちた社会を築くため､「改革なくして成長なし」、この一貫した方針の下、構造改革に全力で取り組んでまいりました。

この間、改革を具体化しようとすると、逆に「成長なくして改革はできない」､「不良債権処理を進めれば経済が悪化する」､「財政出動なくして景気は回復しない」という批判が噴出しました。道路公団民営化の考えを明らかにした時は「そんなことはできるはずがない」､郵政民営化に至っては「暴論」とまで言われました。

このような批判が相次ぐ中、揺らぐことなく改革の方針を貫いてきた結果､日本経済は、不良債権の処理目標を達成し、政府の財政出動に頼ることなく、民間主導の景気回復の道を歩んでいます｡道路公団の民営化の際には、初めて高速道路料金の値下げを実施しました。一度国会で否決された郵政民営化法案は､「正論」であるとの国民の審判により成立を見ることになりました。

改革を進める際には、総論賛成・各論反対に直面し、現状を維持したい勢力との摩擦・対立が起こります。政治は、一部の利益を優先するものであってはならず、国民全体の利益を目指すものでなければなりません。郵政民営化の是非を問うた先の総選挙における国民の審判は、これを明確に示しました。これまで着実に改革を進めることができたのは、多くの国民の理解と支持があったからこそであります。

今日、日本社会には、新しい時代に挑戦する意欲と「やればできる」という自信が芽生え､改革の芽が大きな木に育ちつつあります。ここで改革の手を緩めてはなりません｡私は、自由民主党及び公明党による連立政権の安定した基盤に立って、郵政民営化の実現を弾みに改革を続行し、簡素で効率的な政府を実現します。

（簡素で効率的な政府の実現）

政府の規模を大胆に縮減するには、国・地方を通じた公務員の総人件費削減、政府系金融機関や独立行政法人などの改革、政府の資産・債務管理の見直し、特別会計の整理合理化は避けて通れません。これらの改革の基本方針を定めた行政改革推進法案を今国会に提出し、成立を期します。

公務員の総人件費を削減いたします。現在69万人の国家公務員について、今後５年間で５％以上減らします。横並び・年功序列の給与体系を抜本的に改めるとともに、給与水準も民間の給与実態に合わせたものとなるよう見直します。

政府系金融機関の改革については、民業補完の原則を徹底します。残すべき機能は、中小零細企業や個人の資金調達支援、重要な海

外資源の獲得や国際競争力の確保に不可欠な金融、円借款の３分野に限定し、８つの機関の統廃合や完全民営化を実現いたします。

庁舎・宿舎などの国有財産を有効に活用するため、民間への売却や貸付けを進めてまいります。

道路特定財源については、現行の税率を維持しつつ、一般財源化を前提に、見直しを行います。

公共的な仕事や公益の追求は、国だからできて民間では難しいという、これまでの考え方から脱却し、役所より民間に任せた方が効果的な分野については、「官から民へ」の流れを加速します。

官民の競争を通じて優れたサービスを提供する「市場化テスト」を実施したところ、ハローワークの就職支援、社会保険庁の国民年金保険料の収納事業、刑務所の周辺警備の３分野で、120社を超える入札がありました。本格的導入を内容とする法案を提出し、住民票の写しや戸籍謄本の窓口業務、統計調査の業務など対象の拡大を図ります。

公益法人制度については、明治以来100年ぶりに抜本的な見直しを行い、役所の許可を廃止し登記による設立に改めることなどを内容とする法案を国会に提出します。

「国から地方へ」、この方針の下、地方の意見を真摯に受け止め、３兆円の税源移譲、地方交付税の見直し、４兆7,000億円の補助金改革を実施いたします。

3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は１万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。

来年度予算においては、一般歳出の水準を今年度以下にするとともに、新規国債発行額を削減し30兆円以下に抑えました。景気対策の一環として導入した定率減税は、経済情勢を踏まえ廃止します。本年６月を目途に、歳出・歳入を一体とした財政構造改革の方向についての選択肢及び工程を明らかにし、改革路線を揺るぎないものといたします。公正で活力ある社会にふさわしい税制の実現に向け、国民的な議論を深めながら、消費税、所得税、法人税、資産税など税体系全体にわたって、あらゆる角度から見直しを行ってまいります。

（経済の活性化）

主要銀行の不良債権残高はこの３年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。

どの町も村も、独自の魅力を持っているはずです。地域や街の潜在力を引き出し、日本あるいは世界の中で一流の田舎や都市になろうとする意欲を支援してまいります。

既に700件を超える構造改革特区が誕生しました。特区第１号に認定された姫路市では、廃棄されたタイヤを再資源化する事業に対し役所の許可を不要としました。今や姫路市は、環境・リサイクル産業の集積地に変貌しつつあります。このほか幼稚園と保育所の一体的運用など、53の規制緩和の特例を全国に拡大しました。

３年前には500万人だった外国人旅行者は、昨年、「愛・地球博」の開催や韓国・台湾に対する査証免除措置などにより、700万人に迫る勢いです。ビジット・ジャパン・キャンペーンなどにより、2010年までに外国人旅行者を1,000万人にする目標の達成を目指します。

外国からの日本への投資を５年間で倍増させる計画は、着実に進展しています。北海道でスキー観光客向けのリゾート事業を始めたオーストラリアの企業、デジタル家電の研究開発拠点を設けたアメリカ企業など、外国からの投資は、地域の活性化や雇用の拡大につながるとともに技術に新たな刺激を与え、我が国にとって歓迎すべきものであります。更に大きな目標を掲げて、一層の投資促進を図ってまいります。

中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、高齢者でも暮らしやすい、にぎわいのある街を再構築してまいります。

新産業の創造には、高い技術力によりモノづくり基盤を支えている中小企業の存在が欠かせません。東京墨田区にある従業員６名の町工場は、針先をミクロン単位まで細くする

ことで痛くない注射針を開発するなど、「不可能を可能にするモノづくりの駆け込み寺」と呼ばれています。独創的な技術を持っている人材の確保・育成、新事業への挑戦支援など、やる気のある中小企業を応援してまいります。また、国際競争力の強化、生産性の向上、地域経済の活性化などを目指した新たな成長戦略の在り方を夏までに示します。

世界的な日本食ブームやアジア諸国の生活水準の向上を背景に、リンゴやイチゴ、長芋、コシヒカリ、アワビなど日本の農水産物が海外で高級品として売れています。北海道と青森県のホタテ加工業者は、５年以上かけＥＵの厳しい衛生管理審査に合格して輸出をはじめ、昨今はアメリカ、韓国へ販路を拡大しています。意欲と能力のある経営に支援を重点化し、「攻めの農政」を進めます。

市場における公正な競争を確保するため、改正された独占禁止法に基づき、違反行為には厳正に対処します。

（暮らしの安心の確保）

社会保障制度を将来にわたり揺るぎないものとしていくため、給付と負担の在り方などを含め制度全般を見直し、年金、介護に続き、本年は医療制度の改革を進めます。

国民皆保険を堅持しつつ、患者本位で持続可能な医療制度となるよう、予防を重視し、医療費の適正化に取り組むとともに、高齢者の患者負担の見直しや診療報酬の引下げを行います。75歳以上の高齢者の医療費を世代間で公平に負担する新たな制度の創設、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を目指します。

年金制度に対する国民の信頼を確保するため、国民年金の未納・未加入対策を強力に推進するとともに、社会保険庁については、年金と医療保険の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置するなど解体的出直しを行います。また、厚生年金と共済年金の一元化に取り組みます。

昨年は、出生数が110万人を下回り、戦後初めて人口が減少すると見込まれています。少子化の流れを変えなくてはなりません。就任時に表明したとおり、昨年度末までに保育所の受入児童を15万人増やしました。それでもまだ足りない現状を踏まえ、引き続き「待機児童ゼロ作戦」を推進いたします。昨年度末には、小学生が親の帰宅までの間、安心して過ごせる場としての放課後児童クラブを、目標どおり１万5,000か所整備しました。さらに、経験豊かな退職者や地域の力を借りて、多様な放課後児童対策を展開いたします。子育て期の経済的負担の軽減を図るために児童手当を拡充するとともに、育児休業制度の普及など企業や地域のきめ細かな子育て支援を進め、子育ての喜びを感じながら働き続けることができる環境を整備してまいります。

本年度、審議会等における女性委員の割合を３割にするという目標を達成しました。2020年までに社会のあらゆる分野において、指導的立場に女性が占める割合が３割となることを目指し、いったん家庭に入った女性の再就職を支援するなど、昨年末に改めて策定した男女共同参画基本計画を推進します。

多くの健康被害が発生しているアスベスト問題に迅速に対処するため、既存の制度では補償を受けられない被害者を救済するための法案を提出するとともに、アスベストの早期かつ安全な除去など被害の拡大防止に取り組みます。

鳥インフルエンザの脅威に対しては、資金協力や専門家派遣などの国際支援を行うとともに、治療薬の備蓄、ワクチンの開発と供給を進めてまいります。

昨年12月、科学的知見を踏まえ、アメリカ産牛肉の輸入を再開しました。消費者の視点に立って、食の安全と安心を確保してまいります。

今年の春に日本司法支援センターを設立し、秋には全国で業務を開始します。どこでも気軽に法律相談をできるよう、国民に身近で頼りがいのある司法を実現いたします。

（国民の安全の確保）

「世界一安全な国、日本」の復活は、今後も内閣の最重要課題であります。

一昨年４月に2,000か所あった空き交番は、１年間で700か所解消しました。平成19年春までの３年間に「空き交番」をゼロにします。

犯罪を起こした者が再び罪を犯す例が後を絶ちません。再犯防止に向け、情報の共有化など関係機関のより緊密な協力体制を構築してまいります。

増加している外国人犯罪に対処するため入国時に指紋による審査を導入するとともに、警察と入国管理当局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減することを目指します。

テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。

新宿歌舞伎町をはじめとする繁華街や一般の住宅地においては、地域住民による防犯活動が活発化しており、２年前には3,000だった防犯ボランティア団体が1万4,000に増え、80万人が自主的にパトロールを行っています。小さな子供たちを犯罪から守るため、警察や学校だけでなく、ＰＴＡや地域住民とも連携して、登下校時の警戒強化、不審者情報の共有などを進めます。

昨年末に決定された基本計画により、犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援いたします。

一時期１万7,000人に及んだ交通事故死者数は、昨年、半世紀ぶりに6,000人台に下がりました。5,000人以下にすることを目指して交通安全対策を進めるとともに、公共輸送についても、安全管理体制の構築を推進します。

先月に入ってから、寒波や大雪により、各地で被害が発生しています。民家の雪下ろしや雪崩の警戒強化、交通や電力の確保、食料品や石油製品の安定供給などの生活支援に万全を期してまいります。

耐震強度の偽装事件は、住まいという生活の基盤への信頼を土台から崩すものであります。マンションの居住者及び周辺住民の安全を最優先に、居住の安定確保に努めるとともに、国民の不安を解消するため、実態を把握し、書類の偽造を見抜けなかった検査制度を点検し、再発防止と耐震化の促進に全力を挙げます。

（「人間力」の向上と発揮）

今後の日本を支えていくのは「人」であります。「物で栄えて心で滅ぶ」ことのないよう、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人材を育てていかなければなりません。

教育基本法については、国民的な議論を踏まえ、速やかな改正を目指し、精力的に取り組んでまいります。

「社会の中で子供を健やかに育てる」との認識に立ち、学校だけでなく、家庭や地域と連携しながら、体験活動や触れ合い交流を通じて命の尊さ、社会貢献の大切さを教え、道徳や規範意識を身に付けることを促します。

豊かな心と健やかな体の育成に、健全な食生活は欠かせません。食育推進基本計画を策定し、食生活の改善に加え、我が国の食文化の普及、地元の食材を使った給食の推進など、食育を国民運動として展開してまいります。

教育現場の創意工夫を促すとともに、習熟度別の指導、学校の外部評価、保護者や地域住民の学校運営への参画、学校選択制の普及を通じて、教育の質の向上を図ります。

国民に夢と感動を与えるトップレベルのスポーツ選手を育成するとともに、国民が生涯を通じてスポーツに親しめる環境を整備いたします。

定職に就かず臨時的に仕事に従事しているフリーターや、学業・仕事・職業訓練いずれにも就かないニートと呼ばれる人が増加しています。民間の力を活用して研修を全国で実施するなど、若者の就業を支援します。

文化・芸術は、国の魅力を世界に伝えるだけでなく、多様な価値観を有する世界各国の間をつなぐ架け橋になると信じます。伝統文化ばかりでなく、映画やアニメ、ファッションなど我が国の文化・芸術は世界で高く評価され、多くの人々を魅了しています。新進気鋭の人たちによる創作活動を支援したり、子供たちに我が国の文化・芸術を体験させる活動を充実するとともに、「日本ブランド」を育成し国内外に広く発信してまいります。模倣品・海賊版の取締強化や特許審査の迅速化など、知的財産を創造し、保護・活用するための基盤を整備します。

（将来の発展基盤の整備）

科学技術の振興なくして我が国の発展はあ

りません。「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。

大学発ベンチャー企業は1,100社を超え、地域と協力しながら、まちづくりや地域再生の核となっている大学も現れています。沖縄に科学技術大学院大学を設立するため、法人を立ち上げました。世界最高水準を目指し、教員・学生の半分以上を外国から迎えるとともに、アジアなど海外の大学との連携を図ってまいります。

就任時に約束したとおり、政府の公用車をすべて低公害車に切り替えました。今やペットボトルの６割以上が回収され、その大半がシャツや風呂敷、卵パックなどに生まれ変わっています。物を大切にする「もったいない」という心と科学技術の力を結び付け、「ゴミを減らし、使える物は繰り返し使い、ゴミになったら資源として再利用する社会」を実現し、環境保護と経済発展の両立を図ります。

原油価格の高騰が続いていますが、今日の世界情勢を踏まえ安全保障の観点から、石油や天然ガスの安定供給の確保、省エネルギーの一層の促進、新エネルギーの開発、安全を大前提とした原子力発電の推進に取り組んでまいります。

我が国にとって、京都議定書で約束した目標を達成することは容易ではありません。人類を脅かす気候変動問題の解決に向け、昨年策定した計画を官民挙げて着実に進めます。すべての国が行動を起こし、世界が一つになって温暖化対策を進めていくことができるよう、アメリカ、中国、インド等も参加する共通ルールの構築に向け、主導的な役割を果たしてまいります。

我が国は、この４年半で、高速インターネットの加入者数が85万から2,200万人へ、インターネットを使った株式取引の割合が６％から29％へ、それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端のＩＴ国家」となりました。「ＩＴ新改革戦略」に基づき、診療報酬明細書の完全オンライン化や役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがＩＴの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。

（外交・安全保障）

「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」、この憲法前文の精神を体して、戦後、我が国は自由と民主主義を守り、平和のうちに豊かな社会を築いてまいりました。今後も、日米同盟と国際協調を外交の基本方針として、いかなる問題も武力によらずに解決するとの立場を貫き、世界の平和と安定に貢献してまいります。

在日米軍の兵力の構成見直しに当たっては、抑止力の維持と沖縄をはじめとする地元の負担軽減の観点から、関係自治体や住民の理解と協力が得られるよう、全力を傾注いたします。

テロとの闘い、貧困の克服、感染症対策など国際社会が抱える問題に対して、ＯＤＡの戦略的活用や人的貢献により、日本も積極的に協力してまいります。国連が効果的に機能するよう、安全保障理事会を含めた国連の改革に取り組みます。

イラク国民は、自らの手で平和な民主国家をつくり上げようと、テロに屈せず懸命に努力しています。２年にわたるサマーワでの自衛隊員の献身的な活動は、医療指導や住民への給水に加え、多くの学校や道路の改修など多岐にわたっており、我が国自衛隊は、日本国民の善意を実行する部隊として、現地から高い評価と信頼を得ております。現地情勢と国際社会の動向を注視しつつ、自衛隊員の安全確保に万全を期しながら、日本は国際社会の責任ある一員として、イラクの国づくりを支援してまいります。

先月、国連総会で、北朝鮮の人権状況を非難する決議が初めて採択され、拉致問題の解決の必要性が国際社会において広く認識されました。北朝鮮との間では、平壌宣言を踏まえ、拉致、核、ミサイルの問題を包括的に解決するため、関係国と連携しながら粘り強く交渉してまいります。

ロシアとの間では、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するとの基

本方針の下、様々な分野における協力を拡大いたします。

中国、韓国とは、経済、文化、芸術・スポーツなど幅広い分野において、いまだかつてないほど交流が盛んになっています。中国はアメリカを抜いて我が国最大の貿易相手国となり、40年前の国交正常化当時は年間１万人だった日韓の人の交流は今や１日１万人を超えています。一部の問題で意見の相違や対立があっても、中国、韓国は我が国にとって大事な隣国であり、大局的な視点から協力を強化し、相互理解と信頼に基づいた未来志向の関係を築いてまいります。

先月、開催された東アジア首脳会議では、多様性を認め合いながら、自由と民主主義を尊重し、貿易の拡大、テロの根絶、鳥インフルエンザ対策などに協力して取り組み、開かれた「東アジア共同体」を目指すことで一致しました。ＡＳＥＡＮ諸国の地域統合を支援するとともに、アジア・太平洋諸国との友好関係を増進してまいります。

ＷＴＯ新ラウンド交渉は成功させなければなりません。日本は、後発の開発途上国から輸入する産品の関税を原則撤廃するとともに、途上国が新たな市場を開拓できるよう支援いたします。

昨年12月、マレーシアと経済連携協定に署名しました。さらにアジアをはじめ各国との協定締結に向け、精力的に取り組みます。

我が国周辺の大陸棚及び海底資源の調査を進め、海洋権益の確保に万全を期してまいります。

テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。

（むすび）

象徴天皇制度は、国民の間に定着しており、皇位が将来にわたり安定的に継承されるよう、有識者会議の報告に沿って、皇室典範の改正案を提出いたします。

戦後60年を経て、憲法の見直しに関する議論が各党で進んでいます。新しい時代の憲法の在り方について、国民とともに大いに議論を深める時期であります。憲法改正のための国民投票の手続を定める法案については、憲法の定めに沿って整備されるべきものと考えます。

我が国は、明治維新以降、幾たびか国家存亡の危機に立たされました。戦後の平和な時期においても、二度の石油危機、円高ショック、あるいは阪神・淡路大震災をはじめとする大災害など、経済と国民生活の根幹を揺るがす危機に見舞われました。しかしながら、先人たちはいずれの難局をも克服し、日本は今日まで発展を遂げてまいりました。

いつの時代においても、高い志を抱いて行動する人々が大きな役割を果たしています。先の総選挙では、経歴や学歴にかかわらず、政治を変えたいという志ある人が何人も国会議員に当選しました。欧米諸国で日本食を広めている料理人、フランスでワイン醸造を始めた女性など、海外の様々な分野で日本人が活躍しています。また、外国人が日本に来て、廃業寸前の造り酒屋を再建し町おこしに貢献したり、老舗旅館の女将となり地域の温泉地を国内外に広めるなど、生き生きと活動している例も多く見られます。国技である相撲では、朝青龍や琴欧州の外国人力士が活躍する一方、野球の本場アメリカでは、野茂、イチロー、松井、井口選手など大リーガーとして立派な成績を上げています。皆、志を持って挑戦し、懸命に努力し、様々な試練を克服して、夢と希望を実現しています。

我々には、難局に敢然と立ち向かい困難を乗り越える勇気と、危機を飛躍につなげる力があります。先人たちの築き上げた繁栄の基盤を更に強固にし、新しい時代、激動する内外の環境変化に対応できる体制を構築しなければなりません。

幕末の時代、吉田松陰は、「志士は溝壑（こうがく）に在るを忘れず」、すなわち、志ある人は、その実現のためには、溝や谷に落ちて屍をさらしても構わないと常に覚悟している、という孔子の言葉で、志を遂げるためにはいかなる困難をもいとわない心構えを説きました。

私は、「改革を止（と）めるな」との国民の

声を真摯に受け止め、明日の発展のため、残された任期、一身を投げ出し、内閣総理大臣の職責を果たすべく全力を尽くす決意であります。

国民並びに議員各位の御協力を心からお願い申し上げます。

(2) 麻生外務大臣の外交演説

（序）

第164回国会の開会に際し、外交方針について所信を申し述べます。

我が国外交を支える理念とは、戦後日本の歩みを貫いてきた考え方に同じであります。自由と民主主義、基本的人権と市場経済を重んじる思想でありまして、我が国は今後とも、人類が歴史の中で勝ち取ってきたこれらの普遍的価値にのっとる外交を進めます。

外交とは、我が国及び国民の平和と安全を確保し、幸せを目指すため行うものであります。現在国際社会が直面する課題は山積していますが、我が国はその責任ある一員として、日米同盟と国際協調を基本とし、近隣諸国や国連等の国際機関とも緊密に協力しつつ、平和と幸福の世界を目指します。

（日米関係）

価値観と利益を共にする同盟国・米国との関係は、我が国外交にとっての要です。

国際テロや大量破壊兵器の拡散、感染症や環境破壊のような人間の安全保障にかかわる新たな課題と取り組む上でも、日米同盟は今日その重要性を増しています。

日米両国は、世界の諸問題を解決するため多くの国と協調しつつ、協力し合っています。今後ともこのような「世界の中の日米同盟」を強化していきます。

同様に、日米安保体制の信頼性を高める努力を続けます。いわゆる兵力態勢の再編は、そのための重要な取組です。昨年10月の「２＋２」で日米が発表した共同文書を踏まえ、実施日程を含む具体的計画について米側と協議していきます。その際沖縄県をはじめ、米軍施設・区域を抱える地元の負担軽減に最大限努めねばならないことは、申すまでもありません。

（近隣諸国等との関係）

我が国として、中国は古今の歴史を通じ最も大切にしてきた国の一つであり、近年、両国間では経済関係や人的交流が飛躍的に拡大しています。日中関係の発展は、我が国外交の基本方針の一つであります。

我が国は、中国が平和的発展の努力を通じて、近隣諸国とともに経済発展の果実を分かち合い、アジア・国際社会における主要なパートナーとして、民主主義や人権といった人類共通の普遍的価値を信奉し、政治経済面でより一層責任ある役割を果たしていくことを歓迎します。

我々日本人は、中国の人々の過去をめぐる心情を重く受け止めるとともに、中国の人々に対しては、過去の問題にこだわり過ぎることなく、冷静に大局を見すえ、共に成熟した友人として切磋琢磨する関係、広範な世界的、地域的課題のため、ともに汗を流すという姿こそ基本的潮流とする関係を築くことを呼びかけたいと思います。

韓国と我が国は昨年、国交正常化40周年を共にことほぎました。両国関係の今日は、各々の先達が抱いた志と、払った努力に多くを負っています。未来を目指し両国が手を携え進む際、立ち返る原点がそこにあります。

それゆえ日韓両国は昨年を友情年と定め、「進もう未来へ、一緒に世界へ」という標語を掲げました。友情年は昨年末終わりましたが、精神は今後に生き続けるでしょう。今日両国は相互依存を深め、ますます多くの共通課題に取り組む間柄となったからです。同時に、我々は、韓国の人々の過去をめぐる心情を重く受け止め、人道的観点から、過去に起因する諸問題に真摯に対応していきたいと思います。

我が国は、韓国及び中国との未来へ向けた

友好協力関係を一層強化していきます。これは我が国の揺るぎない基本方針であります。和解と協調を導きの精神とし、対話を深める中から、両国民との間に明るい未来図が描かれなくてはなりません。まさにその目的のため、我が国は、両国と協力して、未来を担う青少年世代をはじめ様々なレベルでの交流を大いに進めていきたいと思います。

さて昨年12月に初会合を持った東アジア首脳会議は、将来の東アジア共同体形成を視野に入れ、経済的繁栄と民主主義を通じ平和と幸福を目指す共通の意思を確かめる場となりました。

我が国はこの先、東アジア共同体を、自由や民主主義という普遍的価値、そしてグローバルな規範にのっとった、開かれたものとして築いてまいります。そのためＡＳＥＡＮ諸国、さらにはインドや豪州、ニュージーランドといった民主主義国との戦略的関係も強めていかねばなりません。

東アジア首脳会議参加国の間で、貿易・投資、エネルギーからテロ、感染症にわたる共通課題に関し、具体的協力を進めます。新型インフルエンザと闘うため、今月我が国はその早期封じ込めに関する国際会議を、ＷＨＯと共催しました。また我が国は本年度中に、アジア諸国へ向け１億3,500万ドルの支援を行います。

北朝鮮をめぐっては、その諸問題の解決が地域の平和、安定を作るため、また国際的な不拡散体制維持のため不可欠であることを、まず強調しておきます。

日朝ピョンヤン宣言に従い、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を解決し、過去を清算することにより、国交正常化を目指すのが我が国の方針です。同時に、拉致問題を含む諸懸案の包括的解決なくして国交正常化はありません。先の日朝政府間協議で一致を見たとおり、拉致問題等の懸案事項と、安全保障、そして国交正常化の各々に関する包括並行協議を早期に始めます。この中で、拉致をはじめとする諸懸案解決に向け、対話と圧力の考えの下、誠意ある対応を北朝鮮から引き出す所存です。同時に六者会合を通じ、核問題の平和的解決を目指します。

次にロシアとの関係については、最大の懸案である北方領土問題をめぐって、日露間になお見解の相違があります。我が国は、昨年11月プーチン大統領の訪日の際開いた首脳会談の結果をも踏まえ、これまで両国が交わした合意と文書を基礎として、国民の広範な支持を得ながらロシアと粘り強い交渉を続けます。我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を早期に締結しなくてはなりません。

本年ロシアは、Ｇ８サミットを初めて自国で開きます。この機をとらえ、ロシアと更に活発な対話を続けます。「日露行動計画」に従って協力を深め、未来を志向する関係作りに努めていく所存です。

さて本年は「日豪友好協力基本条約」の署名30周年に当たります。「日豪交流年」とされ、記念事業が両国で実施されます。さらに我が国が沖縄を舞台に第４回「太平洋・島サミット」を開きます。あたかも「太平洋の年」となる本年、これらを機に関係諸国と理解を深め、交流と協力を図っていかなくてはなりません。

また、我が国の安全と繁栄のため、欧州や中南米等との関係も強化してまいります。

（国連の機能強化のための改革推進）

我が国は昨年、国連の改革、特に安保理の改革を目指して働きました。国際社会が直面する課題によく対応できる組織にしなければと考えたからであります。

常任理事国となる道は険しいものの、我々の運動は国連全加盟国を巻き込む具体的な安保理改革の論議を呼び起こしました。結果として昨年９月、国連首脳会合の採択した「成果文書」は、安保理の早期改革を国連改革全体にとって不可欠と認めております。

安保理改革が第二段階へ入った今年は、我が国国連加盟50周年に当たります。改革へ向けこれまでの成果と課題を踏まえ、Ｇ４の間での信頼関係を維持しつつ、米国と協議を進めてまいります。併せて中国、韓国など、近隣諸国との対話に注力する所存です。

我が国は国連改革を包括的に捉え、開発、

人権、平和構築などの課題に対し国連の力を強めねばならないと考えています。そのため、今までと同様積極的に役割を果たします。国連分担率を地位と責任に応じたものとし、国連の運営全体が透明で納得のいくものとなるよう、業務の見直しを含む国連行財政改革にも取り組まねばなりません。

（国際社会の平和と繁栄のための貢献）

我が国は本年、安保理の非常任理事国として任期の２年目を迎えます。この１年、我が国は安保理ＰＫＯ作業部会の議長として、部会活性化に多大の貢献をなしました。また、平和を築き安定をもたらさねばならない諸地域で、安保理が主導的役割を果たせるよう、加盟国間の合意作りに建設的な役割を果たしました。我が国は本年も、安保理理事国にふさわしいこれら活動に邁進します。

具体的には、ＰＫＯ、国際的選挙監視活動、また中東、アフリカなどで平和を定着させる活動に取り組みます。国連では、我が国も支持してきた平和構築委員会がじき発足します。この機に、国際社会と協力し、平和の維持・構築、紛争の再発防止といった活動を担う専門的人材をアジアにおいて育成する取組を検討したく思います。

我が国は国連総会に対して1994年以来、毎年核軍縮決議案を提出してきました。昨年は同案に過去最多の支持を得て、軍縮・不拡散分野における我が国の果たす役割に、改めて思いを致したところです。イランの核問題も、平和的解決へ向け努めなくてはなりません。

国際的なテロとの闘いは、我が国が主体的に担うものでもありました。アフガニスタンでは、国際社会の支援の下、重要な統治機構整備の段階が終わりました。喜ぶべきですが、アフガニスタンとその周辺で、テロの脅威を除去、抑止する国際的な取組は続いています。我が国は、前回の特別国会でテロ対策特別措置法の期限を延ばしました。引き続き、アフガニスタンの国造りへ向け、支援を続ける考えです。

イラクの復興も、いまだ道半ばにあります。昨年末我が国は、自衛隊をイラクへ送る基本計画を１年延長しました。イラクの政治プロセスは、今胸突き八丁に差し掛かっています。昨年12月に国民議会選挙が大きな混乱なく実施されたことは、政治プロセスの極めて大きな進展でした。イラク人自身の建国努力に、我が国は今後とも支援を惜しみません。

中東和平問題の解決は、我が国が石油資源の８割以上を輸入する中東地域の平和と安定を目指す上で不可欠です。我が国としては、イスラエルとアラブ双方から信頼される日本の立場を生かし、イスラエルとパレスチナの共存共栄の実現と域内協力を通じた信頼醸成に向け、取り組んでいくつもりです。

（我が国・国民の安全と繁栄の増進）

次に経済外交に関しては、何よりグローバル・ルールの構築が重要です。昨年12月の香港閣僚会議の成果に基づき、本年中にＷＴＯドーハ・ラウンド交渉を合意に持ち込めるよう、積極的に取り組む所存です。

ＷＴＯの下、多角的な貿易体制の信頼性を維持し、高めていくことは、我が国にとって引き続き重要な課題です。他方途上国にとって、生産、流通・販売、購入それぞれの活性化なくしては、世界貿易に入っていくことができないという現実があります。この問題を解く一助にと、我が国は香港閣僚会議を前に、「開発イニシアティブ」を打ち出しました。今後その着実な実施に努めます。また、日本企業の活動を世界で支えていくことは、我が国外交が最も重んじる仕事の一つであることは言うまでもありません。

我が国は昨年末、マレーシアとの間で経済連携協定（ＥＰＡ）に署名しました。これを弾みとし、東アジアを中心としつつも今後世界を広く視野に入れ、経済連携強化へ向け取組を進めていくつもりです。

そしてアジアの諸国を襲った津波の記憶が去らない今、我が国国民の海外での活動に安心をもたらす施策を進めます。大規模緊急事態に対し迅速・的確に対応できる体制を作っていかねばなりません。

（ＯＤＡの戦略的・総合的・機動的な活用）

ＯＤＡは、戦略的な外交を行う上での重要な手段です。外交政策に基づき、ＯＤＡを戦略的・総合的・機動的に活用し、二国間関係

や国際環境を改善していく必要があります。総理の指導の下、外務大臣が中心となって援助を実施する今の態勢を更に工夫し、強化していきます。

我が国は今後ともＯＤＡの力を大切にし、貧困に苦しむ人々を助け、自助自立を促し、貧困からも生み出される途上国のテロとの闘いを支えることによって、世界に安寧を広める努力を続けます。また、地震の惨害を経たパキスタンに対して行ってきたように、ＯＤＡは災害復旧を助けるためにも活用します。

今後３年、アフリカ向けＯＤＡを倍増し、今後５年にＯＤＡ事業量を100億ドル積み増すことは、昨年我が国が誓った国際公約であり、着実に実施してまいります。

（対外情報機能と情報発信能力の強化）

最後に、外交における言葉の重みに触れさせていただきます。

今我々は、情報の収集・分析能力の抜本的向上に努めています。情報とは主に言葉によって表されるものであるからには、我々は正しい情報を聞き取る鋭い耳と、言葉の本質を洞察する頭脳を持たねばなりません。

他方、我が国の発言はますます重みを持ってきています。我が国には、伝えるべき信条がありますが、それは言葉となって初めて信条とみなされるものです。

今後はこれまでにも増して、我が国外交の目指すところを論じ、国内外に伝えていくことに私自身努力することをお約束し、演説を終えさせていただきます。皆様の御支援を願ってやみません。

(3) 谷垣財務大臣の財政演説

平成18年度予算及び平成17年度補正予算の御審議に当たり、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

（財政構造改革の基本的考え方）

我が国経済は、これまで成長の制約となっていた３つの過剰、すなわち「過剰雇用」、「過剰設備」、「過剰債務」が解消し、企業部門の好調さが家計部門に波及する中、民間需要中心の回復軌道をたどっております。

こうした回復の動きを地域や中小企業にも広く浸透させ、持続可能なものとするため、構造改革を更に一層推進してまいります。また、デフレは脱却に向けた進展が見られるものの依然継続しており、その脱却を確実なものとするため、日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図ってまいります。

一方、４つ目の過剰ともいえる政府の債務については、国・地方合わせた長期債務残高が平成18年度末でＧＤＰ比150％を超える見込みであるなど、極めて厳しい状況にあります。市場が財政の持続可能性に懸念を感じ始めた場合、その懸念がリスクプレミアムとなって金利上昇につながるおそれがあり、経済全体に悪影響を与えかねません。こうした懸念を生じさせないためにも、財政構造改革に対する政府の断固たる取組姿勢を示す必要があります。

そのため、政府としては、まずは、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指しております。

さらに、歳出及び歳入の在り方等を一体的に検討することとしており、本年の年央を目途に、この「歳出・歳入一体改革」について、「選択肢」及び「改革工程」を明らかにし、平成18年度内に結論を得ることとしております。税制の抜本的改革についても、こうした「歳出・歳入一体改革」の一環として、国民的な議論を深めてまいりたいと考えております。

「歳出・歳入一体改革」においては、債務残高対ＧＤＰ比の引下げ等、様々な論点について議論を行う必要があると考えております。また、「歳出・歳入一体改革」は、単なる財政の収支合わせにとどまるものではありません。我が国の将来の国の在り方につながる課題で

あると考えております。「高福祉・高負担」の国もありますし、「低福祉・低負担」の国もあります。現在の日本は、現世代が負担に比べて大きな便益を受け、その差を、日々刻々、将来世代に先送りしているという意味において、「中福祉・低負担」ともいうべき状態にあるのではないでしょうか。今後少子高齢化が進む中、現世代の責務として、将来に向けてどのように持続可能な制度を確立するかを考えていかなければなりません。国民にできるだけ具体的な選択肢を示した上で、国民的な議論を積み重ねることが不可欠であると考えております。

（平成18年度予算及び税制改正の大要）

平成18年度予算編成及び税制改正に当たっては、以上の認識を踏まえ、新規国債発行額について30兆円にできるだけ近づけるとともに、一般歳出の水準について前年度よりも減額するとの方針の下、取り組んでまいりました。

歳出面については、医療制度改革、国と地方の「三位一体の改革」、公務員総人件費改革など、内閣として取り組んできた様々な改革の成果を反映いたしました。また、歳出全般を厳しく見直し、一般歳出について社会保障と科学技術振興の分野を除き前年度より減額するなど、予算配分の重点化を図りました。

これにより、一般歳出の規模は前年度を下回り、46兆3,660億円となりました。また、一般会計全体の予算規模は79兆6,860億円となりました。

次に主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、少子化対策等の推進を図る一方、社会保障制度を将来にわたり持続可能で安定的・効率的なものとしていく観点から、医療保険につき、高齢者の自己負担の見直し等の制度改革を行うとともに、診療報酬を全体で3.16％引き下げる等の取組を行っております。

文教及び科学振興費については、義務教育における質の向上に向けた構造改革、子どもの安全・安心の確保、科学技術分野における選択と集中の一層の推進を図っております。

防衛関係費については、抑制を図る中で、弾道ミサイル等の新たな脅威への対応等に重点化を図りつつ、効率的で節度ある防衛力整備を行っております。

公共事業関係費については、全体として抑制しつつ、防災・減災による安全の確保や我が国の競争力の向上に直結する投資等への重点化を行っております。

経済協力費については、国際的なテロ対策支援や「人間の安全保障」の推進等へ重点化を図るとともに、より効率的な執行に努めることとしております。

中小企業対策費については、地方にできることは地方に委譲しつつ、国の産業競争力強化に資する基盤技術開発等への重点化を行っております。

エネルギー対策費については、事務事業の見直しを行いつつ、安定供給確保のための施策や地球温暖化問題への対応等を着実に進めております。

農林水産関係予算については、農業構造改革の加速化や食の安全・安心の確保等に向けた重点化を行っております。

治安関係予算については、治安関連職員の増員をはじめ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた重点化を行っております。

「三位一体の改革」については、昨年11月に「政府・与党合意」が取りまとめられ、４兆円を上回る補助金改革を達成し、３兆円規模の税源移譲を行うこととしております。さらに、地方交付税については、地方歳出の徹底した見直しを通じ地方に配分される総額を約１兆円抑制しつつ、地方税も含む地方一般財源総額については、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、前年度を上回る額を確保しております。

また、予算執行実績や決算検査報告等の反映など予算の質の向上、効率化を図っております。

さらに、昨年12月の「行政改革の重要方針」に盛り込まれた改革についても、着実に反映しております。

公務員の人件費については、同重要方針における「総人件費改革の実行計画」を踏まえ、行政機関について1,455人の純減を図るなど

定員の大幅な純減と給与構造改革の実施等を通じ、改革の着実な実行を図っております。

政府資産・債務改革については、財政融資資金貸付金残高の縮減、国有財産の売却促進等により資産規模のスリム化等に最大限努力するとともに、資産・債務両面における管理の強化に積極的に取り組んでまいります。このような観点から、民間利用の促進等による国有財産の有効活用、未利用国有地等の一層の売却促進等を図るなど、効率性重視に向けた国有財産行政の改革を強力に推進してまいります。このために必要な国有財産法等の改正案を今国会に提出することとしております。また、国家公務員宿舎については、民間の視点を十分に活用しつつ、都心からの移転・再配置に関する具体的な計画案を策定してまいります。

特別会計については、今後５年を目途に、特別会計自体の統廃合も含め踏み込んだ改革を進めてまいります。平成18年度予算においても、徹底した歳出の見直しを行うとともに、合計約13兆8,000億円の積立金・剰余金を財政健全化のため活用しております。このうち、財政融資資金特別会計の積立金については、政府資産・債務改革の観点も踏まえ、12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てることといたしました。この措置は、将来の国債費の負担を軽減するとともに、いわゆる国債の「平成20年度問題」の解決にも寄与するものと考えております。

歳入面については、「三位一体の改革」の一環として所得税から個人住民税への３兆円規模の税源移譲を実現するとともに、経済状況の改善を踏まえ定率減税を廃止することとしております。あわせて、法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について所要の措置を講じることとしております。

これにより、租税等の収入は45兆8,780億円を見込んでおります。また、その他収入は３兆8,350億円を見込んでおります。

以上、歳出・歳入両面における取組の結果、新規国債の発行予定額は29兆9,730億円となり、一般会計の基礎的財政収支も３年連続で改善いたしました。このように、平成18年度予算は、歳出改革路線を堅持・強化した姿となっており、財政健全化に向けた歩みを更に進め、「歳出・歳入一体改革」の議論の土台固めを行うことができたものと考えております。

また、国債残高が多額に上り、今後も借換債を含む国債の大量発行が見込まれる中、国債管理政策を財政運営と一体として適切に運営していく重要性がますます高まってきております。このような観点から、国債発行に当たっては、安定消化を図るとともに、中長期的な調達コストの抑制に努めることを基本とし、市場のニーズ・動向等を踏まえた発行等に取り組んでまいります。

さらに、平成18年度財政投融資計画については、財投改革の総点検のフォローアップを行い、各事業の財務の健全性を確認した上で、対象事業の重点化・効率化を進めた結果、その規模は15兆46億円となっております。これは、ピーク時である平成８年度の４割を切る水準であります。

（平成17年度補正予算（第１号、特第１号及び機第１号）の大要）

次に、平成17年度補正予算について申し述べます。

歳出面においては、やむを得ざる追加財政需要への対応として、災害対策費、義務的経費の追加及びアスベスト対策関連経費等を計上するとともに、国債整理基金特別会計への繰入及び地方交付税交付金等を計上する一方、既定経費の節減等を行っております。

歳入面においては、租税等の収入及びその他収入の増加を見込むとともに、前年度の決算上の剰余金を計上しており、また、国債の発行予定額を減額しております。

以上の結果、平成17年度補正後予算の総額は、当初予算に対し歳出・歳入とも４兆5,219億円増加し、86兆7,048億円となっております。

また、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行っております。

（世界経済の安定と発展への貢献）

国際社会における責任を果たし、我が国経済の将来にわたる発展に資する観点から、国際機関やＧ７、アジア諸国等と協力し、世界経済の安定と発展に貢献していくことは重要

な課題であります。

特に、我が国と密接な関係を有するアジアにおいて、通貨危機の予防・対処のための域内の枠組みであるチェンマイ・イニシアティブの更なる強化や、アジアの貯蓄を域内の投資に活用するためのアジア債券市場育成イニシアティブの推進等に取り組んでまいります。

また、投資交流の促進については、租税条約ネットワークの強化が重要であり、今後も租税条約の改定に取り組んでまいります。

為替相場については、経済の基礎的条件を反映し安定的に推移することが重要であり、今後とも、その動向を注視し、必要に応じて適切に対処してまいります。

ＷＴＯ交渉については、我が国は、昨年末の香港閣僚会議において「開発イニシアティブ」の発表などを通じて貢献いたしましたが、今後とも、新ラウンド交渉を本年末までに終結させることを目指して取り組んでまいります。また、経済連携協定交渉については、昨年、マレーシアとの協定署名等の進展がありました。今後とも、各国との交渉の進展に向けて努力してまいります。これらの交渉においては、税関手続の簡素化や国際的調和の確保など、貿易円滑化にも取り組んでまいります。

平成18年度関税改正においては、石油製品関税の引下げや、知的財産侵害物品の水際取締りの充実・強化等を図ることとしております。

以上、平成18年度予算及び平成17年度補正予算の大要等について御説明いたしました。関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

（結び）

我が国は現在、人口減少社会の到来と世界的な競争条件の変化という２つの大きな構造変化に直面しており、財政構造改革をはじめとする改革を更に加速していかなくてはなりません。

そのためには、構造改革の先にある社会は、弱肉強食の社会ではなく、個を確立した個々人が、互いに切磋琢磨、競争しつつも、本来日本人が持っている家族や地域社会の「絆（きずな）」の中で支え合っていく、活力と信頼に満ちた社会であることを示していく必要があるのではないでしょうか。

阪神・淡路大震災の際に駆けつけた若者や、児童の安全を守る地域住民の姿に、「絆」に支えられた新しい「公（こう）」の胎動が感じられます。国民一人ひとりが、自ら「公」を担うことによって、家族、地域社会、そして国民と国家の「絆」が再構築されるのではないかと考えております。自らが「公」に参画するという意識の中から、財政の在り方に対するより深い理解が生まれてくるのではないでしょうか。

国民各位の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

(4) 与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説

（はじめに）

経済財政政策担当大臣として、その所信を申し述べます。

（長期停滞からの脱却）

我が国経済は、輸出、設備投資の回復に加え、個人消費の増加により持続的な景気拡大へと歩を進めつつあります。こうした持続的な成長軌道への日本経済の復調ぶりは、企業の収益・景況感、雇用・所得状況などにも明確に示されています。「日はまた昇る」という見方が海外で現れるなど海外投資家も積極的な評価を行い始めました。

日本経済は、総じて言えば、10年余りにわたる長期停滞のトンネルを抜け出したと考えます。

いわゆるバブル経済の崩壊によって我が国は諸外国に類を見ない巨額の資産価値の下落を経験しました。時を同じくして、グローバル経済下での競争環境の激変という事態にも直面しました。いわば「経済非常時」ともい

うべき局面に陥ったわけであります。

こうした難局の下で、我が国の国民、個々の企業や事業家は、各々の持ち場でまさに粒々辛苦して克服の努力を進めてきました。

小泉内閣は、過去５年間、経済財政諮問会議を活用した「明確な方針設定」と、郵政民営化や公共事業費削減など批判や反対にも揺るがない「断固たる構造改革実行」という首尾一貫した姿勢を貫いてきました。これにより、国民の変革意識を喚起し、「自立自助」へと方向付けてきました。

こうした国民個々の変革努力の積み重ねと政府による改革断行が相まって、日本経済はその潜在力が素直にマクロの数字に反映される「平時の経済」に復帰しつつあると考えます。ただし、若年層の失業率は高く、また、中小企業を取り巻く環境は大企業に比べて厳しいものがあり、地域経済についても依然としてばらつきが見られることには留意が必要です。

我が国経済の先行きにつきましては、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれ、平成18年度の実質成長率は、1.9％程度になると見込んでいます。

（「新たな挑戦の10年」へ）

過去10年余りにわたる「長期停滞のトンネル」を抜け、我が国はいよいよその持てる力を総動員し、直面する歴史的課題に正面から挑戦していく局面に入ったと考えます。

いわば「新たな挑戦の10年」が始まったとの時代認識に立って経済財政政策を担当してまいる所存です。

具体的には、人口減少・少子高齢化が本格化する前に、経済財政政策の２つの最優先課題として「財政健全化」と「成長力・競争力強化」を同時に実現していく必要があると認識しております。

これら２つの課題に官民それぞれが、「攻め」の姿勢で取り組んでいくための土台作りを早急に行ってまいりたいと考えます。

（デフレ脱却）

現時点でのマクロ経済の最大の懸念材料は、我が国経済が現在もデフレの状況にあることと考えます。

デフレからの脱却は中期的なマクロ経済財政運営の基礎となるものであります。民間需要主導の持続的な成長と両立するような安定的な物価上昇率を定着させるべく、政府・日本銀行が一体となって取り組んでいく必要があります。政府としては、経済活性化に裏打ちされた力強い資金需要を創出する一方で、日本銀行には、引き続き実効性のある金融政策を講ずるとともに、市場の信認を確かなものとするよう期待しております。

（長期的な財政健全化の道筋づくり）

経済財政運営の最優先事項の第１は、民間需要主導の持続的な経済成長との両立を図りつつ、危機的状況にある我が国財政を着実に健全化していくための具体的道筋を明らかにし、それを確実に実行することであります。

これまで政府は、「2010年代初頭に基礎的財政収支を黒字化する」という目標の実現に向け、歳出改革を中心に努力を傾注してまいりました。この目標を達成するためには、更にこれまで以上の歳出削減や税制を含む諸改革を行うことが必要です。

この基礎的財政収支の黒字化は確実に達成する必要がありますが、国民が真に将来を安心できる財政の姿を実現するという観点から見れば、そこに至る一里塚に過ぎません。重要なことは、公債残高の発散的増大が生じたり、公債市場の混乱による金利急騰のリスクが高まったりすることがないように20年程度先まで視野に入れつつ財政健全化の道筋を明らかにしていくことであります。

その際、市場からの信認を得るに足る堅実な前提を基礎として、楽観論にも悲観論にも偏ることのないリアリズムに徹した議論を行っていくべきと考えます。

（歳出・歳入一体改革の進め方）

こうした観点から、歳出・歳入一体改革についての選択肢及び改革工程を本年６月を目途にお示しするべく経済財政諮問会議の場で精力的に議論を行ってまいります。

審議においては、例えば以下のような項目を一体的に検討し、選択肢や工程を明らかにしてまいりたいと考えております。

第１に、長期的な経済シナリオや経済社会

環境を反映した政府の支出規模の目安、主な歳出分野についての具体的な目標を盛り込んでいくことが重要と考えます。

第２に、社会保障や地方交付税など大きな義務的歳出項目について、中期的な改革の方向性をお示しいたします。

社会保障制度については人口減少・少子高齢化の下でも持続可能なものとなるように、世代間の公平性や効率化等の観点に立ち、改革を強力に推進していくことが必要と考えます。

また、地方交付税については、補助金の問題とあわせて、政府部門において効率的な予算の利用や節約が自律的に生み出されるようなシステムへの思い切った転換が必要であり、こうした観点からの改革を進めることが肝要であると考えます。

第３に、包括的かつ抜本的な税制改革の在り方について議論いたします。持続的な経済社会の活性化を目指して徹底した議論を行い、必要な負担増を求める際には国民の十分な理解を前提としたものとすることが必要です。

第４に、歳出・歳入一体改革の一環として、引き続き公務員総人件費削減、政策金融改革、政府資産・債務改革、特別会計改革、市場化テストによる官業の民間開放など政府自身の効率化・歳出削減につながる改革には手をゆるめることなく取り組んでまいります。

財政の健全化は、民間需要主導の経済成長の持続なくしては不可能です。２つの目標を両立させていくことが必要不可欠であり、マクロ経済と財政との関係に十分注意を払いながら、財政収支改善の速度等の在り方について検討してまいります。

こうした議論を通じて、日本が将来目指すべき「国のかたち」についての選択肢を国民にわかりやすく示すことが必要です。国民の幅広い議論を喚起した上で、18年度中に歳出・歳入一体改革についての結論を得ます。

（成長力と競争力の強化）

経済財政運営の最優先事項の第２は、中国・インドの台頭など世界の経済地図の劇的な変動の中で、我が国の潜在力を最大限に引き出し、「豊かで美しい日本」を保つだけの国際競争力を維持することです。

悲観論や縮み思考では将来は開けません。70年代の原油価格の高騰は、省資源・省エネルギー型技術を得意とする我が国企業の競争優位を後押しする結果となったことが好例です。労働力人口減少は資本蓄積と生産性向上により克服することができます。急速な高齢化社会は、各国に例を見ない新たな就業構造と市場を作り出す機会ともなります。こうした我が国の強みを戦略的に活かしつつ、成長するアジアのダイナミズムを取り込んだ強靭な経済システムの構築に向けて構造改革を進めることが求められます。

そのためには、第１に、人材、資金、特許などの知的資本、チームワークなどの組織資本などが円滑に生産性の高い部門にシフトし、21世紀にふさわしい新たな産業構造に転換していくための環境を整備することが必要です。

第２に、都市、環境、健康、食、文化、教育などの面で質の高い、新しい需要が更なる技術・サービス革新を生み出すといった好循環をもたらす仕組みの検討が求められます。こうした好循環の創出は国際競争力を強化するために不可欠の要素です。潜在需要を掘り起こすための公共部門の新たな役割についても議論してまいります。また、官製市場の改革・開放を更に進めてまいりたいと考えます。

第３に、豊富なグローバル資本や成長するアジアの活力を取り込みつつ、我が国の強みを戦略的に活用できるような経済連携の枠組み作りが求められます。

経済財政諮問会議では、こうした成長力と競争力の強化に向けた戦略的対応を「グローバル戦略」として議論を深め、本年の「骨太の方針」に盛り込んでいく所存です。

（むすび）

「恒産なくして恒心なし」との言葉があります。将来の世代が夢を持って安心安全を享受しながら活躍できるように、また、豊かで美しい日本を将来世代に引き継いでいけるように私たちの世代が責任を持って改革を続行しなければなりません。

経済財政諮問会議は、これまで構造改革に大きな役割を果たしてきました。本年も小泉

総理のリーダーシップの下、歳出・歳入一体改革をはじめとして改革の加速・深化に向けて真摯な審議を行ってまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いし、所信の表明といたします。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

１月20日の国務大臣の演説に対する質疑は、23日に前原誠司君（民主）、久間章生君（自民）及び長島昭久君（民主）が行い、24日には神崎武法君（公明）、志位和夫君（共産）及び重野安正君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（構造改革）

①「これまでの構造改革についての総括と今後の決意」に関する質疑に対して、「政界のタブーと言われた郵政民営化をはじめとした改革を進めてきた。政治は一部の利益を優先するものであってはならず、今後も簡素で効率的な政府を実現するために、これまでの方針に基づき行政改革を推進していく。また、小泉内閣が進める構造改革は、決して弱者を切り捨てるものではない。国民一人ひとり、個人、企業、地域が主役となり、努力が報われ安心して再挑戦できる、そうした明るい社会の実現を目指している」旨の答弁があった。

②「公務員制度改革への取組」に関する質疑に対して、「国家公務員を今後５年間で５％以上純減し、給与水準の民間準拠を一層徹底する。また、公務員の労働基本権については、国民意識や給与制度改革の進捗状況を踏まえ、公務員制度に関する課題の一つとして検討する」旨の答弁があった。

③「地方分権に向けた取組」に関する質疑に対して、「平成14年以来、いわゆる三位一体の改革を進め、３兆円の税源移譲、４兆7,000億円の補助金改革を行ってきた。平成18年度までの改革の成果を踏まえ、市町村合併の推進など、国と地方を通じた行財政改革を進め、道州制の検討など、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく」旨の答弁があった。

④「構造改革による所得格差の拡大」に関する質疑に対して、「近年、ジニ係数の拡大に見られるように所得の格差が広がっているとの指摘があるが、統計データからは、所得格差の拡大は確認されない、また、資産の格差についても明確な格差の拡大は確認されないという専門家の報告を受けている。しかし、若年者の未就業の増加、都市と地方の格差といった最近の動きには注意が必要であり、現場の意見も踏まえ、引き続き適切に取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑤「市場化テスト法案にかかる官民の事業の仕分け」に関する質疑に対して、「昨年末に閣議決定した行政改革の重要方針に、国の行政機関の事業の要否及び主体について仕分けを行うことを盛り込んだところであり、今国会に提出予定の行政改革推進法案にもその趣旨を盛り込みたいと考えている」旨の答弁があった。

（財政、税制改革）

①「財政再建への貢献」に関する質疑に対して、「就任以来、財政健全化に向けて徹底した無駄の排除に取り組んできた。今後、引き続き簡素で効率的な政府を目指して徹底した行財政改革を行うとともに、持続的な経済活性化の実現のため、将来に向けた財政健全化の道筋を示していく。本年６月を目途に、歳出歳入を一体とした財政構造改革の方向についての選択肢及び工程を明らかにし、改革路線を揺るぎないものとする」旨の答弁があった。

②「特別会計改革についての見解」に関する質疑に対して、「特別会計の歳出の見直しは一般会計に比べ必ずしも十分でなかったとの批判に応え、政府・与党の連携により、今後５年を目途に特別会計の数を大幅に削減し、制度発足以来最小とする等の踏み込んだ改革案を作成した。政府としては、改革案に沿い、18年度予算を第一歩として着実に改革を推進

していく」旨の答弁があった。

③「税財政改革への取組」に関する質疑に対して、「これまでの税制改正においては、景気状況や経済社会の構造変化に対応して適切な措置を講じてきた。来年度も、個人及び企業に対する減税措置を大幅に整理する一方で、中小企業関係税制を拡充する等、適切な措置を講ずる。また、あらゆる無駄を省き、簡素で効率的な政府を目指して徹底した行財政改革を行っていく。さらに、公正で活力ある社会にふさわしい税制の実現に向け、税体系全体の改革について国民的議論を深めていく」旨の答弁があった。

④「所得税の累進性強化」に関する質疑に対して、「平成18年度税制改正において、より累進的な税率構造を構築することとしている。今後、公正で活力ある社会にふさわしい税制の実現に向け、消費課税や所得課税など各税の果たすべき役割や構造についても幅広く議論する必要があると考えている」旨の答弁があった。

⑤「定率減税廃止」に関する質疑に対して、「定率減税廃止は、平成11年に景気対策として導入された、納税者の所得税額の一定割合を一律にカットするという税負担の軽減措置を、経済状況の改善等を踏まえ、もとに戻すものである。これは、所得水準が低く所得税を納めていない非納税者には税負担が生じず、所得水準が一定以上で所得税を納めている納税者には税負担の増が生じるため、定率減税廃止が再配分機能を更に低下させることにはならない」旨の答弁があった。

（経済、金融、雇用政策）

①「小泉改革による景気回復の実効性（格差社会の拡大）」に関する質疑に対して、「我が国経済は、失業率の低下、有効求人倍率の上昇、賃金の緩やかな増加、消費者マインドの改善など、着実に景気回復の道を歩んでいる。格差問題については、統計データからは、所得格差や資産格差の明確な拡大は確認されていないとの報告を受けている。しかしながら、若年層の非正規化や未就業の増加、生活保護受給者の増加、都市と地方の格差などの最近の動きには注意が必要であり、政府としては、自立支援対策の充実や地方の再生を進めている」旨の答弁があった。

②「政策金融改革」に関する質疑に対して、「貸出残高対ＧＤＰ比半減、民業補完の原則を徹底した機能の限定、８つの機関の統廃合、完全民営化などを内容とする抜本的改革を実現する。具体的な制度設計に当たっては、借り手側の視点にも立ち、中小零細企業や個人の資金調達支援の機能は残しつつ、改革を進める。これにより、官から民へと資金の流れが変わり、効率的な、簡素な政府への道筋が確かなものとなる」旨の答弁があった。

③「証券市場の法整備」に関する質疑に対して、「これまでも、課徴金制度の導入や証券取引等監視委員会の体制強化等の改革を行ってきたが、今国会では、金融サービスに関する包括的、横断的な法規制の枠組みを整備することとしており、この中で不正行為の防止にしっかりと取り組んでいく」旨の答弁があった。

④「派遣労働者問題」に関する質疑に対して、「労働者派遣法など労働法制に関する規制改革は、労働者の保護に欠けることのないよう留意しつつ、多様な働き方を選択できるようにするとの観点から進めてきたものであり、必要なものであったと考えている。他方、だれもが安心して働くことができるような労働環境の整備を進めていく。なお、同一労働同一賃金を確保するために法規制を強化することについては、労使を含めた国民的合意形成を図りつつ対応していくことが必要と考えている」旨の答弁があった。

⑤「若年層における雇用の二重構造」に関する質疑に対して、「政府としては、フリーターの常用雇用化などを盛り込んだ『若者の自立・挑戦のためのアクションプラン』に基づき諸施策を講じているところであり、今後とも格差の拡大の防止に向け、若年者をはじめとした雇用対策に積極的に取り組んでいく」旨の答弁があった。

（社会保障制度改革）

①「年金制度改革」に関する質疑に対して、「国民年金保険料の未納、未加入対策の強化や、社会保険庁の改革などに取り組んでいる。

また、国民年金を含めた一元化については、さまざまな課題があり、まずは厚生年金と共済年金の一元化を速やかに実現することが重要であり、被用者年金一元化について、４月末を目途に基本方針を閣議決定することができるよう、早急に検討を進めていく」旨の答弁があった。

②「小児医療提供体制」に関する質疑に対して、「今般の医療制度改革において医療計画制度を見直し、地域の医療関係者の協力の下、小児医療対策、救急医療対策などの事業ごとに具体的な医療の連携が確保されるようにするとともに、平成18年度診療報酬改定において、小児医療等の医療の質の確保に配慮し、急性期医療の実態に即した看護配置を適切に評価した改定を行う」旨の答弁があった。

③「医療提供体制」に関する質疑に対して、「医療に関する情報提供の充実、レセプトのオンライン化の推進、平成18年度診療報酬改定における後発医薬品の使用促進、公的医療機関の病床の再編等によるサービスの効率化、急性期から在宅における療養に至るまで切れ目のない医療が提供される体制を構築することによる総入院期間の短縮など、総合的な医療提供体制の改革を進める」旨の答弁があった。

④「生活習慣病対策」に関する質疑に対して、「運動、食生活、喫煙面での生活習慣の改善に向けた国民運動を展開するとともに、医療保険者の役割を明確化し、効果的、効率的な健診、保健指導を義務付けるなど、本格的な生活習慣病予防の取組を推進する」旨の答弁があった。

⑤「がん対策」に関する質疑に対して、「がんの罹患率と死亡率の激減を目指し、がん予防・早期発見の推進、がん医療水準の地域格差の是正、がんの在宅療養・終末期医療の充実、がん医療技術の開発振興を進めている。また、がん対策法の制定については、国民、患者の声を更に聞きつつ、将来的な検討課題としたい」旨の答弁があった。

（少子化対策）

①「幼児教育（幼保一元化）の推進」に関する質疑に対して、「家庭、地域、幼稚園等が連携し、希望するすべての幼児に対して質の高い幼児教育の機会が提供されるよう、今後とも幼児教育の振興に努める。また、就学前の教育、保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、平成18年度からの本格実施に向け、本国会に関連法案を提出する」旨の答弁があった。

②「少子化対策・子育て支援」に関する質疑に対して、「待機児童ゼロ作戦、多様な放課後児童対策、若者の就労支援など、子ども・子育て応援プランに基づいて少子化対策を推進するとともに、６月を目途に、昨年設置された少子化社会対策推進会議が今後の少子化対策について議論を取りまとめることとしており、その結論も踏まえ、子ども・子育て応援プランをより充実させる」旨の答弁があった。

（アスベスト問題）

①「アスベスト問題に係る安心、安全の確保」に関する質疑に対して、「アスベスト問題に係る総合対策に基づき、すき間のない健康被害者の救済のため、石綿健康被害救済法案を今国会に提出するとともに、今後の被害の未然防止のためのアスベスト除去への支援、国民の不安解消のための情報提供や健康相談等の取組を進めている」旨の答弁があった。

②「給付金支給開始までの間の中皮腫患者に対する援助」に関する質疑に対して、「給付金については、認定された後、請求のあった時点にさかのぼって支給することとし、少しでも被害者の負担を軽減できるようにしたいと考えている」旨の答弁があった。

③「救済基金の拠出金確保のため企業に理解を求める施策」に関する質疑に対して、「企業からの拠出金については主要な事業者団体に対して説明を行い、おおむね理解を得られたと考えている。救済制度の円滑な運用を図るため、引き続き企業の理解と協力を求めていく」旨の答弁があった。

④「アスベスト飛散防止策について法律の運用面で実効性を担保する施策」に関する質疑に対して、「国会に提出した石綿被害防止一括法案では、従来の建築物の解体等に加え、新たに工作物の解体等の際にも徹底したアス

ベストの飛散防止策を講じなければならない等の措置を定めており、法律の運用に当たっては、関係省庁が密接に連携するとともに、飛散防止策について地方公共団体や国民への周知徹底を図ることにより、その実効性をできるだけ確保したいと考えている」旨の答弁があった。

（アジア外交）

①「北朝鮮問題」に関する質疑に対して、「日朝包括並行協議では、拉致、安全保障、国交正常化の各問題を取り上げ、日朝関係の全般的な進展を図る考えであり、その中で、特に最優先課題である拉致問題に関し、生存者の帰国、真相の究明、容疑者の引き渡しを北朝鮮側に強く求め、問題解決に向けた具体的前進を図るべく最大限努力する」旨の答弁があった。

②「六者協議への政府の対応」に関する質疑に対して、「議長国の中国や米国、韓国と緊密に連携し、まずは六者会合の早期再開を図り、その上で、北朝鮮の核廃棄の実現のため、昨年９月の共同声明の早期実施に向け最大限努力する」旨の答弁があった。

③「アジア外交」に関する質疑に対して、「昨年12月の東アジア首脳会議の成果に立脚し、多様性を認め合いながら、自由と民主主義を尊重し、地域共通の課題に協力して取り組み、開かれたアジアの形成を目指す」旨の答弁があった。

④「日中・日韓関係」に関する質疑に対して、「良好な首脳間の信頼関係の構築、対話は重要である。また中国、韓国は我が国にとって大事な隣国であり、大局的な視点から協力を強化し、相互理解と信頼に基づいた未来志向の関係を築いていく必要がある」旨の答弁があった。

⑤「中国脅威論」に関する質疑に対して、「中国の経済発展は脅威ではなく好機であるという認識である。他方、中国の国防費については、その不透明な部分というものがあり、中国側にその透明性の向上を働きかけている」旨の答弁があった。

（安全保障政策）

①「緊急事態基本法制定についての考え方」に関する質疑に対して、「一昨年５月の３党合意、昨年８月の３党からの申出に基づき、いわゆる有事をはじめとする国家の緊急事態への対処の在り方等について検討中であり、法案の提出については、適切に判断していく」旨の答弁があった。

②「日米同盟に関する近隣諸国等への説明」に関する質疑に対して、「日米両国政府は、世界の中の日米同盟との考えの下に、諸課題に対し、世界の国々や国連等の国際機関と協調しながら協力して取り組んでおり、日米同盟の意義について、随時近隣諸国に説明してきており、理解を得られているものと考えている」旨の答弁があった。

③「在日米軍再編の進め方」に関する質疑に対して、「昨年10月の在日米軍の再編についての日米共同文書を踏まえ、抑止力の維持と地元の負担の軽減の観点から、必要な措置を講ずることについて検討する旨、昨年11月11日に閣議決定をしており、関係閣僚などが関係自治体を訪問し、その内容や方向性について誠心誠意説明しているところである。３月末までの日米間の最終まとめについて合意を得るように全力を尽くす」旨の答弁があった。

④「米軍海兵隊司令部のグアムへの移転費用」に関する質疑に対して、「現時点では具体的な措置について何ら決定していないが、抑止力の維持と地元の負担軽減の観点から、在沖縄海兵隊司令部の要員等の移駐をなるべく早く実現するため、米国政府と協力して検討していきたいと考えている」旨の答弁があった。

⑤「日米地位協定の改定」に関する質疑に対して、「運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下に努力している」旨の答弁があった。

（災害対策・豪雪対策）

①「住民の安全確保と被害の拡大防止」に関する質疑に対して、「政府・与党連携して速やかに対応に当たっており、人命の被害防止、国民生活の安全等に遺漏なきよう、各大臣に改めて指示したところである。被害の拡大防止のため、災害救助法による支援、自衛隊の迅速な派遣、補助金の緊急配分など種々の対

策を講じていく」旨の答弁があった。

②「農産物や灯油の価格の高騰による国民生活への影響」に関する質疑に対して、「農産物に関しては、主要産地に対して出荷量の確保を要請したところであり、引き続き価格動向を注視していく。灯油に関しては、石油元売各社に対して安定供給の確保と便乗値上げの防止を要請したところであり、引き続き価格動向を注視していく」旨の答弁があった。

③「豪雪対策の再点検と今後の具体的な取組」に関する質疑に対して、「今後、高齢化、過疎化に対応するため、ハード、ソフト両面にわたる豪雪対策を検討する必要があり、山間の過疎地の高齢者の方々には、冬期の間、町中に移住していただくなどのアイデアも出されている。国土の保全も踏まえて従来の豪雪地帯対策の再点検を行い、特に高齢者の安全、安心対策等について検討していく」旨の答弁があった。

（教育問題）

①「公私立学校間の教育費の負担格差是正」に関する質疑に対して、「これまでも私学助成や奨学金事業など各種支援策を実施している」旨の答弁があった。

②「私立学校生に対する直接授業料補助制度についての考え方」に関する質疑に対して、「教育費負担の軽減に努めることは必要であり、家庭に直接補助する制度についても、その意義や問題点などについて今後更に研究、検討を行っていきたい」旨の答弁があった。

③「国際人権規約の高等教育無償化条項留保の理由」に関する質疑に対して、「我が国の高等教育機関への進学率は、奨学金事業等の支援により、先進国の中でも高い水準である76％にまで達している。無償化のための財源をどのように賄うか等の問題もあることから、留保している」旨の答弁があった。

④「教育基本法改正に向けての決意」に関する質疑に対して、「平成15年３月の中央教育審議会答申や与党における御議論を踏まえながら、教育基本法の速やかな改正を目指し、しっかりと取り組んでいきたい」旨の答弁があった。

⑤「教職員の大量退職、採用時代の到来を控えて、次世代の優秀な教員養成の必要性」に関する質疑に対して、「すぐれた教育を次世代に継承するための退職教員の再活用や、教職大学院制度の創設など教員養成課程の充実、教員免許制度改革、教員評価の充実などに努めていく」旨の答弁があった。

⑥「小学校における英語教育の必修化」に関する質疑に対して、「グローバル社会に対応するため、小学校段階における英語教育を充実する必要がある。教育改革のための重点行動計画に基づき学習指導要領の見直しを行う中で、広く御意見を伺いながら検討していきたい」旨の答弁があった。

（農業政策）

①「ＷＴＯ農業交渉への取組方針」に関する質疑に対して、「多様な農業の共存を基本理念とし、柔軟性があり、輸出国と輸入国とのバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して交渉に臨んでいる」旨の答弁があった。

②「今後の農政の在り方」に関する質疑に対して、「地域の実情も踏まえつつ、やる気と能力のある農業経営へ支援を集中する。攻めの農政を推進する観点から、我が国農産物の海外への輸出など、生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押しすることにより、食料自給率の向上と持続可能な農業の構築を推進する」旨の答弁があった。

③「総合的な農林業の振興施策」に関する質疑に対して、「意欲と能力のある経営に支援を重点化し、地域における農林業の担い手を育成、確保するとともに、上流域など中山間地域の振興等を強力に進める」旨の答弁があった。

（米国産牛肉輸入問題）

①「平成17年12月の輸入再開判断の是非」に関する質疑に対して、「食品安全委員会で科学的な議論を尽くし、国民の意見も聴取した上で取りまとめられた答申を踏まえて決定されたものである」旨の答弁があった。

②「危険部位混入確認後の政府の対応」に関する質疑に対して、「輸入された米国産牛肉に危険部位の混入が確認されたため、直ちにすべての米国産牛肉の輸入手続を停止した。輸入手続を再開するためには、日米間で合意

したルールの遵守が必要であり、国民の食の安全、安心を大前提に、米国に対し、原因究明と再発防止を求めている」旨の答弁があった。

③「輸入牛肉について履歴管理を義務付ける必要性」に関する質疑に対して、「国際協定との関係で問題となることも考えられ、慎重に検討する必要がある」旨の答弁があった。

（耐震強度偽装問題）

①「居住者に対する公的支援措置の在り方」に関する質疑に対して、「建築主が契約上の責任を誠実に履行する見通しが立たない現状では、売り主に対する徹底した責任追及を前提に、類似の財政措置との均衡にも配慮した上で、居住者に対する公的な支援を行う必要がある」旨の答弁があった。

②「建築確認検査制度を民間開放したことの是非」に関する質疑に対して、「民間開放の進展により、建物完成後の完了検査率が倍増し、違反建築物の件数が大幅減少するなど、実効性が向上している」旨の答弁があった。

③「今後の政府の対応・再発防止策」に関する質疑に対して、「居住者及び周辺住民の安全を最優先に、居住の安定確保に努めるとともに、早急な実態の全容把握と同時に、建築確認検査制度を総点検し、早急に見直しが必要なものについては、今国会で制度改正を行う」旨の答弁があった。

２　主な議案等の審議

年 月 日	議　　案　　等
平成18年 １月20日	○国務大臣の演説 ・小泉内閣総理大臣の施政方針演説 ・麻生外務大臣の外交演説 ・谷垣財務大臣の財政演説 ・与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説
１月23日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 前原誠司君（民主）、久間章生君（自民）、長島昭久君（民主） **答弁** 小泉内閣総理大臣、安倍内閣官房長官、小坂文部科学大臣、中川農林水産大臣、額賀防衛庁長官
１月24日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 神崎武法君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民） **答弁** 小泉内閣総理大臣、北側国土交通大臣、小坂文部科学大臣、麻生外務大臣、谷垣財務大臣、与謝野経済財政政策担当大臣
１月27日	○趣旨説明 ・石綿による健康被害の救済に関する法律案（内閣提出） ・石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 小池環境大臣 **質疑** 長浜博行君（民主）、高木美智代君（公明） **答弁** 安倍内閣官房長官、小池環境大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣
１月31日	○平成17年度一般会計補正予算（第１号）〈可決〉 ○平成17年度特別会計補正予算（特第１号）〈可決〉 ○平成17年度政府関係機関補正予算（機第１号）〈可決〉 **討論**（以上３件） 笹木竜三君（民主）、松岡利勝君（自民）、吉井英勝君（共産）、阿部知子君（社民） ○国会議員互助年金法を廃止する法律案（河村たかし君外７名提出）〈否決〉 ○国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外６名提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 鈴木克昌君（民主）、松本純君（自民） ○石綿による健康被害の救済に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉

年 月 日	議　　案　　等
１月31日	**討論**（以上２件） 田島一成君（民主）、加藤勝信君（自民）
２月16日	○趣旨説明 ・平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） ・所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） **説明** 谷垣財務大臣 **質疑** 田村謙治君（民主）、三谷光男君（民主）、石井郁子君（共産） **答弁** 谷垣財務大臣、与謝野経済財政政策担当大臣、竹中総務大臣
２月17日	○発言・趣旨説明 ・平成18年度地方財政計画 ・地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **発言・説明** 竹中総務大臣 **質疑** やまぎわ大志郎君（自民）、福田昭夫君（民主） **答弁** 竹中総務大臣、安倍内閣官房長官、谷垣財務大臣
２月23日	○趣旨説明 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 **説明** 麻生外務大臣 **質疑** 小野寺五典君（自民）、山口壯君（民主） **答弁** 麻生外務大臣、額賀防衛庁長官
２月28日	○趣旨説明 ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） **説明** 小坂文部科学大臣 **質疑** 小島敏男君（自民）、奥村展三君（民主）、池坊保子君（公明） **答弁** 小坂文部科学大臣、竹中総務大臣

年 月 日	議　　案　　等
２月28日	○趣旨説明 ・運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 北側国土交通大臣 **質疑** 森本哲生君（民主） **答弁** 北側国土交通大臣
３月２日	○平成18年度一般会計予算〈可決〉 ○平成18年度特別会計予算〈可決〉 ○平成18年度政府関係機関予算〈可決〉 **討論**（以上３件） 伴野豊君（民主）、玉沢徳一郎君（自民）、赤嶺政賢君（共産）、桝屋敬悟君（公明）、日森文尋君（社民） ○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 田嶋要君（民主） ○平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上３件） 古本伸一郎君（民主）
３月14日	○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件〈承認〉 **討論** 津村啓介君（民主）
３月16日	○国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 横山北斗君（民主） ○趣旨説明 ・中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出） ・都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 二階経済産業大臣、北側国土交通大臣 **質疑** 新藤義孝君（自民）、佐々木隆博君（民主）、小宮山泰子君（民主）、高木陽介君（公明）

年 月 日	議　　案　　等
３月16日	**答弁** 二階経済産業大臣、北側国土交通大臣、竹中総務大臣、安倍内閣官房長官、小池環境大臣、中川農林水産大臣
３月17日	○議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案（村田吉隆君外３名提出）〈可決〉 ○趣旨説明 ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出） ・食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出） **説明** 中川農林水産大臣、山田正彦君（民主） **質疑** 原田令嗣君（自民）、松木謙公君（民主） **答弁** 中川農林水産大臣、仲野博子君（民主）、岡本充功君（民主）、篠原孝君（民主）
３月23日	○趣旨説明 ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出） ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） **説明** 中馬国務大臣 **質疑** 松本剛明君（民主）、渡辺周君（民主）、吉井英勝君（共産）、菅野哲雄君（社民） **答弁** 小泉内閣総理大臣、中馬国務大臣、川崎厚生労働大臣、竹中総務大臣
３月24日	○趣旨説明 ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 杉浦法務大臣 **質疑** 早川忠孝君（自民）、高山智司君（民主） **答弁** 杉浦法務大臣、北側国土交通大臣、沓掛国家公安委員会委員長、安倍内閣官房長官、額賀防衛庁長官
４月６日	○趣旨説明 ・健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出） ・医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び

年 月 日	議　　案　　等
４月６日	医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外３名提出） **説明** 川崎厚生労働大臣、柚木道義君（民主）、岡本充功君（民主） **質疑** 石崎岳君（自民）、仙谷由人君（民主）、園田康博君（民主）、上田勇君（公明）、高橋千鶴子君（共産）、阿部知子君（社民） **答弁** 小泉内閣総理大臣、川崎厚生労働大臣、山井和則君（民主）、郡和子君（民主）、谷垣財務大臣、小坂文部科学大臣 ○趣旨説明 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（内閣提出） **説明** 小坂文部科学大臣 **質疑** 松浪健四郎君（自民）、高井美穂君（民主） **答弁** 小坂文部科学大臣、川崎厚生労働大臣、猪口少子化・男女共同参画担当大臣、安倍内閣官房長官
４月11日	○趣旨説明 ・住生活基本法案（内閣提出） **説明** 北側国土交通大臣 **質疑** 吉田六左エ門君（自民）、長安豊君（民主）、伊藤渉君（公明） **答弁** 北側国土交通大臣
４月13日	○趣旨説明 ・消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・消費者契約法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外３名提出） **説明** 猪口国務大臣、菊田真紀子君（民主） **質疑** 林田彪君（自民）、泉健太君（民主） **答弁** 猪口国務大臣、小宮山洋子君（民主）、枝野幸男君（民主）
４月14日	○趣旨説明 ・証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） ・証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外６名提出） **説明** 与謝野金融担当大臣、鈴木克昌君（民主）

年 月 日	議　　案　　等
４月14日	**質疑** 江﨑洋一郎君（自民）、小沢鋭仁君（民主）、鷲尾英一郎君（民主）、谷口和史君（公明） **答弁** 小泉内閣総理大臣、与謝野金融・経済財政政策担当大臣、吉田泉君（民主）、大串博志君（民主）
４月20日	○国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（松本剛明君外５名提出）〈否決〉 ○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（内閣提出）〈修正〉 **討論**（以上６件） 近藤洋介君（民主）、今津寛君（自民）、塩川鉄也君（共産）、桝屋敬悟君（公明）、菅野哲雄君（社民）
４月25日	○水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（東順治君外21名提出）〈可決〉 **趣旨弁明** 東順治君（公明）
４月28日	○趣旨説明 ・建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（長妻昭君外４名提出） **説明** 北側国土交通大臣、長妻昭君（民主） **質疑** 望月義夫君（自民）、馬淵澄夫君（民主）、斉藤鉄夫君（公明）、穀田恵二君（共産） **答弁** 北側国土交通大臣、下条みつ君（民主）、小宮山泰子君（民主）、森本哲生君（民主）
５月９日	○趣旨説明 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 小池環境大臣

年 月 日	議　　案　　等
５月９日	**質疑** 岩永峯一君（自民）、村井宗明君（民主） **答弁** 小池環境大臣、二階経済産業大臣
５月11日	○日米安全保障協議委員会出席報告 ○在日米軍再編に係る日米協議に関する報告 **報告** 麻生外務大臣、額賀防衛庁長官 **質疑** 寺田稔君（自民）、武正公一君（民主）、佐藤茂樹君（公明）、赤嶺政賢君（共産）、辻元清美君（社民） **答弁** 小泉内閣総理大臣、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、谷垣財務大臣、安倍内閣官房長官
５月16日	○証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外６名提出）〈否決〉 ○証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上３件） 小川淳也君（民主） ○趣旨説明 ・教育基本法案（内閣提出） **説明** 小坂文部科学大臣 **質疑** 下村博文君（自民）、鳩山由紀夫君（民主）、太田昭宏君（公明）、石井郁子君（共産）、保坂展人君（社民） **答弁** 小泉内閣総理大臣、小坂文部科学大臣、安倍内閣官房長官、猪口少子化・男女共同参画担当大臣
５月18日	○健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 郡和子君（民主）、高橋千鶴子君（共産）、日森文尋君（社民） ○食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）〈否決〉 ○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）〈可決〉 ○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉

年 月 日	議　　案　　等
5月18日	**討論**（以上４件） 黄川田徹君（民主） ○趣旨説明 ・ねんきん事業機構法案（内閣提出） ・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 川崎厚生労働大臣 **質疑** 戸井田とおる君（自民）、田名部匡代君（民主） **答弁** 川崎厚生労働大臣
5月25日	○居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（長妻昭君外４名提出）〈否決〉 ○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 三日月大造君（民主）、穀田恵二君（共産）
6 月 1 日	○公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出）〈可決〉 **討論** 大串博志君（民主） ○趣旨説明 ・日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外４名提出） ・日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出） **説明** 保岡興治君（自民）、枝野幸男君（民主） **質疑** 甘利明君（自民）、古川元久君（民主）、石井啓一君（公明）、笠井亮君（共産）、辻元清美君（社民）、滝実君（国民） **答弁** 保岡興治君（自民）、葉梨康弘君（自民）、鈴木克昌君（民主）、船田元君（自民）、斉藤鉄夫君（公明）、小川淳也君（民主）、園田康博君（民主）、枝野幸男君（民主）
6 月16日	○請願402件〈採択〉

３　決議

○　可決したもの

議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案（村田吉隆君外３名提出、決議第１号）［自民・公明提出］（18.3.17）

本院は、議員西村真悟君の議員辞職を勧告する。

右決議する。

水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（東順治君外21名提出、決議第２号）［自民・民主・公明・共産・社民・国民提出］（18.4.25）

行政が公害の原点とされる水俣病を公式に確認してから、50年の節目を迎えた。本院は、水俣病という未曾有の公害の犠牲になり、尊い生命を亡くされた方々に心から追悼の誠を捧げるとともに、残されたご遺族の悲しみ、今なお闘病のなかにある被害者とそのご家族の苦痛と苦難に深く思いを致すものである。

平成16年10月に出された水俣病関西訴訟の最高裁判決は、国及び熊本県に水俣病被害の拡大の不作為の不法行為責任を認め、損害賠償の一部について責任を負うことを認定した。政府はこの判決を厳粛に受け止め、平成７年の政治解決及び水俣病発生から今日に至る50年以上の経緯の中で、長きにわたり心身の苦労を耐え忍んでこられたすべての水俣病被害者の方々が、地域社会の理解の中で健やかで安心な暮らしを送れるよう、関係地方公共団体と協力しながら、水俣病対策を着実、かつ、総合的に実施すべきである。

本院は、水俣病公式確認50年の節目に当たり、水俣病の悲劇を貴重な教訓として謙虚に学び、我が国の環境政策の一層の進展を図るとともに、この水俣病の教訓を世界に発信していくことの重要性をあらためて確認し、このような悲惨な公害を決して再び繰り返さない決意をここに表明する。

右決議する。

【第165回国会】

1　国務大臣の演説及び質疑

平成18年９月29日に安倍内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、10月２日及び３日に各党の代表質問が行われた。

(1) 安倍内閣総理大臣の所信表明演説

（はじめに）

このたび、私は、内閣総理大臣に任命されました。日本が、厳しい時期を乗り越え、新世紀の発展に向けた出発点に立った今、初の戦後生まれの総理として、国政を預かる重責を与えられたことに、身の引き締まる思いです。多くの国民の期待を正面から真摯に受け止め、身命を賭して、職務に取り組んでまいります。

国政を遂行するに当たり、私は、まず、自らの政治姿勢を、国民の皆様並びに議員各位に明らかにいたします。私は、特定の団体や個人のための政治を行うつもりは一切ありません。額に汗して勤勉に働き、家族を愛し、自分の暮らす地域や故郷を良くしたいと思い、日本の未来を信じたいと願っている人々、そしてすべての国民の期待に応える政治を行ってまいります。みんなが参加する、新しい時代を切り拓く政治、誰に対しても開かれ、誰もがチャレンジできる社会を目指し、全力投球することを約束いたします。

我が国は、経済、社会全般にわたる構造改革と、国民の自助努力の相乗効果により、長い停滞のトンネルを抜け出し、デフレからの脱却が視野に入るなど､改革の成果が現われ、未来への明るい展望が開けてきました。

一方、人口減少が現実のものになるとともに、都市と地方の間における不均衡や、勝ち組、負け組が固定化することへの懸念、厳しい財政事情など、我が国の今後の発展にとって解決すべき重要な課題が、我々の前に立ちはだかっています。家族の価値観、地域の温かさが失われたことによる痛ましい事件や、ルール意識を欠いた企業活動による不祥事が多発しています。さらに、北朝鮮のミサイル発射や、テロの頻発など、国際社会の平和と安全に対する新たな脅威も生じています。

このような状況にあって、今後のあるべき日本の方向を、勇気をもって、国民に指し示すことこそ、一国のトップリーダーの果たすべき使命であると考えます。私が目指すこの国のかたちは、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた､「美しい国、日本」であります。この「美しい国」の姿を、私は次のように考えます。

１つ目は、文化、伝統、自然、歴史を大切にする国であります。

２つ目は、自由な社会を基本とし、規律を知る、凛とした国であります。

３つ目は、未来へ向かって成長するエネルギーを持ち続ける国であります。

４つ目は、世界に信頼され、尊敬され、愛される､リーダーシップのある国であります。

この「美しい国」の実現のため、私は、自由民主党及び公明党による連立政権の安定した基盤に立って､「美しい国創り内閣」を組織しました。世界のグローバル化が進む中で、時代の変化に迅速かつ的確に対応した政策決定を行うため、官邸で総理を支えるスタッフについて、各省からの順送り人事を排し、民間からの人材も含め、総理自らが人選する枠組みを早急に構築するなど、官邸の機能を抜本的に強化し、政治のリーダーシップを確立します。未来は開かれているとの信念の下、たじろぐことなく、改革の炎を燃やし続けてまいります。

（活力に満ちたオープンな経済社会の構築）

我が国が21世紀において「美しい国」として繁栄を続けていくためには、安定した経済成長が続くことが不可欠なことは言うまでもありません。人口減少の局面でも、経済成長は可能です。イノベーションの力とオープンな姿勢により、日本経済に新たな活力を取り入れます。

成長に貢献するイノベーションの創造に向け、医薬、工学、情報技術などの分野ごとに、2025年までを視野に入れた、長期の戦略指針「イノベーション25」を取りまとめ、実行します。自宅での仕事を可能にするテレワーク人口の倍増を目指すなど、世界最高水準の高速インターネット基盤を戦略的にフル活用し、生産性を大幅に向上させます。

アジアなど海外の成長や活力を日本に取り込むため、お互いに国を開く経済連携協定への取組を強化するとともに、ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉の再開に尽力します。地方の活性化にも資する海外からの投資を2010年にＧＤＰ比で倍増する計画の早期達成を目指します。アニメや音楽などのコンテンツ、食文化や伝統文化などについて、国際競争力や世界への情報発信力を強化する「日本文化産業戦略」を策定します。今後５年以内に、主要な国際会議の開催件数を５割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指します。そのほか、使い勝手も含めた日本の国際空港などの機能強化も早急に進め、ヒト・モノ・カネ・文化・情報の流れにおいて、日本がアジアと世界の架け橋となる「アジア・ゲートウェイ構想」を推進します。

新たな日本が目指すべきは、努力した人が報われ、勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会、すなわちチャンスにあふれ、誰でも再チャレンジが可能な社会です。格差を感じる人がいれば、その人に光を当てるのが政治の役割です。私は、内閣の重要課題として、総合的な「再チャレンジ支援策」を推進します。

新卒一括採用システムの見直しや、パート労働者への社会保険の適用拡大などを進めます。再チャレンジ職場体験制度の創設や団塊世代などベテラン人材の再雇用の促進といった、再び仕事を始めるためのハードルを引き下げる取組も行います。2010年までにフリーターをピーク時の８割に減らすなど、女性や高齢者、ニートやフリーターの積極的な雇用を促進します。再チャレンジする起業家の資金調達を支援するとともに、個人保証に過度に依存しない融資を推進します。こうした様々な再チャレンジを支援する民間や自治体の取組を応援するため、内閣総理大臣による表彰制度を新たに設けます。

地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。知恵と工夫にあふれた地方の実現に向け、支援も行います。地場産品の発掘・ブランド化や、少子化対策への取組、外国企業の誘致などについて、その地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対し、地方交付税の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」を来年度からスタートさせます。

活力に満ちた日本経済には、全国430万の中小企業の元気が不可欠です。中小企業の知恵とやる気を活かし、地域資源などを活用した新商品・新サービスの開発や販売を促進します。

地方を支える農林水産業は、新世紀にふさわしい戦略産業としての可能性を秘めています。日本の農林水産物や食品は国内向けとの固定観念を打破するため、「おいしく、安全な日本産品」の輸出を、平成25年までに１兆円規模とすることを目指します。「人生二毛作」の実現に向け、就業を促進する仕組みをつくります。

ＮＰＯなど「公」の担い手を支援し、官と民との新たなパートナーシップを確立します。

（財政再建と行政改革の断行）

我が国財政は、極めて厳しい状況にあり、人口減少や少子高齢化が進めば、将来の世代に一層重い負担がかかることは明らかです。歳出・歳入の一体改革に正面から取り組みま

す。「成長なくして財政再建なし」の理念の下、引き続き、経済財政諮問会議を活用して、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出削減を徹底し、ゼロベースの見直しを行います。

2010年代半ばに向け、債務残高の対ＧＤＰ比を安定的に引き下げるため、今後５年間に歳出改革を計画的に実施し、まずは2011年度に国と地方の基礎的な財政収支「プライマリー・バランス」を確実に黒字化します。このため、来年度予算編成に当たっては、成長に資する分野への重点化とともに、効率化を徹底して、メリハリの効いた配分を行い、新規の国債発行額を今年度の29兆9,730億円を下回るようにするなど、着実に黒字化に向けての第一歩を踏み出します。

国や地方の無駄や非効率を放置したまま、国民に負担増を求めることはできません。抜本的な行政改革を強力に推進し、簡素で効率的な、「筋肉質の政府」を実現します。

国の行政機関の定員について、５年で約１万9,000人以上の純減を行うなど、公務員の総人件費を徹底して削減します。公務員の労働基本権など、公務員制度全般について、国民の意見を十分に聴きながら、見直しを進めます。平成20年度から政策金融機関を一つに統合するとともに、国の資産の売却・圧縮を積極的に進め、平成27年度までに政府の資産規模のＧＤＰ比での半減を目指します。郵政民営化法の基本理念に沿って、平成19年10月からの郵政民営化を確実に実施します。公共サービス改革法に基づく市場化テストの積極的な実施により、官業を広く民間に開放し、民間活力を最大限活用します。特別会計の大幅な見直しを実行に移すとともに、道路特定財源については、現行の税率を維持しつつ、一般財源化を前提に見直しを行い、納税者の理解を得ながら、年内に具体案を取りまとめます。公共事業については、これまでの改革努力を継続する中で、未来への投資となる、真に必要な社会資本の整備を、重点化や効率化を徹底しながら実施します。

地方の行財政改革を進め、自治体の再建法制の整備に向けた検討など、「地方の自律」を求めます。

このような改革を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保するため、抜本的・一体的な税制改革を推進し、将来世代への負担の先送りを行わないようにします。消費税については、「逃げず、逃げ込まず」という姿勢で対応してまいります。

さらに、21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革、再編や、道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」の策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描いてまいります。

（健全で安心できる社会の実現）

本格的な人口減少社会の到来に備え、老後や暮らしに心配なく、国民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる、安心の社会を構築しなければなりません。年金、医療、介護を柱とする社会保障制度は、本来日本人が持っている助け合いの精神の延長上にあるもので、「人生のリスクに対するセーフティネット」であります。自立の精神を大切にし、分かりやすく、親切で信頼できる、持続可能な「日本型の社会保障制度」を構築すべく、制度の一体的な改革を進めます。

公的年金制度は、国が責任を有しており、破綻したり、「払い損」になったりすることはありません。若い世代も安心できるよう、制度に対する信頼を取り戻さなければなりません。どれくらいの期間いくら払い、将来いくらもらえるかを若いときから定期的にお知らせする「ねんきん定期便」の仕組みを一刻も早く整備するなど、親切で国民に分かりやすい年金制度を確立します。社会保険庁は、解体的出直しを行います。厚生年金と共済年金の一元化を早急に実現し、官民の公平性を確保します。

医療や介護につきましては、政策の重点を予防へと移し、健康寿命を伸ばす「新健康フロンティア戦略」を推進します。レセプトの電子化などにより医療費適正化に取り組むとともに、小児科、産婦人科等の医師不足対策の推進など、地域医療の体制整備に努めてま

いります。

我が国は、昨年初めて、総人口が減少に転じていく人口減少社会を迎え、合計特殊出生率も1.25と、過去最低の水準になりました。直近の出生数は昨年を上回っていますが、第２次ベビーブーム世代がまだ30歳代である、残り５年程度のうちに、速やかに手を打たなければなりません。内閣の総力をあげて少子化対策に取り組み、「子育てフレンドリーな社会」を構築します。出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含め、子育て家庭に対する総合的な支援を行うとともに、働き方についても、子育てを応援する観点から改革を進めていきます。子育ての素晴らしさ、家族の価値を社会全体で共有できるよう、意識改革に取り組みます。

国民の安全を確保するのは、政府の基本的な責務です。子どもが犠牲となっている凶悪事件や飲酒運転による悲惨な事故が相次いでいます。地域社会との連携の強化や、取締りの徹底などにより、「世界一安全な国、日本」の復活に全力を尽くします。

最近、エレベーターの事故や、ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒といった、規律の緩みを思わせる事故が相次いでいます。事故リスク情報の公開や安全規制の強化など、再発防止に向けて取り組んでまいります。

2008年から始まる京都議定書の約束を実行するため、「京都議定書目標達成計画」を着実に推進します。政府としても、地球温暖化防止の取組を、まず身近なことから始めるとの考え方の下、地方支分部局も含め国の庁舎について、太陽光発電の導入や建物の緑化を進めます。自動車燃料にバイオエタノールを利用するなど、バイオマスの利用を加速化します。

（教育再生）

私が目指す「美しい国、日本」を実現するためには、次代を背負って立つ子どもや若者の育成が不可欠です。ところが、近年、子どものモラルや学ぶ意欲が低下しており、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。

教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家、社会をつくることです。吉田松陰は、わずか３年ほどの間に、若い長州藩士に志を持たせる教育を行い、有為な人材を多数輩出しました。小さな松下村塾が「明治維新胎動の地」となったのです。家族、地域、国、そして命を大切にする、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に向け、教育再生に直ちに取り組みます。

まず、教育基本法案の早期成立を期します。

すべての子どもに高い学力と規範意識を身につける機会を保障するため、公教育を再生します。学力の向上については、必要な授業時間数を十分に確保するとともに、基礎学力強化プログラムを推進します。教員の質の向上に向けて、教員免許の更新制度の導入を図るとともに、学校同士が切磋琢磨して、質の高い教育を提供できるよう、外部評価を導入します。

こうした施策を推進するため、我が国の叡智を結集して、内閣に「教育再生会議」を早急に発足させます。

（主張する外交への転換）

去る７月の北朝鮮によるミサイル発射は、改めて、我が国が安全保障上の大きな問題に直面していることを浮き彫りにしました。これに対し、日本が主導して、国連安全保障理事会に、北朝鮮に対する制裁決議案を提案し、米国との緊密な連携の下、最終的に全会一致で、決議が採択されました。我が国の外交が、新たな思考に基づく、主張する外交へと転換するときがやってきたのです。「世界とアジアのための日米同盟」をより明確にし、アジアの強固な連帯のために積極的に貢献する外交を進めてまいります。

外交と安全保障の国家戦略を、政治の強力なリーダーシップにより、迅速に決定できるよう、官邸における司令塔機能を再編、強化するとともに、情報収集機能の向上を図ります。

日米同盟については、その基盤である信頼関係をより強固にするため、総理官邸とホワイトハウスが常に意思疎通できる枠組みを整えます。在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものであり、

沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組むことにより、着実に進めてまいります。

中国や韓国は、大事な隣国です。経済をはじめ、幅広い分野で過去に例がないほど緊密な関係となっています。両国との信頼関係の強化は、アジア地域や国際社会全体にとって極めて大切であり、未来志向で、率直に話し合えるようお互いに努めていくことが重要であると考えます。

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はありえません。拉致問題に関する総合的な対策を推進するため、私を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、専任の事務局を置くことといたしました。対話と圧力の方針の下、引き続き、拉致被害者が全員生存しているとの前提に立って、すべての拉致被害者の生還を強く求めていきます。核・ミサイル問題については、日米の緊密な連携を図りつつ、六者会合を活用して解決を目指します。

ロシアも大事な隣国です。日ロ関係の発展が両国に恩恵をもたらす潜在的な可能性は大きく、そのためにも、領土問題の解決に向け、粘り強く取り組んでまいります。

ＡＳＥＡＮとの協力を一層進めるとともに、アジアに存在する民主国家として、自由な社会の輪をアジア、そして世界に広げていくため、オーストラリアやインドなど、基本的な価値を共有する国々との首脳レベルでの戦略的な対話を展開します。

イラクにおいて、陸上自衛隊が一人の犠牲者も出すことなく人道復興支援活動を遂行したことは、歴史に残る偉業であり、厳しい環境の中、汗を流した自衛隊員を、心から誇りに思います。引き続き、航空自衛隊の支援活動やＮＧＯとも連携した政府開発援助により、イラクの復興を支援してまいります。

テロ対策特別措置法の期限の延長など、国際社会と協力してテロや国際組織犯罪の防止・根絶に取り組みます。

大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。

私が主宰する海外経済協力会議が主体となって、政府開発援助を戦略的に展開してまいります。

原油など資源価格の高騰が続く中、安定的なエネルギー資源の確保にも努めます。

日本が国連に加盟して50年。日本が安全保障理事会の常任理事国となって、しっかりとその責任を果たしていかなければならないと考えます。戦後つくられた国連を、21世紀にふさわしい国連に変えていくため、我が国の常任理事国入りを目指し、国連改革に引き続き取り組んでまいります。

（むすび）

私は、国民との対話を何よりも重視します。メールマガジンやタウンミーティングの充実に加え、国民に対する説明責任を十分に果たすため、新たに政府インターネットテレビを通じて、自らの考えを直接語りかける「ライブ・トーク官邸」を始めます。

「美しい国、日本」の魅力を世界にアピールすることも重要です。かつて、品質の悪い商品の代名詞であった「メイド・イン・ジャパン」のイメージの刷新に取り組んだ故盛田昭夫氏は、日本製品の質の高さを米国で臆せず主張し、高品質のブランドとして世界に認知させました。未来に向けた新しい日本の「カントリー・アイデンティティ」、すなわち、我が国の理念、目指すべき方向、日本らしさを世界に発信していくことが、これからの日本にとって極めて重要なことであります。国家としての対外広報を、我が国の叡智を集めて、戦略的に実施します。

国の理想、かたちを物語るのは、憲法です。現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定され、既に60年近くが経ちました。新しい時代にふさわしい憲法の在り方についての議論が、積極的に行われています。与野党において議論が深められ、方向性がしっかりと出てくることを願っております。まずは、日本国憲法の改正手続に関する法律案の早期成

立を期待します。

私たちの国、日本は、世界に誇りうる美しい自然に恵まれた長い歴史、文化、伝統を持つ国です。その静かな誇りを胸に、今、新たな国創りに向けて、歩み出すときがやってきました。

かつて、アインシュタインは、訪日した際、「日本人が本来もっていた、個人に必要な謙虚さと質素さ、日本人の純粋で静かな心、それらのすべてを純粋に保って、忘れずにいてほしい」と述べています。21世紀の日本を、アインシュタインが賞賛した日本人の美徳を保ちながら、魅力あふれる、活力に満ちた国にすることは十分に可能である、日本人には、その力がある、私はそう信じています。

新しい国創りに共にチャレンジしたいと願うすべての国民の皆様に参加していただきたいと思います。年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できるような環境をつくることこそ、政治の責任であります。戦前、戦中生まれの鍛えられた世代、国民や国家のために貢献したいとの熱意あふれる若い人たちとともに、日本を、世界の人々が憧れと尊敬を抱き、子どもたちの世代が自信と誇りを持てる「美しい国、日本」とするため、私は、先頭に立って、全身全霊を傾けて挑戦していく覚悟であります。

国民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

９月29日の国務大臣の演説に対する質疑は、10月２日に鳩山由紀夫君（民主）、中川秀直君（自民）及び松本剛明君（民主）が行い、３日には太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）及び日森文尋君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（美しい国の条件）

①「歴史を大切にするということと安倍総理の歴史認識」に関する質疑に対して、「自分の生まれ育ったこの国に自信を持ち、今までの日本が紡いできた長い歴史を、その時代に生きた人たちの視点で見つめ直そうとする姿勢であると考えている」旨の答弁があった。

②「規律を知る、凛とした国の在り方」に関する質疑に対して、「自由な社会を基盤にして、自立した個人がみずからを律し、全体として規範を遵守していく社会の実現を想定しており、このため、教育の抜本的改革や、民間の過度の公的援助依存体質からの脱却などを実現していく」旨の答弁があった。

③「未来へのエネルギーの持続と格差解消の具体策」に関する質疑に対して、「努力した人が報われ、勝ち組と負け組が固定化しない社会、だれでも再チャレンジが可能な社会をつくることにより、未来へ向かって成長するエネルギーを持ち続けることが可能となると考えている。こうした観点から、政府としては、総合的な再チャレンジ支援策を推進していく」旨の答弁があった。

④「世界に信頼され、尊敬される国と外交の立て直し」に関する質疑に対して、「世界に向けて日本の魅力をアピールするとともに、人材を育成し、リーダーシップのあるオープンな国を目指していく」旨の答弁があった。

（教育改革）

①「教育基本法改正と安倍総理の教育観」に関する質疑に対して、「戦後、教育基本法の理念のもとで構築された教育諸制度は、国民の教育水準を向上させ、我が国の社会発展の原動力となってきた。しかし、教育基本法は、昭和22年の制定以来半世紀以上が経過しており、科学技術の進歩や少子高齢化など、教育をめぐる状況の変化、子供たちの道徳心、自律心や学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下など、さまざまな課題が生じ、教育の根本にさかのぼった改革が求められている。このため教育基本法を改正し、新しい時代の教育理念を明確に提示し、国民の共通理解を図り、社会全体による教育改革を進め、我が国の未来を切り拓く教育の実現を目指す」旨

の答弁があった。

②「イノベーションの基盤づくりの必要性」に関する質疑に対して、「天然資源に恵まれない我が国では、人材は国家発展の基礎である。このため、教育基本法案の早期成立を期すとともに、教員免許の更新制の導入等により、教育改革を精力的に推進する。科学技術発展のため、人材育成は重要であり、現在、スーパーサイエンスハイスクール等の事業を積極的に実施している。引き続き、イノベーションの基盤となる人材の育成に取り組んでいく」旨の答弁があった。

③「教育再生の在り方」に関する質疑に対して、「義務教育改革については、全国どの地域においても一定水準の教育を受けることができるようにし、成果もしっかり把握、検証する仕組みが重要だ。このため、すべての子供たちにより高い学力と規範意識を身につける機会を保障するため、公教育を再生する。内閣に教育再生会議を発足させその推進を図る。教員の資質向上のための施策を行い、学校同士が切磋琢磨して質の高い教育を実現できるよう、外部評価を導入することが必要であると考えている。その上で、問題がある学校や教員についてはその再生を図ることを考えている」旨の答弁があった。

④「いじめ問題や不登校問題等への対応」に関する質疑に対して、「いじめや不登校等の問題の解決は教育上の大きな課題であり、学校、家庭、地域社会で子供の異変を的確に把握し、これに対応できる学校の教育相談体制の充実、とりわけスクールカウンセラー等の配置の推進や、家庭、地域と連携した取組を進め、一人一人の児童生徒の状況に応じた、よりきめ細かい対応を図っていく」旨の答弁があった。

⑤「日の丸・君が代の強制の是非」に関する質疑に対して、「学校教育で、国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てることは重要だ。学習指導要領では、入学式や卒業式などで、国旗掲揚、国歌斉唱の指導をするものとされている。全国の学校で国旗・国歌に関する指導が適切に行われるよう、取り組んでいく」旨の答弁があった。

（格差）

「雇用改善のための具体策」に関する質疑に対して、「いわゆる勝ち組と負け組が固定化せず、だれでも再チャレンジ可能な社会を構築するため、積極的な雇用を促進する。具体的には、フリーター25万人常用雇用化プラン等を推進し、2010年までにフリーターをピーク時の８割に減らすとともに、だれもが意欲と能力を生かして働ける全員参加型社会の構築を図るため、70歳まで働ける企業の実現に向けた取組を推進する。また、パート労働者への社会保険の適用拡大、有期雇用を含む労働契約のルールの整備等、正規、非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け法的整備を含めた検討を進めるなど、実効性のある再チャレンジ支援策を推進していく」旨の答弁があった。

（社会保障）

①「障害者自立支援法見直しの必要性」に関する質疑に対して、「本法律は、障害者の方々に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化など、障害者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものである。制度を皆で支えるため、国の負担を義務化する一方、利用者の方にも原則一割の負担をお願いしているが、その際、家計に与える影響を十分考慮した負担上限額の設定や個別の減免措置などの配慮を講じている。また、今年度においては、障害福祉サービスの予算を10％以上拡充し、地域独自のサービス基盤整備の取組や、福祉施設で働く障害者の工賃を引き上げていくための自治体の取組に対して支援を行っている。引き続き、こうした取組を進め、障害者の方々が安心して暮らすことができる地域社会の実現に最善を尽くしていく」旨の答弁があった。

②「年金制度の在り方」に関する質疑に対して、「年金制度については、平成16年の制度改正において、長期的な給付と負担の均衡を確保し、持続可能な制度とすることができたと考えている。なお、給付水準については、将来にわたり現役世代の所得の50％を維持できる見通しだが、仮に少子化が長期間にわたり予想以上に進行し、将来、５年以内に50％

を下回ることが見込まれることとなった場合には、給付と負担の在り方について改めて検討し、所要の措置を講ずる旨、法律で定められている。公的年金の一元化については、将来に向け、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し同一の公的年金給付を受けるという公平性の確保などの観点から、まずは厚生年金と共済年金の一元化を速やかに実現していきたいと考えている」旨の答弁があった。

③「高齢者、年金生活者の負担の是正」に関する質疑に対して、「先般の税制改正は、世代間及び高齢者間の公平を確保する観点から行われたが、標準的な年金以下の年金だけで暮らしている高齢者世帯には、十分に配慮する措置を講じている。また、介護保険や医療保険では、在宅と施設の給付と負担の公平性の観点等から、食費、居住費についての自己負担を求めるなどの見直しが行われたが、保険料及び利用料等について、所得の低い方に対しては負担軽減措置を講じるなど、適切に配慮をしている」旨の答弁があった。

（外交）

①「日本外交の基本姿勢」に関する質疑に対して、「日本の外交、安全保障の基盤である日米の同盟関係が世界とアジアのための日米同盟であることをより明確にし、その基盤に基づき、アジアの強固な連帯のために積極的に貢献する外交へと転換していく。同時に、地域や世界のために日本は何をすべきか、世界は何を目指すべきかを積極的に主張し、リーダーシップを発揮していく」旨の答弁があった。

②「アジア外交の立て直し」に関する質疑に対して、「アジアの平和と繁栄を維持強化するため、アジア全域の連帯の強化に主導力を発揮する。中国、韓国とは、あらゆるレベルと分野で対話と協力を積み重ね、双方の努力を通じて未来志向の関係を構築していく。両国との首脳会談については、常に扉をオープンにしてきており、その実現に向けて双方で努力していく。同時に、インドや豪州等の基本的価値観を共有する民主主義国、さらにはＡＳＥＡＮ諸国との連携を一層強化する。こうした取組を通じて、アジア全域の連帯を進めていく」旨の答弁があった。

③「北方領土問題解決と日ロ関係の打開」に関する質疑に対して、「小泉前総理のもとで、日ロ行動計画に基づき両国関係の進展に努めてきた。引き続き、日ロ両国間で幅広い分野における関係を前進させ、信頼関係に基づくパートナーシップの構築に努めていく。そのためにも、最大の懸案である北方領土問題の解決に向け、粘り強く取り組んでいく」旨の答弁があった。

④「拉致問題に関する政府の方針」に関する質疑に対して、「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない。政府としては、対話と圧力の方針のもと、引き続き、拉致被害者全員の生存を前提として、その生還を強く求めていく。そのため、今般、設置された拉致問題対策本部を中心として、政府一体となって拉致問題解決に向けた総合的な対策を推進していく」旨の答弁があった。

（歴史認識）

①「靖国神社参拝に対する安倍総理の立場」に関する質疑に対して、「国のために戦って尊い命を犠牲にした方々に対して、手を合わせ、御冥福をお祈りし、尊崇の念を表する気持ちは持ち続けていきたいと思っている。参拝については宣明するつもりはないとしてきたことは、個人としてまさに考えるところだからである」旨の答弁があった。

②「安倍総理の歴史認識」に関する質疑に対して、「さきの大戦をめぐる政府としての認識については、平成７年８月15日及び平成17年８月15日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。歴史の分析について政治家が語ることについては、政治的、外交的な意味を持つものであることから、謙虚であるべきと考えている」旨の答弁があった。

（経済成長戦略）

①「経済成長の実現に向けた基本認識と決意」に関する質疑に対して、「我が国が美しい国として繁栄を続けていくためには、安定した経済成長が続くことが不可欠である。この考えのもと、今後10年間で年率2.2％以上の実質経済成長を視野に、経済成長戦略大綱など

の政策を着実に実行していく。さらに、イノベーションの力とオープンな姿勢により、日本経済に新たな活力を取り入れ、安定した経済成長の実現に全力を尽くす」旨の答弁があった。

②「デフレの完全脱却に向けた取組」に関する質疑に対して、「我が国は、経済、社会全般にわたる構造改革と国民の自助努力の相乗効果により、長い停滞のトンネルを抜け出し、改革の成果が現われ、未来の明るい展望が開けてきた。重点強化期間である今年度内に物価の安定基調を確実なものとし、物価の安定のもとでの民間主導の持続的な成長を図るため、政府、日銀は一体となった取組を行っていく。成長なくして財政再建なしの理念のもと、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、構造改革を加速、深化していく」旨の答弁があった。

（公務員制度改革）

①「公務員制度改革の方向性」に関する質疑に対して、「能力・実績主義や分限処分の在り方など、現行のシステムにとらわれず検討を行い、公務の現場に根付くような内容の改革を行いたい。公務員の労働基本権に関する問題は行政改革推進本部専門調査会で検討を始めており、その方向を見極めたいと考えている」旨の答弁があった。

②「社会保険庁改革の内容」に関する質疑に対して、「業務改革、職員の意識・組織改革を強力に推進し、国民の信頼回復を一日も早く図るべく、徹底した改革、解体的出直しの実現を考えている。現在国会に提出している社会保険庁改革の関連法案は、平成20年10月に社会保険庁を廃止、新たにねんきん事業機構を設置し、地方組織の抜本改革、外部専門家の登用、約１万人の公務員の削減等を行うものである。この法案が解体的出直しにふさわしいか、すべて公務員がやらなければならないかも含め、国会で議論の上、国民の信頼を得る新組織を早期に実現していく」旨の答弁があった。

③「天下り問題の解消」に関する質疑に対して、「公務員の再就職については、国全体における官民の人材交流、人材活用の重要性に十分考慮する必要があることを踏まえながら、早期退職慣行の是正にも取り組みつつ、退職管理の適正化に向け、総合的に検討を行う必要があると考えている。再就職後の公務員の不正行為に対しては、厳正なる対処をする必要があると考えている。前行政改革担当大臣からいただいた提案を踏まえ、公務員制度改革全体の中で改革案を検討する」旨の答弁があった。

（消費税）

「消費税制変更に対する安倍政権の姿勢」に関する質疑に対して、「我が国財政は極めて厳しい状況にあり、成長なくして財政再建なしの理念のもと、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出削減や行政改革等を徹底する。それでも対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増には、安定的な財源確保のため、抜本的、一体的な税制改革を推進し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。消費税は、抜本的、一体的な税制改革の中で議論を行う必要があると考えている。現在の諸情勢を勘案すれば、19年度予算の歳出削減の状況、来年７月ごろに判明する18年度決算の状況、医療制度改革を踏まえた社会保障給付の実績等を見る必要があり、税制改革の本格的、具体的な議論を行うのは来年秋以降になると考えている」旨の答弁があった。

（憲法問題）

①「憲法を改正する目的」に関する質疑に対して、「国の理想、形を物語る憲法は、日本が占領されている時代に占領軍の深い関与のもとで制定され、また60年近くを経て現実にそぐわないものとなっている。だからこそ私たち自身の手で、21世紀にふさわしい日本の未来の姿あるいは理想を憲法として書き上げていくことが必要であると考えている。与野党において議論が深められ、方向性がしっかりと出てくることを願っている。まずは、日本国憲法の改正手続に関する法律案の早期成立を期待する」旨の答弁があった。

②「集団的自衛権行使の是非」に関する質疑に対して、「これまでの憲法解釈や国会での議論の積み重ねを十分に尊重し、国際情勢の

変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるように、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究していく。研究に当たっては、これまでの国会等における議論も踏まえ、検討を進めていきたいと考えている」旨の答弁があった。

（地方分権）

「地方分権に関する基本的な考え方」に関する質疑に対して、「地方の活力なくして国の活力はない。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、魅力ある地方に生まれ変わるよう、必要な体制の整備を含め、地方分権を進める。関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進め、国の関与、国庫補助負担金の廃止、縮小等を図る。

地方税については、国、地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。また、道州制の本格的導入に向けた道州制ビジョンの策定を進めていく」旨の答弁があった。

（在日米軍再編）

①「在日米軍再編の今後の進め方」に関する質疑に対して、「在日米軍再編は、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減するもので、実現させなければならない。沖縄県など地元の切実な声によく耳を傾け、着実に進めていく」旨の答弁があった。

②「在日米軍再編の予算と法的枠組みの在り方」に関する質疑に対して、「日本側の経費負担については、現在、再編案の詳細な計画等について日米間で検討しており、鋭意検討を進め、できるだけ早期に明らかにしたい。法的枠組みについては、地域振興策等の必要性を踏まえ、法整備が必要か否かも含め検討を進めているところである」旨の答弁があった。

そのほか、中小企業支援対策、農業政策、災害に強い国土の形成等についての質疑が行われた。

安倍内閣総理大臣の所信表明演説（第165回国会）

２　主な議案等の審議

年 月 日	議　　案　　等
平成18年 ９月26日	○内閣総理大臣の指名 ・安倍晋三君を内閣総理大臣に指名
９月29日	○国務大臣の演説 ・安倍内閣総理大臣の所信表明演説
10月２日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 鳩山由紀夫君（民主）、中川秀直君（自民）、松本剛明君（民主） **答弁** 安倍内閣総理大臣
10月３日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）、日森文尋君（社民） **答弁** 安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、柳澤厚生労働大臣、冬柴国土交通大臣
10月10日	○北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出）〈可決〉 **趣旨弁明** 逢沢一郎君（自民）
10月13日	○趣旨説明 ・平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 塩崎内閣官房長官 **質疑** 石破茂君（自民）、山口壯君（民主） **答弁** 安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、久間防衛庁長官
10月19日	○平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 後藤斎君（民主）
10月24日	○趣旨説明 ・消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 甘利経済産業大臣 **質疑** 北神圭朗君（民主）、赤羽一嘉君（公明）

年 月 日	議　　案　　等
10月24日	**答弁** 甘利経済産業大臣、高市国務大臣
10月26日	○趣旨説明 ・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 **説明** 麻生外務大臣 **質疑** 三ッ矢憲生君（自民）、笠浩史君（民主） **答弁** 麻生外務大臣、松岡農林水産大臣、甘利経済産業大臣、柳澤厚生労働大臣
10月27日	○趣旨説明 ・防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会、内閣提出） **説明** 久間防衛庁長官 **質疑** 中谷元君（自民）、津村啓介君（民主）、佐藤茂樹君（公明）、赤嶺政賢君（共産）、菅野哲雄君（社民） **答弁** 久間防衛庁長官、塩崎内閣官房長官、麻生外務大臣
11月２日	○趣旨説明 ・地方分権改革推進法案（内閣提出） **説明** 菅総務大臣 **質疑** 林幹雄君（自民）、逢坂誠二君（民主） **答弁** 安倍内閣総理大臣、菅総務大臣
11月７日	○趣旨説明 ・貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 山本金融担当大臣 **質疑** 柴山昌彦君（自民）、北橋健治君（民主）、石井啓一君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、重野安正君（社民） **答弁** 塩崎内閣官房長官、山本金融担当大臣、溝手国家公安委員会委員長、長勢法務大臣、尾身財務大臣
11月14日	○趣旨説明 ・少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会、内閣提出） **説明** 長勢法務大臣 **質疑** 倉田雅年君（自民）、平岡秀夫君（民主）

年 月 日	議　　案　　等
11月14日	**答弁** 長勢法務大臣、柳澤厚生労働大臣、溝手国家公安委員会委員長
11月16日	○教育基本法案（第164回国会、内閣提出）〈可決〉 **討論** 斉藤斗志二君（自民）、西博義君（公明）
11月28日	○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会、内閣提出）〈可決〉 **討論** 逢坂誠二君（民主）
11月30日	○官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（第164回国会、達増拓也君外５名提出）〈否決〉 ○入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、保岡興治君外６名提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 太田和美君（民主）、斉藤鉄夫君（公明） ○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 川内博史君（民主） ○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会、内閣提出）〈可決〉 **討論** 赤嶺政賢君（共産）、今津寛君（自民）、辻元清美君（社民）、笹木竜三君（民主）、東順治君（公明）、糸川正晃君（国民）
12月15日	○本国会の会期を12月19日まで４日間延長するの件（議長発議）〈可決〉 **討論** 松野頼久君（民主）、江渡聡徳君（自民）、穀田恵二君（共産）、日森文尋君（社民） ○安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外８名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 菅直人君（民主） **討論** 石原伸晃君（自民）、牧義夫君（民主）、石井郁子君（共産）、保坂展人君（社民）
12月19日	○請願155件〈採択〉

３　決議

○　可決したもの

北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出、決議第１号）［自民・民主・公明・共産・社民・国民提出］（18.10.10）

北朝鮮による核開発は、日本を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。このため国連を中心とする国際社会は、北朝鮮の核問題に重大な関心を持ち続けてきた。我が国をはじめ関係各国は、六者会合を中心として、サミット・ＡＲＦなどあらゆる機会をとらえ北朝鮮に対し核兵器の開発を断念するよう、最大限の外交努力を重ねてきた。特に、北朝鮮が核実験の予告を行ったことを受け、国際社会は、国連安全保障理事会声明の採択をはじめとした様々な取組みにより、北朝鮮の自制を促してきたところである。このような努力を無視する今回の北朝鮮の核実験は、いかなる理由に基づこうとも正当化の余地はなく、我が国はその無謀な暴挙を絶対に容認することはできない。

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対するところであり、北朝鮮の核実験に対し厳重に抗議するとともに、北朝鮮が直ちに全ての核兵器及び核計画を放棄することを強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、更なる情報の収集・分析に努めつつ、直ちにあらゆるルートを通し北朝鮮に対し、我が国の断固たる抗議の意志を伝え、日朝平壌宣言に違反した北朝鮮が関係５カ国の求めに応じ、早期かつ無条件に六者会合に復帰し全ての核兵器及び核計画を放棄するよう促すとともに、今後は、中国・韓国など地域の関係国との協調を強化し、米国など関係各国と連携し国連憲章第７章に基づく措置も含め、国際社会が結束した外交を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

右決議する。

○　否決したもの

安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外８名提出、決議第３号）［民主・共産・社民・国民提出］（18.12.15）

本院は、安倍内閣を信任せず。

右決議する。

○　未決のもの

外務大臣麻生太郎君不信任決議案（小沢一郎君外８名提出、決議第２号）［民主・共産・社民・国民提出］

本院は、外務大臣麻生太郎君を信任せず。

右決議する。

第３

委員会の概況

※　「委員会の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査等一覧のうち、提出日欄の参は参議院先議を、提出日、趣旨説明、提案理由、質疑及び参議院議決欄の（　）は当該国会前を、質疑欄の（公聴）は公聴会、（地公）はいわゆる地方公聴会、（連）は連合審査会、（分科）は分科会、（発）は発言を、委員会議決欄の（全）は全会一致、（多）は賛成多数、（少）は賛成少数、（欠）は欠席、（附）は附帯決議を、本会議欄の（　）は閉会中審査議決日を示す。

第３　委員会の概況

１　内閣委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	佐藤　剛男君	自民			
理　事	木村　勉君	自民	理　事	戸井田とおる君	自民
理　事	西村　康稔君	自民	理　事	林田　彪君	自民
理　事	山本　拓君	自民	理　事	泉　健太君	民主
理　事	大島　敦君	民主	理　事	田端　正広君	公明
	赤澤　亮正君	自民		遠藤　宣彦君	自民
	小野　次郎君	自民		小渕　優子君	自民
	大野　松茂君	自民		木原　誠二君	自民
	後藤田　正純君	自民		土屋　品子君	自民
	土井　亨君	自民		中森　ふくよ君	自民
	平井　たくや君	自民		村上　誠一郎君	自民
	村田　吉隆君	自民		市村　浩一郎君	民主
	川内　博史君	民主		小宮山　洋子君	民主
	鉢呂　吉雄君	民主		鷲尾　英一郎君	民主
	太田　昭宏君	公明		吉井　英勝君	共産
	糸川　正晃君	国民			

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案４件及び議員提出法律案６件（うち継続審査２件）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）

○　要旨

事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとするとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするもの

○　主な質疑内容

- 適格消費者団体への支援策の必要性
- 後訴の原則禁止を規定した根拠
- 適格消費者団体間の連携協力の在り方
- 適格消費者団体の認定に際し、認定基準の明確化と透明性の確保の必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

差止請求に係る訴えは、事業者等の不当行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができるものとすること

②　遺失物法案（内閣提出第55号）

○　**要旨**

最近における遺失物の取扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却のための手続、施設において拾得された物件に係る手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化するもの

○　**主な質疑内容**

・　所有者が判明しない犬又はねこの取扱い
・　個人情報関連物件の警察内部における取扱い
・　インターネットで公表する情報の具体的内容

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

③　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）

○　**要旨**

圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって「空気銃」に該当しないもののうち、人を傷害し得るものを「準空気銃」と位置付け、その所持を原則禁止するもの

○　**主な質疑内容**

・　エアソフトガンに係る事件の発生状況
・　準空気銃の密輸の取締りについての国家公安委員会委員長の認識
・　現在所持されている準空気銃の本法施行後の取扱い

○　**審査結果**

可決

④　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（内閣提出第90号）

○　**要旨**

広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑤　人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出、第163回国会衆法第６号）

○　**要旨**

人身取引等がその被害者の人権を著しく侵害することにかんがみ、あわせて人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する国際的動向を踏まえ、人身取引等を防止するとともに、人身取引等の被害者の保護を図るもの

○　**審査結果**

継続審査

⑥　道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外３名提出、第163回国会衆法第12号）

○　**要旨**

幼児の生命及び身体を保護するため、二輪又は三輪の自転車に乗車させる際の幼児用ヘルメットの着用義務に関する規定を当該自転車の運転者の遵守事項等として追加しようとするもの

○　**審査結果**

継続審査

⑦　消費者契約法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外３名提出、衆法第19号）

○　**要旨**

事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとし、及び消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を追行することができることとするもの

○　**主な質疑内容**

・　損害賠償等団体訴訟制度の導入により被害者個人の損害賠償権が侵害される危険性
・　適格消費者団体の登録制の運用方法
・　損害賠償等団体訴訟を認めることによる具体的効果

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

審査未了

⑧　探偵業の業務の適正化に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第25号）

○　**要旨**

探偵業の業務の運営の状況等にかんがみ、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とするもの

○　**主な発言内容**

・　法律案起草の経緯、目的並びに探偵業の現状と探偵業に関しての苦情の件数
・　報道機関に対する除外規定の解釈
・　探偵業に対する法的規制による消費者被害の防止の必要性

○　**結果**

成案・提出決定

⑨　消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外２名提出、衆法第26号）

○　**要旨**

消費生活用製品等及び特定生活関連物品による危害の発生又は拡大の防止を図り、もって一般消費者の利益を保護するため、これらの物品に係る危険情報の提供等が適

切に行われるよう、危害防止措置、危害防止命令、緊急措置及び緊急命令その他の必要な措置を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑩　地理空間情報活用推進基本法案（柳澤伯夫君外９名提出、衆法第39号）

○　**要旨**

地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑪　自殺対策基本法案（参議院提出、参法第18号）

○　**要旨**

近年の我が国における自殺の状況にかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により自殺対策を総合的に推進しようとするもの

○　**審査結果**

可決

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	18. 3. 3	4.13	4.13 4.14	4.21 4.26 4.28	4.28 修正(全) (賛-自民・民主・公明・共産・国民) (附)	4.28 修正	内閣 5.30 可決 (附)	5.31 可決	6. 7 法56号
遺失物法案（内閣提出第55号）	3. 7		5.18 5.26	5.31	5.31 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・国民) (附)	6. 1 可決	内閣 6. 8 可決 (附)	6. 9 可決	6.15 法73号
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）	参 3. 7		5.11 5.12	5.17	5.17 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・国民)	5.18 可決	内閣 4.11 可決 (附)	4.12 可決	5.24 法41号
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（内閣提出第90号）	5.19		6. 1 6.14			(6.16) (閉会中審査)			

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）	(17.10.12)		18. 1.20			(6.16) (閉会中審査)			
道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）	(17.10.19)		18. 1.20			(6.16) (閉会中審査)			
消費者契約法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外3名提出、衆法第19号）	18. 4. 6	4.13	4.13 4.14	4.21 4.26 4.28	(審査未了)				
探偵業の業務の適正化に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第25号）	5.19				5.19 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・国民)	5.25 可決	内閣 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	6. 8 法60号
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、衆法第26号）	5.22		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
地理空間情報活用推進基本法案（柳澤伯夫君外9名提出、衆法第39号）	6.12		6.13			(6.16) (閉会中審査)			

参　法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
自殺対策基本法案（参議院提出、参法第18号）	参 18. 6. 8		6. 9 6.14		6.14 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・国民)	6.15 可決	内閣 6. 8 成案・提出決定	6. 9 可決	6.21 法85号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 情報セキュリティー対策を強化する必要性
- 男女共同参画基本計画（第２次）の目標及びジェンダーの位置付け
- 「遺棄化学兵器に関する政府調査」を行う必要性及び体制の整備

・　秋篠宮妃御懐妊による皇室典範改正問題の展望
・　民間委託される放置車両確認事務に係る公平性の確保
・　インターネットを通じた警察情報の流出防止策
・　日本向け牛肉輸出認定施設の現地評価の一覧表を米国に求める必要性
・　原子力発電所の安全性
・　少年の非行防止及び更正支援のための関係機関の連携した取組の状況と今後の方向性

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 4.14	食品安全委員会委員長	寺田　雅昭君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
	食品安全委員会委員	見上　　彪君	
4.26	社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長代行 三菱商事株式会社理事	大村　多聞君	消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出） 消費者契約法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外３名提出）
	弁護士 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長	佐々木幸孝君	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	落合　誠一君	
	特定非営利活動法人消費者支援機構関西常任理事	飯田　秀男君	
5.12	食品安全委員会委員長代理	寺尾　允男君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
5.19	独立行政法人国民生活センター審議役	島野　　康君	警察に関する件

(5) 委員派遣・議員海外派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派　遣　目　的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 8.24 ～ 8.25	福島県	内閣の重要政策等についての実情調査	７人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における経済政策等実情調査議員団	(閉会中) 平成18. 7.27 ～ 8. 4	ドイツ、リトアニア	欧州各国における経済政策及び警察制度等実情調査のため	５人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	河本　三郎君	自民			
理　事	木村　勉君	自民	理　事	後藤田　正純君	自民
理　事	戸井田とおる君	自民	理　事	西村　康稔君	自民
理　事	平井　たくや君	自民	理　事	泉　健太君	民主
理　事	松原　仁君	民主	理　事	田端　正広君	公明
	赤澤　亮正君	自民		遠藤　武彦君	自民
	遠藤　宣彦君	自民		岡下　信子君	自民
	嘉数　知賢君	自民		木原　誠二君	自民
	谷本　龍哉君	自民		寺田　稔君	自民
	土井　亨君	自民		中森　ふくよ君	自民
	林田　彪君	自民		松浪　健太君	自民
	村上　誠一郎君	自民		市村　浩一郎君	民主
	小川　淳也君	民主		小宮山　洋子君	民主
	佐々木　隆博君	民主		横光　克彦君	民主
	渡辺　周君	民主		石井　啓一君	公明
	吉井　英勝君	共産			

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件（継続審査）及び議員提出法律案５件（うち継続審査４件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第90号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　主な質疑内容

- 道州制と道州制特別区域の関係
- 憲法第95条の立法趣旨及び本法律案についての住民投票の必要性
- 本法律案の権限委譲項目についての政府の評価
- 特定広域団体による道州制特別区域基本方針の変更提案に対する政府の対応方針
- 北海道の道州制特別区域基本方針変更提案の実効性の担保

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

可決

②　人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出、第163回国会衆法第６号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

③　道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外３名提出、第163回国会衆法第12号）

○　**要旨**
（第164回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

④　消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外２名提出、第164回国会衆法第26号）

○　**要旨**
（第164回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

⑤　地理空間情報活用推進基本法案（額賀福志郎君外９名提出、第164回国会衆法第39号）

○　**要旨**
（第164回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

⑥　刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案（細川律夫君外２名提出、衆法第５号）

○　**要旨**
最近における酒気帯び運転による事故等の発生状況にかんがみ、酒気帯び運転等業務上過失致死傷罪を新設し、救護義務違反罪の法定刑を引き上げるとともに、営業者の酒類の提供等に関する罰則を整備する等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**
継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第90号）	(18. 5.19)		9.26 (6.14)	11. 1 11. 8 11.10 11.13㈬ 11.15 11.22	11.22 可決（多） (賛-自民・公明) (反-民主・共産)	11.28 可決	内閣 12.12 可決	12.13 可決	12.20 法116号

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）	(17.10.12)		18. 9.26			(12.19) （閉会中審査）			
道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）	(17.10.19)		18. 9.26			(12.19) （閉会中審査）			
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）	(18. 5.22)		9.26			(12.19) （閉会中審査）			
地理空間情報活用推進基本法案（額賀福志郎君外9名提出、第164回国会衆法第39号）	(18. 6.12)		9.26			(12.19) （閉会中審査）			
刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案（細川律夫君外2名提出、衆法第5号）	18.12. 6		12.14			(12.19) （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 旧日本軍遺棄化学兵器問題について今後の真相解明に向けた取組の在り方
- 飲酒運転に対する罰則強化等を含む道路交通法を早期に改正する必要性
- 核兵器保有を論議することの適否
- 再チャレンジ支援の方針、内容について担当大臣の所見
- 消費者団体訴訟制度の施行に向けた準備状況

（閉会中審査）

- タウンミーティングにおける不適切な経理に対する政府の認識
- 内閣官房に虐待・いじめ問題を統括する機関を設置する必要性
- 地域安全安心ステーション事業に対する警察庁の現在の取組と今後の進め方

（4）参考人・意見陳述者

①　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18.10.27	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
11.10	岡山県知事 全国知事会総務常任委員会委員長 全国知事会道州制特別委員会委員長	石井　正弘君	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（内閣提出、第164回国会）
	北海学園大学法学部教授	佐藤　克廣君	
	社団法人関西経済連合会常任理事	井上　義國君	
	小樽商科大学大学院商学研究科教授	相内　俊一君	

②　意見陳述者

期　日	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 18.11.13	北海道知事	高橋はるみ君	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（内閣提出、第164回国会）について
	旭川大学大学院客員教授	川村　喜芳君	
	北海道奈井江町長	北　　良治君	
	前北海道芽室町長	常山　　誠君	

（5）委員派遣

派遣日	派遣地名	派　遣　目　的	派遣委員
平成 18.11.13	北海道	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（内閣提出、第164回国会）の審査	12人

２　総務委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	中谷	元君	自民				
理　事	佐藤	勉君	自民	理　事	谷	公一君	自民
理　事	葉梨	康弘君	自民	理　事	萩生田	光一君	自民
理　事	やまぎわ大志郎君		自民	理　事	後藤	斎君	民主
理　事	渡辺	周君	民主	理　事	谷口	隆義君	公明
	あかま	二郎君	自民		石破	茂君	自民
	岡部	英明君	自民		奥野	信亮君	自民
	上川	陽子君	自民		木挽	司君	自民
	桜井	郁三君	自民		実川	幸夫君	自民
	関	芳弘君	自民		田中	良生君	自民
	谷本	龍哉君	自民		土屋	正忠君	自民
	土井	亨君	自民		永岡	桂子君	自民
	萩原	誠司君	自民		橋本	岳君	自民
	福田	良彦君	自民		山本ともひろ君		自民
	渡部	篤君	自民		安住	淳君	民主
	逢坂	誠二君	民主		田嶋	要君	民主
	寺田	学君	民主		西村	智奈美君	民主
	福田	昭夫君	民主		横光	克彦君	民主
	富田	茂之君	公明		古屋	範子君	公明
	吉井	英勝君	共産		重野	安正君	社民
	亀井	久興君	国民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案14件（うち継続審査２件）、議員提出法律案３件（継続審査）、承認を求めるの件１件及び決算等１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第８号）

○　要旨

電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 行政機関における個人情報保護の在り方
- 平成18年１月のＩＴ新改革戦略に掲げる「オンライン申請率50％」の達成見通し
- 住民基本台帳カードが普及しない原因及び根本的原因を追求する必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第９号）

○　要旨

独立行政法人情報通信研究機構を、その研究を一層効率的かつ効果的に推進し、国家公務員法等にとらわれずに人材の交流等を促進するため、役職員が国家公務員である特定独立行政法人から、国家公務員でない非公務員型の独立行政法人に改めるもの

○　主な質疑内容

・　国の財政的関与を含めた独立行政法人制度の今後の在り方
・　類似・重複した研究内容の存否に着目した独立行政法人の検証の必要性
・　（独）情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）を非公務員型の独立行政法人とするに当たってのデメリット

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出第１号）

○　要旨

平成17年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税１兆3,516億円について、普通交付税の増額609億円を除いた残余の額１兆2,908億円を、平成18年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算するもの

○　主な質疑内容

・　平成17年度分の交付税を18年度へ繰り越すことの不当
・　三位一体改革の第２期改革を行う意向の有無

○　審査結果

可決

④　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

○　要旨

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止、所得譲与税の増額等所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　三位一体の改革に伴う税収の偏在の懸念
・　個人住民税の累進構造を維持する必要性
・　定率減税見直しを所得税・個人住民税の最高税率の引下げ等の見直しと同時に行う必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）

○　要旨

平成18年度分の地方財政対策を踏まえ、所要の地方交付税総額を確保するための特例措置を講ずるとともに、地方交付税の算定基礎となる単位費用の改正、児童手当の拡充に伴う児童手当特例交付金の創設等を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　地方交付税の削減ありきの議論に対する所見

・　平成19年度以降の恒久的な減税の恒久化による地方交付税の影響分の補てん措置が示されていない理由

・　地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を分離して議論することに対する所見

○　**審査結果**

可決

⑥　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）

○　**要旨**

高度情報通信ネットワーク社会の形成に引き続き寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を５年間（平成23年５月31日まで）延長するよう改めるもの

○　**主な質疑内容**

・　電気通信基盤充実臨時措置法（基盤法）に基づく過去の支援措置の実績及び評価

・　基盤法の廃止期限延長の目的とその効果

・　基盤法に基づく支援の認定基準の見直しの必要性

○　**審査結果**

可決

⑦　独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（内閣提出第24号）

○　**要旨**

国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこととするほか、研究所の解散に伴う所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　消防研究所が、独立行政法人として有していた研究の柔軟性、資源の有効活用等の利点の担保の方策

・　消防研究の体制を半減することと国家公務員純減目標との関係及び提案理由における消防機能の強化という説明との整合性

・　消防防災分野における人的資源の活用のための地方の消防機関を含めた連携の必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑧　通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○　**要旨**

労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲を改定するとともに、障害等級ごとの障害について、同制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、国家公務員にあっては人事院規則で、地方公務員にあっては総務省令で定めるよう改めるもの

○　**主な質疑内容**

・　複数就業者の平均給与額の算定における給与の範囲に関する総務大臣所見

・　国家公務員災害補償を省庁別とせず一元的に運用する必要性

・　過労による公務災害の認定の在り方

○　**審査結果**

可決

⑨　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）

○　**要旨**

副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度の見直し、財務に関する制度の見直し等の措置を講ずるとともに、議員の複数の常任委員会への所属制限の廃止等議会制度の充実を図り、併せて中核市の指定要件の緩和、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　副市町村長の複数設置により幹部職員が肥大化する懸念
・　出納長・収入役制度の廃止に伴う会計管理のチェック機能低下の懸念
・　教育委員会・農業委員会の必置規定見直しが見送られた理由と今後の見直しの見通し
・　長又は議長の全国的連合組織の意見申出制度の充実及び地方六団体が求めている国と地方との協議機関の制度化の必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑩　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）

○　**要旨**

市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付水準の引下げ、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政計算の一本化等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　平成14年改正時に行わなかった既裁定者の給付引下げを今改正で行う理由
・　今回の改正により地方議会議員年金制度が長期的に安定する見通しの論拠
・　市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織統合の必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑪　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）

○　**要旨**

個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　閲覧の目的の公益性についての判断基準を告示する時期及び内容
・　閲覧の申出者に対する閲覧後の報告義務の有無
・　今回の法改正と個人情報保護法の施行との関係についての総務大臣見解

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑫　国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）

○　要旨

国と民間企業との間の交流採用の一層の拡大を図るため、交流採用をする者について、交流元企業との雇用関係を継続できるよう所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　官民人事交流の拡大のために数値目標を設定する必要性
・　本法施行時には認められなかった雇用継続交流採用を認めた理由
・　雇用継続交流採用を認めるに当たって別途官民癒着防止の方策をとる必要性

○　審査結果

可決

⑬　国家公務員の留学費用の償還に関する法律案（内閣提出第86号）（参議院送付）

○　要旨

国家公務員の留学の趣旨がその成果を公務に活用することであることにかんがみ、国家公務員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合には、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度等を設けようとするもの

○　主な質疑内容

・　留学後の早期退職防止のための根本的方策についての総務大臣見解
・　留学後早期退職防止のため成果の評価を含む全体的仕組みを整備する必要性
・　償還の対象となる留学費用に留学中の給与を含まない理由

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑭　消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第87号）（参議院送付）

○　要旨

災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化の推進等を行おうとするもの

○　主な質疑内容

・　広域化等推進計画策定に当たって意見を聴取する関係市町村の範囲及び基本指針、推進計画の策定スケジュール
・　消防本部の管轄人口の目標を30万人規模とする根拠
・　地方財政計画上の消防職員の計画人員と実員との差を埋める必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑮　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（宮路和明君外３名提出、第163回国会提出衆法第２号）

○　要旨

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、同基金の資本金の一部を関係者への慰藉事業の費用のために取り崩せるものとするもの

○　審査結果

継続審査

⑯　戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外６名提出、第163回国会提出衆法第18号）

○　要旨

戦後強制抑留者が戦後、酷寒の地で強制労働に従事させられたこと及びそれにもかかわらず対価が支払われていないこと等の特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者に対する慰労のための特別給付金を支給するもの

○　審査結果

継続審査

⑰　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外６名提出、第163回国会提出衆法第19号）

○　要旨

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するもの

○　審査結果

継続審査

⑱　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）

○　要旨

日本放送協会の平成18年度予算であり、受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、受信料等の事業収入6,217億円、国内放送費等の事業支出6,217億円とするもの

○　主な質疑内容

・　平成18年度受信料の収入見込み
・　受信料不払者に対する民事手続による支払督促の効果
・　ＮＨＫの保有チャンネル数を維持する必要性

○　審査結果

承認（附帯決議）

⑲　日本放送協会平成16年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○　要旨

日本放送協会の平成16年度決算であり、経常事業収入6,854億円、経常事業支出6,676億円、経常事業収支差金178億円、当期事業収支差金75億円とするもの

○　主な質疑内容

・　ＮＨＫが平成16年度に掲げた「公約」等の達成状況
・　通信・放送の在り方に関する懇談会によるＮＨＫ３波削減の提言に対するＮＨＫ会長及び総務大臣所見
・　受信料の義務化・罰則化についての総務省の検討予定及びＮＨＫの所見

○　審査結果

異議がない

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第8号）	(17. 9.30)		18. 1.20 4.12	4.20	4.20 可決(多) (賛-自民・民主・公明・共産・国民) (反-社民) (附)	4.25 可決	総務 5.18 可決 (附)	5.19 可決	5.26 法44号
独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第9号）	(17. 9.30)		18. 1.20 3. 2	3.15	3.17 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民) (附)	3.17 可決	総務 3.28 可決 (附)	3.29 可決	3.31 法21号
平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出第1号）	18. 1.20		1.24 1.27	1.27	1.31 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民)	1.31 可決	総務 2. 3 可決	2. 3 可決	2.10 法3号
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	2. 7	2.17	2.17 2.23	2.24 2.27 2.28	3. 2 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民) (附)	3. 2 可決	総務 3.27 可決 (附)	3.27 可決	3.31 法7号
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	2. 7	2.17	2.17 2.23	2.24 2.27 2.28	3. 2 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民)	3. 2 可決	総務 3.27 可決	3.27 可決	3.31 法8号
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	2. 7		4. 4 4. 6	4.12	4.12 可決(多) (賛-自民・民主・公明・国民) (反-共産・社民)	4.13 可決	総務 5.16 可決	5.17 可決	5.24 法42号
独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（内閣提出第24号）	2. 7		2.28 3. 2	3.15	3.17 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民) (附)	3.17 可決	総務 3.28 可決 (附)	3.29 可決	3.31 法22号
通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	2. 7		3. 7 3.17	3.23	3.23 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	3.24 可決	総務 3.29 可決	3.31 可決	3.31 法12号

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	18. 3. 7		4.19 4.20	4.25 5. 9	5. 9 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産・社民） （附）	5.11 可決	総務 5.30 可決 （附）	5.31 可決	6. 7 法53号
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	3. 7		5. 9 5.11	5.16	5.16 可決（多） （賛-自民・民主・公明・共産・国民） （反-社民） （附）	5.18 可決	総務 6. 6 可決 （附）	6. 7 可決	6.14 法63号
住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）	参 3. 7		5.23 6. 6	6. 8	6. 8 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	6. 9 可決	総務 4.27 可決 （附）	4.28 可決	6.15 法74号
国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）	3.10		5.22 5.23	5.30	5.30 可決（多） （賛-自民・民主・公明・社民・国民） （反-共産）	6. 1 可決	総務 6.13 可決 （附）	6.14 可決	6.21 法79号
国家公務員の留学費用の償還に関する法律案（内閣提出第86号）（参議院送付）	参 3.13		5.23 6. 1	6. 6	6. 6 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	6. 8 可決	総務 4.18 可決 （附）	4.19 可決	6.14 法70号
消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第87号）（参議院送付）	参 3.13		5.23 5.30	6. 1	6. 1 可決（多） （賛-自民・民主・公明・社民・国民） （反-共産） （附）	6. 6 可決	総務 4.11 可決 （附）	4.12 可決	6.14 法64号

衆　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（宮路和明君外3名提出、第163回国会衆法第2号）	(17.10. 5)		18. 1.20			（6.16） （閉会中審査）			
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外6名提出、第163回国会衆法第18号）	(17.10.21)		18. 1.20			（6.16） （閉会中審査）			

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外6名提出、第163回国会衆法第19号）	(17.10.21)		18. 1.20			(6.16) (閉会中審査)			

承　認

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	18. 2.10		3.14 3.17	3.17	3.17 承認（多） (賛-自民・民主・公明・社民・国民) (反-共産) (附)	3.23 承認	総務 3.30 承認 (附)	3.31 承認	

決算等

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本放送協会平成16年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	18. 2.10		6. 6 6. 9	6. 9	6. 9 異議がない（多） (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民)	6.13 異議がない			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 公務員の総人件費改革において、業務見直しに先立ち純減目標を設定した理由
- 国の給与構造改革の地方の人事委員会勧告への反映状況と公民比較の現状及び総務省としての指導方針
- 自治体破綻法制の検討に当たっての考え方
- 地方交付税改革について、地方公共団体の視点に立ち、地方の実情を踏まえた検討を進める必要性
- 新型交付税により自治体間格差が広がるとの懸念に対する見解
- 国民と利用者にとっての通信と放送の融合の意義
- ＮＨＫと民放が担う公共性、役割の相違

・　郵政民営化に向けての集配郵便局の統廃合の目的及び検討状況
・　西川日本郵政（株）社長による民営化後の郵便貯金銀行の業務拡大に係る発言に対する総務大臣所見

（閉会中審査）

・　官民給与の比較対象の見直し（企業規模100人以上から50人以上）を行った理由
・　人事院の中立性、公平性に対する懸念
・　郵政民営化に向けて郵政公社が果たすべき役割
・　集配拠点の再編について、関係自治体・住民の理解を得て柔軟に進める必要性
・　定年引下げ等の特定郵便局改革の是非

（4）決議

決議は２件で、その内容は次のとおりである。

①　地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件（平成18.3.2）

真の地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

１　地方分権推進のための地方税財政改革については、平成18年度までの改革に引き続き、平成19年度以降もなお一層の推進を図り、地方公共団体の歳入・歳出両面における自由度を高め、権限と責任の大幅な拡充を図るため、具体的な方針を早急に策定すること。

また、その策定に当たっては、引き続き地方の参画の機会を保障し、拡充するとともに、今後の改革の推進に当たっては、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映したものとするよう、最大限の配慮を払うこと。

２　平成18年度末において204兆円に上ると見込まれる巨額の借入金が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にかんがみ、地方財政の一般財源を充実強化し、地方財政の健全化を進めるとともに、累積する臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう万全の財源措置を講ずること。

３　地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に充てられる固有の財源であることにかんがみ、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう、平成19年度以降も引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な所要額の確保を図ること。

また、税源移譲に伴い生じる地方公共団体への影響に配慮するとともに、財源の中長期的な安定確保を図る見地から抜本的な方策を講ずること。

４　国庫補助負担金の廃止・縮減の検討に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、単なる地方への負担転嫁とならないよう、真に地方の自主性の拡大につながるものとなるよう積極的に取り組むとともに、その内容、規模等を考慮して、引き続き必要な一般財源の確保を図ること。

右決議する。

②　独立行政法人の組織・業務の見直しに関する件（平成18.3.17）

政府は次の事項について配慮すべきである。

１　独立行政法人については、行政改革推進の観点から、絶えず見直しを図り、事業

の効率化、不要な事業の廃止、組織の統合等を推進するとともに、国民生活の安定と社会経済の健全な発展の観点から必要とされる事業については、重点的に充実・強化を図ること。

2　役職員については、かかる見直しを進める中にあって、役職員総数の縮減合理化を徹底するよう特に意を用いるとともに、各府省からの再就職について厳しく見直しを進めること。

3　運営費交付金等の国からの支出については、事業、組織の見直しと合わせて、個別具体的な検証を行い、経費の節減合理化を徹底するとともに、必要な経費については確実に措置すること。

4　財務面においては、法人事業の運営の合理化と透明性の向上の観点から、会計区分の見直し、一般競争入札の下限額の国に準じた見直しを検討するとともに、法人が保有する現預金、有価証券、土地建物等の資産について法人の業務運営上引き続き保有する必要性があるか常時点検し、必要性が乏しいものについては国庫に納付する等適切な処理に努めること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18. 2.16	日本郵政公社理事	伊藤　高夫君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政公社理事	岡田　克行君	
2.21	日本郵政公社執行役員	塚田　爲康君	
2.24	日本郵政公社執行役員	塚田　爲康君	地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
2.28	日本郵政公社理事	岡田　克行君	
	日本郵政公社執行役員	元女　久光君	
3.10	日本放送協会会長	橋本　元一君	情報通信及び電波に関する件（情報、通信及び放送のあり方）
	社団法人日本民間放送連盟会長	日枝　　久君	
	東京大学名誉教授	齊藤　忠夫君	
3.17	日本放送協会経営委員会委員長	石原　邦夫君	放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認）
	日本放送協会会長	橋本　元一君	
	日本放送協会理事	原田　豊彦君	
	日本放送協会理事	小林　良介君	
	日本放送協会理事	中川　潤一君	
	日本放送協会理事	小野　直路君	
	日本放送協会理事	衣奈　丈二君	
	日本放送協会理事	西山　博一君	
3.23	地方公務員災害補償基金理事長	杉原　正純君	通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）
5. 9	日本放送協会理事	原田　豊彦君	地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本放送協会理事	西山　博一君	

平成 18. 5.25	政策研究大学院大学教授	大田　弘子君	地方自治及び地方税財政に関する件（地方行財政制度改革について）
	岡山県知事	石井　正弘君	
6. 9	東洋大学教授	松原　　聡君	情報通信及び電波に関する件（今後の通信・放送のあり方）
	株式会社福島放送代表取締役社長	吉田　幹則君	
	日本放送協会経営委員会委員長	石原　邦夫君	日本放送協会平成16年度財産目録 貸借対照表 損益計算書
	日本放送協会会長	橋本　元一君	
	日本放送協会理事	原田　豊彦君	
	日本放送協会理事	小林　良介君	
	日本放送協会理事	中川　潤一君	
	日本放送協会理事	小野　直路君	
	日本放送協会理事	衣奈　丈二君	
	日本放送協会理事	石村英二郎君	
6.14	日本放送協会理事	小林　良介君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会理事	中川　潤一君	
	日本郵政公社常務執行役員	塚田　爲康君	
(閉会中) 8.24	日本郵政公社総裁	生田　正治君	郵政事業に関する件（日本郵政公社平成16年度財務諸表の承認に関する報告）
	日本郵政公社理事	西村　清司君	
	日本郵政公社理事	森　　隆政君	
	日本郵政公社理事	藤本　栄助君	
	日本郵政公社常務執行役員	塚田　爲康君	
	日本郵政株式会社代表取締役社長	西川　善文君	
	日本郵政株式会社執行役員	伊東　敏朗君	
	日本郵政株式会社執行役員	和田　光正君	
	日本郵政株式会社執行役員	米澤　友宏君	
	日本郵政株式会社執行役員	白金　郁夫君	
	日本郵政株式会社執行役員	白川　　均君	
	日本郵政株式会社執行役員	高橋　　亨君	

(6) 視察・議員海外派遣

① 視察

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 18. 3. 6	東京都（港区、世田谷区）	放送技術の研究開発の現状及び地上デジタル放送の進展状況に関する調査	10人
6. 7	静岡県	住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するための調査	７人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査議員団	(閉会中) 平成18. 7. 9 ～ 7.16	フランス、イギリス、アイスランド	欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査	６人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	佐藤	勉君	自民				
理　事	岡本	芳郎君	自民	理　事	谷	公一君	自民
理　事	谷畑	孝君	自民	理　事	葉梨	康弘君	自民
理　事	林	幹雄君	自民	理　事	武正	公一君	民主
理　事	寺田	学君	民主	理　事	谷口	隆義君	公明
	あかま	二郎君	自民		井澤	京子君	自民
	石田	真敏君	自民		今井	宏君	自民
	岡部	英明君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	川崎	二郎君	自民		木挽	司君	自民
	実川	幸夫君	自民		関	芳弘君	自民
	田中	良生君	自民		土屋	正忠君	自民
	土井	亨君	自民		萩生田	光一君	自民
	萩原	誠司君	自民		橋本	岳君	自民
	福田	康夫君	自民		福田	良彦君	自民
	渡部	篤君	自民		安住	淳君	民主
	逢坂	誠二君	民主		後藤	斎君	民主
	田嶋	要君	民主		西村	智奈美君	民主
	福田	昭夫君	民主		森本	哲生君	民主
	江田	康幸君	公明		谷口	和史君	公明
	吉井	英勝君	共産		重野	安正君	社民
	亀井	久興君	国民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案３件及び議員提出法律案４件（うち継続審査３件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第６号)

○　要旨

人事院勧告にかんがみ、俸給の特別調整額の定額化に伴う規定の整備、扶養手当の額の改定、広域異動手当の新設等を行うもの

○　主な質疑内容

- 官民給与の比較対象企業規模を50人以上に見直した理由及びその妥当性
- 広域異動手当の支給割合３％、６％の根拠
- 広域異動手当について、民間では俸給で支給されているものを公務では手当で支給するよう法制化することの妥当性
- 広域異動手当について、全国異動がある民間企業とない民間企業の比較に際して用いた企業の規模

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

○ 要旨

秘書官について、広域異動手当を新設するもの

○ 審査結果

可決

③ 地方分権改革推進法案（内閣提出第９号）

○ 要旨

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備しようとするもの

○ 主な質疑内容

- 道州制の在り方の検討を地方分権改革の推進に関する基本方針に盛り込まなかった理由
- 地方分権推進法（以下「旧法」という。）第６条に規定されていた「地方税財源の充実確保」を本法律案に明記していない理由
- 旧法で規定されていた勧告の尊重及び勧告の国会報告が本法律案に規定されていない理由
- 地方六団体が求めていた地方分権改革推進委員の地方推薦枠を採用しなかった理由及び地方推薦枠を本法律案に明記する必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

財政上の措置の在り方の検討については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとすること、内閣総理大臣は、地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとすること

④ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（宮路和明君外３名提出、第163回国会衆法第２号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 主な質疑内容

- 新たな慰藉事業の支給対象を生存者に限った理由
- 議員立法として提案した趣旨
- 受給者が高齢である中、慰労品として支給する旅行券への需要について本法律案提出者の認識
- 過去の支給事業の請求率が低かったことを踏まえた今後の慰藉事業を基金が行うことへの懸念

○ 参考人からの意見の聴取

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

施行期日を平成22年９月30日までの間において政令で定める日とすること

⑤　戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外６名提出、第163回国会衆法第18号）

○　**要旨**

（第164回国会参照）

○　**主な質疑内容**

・　施行に要する経費約390億円の積算根拠

・　戦後強制抑留者にのみ特別給付金を支給し、恩給欠格者及び引揚者に対する措置がないことの不公平性

・　特別給付金の給付基準を戦後強制抑留期間の長短によることとした根拠

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**内閣の意見の聴取**

○　**審査結果**

否決

⑥　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外６名提出、第163回国会衆法第19号）

○　**要旨**

（第164回国会参照）

○　**主な質疑内容**

・　与党案（④）と比較した本法律案の特長

・　独立行政法人平和祈念事業特別基金を廃止し、戦後強制抑留者のみに特別給付金を支給することとした理由

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

否決

⑦　電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外２名提出、衆法第７号）

○　**要旨**

携帯電話等の契約の締結等に際し、電気通信事業者等に対して、出会い系サイト等インターネット上の子どもの健全な育成を阻害するおそれがある情報の閲覧を制限する役務（フィルタリングサービス等）の提供の有無等の説明を義務付けるもの

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	18.10.27		10.30 10.31	11. 2	11. 2 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	11. 2 可決	総務 11. 9 可決 （附）	11.10 可決	11.17 法101号
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	10.27		10.30 10.31	11. 2	11. 2 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	11. 2 可決	総務 11. 9 可決	11.10 可決	11.17 法102号
地方分権改革推進法案（内閣提出第9号）	10.27	11. 2	11. 2 11. 2	11. 7 11.14 11.15（委） 11.28	11.28 修正（多） （賛-自民・民主・公明・社民・国民） （反-共産） （附）	11.28 修正	総務 12. 7 可決 （附）	12. 8 可決	12.15 法111号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（宮路和明君外3名提出、第163回国会衆法第2号）	(17.10. 5)		18. 9.26 12. 7	12. 7	12. 7 修正（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	12. 8 修正	総務 12.14 可決	12.15 可決	12.22 法119号
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外6名提出、第163回国会衆法第18号）	(17.10.21)		18. 9.26 12. 7	12. 7	12. 7 否決（小） （賛-民主・共産・社民・国民） （反-自民・公明）	12. 8 否決			
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外6名提出、第163回国会衆法第19号）	(17.10.21)		18. 9.26 12. 7	12. 7	12. 7 否決（小） （賛-民主・共産・社民・国民） （反-自民・公明）	12. 8 否決			
電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外2名提出、衆法第7号）	18.12.14		12.14			(12.19) （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 大都市への地方交付税の配分の在り方に関する総務大臣見解
- 広域的な救急搬送の現状及び病院の受入れ体制のデータの整備・共有化を検討する必要性
- 「頑張る地方応援プログラム」における地方交付税上乗せに係る基準及び懸念
- ＮＨＫに対する国際放送の実施命令（命令放送）がＮＨＫの編集権、報道の自由を侵害する危惧
- ＪＰＳ（トヨタ生産方式を郵便事業に応用した業務手法）についての郵政公社内での評価
- 平成17年度郵政公社決算をもとに試算した郵便事業会社の収益の見通しの妥当性
- 郵便局の集配業務再編計画について、説明会等における意見交換を通じて地域の実情に照らし変更を行う必要性
- 電波監理審議会の議事録が非公開の理由

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

日本郵政公社平成17年度財務諸表に関する件（平成18.12.8）

政府及び日本郵政公社は、平成17年度日本郵政公社決算等を踏まえ、郵政民営化が円滑に進むよう、次の事項について十分配慮すべきである。

1　平成17年度決算においては、引き続き黒字を確保したが、前年度に比べて貯金業務以外は経常利益が減収となっていることから、民営化に向けて一層の経営の効率化を進めること。また、特に郵便業務については、平成18年度決算においては赤字に転落することが見込まれることから、経営改善に向け、さらなる収益の確保、業務全般の見直しに努めること。

2　公社においては、現在、集配拠点の再編が進められているが、集配郵便局の無集配化によるサービス水準の低下等、利用者の利便に支障をきたさないよう努めること。なお、再編にあたっては、今後も地元住民の意見を十分聴取すること。

3　不正事件等による懲戒処分を受ける郵政公社職員が後を絶たないことから、国民・利用者の信頼を確保するため、職員一人一人が法令遵守の徹底に努めること。

4　郵政民営化への円滑な移行のために、国民・利用者に対して混乱を生じさせないよう民営化の趣旨の周知徹底を図るとともに、郵政民営化のための情報システム開発に万全を期すこと。

5　準備期間及び移行期間における各新会社等の業務範囲の拡大の認可にあたっては、公正な競争が確保されるよう十分配慮すること。

6　新会社への職員の配置にあたっては、職員の意向を十分配慮するとともに、職員の勤労意欲が低下することのないよう、良好な労使関係の維持に努めること。

7　平成18年度決算については、決算審査の結果を民営化後の新会社の事業運営に反映させることができるように、国会への早期提出に努めること。

右、決議する。

(5) 参考人・意見陳述者

① 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18.10.26	日本放送協会理事	小林　良介君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会理事	中川　潤一君	
	日本放送協会理事	石村英二郎君	
	日本郵政公社副総裁	高橋　俊裕君	
11. 2	日本放送協会理事	石村英二郎君	
	日本郵政公社理事	佐々木英治君	
11.14	全国知事会会長 福岡県知事	麻生　　渡君	地方分権改革推進法案（内閣提出）
	立命館大学経済学部教授	古川　　彰君	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	小早川光郎君	
12. 7	財団法人全国強制抑留者協会会長	相沢　英之君	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（宮路和明君外３名提出、第163回国会） 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外６名提出、第163回国会） 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外６名提出、第163回国会）
	全国抑留者補償協議会会長	寺内　良雄君	
	全国恩給欠格者連盟会長	宮下　創平君	
	日露歴史研究センター代表	白井　久也君	
12. 8	日本郵政公社総裁	生田　正治君	郵政事業に関する件（日本郵政公社平成17年度財務諸表の承認に関する報告）
	日本郵政公社理事	佐々木英治君	
	日本郵政公社理事	西村　清司君	
	日本郵政公社理事	藤本　栄助君	
	日本郵政公社理事	岡田　克行君	
	日本郵政公社理事	間瀬　朝久君	
	日本郵政公社理事	斎尾　親徳君	
	日本郵政公社常務執行役員	塚田　爲康君	
	日本郵政公社執行役員	松本　正春君	
	日本郵政株式会社代表取締役社長	西川　善文君	
	日本郵政株式会社代表取締役副社長	團　　宏明君	
	日本郵政株式会社執行役員	伊東　敏朗君	
	日本郵政株式会社執行役員	白金　郁夫君	
	日本郵政株式会社執行役員	白川　　均君	
	日本郵政株式会社執行役員	高橋　　亨君	
	日本郵政株式会社執行役員	篠田　政利君	

12.12	日本放送協会会長	橋本　元一君	情報通信及び電波に関する件（通信、放送）
	日本放送協会理事	原田　豊彦君	
	日本放送協会理事	西山　博一君	
	社団法人日本民間放送連盟報道委員会報道小委員長	渡辺興二郎君	

②　意見陳述者

期　日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18.11.15	秋田県知事	寺田　典城君	地方分権改革推進法案（内閣提出）
	秋田市長	佐竹　敬久君	
	井川町長	齋藤　正寧君	
	秋田商工会議所名誉会頭	辻　　兵吉君	
	静岡県知事	石川　嘉延君	
	浜松市長	北脇　保之君	
	函南町長	芹澤　伸行君	
	浜松商工会議所会頭	中山　正邦君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 18.11.15	第１班　秋田県 第２班　静岡県	地方分権改革推進法案（内閣提出）の審査	第１班 10人 第２班 10人

３　法務委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	石原	伸晃君	自民			
理　事	倉田	雅年君	自民	理　事	棚橋	泰文君　自民
理　事	西川	公也君	自民	理　事	早川	忠孝君　自民
理　事	松島	みどり君	自民	理　事	高山	智司君　民主
理　事	平岡	秀夫君	民主	理　事	漆原	良夫君　公明
	赤池	誠章君	自民		稲田	朋美君　自民
	近江屋	信広君	自民		太田	誠一君　自民
	笹川	堯君	自民		柴山	昌彦君　自民
	下村	博文君	自民		平沢	勝栄君　自民
	三ッ林	隆志君	自民		水野	賢一君　自民
	森山	眞弓君	自民		矢野	隆司君　自民
	保岡	興治君	自民		柳澤	伯夫君　自民
	柳本	卓治君	自民		石関	貴史君　民主
	枝野	幸男君	民主		河村	たかし君　民主
	小宮山	泰子君	民主		細川	律夫君　民主
	伊藤	渉君	公明		保坂	展人君　社民
	滝	実君	国民		今村	雅弘君　無
	山口	俊一君	無			

欠員１

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案12件（うち継続審査１件）及び議員提出法律案２件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）

○　要旨

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結、「サイバー犯罪に関する条約」の締結等に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等所要の法整備を行うもの

○　主な質疑内容

- 今国会中に本法律案が成立しなかった場合の影響
- 与党提出の修正案における「犯罪の実行に資する行為」の意味
- 民主党提出の修正案と国際組織犯罪防止条約との整合性
- 両修正案における共謀罪の適用対象となる団体の範囲
- 国際組織犯罪防止条約の国内法制化において国際性の要件を付すことの可否

・　「重大な犯罪」を長期５年を超える犯罪とすることと国際組織犯罪防止条約の趣旨・目的との整合性
・　与党提出の再修正案における共謀罪の処罰条件
・　共謀罪の自首に係る必要的減免規定と刑法体系全体との整合性
・　共謀罪に係る与野党の修正協議の経緯

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

継続審査

②　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○　要旨

判事の員数を40人、判事補の員数を35人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を３人増加するもの

○　主な質疑内容

・　裁判官の増員計画の実施による訴訟の迅速化の達成状況
・　裁判員制度導入に向けて必要とされる裁判所職員の員数
・　裁判官の職業倫理に係る研修システム充実の必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○　要旨

仮釈放審理事件の増加及び複雑・困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を12人から14人に改めるもの

○　主な質疑内容

・　保護観察制度に係る人員整備の必要性
・　地方更生保護委員会委員の選考基準
・　矯正施設から保護観察所及び地方更生保護委員会に提供される受刑者情報の内容

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　法の適用に関する通則法案（内閣提出第43号）（参議院送付）

○　要旨

法例の全部を改正し、法律行為、不法行為、債権譲渡等に関する準拠法の指定などの規定を整備するとともに、表記を現代用語化し、題名を「法の適用に関する通則法」に変更するもの

○　主な質疑内容

・　不法行為の準拠法について生産物責任の特例を定める趣旨
・　取引保護主義の観点から見た本法律案に対する評価
・　消費者契約及び労働契約の特例において特定の強行規定を適用すべき旨の意思を表示する時期

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

○　要旨

いわゆる触法少年及びぐ犯少年に係る警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察中の者が遵守事項を守らなかった場合の措置等を定めるほか、重大な事件について国選付添人制度を導入するもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

⑥　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）

○　要旨

犯罪被害財産の没収・追徴を可能とし、その財産等を被害回復給付金の支給に充てることとするとともに、相互主義の観点から、外国の要請を受けて、没収した財産等を要請国に譲与できることとするもの

○　主な質疑内容

- 旧五菱会関係者によるやみ金融事件の経緯
- 没収の実施が被害額の大小により判断される可能性
- 刑事手続における没収と国税滞納処分による差押えが競合した場合の優先関係

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）

○　要旨

犯罪被害財産の没収・追徴により得た財産等及び外国から譲与を受けた外国犯罪被害財産等を用いて、被害回復給付金の支給を行うために必要な手続等を定めることとするもの

○　主な質疑内容

- スイスから譲与を受ける外国犯罪被害財産の額の見通し
- 被害者に対する被害回復給付金の支給手続の周知の方法
- 残余の給付資金を利用した犯罪被害者の保護のための基金の創設の必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑧　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）

○　要旨

公務執行妨害、窃盗等の犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手続の整備を行うもの

○　主な質疑内容

- 公務執行妨害罪における罰金刑新設が警察官の権限濫用をもたらすおそれ
- 業務上過失致傷罪の起訴率が低い理由

・　罰金刑の上限引上げによる労役場留置者の増加の見通し

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑨　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）

○　要旨

テロの未然防止のため、上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、テロリストの入国を規制するための退去強制事由の整備を行うとともに、上陸審査手続の簡素化等のため、指紋等を利用した自動化ゲートを導入するもの

○　主な質疑内容

・　指紋情報の提供義務付けが憲法及び国際人権規約に抵触するおそれ
・　個人識別情報の保有期間を明示する必要性
・　捜査のために指紋情報等が提供されることの妥当性
・　外国の入国管理局に対する個人識別情報の提供の基準
・　本法律案を施行するに当たり必要となる経費

○　参考人からの意見の聴取

○　視察

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑩　信託法案（内閣提出第83号）

○　要旨

信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託等の新たな制度を導入するとともに、表記を現代用語化するもの

○　審査結果

継続審査

⑪　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第84号）

○　要旨

信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の63の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑫　刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第85号）

○　要旨

刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に収容されている未決拘禁者等について、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設の設置の

根拠、被疑者等の留置施設への代替収容等に関する規定の整備を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　代用監獄制度の将来的な存廃の見通し
・　無罪推定の原則を踏まえた未決拘禁者に対する処遇の在り方
・　弁護人に対する面会の一時停止の規定を設けることの妥当性
・　死刑確定者に対する人間としての尊厳を尊重した処遇の必要性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**視察**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑬　執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第10号）

○　**要旨**

刑の執行を猶予され、保護観察に付された者について、転居又は７日以上の旅行を許可制に改め、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を個別に定めなければならないこととするもの

○　**主な発言内容**

・　更生意欲に乏しい者に保護観察を付すことの妥当性
・　保護司及び保護観察官の人的体制の整備充実
・　更生保護制度を国民に周知させる必要性

○　**結果**

成案・提出決定

⑭　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外２名提出、衆法第13号）

○　**要旨**

被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調べ状況等の録音・録画を義務付ける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限する等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑮　民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外７名提出、衆法第35号）

○　**要旨**

婚姻制度に関し、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の権利の保護の観点から嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	(17.10. 4)		18. 1.20 (17.10.14) 18. 4.21	4.25 4.28 5. 9 5.10 5.12 5.16 5.19 6. 2		(6.16) (閉会中審査)			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	18. 2. 3		3. 3 3. 7	3.10	3.10 可決(全) (賛-自民・民主・公明・社民・国民・今村雅弘君・山口俊一君) (附)	3.14 可決	法務 3.28 可決 (附)	3.29 可決	3.31 法13号
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	2. 7		3. 7 3.10	3.14	3.14 可決(全) (賛-自民・民主・公明・社民・国民・今村雅弘君・山口俊一君) (附)	3.16 可決	法務 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法14号
法の適用に関する通則法案（内閣提出第43号）（参議院送付）	参 2.14		6. 1 6. 9	6.13 6.14	6.14 可決(全) (賛-自民・民主・公明・社民・国民・今村雅弘君・山口俊一君) (附)	6.15 可決	法務 4.18 可決 (附)	4.19 可決	6.21 法78号
少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	2.24					(6.16) (閉会中審査)			
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）	参 2.24		6. 1 6. 7	6. 7 6. 9	6. 9 可決(全) (賛-自民・民主・公明・社民・国民・今村雅弘君・山口俊一君) (附)	6.13 可決	法務 4.25 可決 (附)	4.26 可決	6.21 法86号

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）	参 18. 2.24		6. 1 6. 7	6. 7 6. 9	6. 9 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民・国民・今村雅弘君・山口俊一君） （附）	6.13 可決	法務 4.25 可決 （附）	4.26 可決	6.21 法87号
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）	参 2.24		4.11 4.18	4.21	4.21 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民・国民・今村雅弘君・山口俊一君） （附）	4.25 可決	法務 4. 6 可決	4. 7 可決	5. 8 法36号
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	3. 7		3.13 3.15	3.17 3.22 3.24 3.28 3.29	3.29 可決（多） （賛-自民・公明・国民・今村雅弘君・山口俊一君） （反-民主・社民） （附）	3.30 可決	法務 5.16 可決 （附）	5.17 可決	5.24 法43号
信託法案（内閣提出第83号）	3.13		6. 1 6.13			（6.16） （閉会中審査）			
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第84号）	3.13		6. 1 6.13			（6.16） （閉会中審査）			
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第85号）	3.13	3.24	3.24 3.31	3.31 4. 4 4. 5 4.11 4.12 4.14	4.14 可決（多） （賛-自民・公明・国民・今村雅弘君） （反-民主・社民） （欠-山口俊一君） （附）	4.18 可決	法務 6. 1 可決 （附）	6. 2 可決	6. 8 法58号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第10号）	18. 3.14				3.14 成案・提出決定(全) （賛-自民・民主・公明・社民・国民・今村雅弘君・山口俊一君）	3.16 可決	法務 3.30 可決 （附）	3.31 可決	3.31 法15号

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外2名提出、衆法第13号）	3.29		6.13			（6.16）（閉会中審査）			
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外7名提出、衆法第35号）	6. 8		6.13			（6.16）（閉会中審査）			

（3）国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 死刑制度に対する法務大臣認識
- 取調べの可視化に関する検討状況
- 更生保護制度の再構築に対する法務大臣所見
- 法務省発注工事に係る契約方式見直しの必要性
- 選択的夫婦別姓制度導入の必要性
- 捜査機関による報道機関への情報提供の在り方
- 登記特別会計の登記手数料に係る受益と負担の関係を明確にする必要性
- 準正子以外の非嫡出子について日本国籍の取得を認める必要性
- 犯罪の嫌疑がある場合における的確な司法解剖の実施の必要性
- 道路交通法違反被疑事件における警察の対応

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18. 3.24	千葉大学法経学部教授	多賀谷一照君	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会副会長	鹿野　哲義君	
	京都大学大学院情報学研究科研究員（ＣＯＥ）・客員教授	鷲見　和彦君	
	神奈川大学大学院法務研究科教授	阿部　浩己君	
4.11	財団法人矯正協会附属中央研究所研究第一部長 中央大学大学院法学研究科兼任講師	鴨下　守孝君	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	明治大学名誉教授 弁護士	菊田　幸一君	
	慶應義塾大学大学院法務研究科兼法学部教授 弁護士	安冨　　潔君	
	弁護士 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行	西嶋　勝彦君	

平成 18. 5. 9	中央大学法学部教授	藤本　哲也君	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会）
	日本労働組合総連合会副事務局長	高橋　　均君	
	ジャーナリスト	櫻井よしこ君	
6. 9	法政大学大学院法務研究科教授	今井　猛嘉君	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付） 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	弁護士	木村　裕二君	
6.14	成城大学名誉教授	鳥居　淳子君	法の適用に関する通則法案（内閣提出）（参議院送付）
	日本弁護士連合会国際司法現代化関係及び国際裁判管轄制度に関する検討会議座長	鈴木五十三君	

(5) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18. 3.24	千葉県	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	16人
4.11	東京都（葛飾区、新宿区）	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	13人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州司法・法務事情等調査議員団	（閉会中） 平成18. 7.29 ～ 8. 5	ポルトガル、スペイン、イギリス	欧州各国における司法・法務事情等の調査	４人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	七条	明君	自民				
理　事	上川	陽子君	自民	理　事	倉田	雅年君	自民
理　事	棚橋	泰文君	自民	理　事	早川	忠孝君	自民
理　事	松浪	健太君	自民	理　事	高山	智司君	民主
理　事	平岡	秀夫君	民主	理　事	大口	善徳君	公明
	赤池	誠章君	自民		稲田	朋美君	自民
	今村	雅弘君	自民		近江屋	信広君	自民
	奥野	信亮君	自民		後藤田	正純君	自民
	笹川	堯君	自民		柴山	昌彦君	自民
	杉浦	正健君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	宮腰	光寛君	自民		武藤	容治君	自民
	森山	眞弓君	自民		矢野	隆司君	自民
	保岡	興治君	自民		柳本	卓治君	自民
	山口	俊一君	自民		石関	貴史君	民主
	河村	たかし君	民主		中井	洽君	民主
	細川	律夫君	民主		横山	北斗君	民主
	伊藤	渉君	公明		保坂	展人君	社民
	滝	実君	無				

欠員１

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案４件（継続審査）及び議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第44号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　信託法案（内閣提出、第164回国会閣法第83号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　**主な質疑内容**

・　公正証書、私署証書、確定日付のある証書を自己信託の意思表示の方法とすることの是非
・　企業会計に関する懸念を解決した上で自己信託の規定を適用する必要性
・　自己信託が財産隠匿に利用される懸念と自己信託に関し１年の経過措置を設けた趣旨
・　自己信託に対する課税の適正化の必要性
・　事業信託が自己信託と組み合わせて利用された場合の懸念
・　整備法における信託業法上の自己信託に関する規制
・　受託者の義務の合理化と受益者の承認に関する配慮
・　福祉型信託制度の整備に当たっての課題と今後の整備見通し
・　目的信託における政令で定める法人以外の者を受託者とすることができない期間を「当分の間」とする理由
・　公益法人制度改革と公益信託を総合的に審議することに対する法務大臣の考え

○　**財務金融委員会との連合審査会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

受益者の定めのない信託の受託者を限定すること

④　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第84号）

○　**要旨**

（第164回国会参照）

○　**財務金融委員会との連合審査会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外２名提出、第164回国会衆法第13号）

○　**要旨**

（第164回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

⑥　民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外７名提出、第164回国会衆法第35号）

○　**要旨**

（第164回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	(17.10. 4)		18. 9.26 (17.10.14) (18. 4.21)			(12.19) （閉会中審査）			
少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第44号）	(18. 2.24)	11.14	9.26			(12.19) （閉会中審査）			
信託法案（内閣提出、第164回国会閣法第83号）	(3.13)		9.26 (6.13) 10.25	10.25 10.27 10.31 11. 1㈱ 11. 7 11.10	11.14 修正(多) (賛-自民・民主・公明・滝実君・山口俊一君) (反-社民) (欠-今村雅弘君) (附)	11.16 修正	法務 12. 7 可決 (附)	12. 8 可決	12.15 法108号
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第84号）	(3.13)		9.26 (6.13) 10.25	10.25 10.27 10.31 11. 1㈱ 11. 7 11.10	11.14 可決(多) (賛-自民・民主・公明・滝実君・山口俊一君) (反-社民) (欠-今村雅弘君) (附)	11.16 可決	法務 12. 7 可決 (附)	12. 8 可決	12.15 法109号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号）	(18. 3.29)		9.26			(12.19) （閉会中審査）			
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外7名提出、第164回国会衆法第35号）	(6. 8)		9.26			(12.19) （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- これまでの司法制度改革に対する法務大臣の評価
- 北朝鮮国籍を有する者に対する入国管理の在り方
- 死刑制度存廃及び執行命令書への署名についての法務大臣の考え
- 代理出産による出生届出への対応の在り方
- 不法滞在者の実態及び摘発から退去強制までの手続
- 日本司法支援センターの利用状況及び同センターに対する苦情への対応
- 大阪拘置所の職員の暴力団への便宜供与事件について再発防止に向けた取組
- 司法制度改革に関するタウンミーティングに要した経費及びその内訳
- 名古屋刑務所放水死事案の概要についての法務大臣の認識
- 悪徳商法防止のための対応策

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
法務委員会、財務金融委員会連合審査会	平成18.11. 1	信託法案（内閣提出、第164回国会） 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第164回国会）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18.10.20	預金保険機構理事長	永田　俊一君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
10.31	東京大学大学院法学政治学研究科教授	能見　善久君	信託法案（内閣提出、第164回国会） 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第164回国会）
	弁護士	小野　　傑君	
	公認会計士	橋上　　徹君	
	筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻長	新井　　誠君	
11.28	企業会計基準委員会委員長	斎藤　静樹君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

4　外務委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	原田	義昭君	自民				
理　事	小野寺	五典君	自民	理　事	谷本	龍哉君	自民
理　事	土屋	品子君	自民	理　事	水野	賢一君	自民
理　事	渡辺	博道君	自民	理　事	武正	公一君	民主
理　事	山口	壯君	民主	理　事	丸谷	佳織君	公明
	逢沢	一郎君	自民		愛知	和男君	自民
	伊藤	公介君	自民		伊藤	信太郎君	自民
	宇野	治君	自民		高村	正彦君	自民
	篠田	陽介君	自民		新藤	義孝君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		中山	泰秀君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		山内	康一君	自民
	山中	燁子君	自民		吉良	州司君	民主
	篠原	孝君	民主		田中	眞紀子君	民主
	津村	啓介君	民主		松原	仁君	民主
	谷口	和史君	公明		笠井	亮君	共産
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約14件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

○ 要旨

在日米軍の効果的な活動を確保するため、我が国が、在日米軍日本人労働者の労務費、光熱水料及び訓練移転費の負担を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- 国内に駐留する米軍の光熱水料等を負担している他国の事例
- 在日米軍再編協議等においてシビリアンコントロールを確保し特に国会の関与を強化する必要性
- 駐留経費負担の意義について国民への説明責任を果たす必要性

○ 審査結果

承認

②　経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第２号）

○　要旨

我が国とマレーシアとの間における､物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化、投資の機会及びビジネス環境の改善、知的財産の保護、人材養成や中小企業の分野における協力等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　国民車構想を推進してきたマレーシアが自動車分野においても関税撤廃に合意した背景
・　本協定締結に伴い、対マレーシア援助協力（ＯＤＡ）方針が変更される可能性
・　本協定締結に当たり、国内マンゴー産地へ配慮する必要性

○　審査結果

承認

③　マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第３号）

○　要旨

米国、欧州共同体（ＥＣ）、韓国及び台湾との間で、マルチチップ集積回路に対する関税を無税とすることについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　本協定締結により我が国が受けるメリット
・　ＷＴＯ交渉の妥結を待つことなく協定締結を急いだ背景
・　我が国が世界の半導体市場において置かれている立場

○　審査結果

承認

④　国際民間航空条約第56条の改正に関する1989年10月６日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（条約第４号）

○　要旨

国際民間航空条約に基づき組織される国際民間航空機関の航空委員会の委員の数を15から19に改めるもの

○　主な質疑内容

・　国際民間航空機関等における日本人職員数と職員数全体に占める日本人の割合の妥当性
・　本議定書が国会に提出されるまでに長い年月を要した理由
・　我が国における航空機の安全航行確保の現状及び国際的な評価

○　審査結果

承認

⑤　国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（条約第５号）

○　要旨

国際水路機関の意思決定の迅速化を図るため、組織改正等を行うとするもの

○　**主な質疑内容**

・　本議定書の早期発効に向けた各国の取組状況と発効の見通し

・　国際水路機関への加盟基準を国連加盟国とそれ以外の国とで異なることとした理由

・　国際水路機関による海洋の環境保護及び持続可能な利用のための具体的な取組

○　**審査結果**

承認

⑥　国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求めるの件（条約第６号）

○　**要旨**

国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を国際海事機関の正式な委員会として設置しようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　我が国が受諾することのメリット

・　我が国が国際競争力のある港湾づくりに取り組む必要性

○　**審査結果**

承認

⑦　刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第７号）

○　**要旨**

韓国との間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を条約に基づく義務として実施するものとし、これまで外交ルート等を通じて行っていた共助を、中央当局を指定して直接行うこと等を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　我が国における国際犯罪及び外国人犯罪の動向

・　本条約に基づく共助を外交ルートと比較した場合の迅速性

・　共助請求のための書面の送達方法とその秘匿性を確保する方法

○　**審査結果**

承認

⑧　腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（条約第８号）

○　**要旨**

国際的な現象となっている公務員等に係る腐敗行為に対処するため、腐敗行為の防止措置、腐敗行為の犯罪化、国際協力、財産の回復等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　開発途上国の腐敗問題に対する法的・制度的支援の在り方

・　腐敗防止に係る国際的な監視体制を確立する必要性

・　本条約に規定される金融機関におけるマネー・ロンダリング対策についての取組方針

○　**審査結果**

承認

⑨　所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第９号）（参議院送付）

○　要旨

英国との間で、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に減免することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、租税回避行為の防止措置を講ずること等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　英国の対日直接投資の現状と本条約締結による投資促進効果
・　本条約における利子に関する源泉地国課税の減免措置に一定の金融機関とそれ以外とで差異を設けた理由
・　本条約における配当に対する源泉地国免税に関して日米租税条約より要件を緩和している理由

○　審査結果

承認

⑩　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）

○　要旨

インドとの間で、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、みなし外国税額控除の廃止について定めるもの

○　主な質疑内容

・　中小企業の対インド投資を促進させるための施策の重要性
・　本議定書がＩＴ技術者の交流に与える影響
・　今回の改正が部分的な手直しにとどまった理由

○　審査結果

承認

⑪　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）

○　要旨

カナダとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整及び保険期間の通算を行うことについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　協定締結相手国としてカナダを選んだ理由
・　本協定及びこれまでに我が国が締結した社会保障協定による在留邦人の負担軽減額
・　社会保障協定の締結により高度な知識等を有する外国人労働者の受入れの促進を図る必要性

○　審査結果

承認

⑫　分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）（参議院送付）

○　要旨

排他的経済水域の内外に分布する魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、公海における両魚類資源の保存及び管理のための一般原則等について定めるもの

○　主な質疑内容

- 本協定締結が我が国の漁業に与える影響
- 中国、韓国、台湾が本協定を締結する見通し
- 本協定が国会に提出されるまでに長い年月を要した理由

○　審査結果

承認

⑬　2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第13号）（参議院送付）

○　要旨

油以外の危険・有害物質による海洋汚染に対する準備、対応及び国際協力について定めるもの

○　主な質疑内容

- 各国において本議定書の締結が遅れている理由
- 油以外の物質による汚染に対処するための緊急計画の検討状況
- 他国と合同で危険、有害物質防除訓練を実施する予定の有無

○　審査結果

承認

⑭　原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（参議院送付）

○　要旨

欧州原子力共同体との間で、原子力の平和的利用に関する協力を行うための枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

- 本協定を締結する意義
- 欧州連合（ＥＵ）加盟国より北朝鮮へ核物質等が再移転される懸念
- 老朽化した原子力発電所における耐震性に関する実験・試験の有無

○　審査結果

承認

《議案審査一覧》

条　約

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	18. 2. 7	2.23	2.23 2.24	3. 8 3.10	3.10 承認（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産・社民）	3.14 承認	外交防衛 3.28 承認	3.29 承認	4. 1 条2号
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	2.24		3.13 3.15	3.24 3.29	3.29 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	3.30 承認	外交防衛 4.25 承認	4.26 承認	6.15 条7号
マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	2.24		3.13 3.15	3.24 3.29	3.29 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	3.30 承認	外交防衛 4.25 承認	4.26 承認	5.24 条5号
国際民間航空条約第56条の改正に関する1989年10月6日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	2.24		3.30 3.31	4. 7	4. 7 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	4.11 承認	外交防衛 5. 9 承認	5.10 承認	6.19 条8号
国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	2.24		3.30 3.31	4. 7	4. 7 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	4.11 承認	外交防衛 5. 9 承認	5.10 承認	
国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求めるの件（条約第6号）	2.24		3.30 3.31	4. 7	4. 7 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	4.11 承認	外交防衛 5. 9 承認	5.10 承認	
刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	3.10		4. 7 4.12	4.21	4.21 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	4.25 承認	外交防衛 5.16 承認	5.17 承認	19. 1. 4 条1号

腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	3.10		4.20 4.21	4.28	4.28 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5. 9 承認	外交防衛 6. 1 承認	6. 2 承認	
所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付）	参 3.10		4.27 4.28	5.10	5.10 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	5.11 承認	外交防衛 4. 4 承認	4. 7 承認	9.15 条11号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）	参 3.10		4.27 4.28	5.10	5.10 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	5.11 承認	外交防衛 4. 4 承認	4. 7 承認	6. 2 条6号
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）	参 3.10		5. 9 5.12	5.17	5.17 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	5.18 承認	外交防衛 4.11 承認	4.12 承認	
分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）（参議院送付）	参 3.10		5.18 5.19	5.26	5.26 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	6. 1 承認	外交防衛 4.13 承認	4.14 承認	8. 9 条10 号
2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第13号）（参議院送付）	参 3.10		5.18 5.19	5.26	5.26 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	6. 1 承認	外交防衛 4.13 承認	4.14 承認	

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（参議院送付）	参 18. 3.10		5.24 5.31	6. 2	6. 2 承認（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産・社民）	6. 6 承認	外交防衛 4.18 承認	4.19 承認	11.22 条14 号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 在日米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- 北朝鮮における核問題
- 北朝鮮による日本人拉致問題
- 竹島領有権問題
- 靖国神社参拝問題
- イランの核開発問題
- ＯＤＡ改革
- 国連改革

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
（閉会中） 平成 18. 7.19 ～ 7.21	北海道	北方域における我が国防衛体制並びに国際条約にかかる自然保護状況等の実情調査	８人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	山口	泰明君	自民			
理　事	小野寺	五典君	自民	理　事	嘉数	知賢君　自民
理　事	三原	朝彦君	自民	理　事	やまぎわ大志郎君	自民
理　事	山中	燁子君	自民	理　事	長島	昭久君　民主
理　事	山口	壯君	民主	理　事	丸谷	佳織君　公明
	愛知	和男君	自民		伊藤	公介君　自民
	猪口	邦子君	自民		宇野	治君　自民
	小野	次郎君	自民		河野	太郎君　自民
	高村	正彦君	自民		篠田	陽介君　自民
	新藤	義孝君	自民		鈴木	馨祐君　自民
	松島	みどり君	自民		三ッ矢	憲生君　自民
	山内	康一君	自民		笹木	竜三君　民主
	田中	眞紀子君	民主		長妻	昭君　民主
	前原	誠司君	民主		笠	浩史君　民主
	高木	陽介君	公明		笠井	亮君　共産
	照屋	寛徳君	社民			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約２件、内閣提出法律案１件及び参議院提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第５条３及び５の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第１号）

○ 要旨

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の規定に基づき、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当につき、３年目から５年目までの枠内税率を確定するもの

○ 主な質疑内容

- 日本・メキシコ経済連携協定発効による経済的効果
- 自国の産業保護による経済連携協定締結の遅れが国家間の円滑な貿易に与える影響
- バナナ、オレンジジュース、グレープフルーツジュースの今後の輸入に関する見解

○ 審査結果

承認

② 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第２号）

○ 要旨

我が国とフィリピンとの間の貿易・投資の自由化・円滑化、看護師及び介護福祉士の受入れ、ビジネス環境整備等の分野における経済連携を強化するための法的枠組み

について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本協定締結の意義

・　我が国の介護福祉士資格取得方法の見直しと本協定に定められる受入れ枠組みとの整合性

・　農産物輸入拡大が沖縄のパイナップル、マンゴー等の熱帯フルーツ関連の生産者に与える影響

○　審査結果

承認

③　独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）

○　要旨

国際協力銀行（ＪＢＩＣ）から承継される海外経済協力業務等を、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）に担わせるもの

○　主な質疑内容

・　行政改革という観点から見た今回の法改正の意義

・　ＪＢＩＣの円借款部門が統合された後におけるＪＩＣＡの給与水準、人事体制の在り方

・　政府開発援助（ＯＤＡ）に係る公正な手続きの実施を図るため、契約に対するチェック体制を強化する必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案（参議院提出、参法第１号）

○　要旨

ドミニカ移住者及びその遺族に対する特別一時金の支給に関し必要な事項を定めるもの

○　結果

可決

《議案審査一覧》

条　約

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第5条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	18.10.13		10.26 10.27	11.1 11.8	11.10 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	11.14 承認	外交防衛 12.5 承認	12.6 承認	

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	10.13	10.26	10.26 10.27	11.1 11.8	11.10 承認（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産）	11.14 承認	外交防衛 12.5 承認	12.6 承認	

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	18.10.13		10.18 10.25	10.25	10.27 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民） （附）	10.31 可決	外交防衛 11.7 可決	11.8 可決	11.15 法100号

参　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案（参議院提出、参法第1号）	参 18.11.7		11.8 11.10		11.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民）	11.14 可決	外交防衛 11.7 成案・提出決定	11.8 可決	11.22 法103号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 日米安全保障体制及び在日米軍基地問題
- 北朝鮮による核実験
- 核保有議論の是非
- 日露関係（エネルギー、北方領土問題）
- 米中間選挙
- 日中歴史共同研究

５　財務金融委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	小野　晋也君	自民					
理　事	江崎　洋一郎君	自民		理　事	七条　明君	自民
理　事	宮下　一郎君	自民		理　事	山本　明彦君	自民
理　事	渡辺　喜美君	自民		理　事	小沢　鋭仁君	民主
理　事	古本　伸一郎君	民主		理　事	石井　啓一君	公明
	井澤　京子君	自民			伊藤　達也君	自民
	石原　宏高君	自民			小川　友一君	自民
	越智　隆雄君	自民			大野　功統君	自民
	河井　克行君	自民			木原　稔君	自民
	佐藤　ゆかり君	自民			鈴木　俊一君	自民
	関　芳弘君	自民			とかしきなおみ君	自民
	土井　真樹君	自民			中根　一幸君	自民
	萩山　教嚴君	自民			広津　素子君	自民
	藤野　真紀子君	自民			松本　洋平君	自民
	小川　淳也君	民主			鈴木　克昌君	民主
	田村　謙治君	民主			長安　豊君	民主
	平岡　秀夫君	民主			三谷　光男君	民主
	吉田　泉君	民主			鷲尾　英一郎君	民主
	谷口　隆義君	公明			佐々木　憲昭君	共産
	野呂田　芳成君	国民			中村　喜四郎君	無

欠員１

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案８件及び議員提出法律案１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

平成18年度の財政運営を適切に行うため、特例公債の発行に関する措置、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れの特例に関する措置、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特別措置及び年金事業等の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置を定めるもの

○　主な質疑内容

- 基礎的財政収支黒字化に向けた取組
- 年金事務費への保険料財源充当措置の恒久化の経緯
- 特別会計における剰余金・積立金の在り方

○　審査結果

可決

②　国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

国有林野事業と治山事業が近年密接な連携を保って推進されていること等にかんがみ、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理することとした上で、国有林野事業勘定と治山勘定の区分を廃止し、経理方法を統一するもの

○　主な質疑内容

・　国有林野事業の在り方

○　審査結果

可決

③　所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第14号）

○　要旨

税源移譲に関する所得税の税率構造の改組、定率減税の廃止、研究開発税制の見直し、情報基盤強化税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、同族会社の留保金課税の見直し、土地の売買等に係る登録免許税の特例の創設、所得税の耐震改修税額控除制度の創設及び非永住者の範囲の見直し等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　実質的な一人会社のオーナー役員給与の損金算入制限措置
・　定率減税廃止の経緯
・　消費税を含めた抜本的税制改革の必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）

○　要旨

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、暫定税率の適用期限の延長、外国貿易船等の積荷、旅客等に関する事項の入港前の報告の義務化、知的財産侵害物品の輸出取締りに係る制度の導入及び日・マレーシア経済連携協定締結に伴う関税の緊急措置の導入等を行うもの

○　主な質疑内容

・　ＥＰＡ（経済連携協定）締結の必要性
・　知的財産侵害物品の輸出取締り強化
・　税関におけるテロ対策の取組状況

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）

○　要旨

独立行政法人酒類総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進するもので、同法人をいわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、同法人の役職員の秘密保持義務等について所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　酒類製造業の健全な発展促進の必要性

・　独立行政法人の一律非公務員型化の是非

○　**審査結果**

可決

⑥　国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

○　**要旨**

国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備及び地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　国の資産圧縮の方策
・　国家公務員宿舎の売却の在り方
・　国有財産の有効活用策

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑦　証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）

○　**要旨**

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、その構造改革を促進する必要性から、証券取引法の題名を「金融商品取引法」に改め、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図るとともに、公開買付制度の見直し、大量保有報告制度その他の開示書類に関する制度の見直し、金融商品取引所に関する制度の整備及び罰則規定の見直し等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　ファンド（組合等）に対する規制
・　商品先物取引に対する規制
・　課徴金及び罰則規定の見直し

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**視察**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑧　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第82号）

○　**要旨**

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、金融先物取引法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行うもの

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**視察**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑨　証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外６名提出、衆法第４号）

○　要旨

内閣府設置法に基づき、内閣府の外局として、証券取引委員会を新たに設置するとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めるもの

○　主な質疑内容

- 証券取引委員会設置の趣旨
- 証券取引委員会の行政処分権限
- 検査・監督機能と企画・立案機能との分離

○　参考人からの意見の聴取

○　視察

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

否決

⑩　平成17年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第６号）

○　要旨

米の生産調整の実施に伴い、平成17年度に地域水田農業推進協議会から農業者等に交付される水田農業構造改革交付金等に係る所得税及び法人税について、軽減措置を講ずるもの

○　内閣の意見の聴取

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第4号）	18. 1.20	2.16	2.16 2.24	2.24 2.27	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明・中村喜四郎君） （反-民主・共産・国民）	3. 2 可決	財政金融 3.27 可決	3.27 可決	3.31 法11号
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	1.20		2.16 2.24	2.24 2.27	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明・国民・中村喜四郎君） （反-民主・共産）	3. 2 可決	財政金融 3.27 可決	3.27 可決	3.31 法9号
所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第14号）	2. 3	2.16	2.16 2.24	2.24 2.27	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明・中村喜四郎君） （反-民主・共産・国民） （附）	3. 2 可決	財政金融 3.27 可決 （附）	3.27 可決	3.31 法10号

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	18. 2. 7		2.28 3. 2	3. 8	3. 8 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・国民・中村喜四郎君） （附）	3. 9 可決	財政金融 3.28 可決 （附）	3.29 可決	3.31 法17号
独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	2.10		2.28 3.10	3.15	3.15 可決（多） （賛-自民・公明・中村喜四郎君） （反-民主・共産） （欠-国民）	3.16 可決	財政金融 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法23号
国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	2.10		4. 3 4. 5	4.12	4.12 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民・中村喜四郎君） （反-共産） （附）	4.13 可決	財政金融 4.20 可決 （附）	4.21 可決	4.28 法35号
証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）	3.13	4.14	4.14 4.18	4.21 4.25 4.28 5. 9 5.10 5.12	5.12 可決（多） （賛-自民・公明・国民・中村喜四郎君） （反-民主・共産） （附）	5.16 可決	財政金融 6. 6 可決 （附）	6. 7 可決	6.14 法65号
証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第82号）	3.13	4.14	4.14 4.18	4.21 4.25 4.28 5. 9 5.10 5.12	5.12 可決（多） （賛-自民・公明・国民・中村喜四郎君） （反-民主・共産） （附）	5.16 可決	財政金融 6. 6 可決 （附）	6. 7 可決	6.14 法66号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外6名提出、衆法第4号）	18. 2. 3	4.14	4.14 4.18	4.21 4.25 4.28 5. 9 5.10 5.12	5.12 否決（少） （賛-民主・共産） （反-自民・公明・国民・中村喜四郎君）	5.16 否決			
平成17年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第6号）	2. 7				2. 7 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・公明・共産・国民・中村喜四郎君）	2. 9 可決	財政金融 2. 9 可決 （附）	2.10 可決	2.16 法6号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ライブドアの時間外取引の違法性
- 基礎的財政収支黒字化に向けた取組
- 知的障害者の互助会等に対する保険業法の適用
- 量的緩和解除後の新たな金融政策
- 金融機関に対する金融庁の検査体制の在り方
- 監査法人に対する刑事罰導入の是非
- 村上ファンドによるインサイダー取引
- 福井日銀総裁の村上ファンドへの投資
- 日銀幹部の金融取引ルールについて見直し

（閉会中審査）

- 福井日銀総裁の資産運用行為
- 日銀幹部の金融取引ルールについての見直し

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する件（平成18.2.7）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

米政策改革における新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討を踏まえつつ、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についても鋭意検討を行うこと。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18. 2.21	日本郵政公社執行役員	池田　修一君	財政及び金融に関する件
2.24	日本銀行総裁	福井　俊彦君	
3.10	日本銀行総裁	福井　俊彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行副総裁	岩田　一政君	
	日本銀行理事	小林　英三君	
	日本銀行理事	白川　方明君	
4.12	日本銀行総裁	福井　俊彦君	国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

平成 18. 4.28	株式会社東京証券取引所代表取締役社長兼会長	西室　泰三君	証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外６名提出）
	株式会社ジャスダック証券取引所代表取締役社長	筒井　高志君	
	日本証券業協会会長	越田　弘志君	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	岩原　紳作君	
	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長	大田　清則君	
5. 9	株式会社東京証券取引所執行役員	深山　浩永君	
5.10	全国銀行協会会長	畔柳　信雄君	
	株式会社三井住友銀行頭取	奥　　正之君	
5.12	日本公認会計士協会会長	藤沼　亜起君	
	桐蔭横浜大学法科大学院教授	郷原　信郎君	
6.16	日本銀行総裁	福井　俊彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行副総裁	岩田　一政君	
	日本銀行理事	白川　方明君	
	日本銀行理事	山口　廣秀君	
	日本銀行理事	水野　　創君	
(閉会中) 6.22	日本銀行総裁	福井　俊彦君	金融に関する件
	日本銀行理事	山口　廣秀君	
	日本銀行理事	水野　　創君	

(6) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 7.12 ～ 7.14	北海道	財政及び金融等に関する実情調査	12人

② 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18. 3.22	東京都 （千代田区、港区、目黒区）	国有財産に関する実情調査	26人
4.19	東京都（中央区、千代田区）	証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、証券取引委員会設置法案（古本伸一郎君外６名提出）の審査に資するため	21人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	伊藤	達也君	自民			
理　事	井上	信治君	自民	理　事	竹本	直一君　自民
理　事	林田	彪君	自民	理　事	増原	義剛君　自民
理　事	宮下	一郎君	自民	理　事	池田	元久君　民主
理　事	古本	伸一郎君	民主	理　事	石井	啓一君　公明
	井澤	京子君	自民		伊藤	信太郎君　自民
	石原	宏高君	自民		江崎	洋一郎君　自民
	小川	友一君	自民		小野	晋也君　自民
	越智	隆雄君	自民		大野	功統君　自民
	亀井	善太郎君	自民		木原	稔君　自民
	関	芳弘君	自民		とかしきなおみ君	自民
	土井	真樹君	自民		中根	一幸君　自民
	長崎	幸太郎君	自民		萩山	教嚴君　自民
	原田	憲治君	自民		広津	素子君　自民
	松本	洋平君	自民		小沢	鋭仁君　民主
	川内	博史君	民主		北橋	健治君　民主
	鈴木	克昌君	民主		田村	謙治君　民主
	寺田	学君	民主		馬淵	澄夫君　民主
	吉田	泉君	民主		谷口	隆義君　公明
	佐々木	憲昭君	共産		野呂田	芳成君　国民
	中村	喜四郎君	無			

（平成18.12.18 現在）

※12月19日、委員北橋健治君の議員辞職が許可された。

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）

○　要旨

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に関し、所要の改正を行うもの

○　主な質疑内容

- ＥＰＡ（経済連携協定）戦略に対する財務大臣の基本的姿勢
- フィリピン協定の意義及び日・比間の経済関係への影響
- フィリピンから日本への人の移動の見通し及び実効性
- フィリピン協定による農産物輸入が農家へ及ぼす影響

○　審査結果

可決

② 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業及び金利体系の適正化を図るとともに、過剰貸付けに係る規制の強化等を行うもの

○ 主な質疑内容

- 多重債務者対策及びヤミ金融対策の具体的内容
- 上限金利引下げまでの経過期間の必要性
- 自動契約機による過剰借入れ抑制方策
- 消費者信用団体生命保険と借手の自殺の関係
- ＮＰＯバンクの意義及び参入規制に係る適用除外の是非

○ 参考人からの意見の聴取

○ 視察

○ 審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	18.10.6		10.31 11.7	11.8	11.10 可決(多) (賛-自民・民主・公明・国民・中村喜四郎君) (反-共産)	11.14 可決	財政金融 11.30 可決	12.1 可決	12.8 法105号
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	10.31	11.7	11.7 11.14	11.15 11.17 11.21 11.22 11.28 11.29	11.29 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・国民・中村喜四郎君) (附)	11.30 可決	財政金融 12.12 可決 (附)	12.13 可決	12.20 法115号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 平成19年度予算編成の方針
- 財政再建の方策及び消費税率の引上げの是非
- 道路特定財源の一般財源化の適否及びその使途の在り方
- 日銀の保有資産見直しの取組状況

・　福井日銀総裁の村上ファンド投資問題
・　金融商品に対する広告規制の在り方
・　公的資金投入銀行による政治献金の在り方

（4）連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
法務委員会、財務金融委員会連合審査会	平成 18.11. 1	信託法案（内閣提出、第164回国会） 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第164回国会）

（5）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18.10.27	日本銀行理事	水野　　創君	財政及び金融に関する件
11.10	日本銀行総裁	福井　俊彦君	
	日本銀行理事	稲葉　延雄君	
	日本銀行理事	水野　　創君	
11.17	社団法人全国貸金業協会連合会会長 株式会社富士信代表取締役	石井　恒男君	貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	プロミス株式会社代表取締役社長最高執行役員	神内　博喜君	
	アイフル株式会社代表取締役社長	福田　吉孝君	
	全国銀行協会会長 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行頭取	畔柳　信雄君	
	社団法人信託協会会長 住友信託銀行株式会社取締役社長	森田　　豊君	
	社団法人生命保険協会会長 第一生命保険相互会社代表取締役社長	斎藤　勝利君	
11.21	慶應義塾大学教授 貸金業制度等に関する懇談会座長	吉野　直行君	
	未来バンク事業組合理事長	田中　　優君	
	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長	本多　良男君	
	弁護士 日本弁護士連合会上限金利引き下げ実現本部本部長代行	宇都宮健児君	
	独立行政法人国民生活センター理事	田口　義明君	
	東京都産業労働局金融部長	塚田　祐次君	

（6）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18.11.17	東京都（千代田区）	貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	20人

６　文部科学委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	遠藤	乙彦君	公明				
理　事	小渕	優子君	自民	理　事	大前	繁雄君	自民
理　事	小島	敏男君	自民	理　事	西村	明宏君	自民
理　事	松浪	健四郎君	自民	理　事	藤村	修君	民主
理　事	牧	義夫君	民主	理　事	池坊	保子君	公明
	阿部	俊子君	自民		秋葉	賢也君	自民
	井脇	ノブ子君	自民		飯島	夕雁君	自民
	小川	友一君	自民		岡下	信子君	自民
	加藤	紘一君	自民		川条	志嘉君	自民
	近藤	基彦君	自民		佐藤	錬君	自民
	坂本	剛二君	自民		鈴木	俊一君	自民
	鈴木	恒夫君	自民		永岡	桂子君	自民
	西本	勝子君	自民		福田	峰之君	自民
	藤田	幹雄君	自民		馬渡	龍治君	自民
	山本ともひろ君		自民		吉野	正芳君	自民
	奥村	展三君	民主		北橋	健治君	民主
	末松	義規君	民主		田中	眞紀子君	民主
	松本	大輔君	民主		山口	壯君	民主
	横山	北斗君	民主		笠	浩史君	民主
	西	博義君	公明		石井	郁子君	共産
	保坂	展人君	社民				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案５件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第15号）

○　要旨

独立行政法人に係る改革を推進するため、文部科学省所管の12の特定独立行政法人の役職員の身分を非公務員化するとともに、青少年教育関係３法人を統合し、その名称を「独立行政法人国立青少年教育振興機構」に変更する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 役職員の身分を非公務員化することによるメリット
- 青少年の体験活動を推進させるために指導者の育成を充実する必要性
- 新たに発足する「独立行政法人国立青少年教育振興機構」の理事長への民間人登用の可能性及び役員数

○　審査結果

可決

② 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第16号）

○ 要旨

国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を改め、都道府県が給与等を負担する教職員の範囲を定めるとともに、公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する事業に充てるための交付金制度を創設しようとするもの

○ 主な質疑内容

- 三位一体改革についての文部科学大臣見解
- 教育の地方分権の推進及び国の果たすべき役割の明確化の必要性
- 義務教育費国庫負担制度と教育の地方分権との関係についての総務省見解
- 義務教育費国庫負担金の国庫負担率を３分の１に引き下げることについての文部科学大臣見解
- 国庫負担率の引下げが都道府県間の財政力により教育上の格差を生じさせる懸念
- 公立文教施設整備費の一部交付金化の意味及び学校施設の耐震化の推進見通し
- 学校施設整備推進についての文部科学大臣決意
- 市町村費負担教職員任用事業の全国展開により市町村間の財政力で教職員配置に格差が生じる懸念
- 構造改革特別区域における市町村費負担教職員の任用形態

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

③ 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

○ 要旨

科学技術に関する研究及び開発等に関し、国と国以外の者との交流等を促進するため、国の研究施設等の利用の促進及び特定先端大型研究施設その他の国等の研究施設の共用の促進に関する所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- 研究交流促進法の一部改正について、国有施設等の廉価使用の要件を緩和する理由及び効果
- 研究交流促進法第13条を新設して情報提供を行う理由及び効果
- 特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正について、放射光利用研究促進機構から登録施設利用促進機関への変更後の利用者選定において公平性を確保する必要性
- 特定先端大型研究施設である次世代スーパーコンピュータの開発及び利用についての中長期的戦略及び目標

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（内閣提出第58号）

○　要旨

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、認定こども園に係る制度を設ける等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　就学前の教育、保育及び子育て支援の在り方
・　幼稚園型認定こども園における機能拡充部分に対して私学助成を充実させる必要性
・　本法律案施行により幼稚園及び保育所の設置・運営の基準が緩くなる懸念
・　子どもの教育、保育よりも早期教育を重視する認定こども園への対応策

○　参考人からの意見の聴取

○　視察

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）

○　要旨

障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、障害種別を廃止した特別支援学校を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進することにより、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るもの

○　主な質疑内容

・　従来の障害のある児童生徒を分離した教育からインクルージョン教育への転換の方針
・　障害のある子どもの就学指導に当たり保護者の意見を聞くことの重要性
・　特別支援学校の教員の資質向上策
・　今後の特別支援学校の教職員定数改善の方向性
・　ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障害）の子どもの判断基準及び特別支援教育の内容

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第36号）

○　要旨

文化遺産国際協力の推進のため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの

○　審査結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第15号）	18. 2. 3		3.13 3.15	3.17	3.17 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民）	3.23 可決	文教科学 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法24号
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第16号）	2. 3	2.28	2.28 3. 3	3. 8 3.10 3.14 3.15	3.15 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民）	3.16 可決	文教科学 3.28 可決	3.29 可決	3.31 法18号
研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	2. 7		3.30 3.31	4. 5	4. 5 可決（多） （賛-自民・民主・公明・社民） （反-共産） （附）	4. 6 可決	文教科学 5. 9 可決 （附）	5.10 可決	5.17 法37号
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（内閣提出第58号）	3. 7	4. 6	4. 6 4.12	4.14 4.18 4.21 4.28	4.28 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-共産・社民） （附）	5. 9 可決	文教科学 6. 8 可決 （附）	6. 9 可決	6.15 法77号
学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第65号） （参議院送付）	参 3. 7		5.16 5.17	6. 9 6.13 6.14	6.14 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民） （附）	6.15 可決	文教科学 4.25 可決 （附）	4.26 可決	6.21 法80号

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第36号）	18. 6. 9				6. 9 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	6. 9 可決	文教科学 6.15 可決	6.16 可決	6.23 法97号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 教育基本法の改正に当たって道徳教育を明記する必要性
- 今後、地方分権の進展が予想される中での義務教育費国庫負担制度の在り方
- 確かな学力をはぐくむための学習指導要領の見直し内容
- 平成18年度から実施予定の「早寝早起き朝ご飯」運動の取組内容
- 国立大学法人の職員数が公務員の定員削減と同様に削減される可能性
- 文部科学省の国費留学生政策に対する評価の在り方
- 私学助成を充実する必要性
- 国際熱核融合実験炉（ＩＴＥＲ）の建設地がフランスに決定したことについての文部科学省見解
- 我が国の文化予算を増額する必要性
- サッカーくじ（toto）の今後の運営方針

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 3.14	兵庫教育大学学長 中央教育審議会委員	梶田　叡一君	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
	青森大学教授 エッセイスト	見城美枝子君	
	慶應義塾大学経済学部助教授	土居　丈朗君	
	元福島県原町市教育長 元日本教育新聞社取締役編集局長	渡邉　光雄君	
3.17	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長	高　　為重君	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

4.18	品川区二葉すこやか園園長	大竹　節子君	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（内閣提出）及び同案に対する修正案（高井美穂君外１名提出）
	白梅学園大学・白梅学園短期大学学長	無藤　　隆君	
	帝京大学文学部教授	村山　祐一君	
	東洋大学社会学部教授	森田　明美君	
6.13	東京都立梅ヶ丘病院院長	市川　宏伸君	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	東京学芸大学教授 日本ＬＤ学会会長	上野　一彦君	
	ＤＰＩ日本会議常任委員	姜　　博久君	
	ＮＰＯ法人発達障害支援センターひまわり代表理事	高原　孝恵君	

(5) 委員派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 6.27 ～ 6.29	北海道	文部科学行政の基本施策に関する実情調査	14人

②　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18. 3.22	東京都（北区）	文部科学行政の基本施策に関する実情調査	20人
4.10	埼玉県	科学技術の研究開発に関する実情調査	８人
4.19	東京都（足立区）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律案（内閣提出）の審査に資するため	17人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	桝屋	敬悟君	公明				
理　事	鈴木	恒夫君	自民	理　事	田野瀬良太郎君		自民
理　事	西村	明宏君	自民	理　事	平田	耕一君	自民
理　事	松浪	健四郎君	自民	理　事	藤村	修君	民主
理　事	笠	浩史君	民主	理　事	遠藤	乙彦君	公明
	阿部	俊子君	自民		秋葉	賢也君	自民
	井脇	ノブ子君	自民		飯島	夕雁君	自民
	江崎	鐵磨君	自民		小川	友一君	自民
	小渕	優子君	自民		加藤	紘一君	自民
	小島	敏男君	自民		佐藤	錬君	自民
	柴山	昌彦君	自民		鈴木	俊一君	自民
	西本	勝子君	自民		馳	浩君	自民
	平口	洋君	自民		福田	峰之君	自民
	藤田	幹雄君	自民		二田	孝治君	自民
	馬渡	龍治君	自民		山本ともひろ君		自民
	奥村	展三君	民主		田島	一成君	民主
	高井	美穂君	民主		野田	佳彦君	民主
	牧	義夫君	民主		松本	大輔君	民主
	松本	剛明君	民主		横山	北斗君	民主
	西	博義君	公明		石井	郁子君	共産
	保坂	展人君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○　要旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、放送の同時再送信に係る制度の見直し、情報化等に対応した権利制限の拡大、罰則の強化等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 薬事行政の手続に資するため、著作権の権利制限を行う改正が必要な理由
- ＩＰマルチキャスト放送を用いた「同時再送信」の開始時期及び総務省が行う実証実験との関係
- 産業財産権法と均衡を図ることを目的とした著作権等侵害に対するさらなる罰則強化は行うべきでないことについての文部科学大臣の見解

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外４提出、衆法第２号）

○ 要旨

小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童、生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるものとするもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	18.11.2		11.29 12.1	12.1	12.1 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民) (附)	12.5 可決	文教科学 12.14 可決 (附)	12.15 可決	12.22 法121号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、衆法第2号）	18.11.29		12.14			(12.19) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- いじめを原因とする児童の自殺事案を受けた文部科学省における具体的取組
- いじめ問題について社会全体を通じた総合的な対策の必要性
- 警察庁資料と文部科学省資料で小中学校の自殺者数が大きく異なる理由
- 高等学校における未履修問題の再発防止のための教育委員会の改革の方向性
- 学習指導要領に規定される必履修科目を見直す必要性
- 未履修問題について、過去に発生した時点で全国的な広がりを持つものと文部科学省が認識できた可能性
- 教育再生会議、中央教育審議会及び文部科学省の関係
- 教員免許更新制のメリット・デメリット

７　厚生労働委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	岸田　文雄君	自民					
理　事	大村　秀章君	自民		理　事	鴨下　一郎君	自民
理　事	北川　知克君	自民		理　事	谷畑　孝君	自民
理　事	寺田　稔君	自民		理　事	園田　康博君	民主
理　事	山井　和則君	民主		理　事	福島　豊君	公明
	新井　悦二君	自民			井上　信治君	自民
	石崎　岳君	自民			上野　賢一郎君	自民
	加藤　勝信君	自民			川条　志嘉君	自民
	木原　誠二君	自民			木村　義雄君	自民
	清水　鴻一郎君	自民			菅原　一秀君	自民
	杉村　太蔵君	自民			髙鳥　修一君	自民
	戸井田とおる君	自民			冨岡　勉君	自民
	西川　京子君	自民			林　潤君	自民
	原田　令嗣君	自民			平口　洋君	自民
	福岡　資麿君	自民			松浪　健太君	自民
	松本　純君	自民			御法川　信英君	自民
	岡本　充功君	民主			菊田　真紀子君	民主
	郡　和子君	民主			仙谷　由人君	民主
	田名部　匡代君	民主			古川　元久君	民主
	三井　辨雄君	民主			村井　宗明君	民主
	柚木　道義君	民主			上田　勇君	公明
	高木　美智代君	公明			高橋　千鶴子君	共産
	阿部　知子君	社民			糸川　正晃君	国民

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案12件、議員提出法律案８件、参議院提出法律案１件及び承認を求めるの件２件、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○　要旨

児童手当及び児童扶養手当に係る国、都道府県等の負担割合を見直し、特別養護老人ホーム等の施設整備費を一般財源化する等厚生労働関係の三位一体改革を行うとともに、児童手当の支給対象を小学校修了前までに引き上げ、基礎年金の国庫負担割合の引上げを行うもの

○　主な質疑内容

・　小泉内閣の下で進められた三位一体改革に対する評価

・　人口減少社会の到来とそれに伴う大都市圏での高齢化や地方での過疎化に対応した社会保障の在り方
・　少子化対策における児童手当拡充の有効性についての政府見解
・　生活保護費に代わって児童手当及び児童扶養手当の税源移譲を行うに至った経緯及び議論の内容

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決

②　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第18号）

○　要旨

独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合して独立行政法人労働安全衛生総合研究所とし、同研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所を非公務員型の独立行政法人とするもの

○　主な質疑内容

・　非公務員型の独立行政法人とする理由
・　産業安全研究所及び産業医学総合研究所の統合による効果
・　優秀な人材を確保するための現在の取組及び今後の方針

○　審査結果

可決

③　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）

○　要旨

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化計画の策定、保険給付の内容・範囲の見直しなどの医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合の推進等を行うもの

○　主な質疑内容

・　見通しが困難な医療費の将来推計を基に医療費抑制策を議論することの妥当性及び過度の医療費抑制策が医療の質を低下させる懸念
・　疾病予防に重点を置いた医療費適正化を推進するための健康診査の受診率向上に向けた具体的な取組方策
・　メタボリックシンドロームの診断基準や医療費抑制効果の科学的根拠を十分に議論しないまま生活習慣病対策を徹底することの妥当性
・　療養病床の再編成で患者が追い出されることがないよう十分な支援策を講ずる必要性
・　就業構造の変化に対応するため健保・国保を統合した地域単位の保険制度を創設すべきとの意見に対する厚生労働省の見解
・　新設される後期高齢者支援金を各保険者が拠出しなければならない法的根拠

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

可決

④　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）

○　要旨

良質な医療を提供する体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療に関する情報提供の推進、医療計画制度の拡充、地域における医療従事者の確保に資する施策の実施、行政処分を受けた医師等に対する再教育制度の創設、医療法人の非営利性の強化等を行うもの

○　主な質疑内容

- 患者の自己選択に資するセカンドオピニオンの定着・推進に向けた具体的な取組内容
- 医師の需給について診療科別及び開業医と勤務医別の必要数並びに不足数を公表する必要性
- 医師の適正配置に向けて医師のライフコース等を考慮した総合的な取組を行う必要性
- 医師不足が深刻な小児科等に多い女性医師のための院内保育所の整備や再就職に向けた研修など総合的な支援に取り組む必要性
- 厚生労働省が取り組む小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の実効性に対する懸念及び実効性を確保するための具体的方策

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

可決

⑤　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）

○　要旨

戦傷病者等の妻に対しこれまで支給してきた特別給付金国債の償還が終了するに当たり、改めて特別給付金を支給しようとするもの

○　主な質疑内容

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金を10万円増額して継続支給する理由
- 特別給付金制度についての今後の見直し方針
- 戦後処理に関してなお残されている課題

○　審査結果

可決

⑥　職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付）

○　要旨

企業が主体となる新しい実習併用職業訓練制度を創設することにより、青少年の実践的な職業能力の開発・向上を促進するとともに、中小企業における青少年の雇用機会の創出及び技能継承を円滑に進めるための取組を支援するもの

○　主な質疑内容

- 今後の職業能力開発の在り方
- 非正規労働者に対する教育訓練等の実態を踏まえた施策を検討する必要性
- 教育訓練機関における学習の時間についての労働関係法令の適用の有無

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑦　薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）

○　**要旨**

医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、指定薬物（違法ドラッグ）の製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図るもの

○　**主な質疑内容**

・　一般用医薬品の新たな販売制度の実効性確保に向けた周知方策
・　既存配置販売業者に係る経過措置の妥当性
・　各都道府県を含めた薬事監視指導体制の強化に向けた取組方針

○　**審査結果**

可決

⑧　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）（参議院送付）

○　**要旨**

男女雇用機会均等法における女性に対する差別の禁止規定を、男女双方に対する性別を理由とする差別の禁止規定とし、いわゆる間接差別の禁止規定を創設するとともに、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いを禁止するほか、労働基準法において禁止されている女性の坑内労働について、妊産婦等を除き解禁するもの

○　**主な質疑内容**

・　施行後20年が経過した男女雇用機会均等法が男女の雇用機会均等に及ぼした効果及び女性差別の現状における問題点
・　男女雇用機会均等法の理念に「仕事と生活の調和」を明記する必要性
・　間接差別禁止の対象を限定したことの妥当性及び今後の対象拡大の見通し

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑨　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第76号）

○　**要旨**

生物テロによる感染症の発生等を防止するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、総合的な結核対策を推進するため結核予防法を廃止し、同法に規定する諸措置を感染症法等に移行させるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑩　ねんきん事業機構法案（内閣提出第77号）

○　**要旨**

公的年金制度に対する国民の信頼を確保するため、社会保険庁を廃止して、厚生労働省に特別の機関として「ねんきん事業機構」を設置し、適正な事業運営を確保するための措置等を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　年金運営の新組織を独立行政法人等としないで国の特別の機関とした理由
・　今回発覚した国民年金保険料の不正な免除手続問題の発生原因や社会保険庁における内部ガバナンス機能の問題点を明らかにするため徹底した調査を行う必要性
・　機構の事業運営において被保険者等の意見を確実に反映させる方策を確立する必要性
・　税と社会保険料の徴収を一元化する歳入庁の必要性及び歳入庁構想に対する厚生労働大臣見解

○　**審査結果**

継続審査

⑪　国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）

○　**要旨**

被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策の導入のほか、年金事務費への保険料財源充当の制度化、福祉施設規定の見直し等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　国民年金保険料等の未納者に対する国民健康保険の短期被保険者証の発行措置を撤回する必要性
・　住民基本台帳ネットワークシステムを活用する際の個人情報の保護策を確立する必要性
・　年金事務費への保険料財源の充当を恒久化する理由及び事務費の予算を厳格に執行する必要性

○　**審査結果**

継続審査

⑫　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第80号）（参議院送付）

○　**要旨**

日本とカナダ両国の年金制度への二重加入の防止等を目的に締結された日本・カナダ社会保障協定を実施するため、公的年金各法について、被保険者の資格及び給付の支給要件等に関する特例を設けるもの

○　**主な質疑内容**

・　日本・カナダ社会保障協定の締結による保険料負担軽減効果
・　社会保障協定の発効に伴い必要な申請手続に関する実務を社会保険事務所に対して周知徹底する必要性
・　今後の社会保障協定締結の見通し

○　**審査結果**

可決

⑬　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第３号）

○　**要旨**

戦前、国内と同様の隔離政策が実施されていた国外のハンセン病療養所に入所していた者について、その精神的苦痛を慰謝するため、補償金800万円を支給するもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

⑭　児童手当法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外４名提出、衆法第９号）

○　**要旨**

児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るため、現行の児童手当を大幅に見直し、全額国庫負担で月額１万６千円、所得制限なしの子ども手当を義務教育修了まで支給するもの

○　**主な質疑内容**

・　子ども手当の支給対象児童の年齢を15歳以下の義務教育修了までとする理由

・　子ども手当の費用を全額国庫負担とする理由及び財源の確保策

・　子ども手当の少子化対策における有効性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**内閣の意見の聴取**

○　**審査結果**

否決

⑮　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外５名提出、衆法第14号）

○　**要旨**

本人の意思が不明の場合であり、家族の書面による承諾がある場合を新たに、臓器の移植を行うことができるようにするとともに、親族に対する臓器の優先提供を認めようとするもの

○　**審査結果**

継続審査

⑯　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外３名提出、衆法第15号）

○　**要旨**

運用で15歳以上の者となっている臓器提供に関する意思表示の年齢要件について、12歳以上の者の臓器提供に関する意思表示を有効なものとして取り扱うよう法律に明記するとともに、親族に対する臓器の優先提供を認めようとするもの

○　**審査結果**

継続審査

⑰　がん対策基本法案（古川元久君外４名提出、衆法第16号）

○　**要旨**

がんが国民の健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣を長とするがん対策推進本部の設置、がん対策の推進に関する計画の作成等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　内閣総理大臣を長とするがん対策推進本部を設置する理由

・　がん対策の充実に要する費用約500億円の算定根拠

・　がん登録制度充実策における個人情報の保護のための措置状況

○　**審査結果**
撤回許可

⑱　小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出、衆法第17号）

○　**要旨**
良質かつ適切な小児医療を効率的に提供する体制の確保等を図るため、小児医療提供体制の確保に関する基本方針及び医療計画の策定並びにその実施に必要な国の財政上の措置等について定めるもの

○　**主な質疑内容**
・　勤務医の過酷な労働条件を改善し、患者が安心して医療を受けることができるよう国が主導して小児救急医療体制の整備を行う必要性
・　小児科医療の緊急対応策として民主党が主張する地域小児センターの概要及び保護者が抱える育児不安等への対応方針

○　**参考人からの意見の聴取**
○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
審査未了

⑲　医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外３名提出、衆法第18号）

○　**要旨**
医療を受ける者の尊厳が保持され、その理解と自己決定に基づいた良質かつ適切な医療の提供を促進するため、医療に関する情報の提供についての基本的な事項及び医療事故等の原因究明等安全な医療を確保するために必要な事項等を定めるもの

○　**主な質疑内容**
・　国民の医療に対する安心・信頼を確保する観点から医療に関する情報提供を推進する必要性
・　医療事故等が発生した際の医療現場における問題点の調査を行うための予算額及びその実効性に対する懸念

○　**参考人からの意見の聴取**
○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
審査未了

⑳　がん対策基本法案（鴨下一郎君外３名提出、衆法第29号）

○　**要旨**
これまでの取組により大きく進展し、多くの成果を収めてきたがん対策の一層の充実を図り、総合的かつ計画的に推進するため、国と都道府県に対するがん対策推進基本計画等の策定等について定めるもの

○　**主な質疑内容**
・　がん検診体制を充実する必要性及び今後の取組方策
・　放射線治療に携わる専門医等の育成についての具体的な取組方策
・　患者の自己決定に関する規定方法が弱いとの指摘に対する法案提出者の見解

○　**審査結果**

撤回許可

㉑　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外５名提出、衆法第32号）

○　**要旨**

事業主は労働者が短時間労働者であることを理由として差別的取扱いをしてはならないものとするとともに、短時間労働者について所定労働時間を超える労働を制限するもの

○　**主な質疑内容**

・　正規労働者と非正規労働者の均等処遇を講ずるための施策の必要性
・　改正案に基づき短時間労働者と正社員の均等待遇を示すこととなる指針の基本的な考え方
・　所定労働時間を超えた労働及び所定労働日以外の日の労働を制限する効果

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

審査未了

㉒　がん対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第37号）

○　**要旨**

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、国と都道府県に対するがん対策推進基本計画等の策定や、基本計画案の作成に当たり意見を聴くための、がん患者等の代表、医療従事者等で構成される「がん対策推進協議会」の設置等を定めるもの

○　**主な発言内容**

・　がんと診断された早い段階から治療と並行して緩和ケアが行われるようになることの確認
・　がん患者の期待に応えるために基本計画の早急な策定に向けた事前準備に着手する必要性
・　関係省庁との連携の上で専門医の育成等に要する必要な予算を確保する必要性

○　**結果**

成案・提出決定

㉓　精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第21号）

○　**要旨**

精神科医療機関に対する国民の正しい理解と受診しやすい環境づくりに資するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を「精神科病院」に改めるもの

○　**審査結果**

可決

㉔　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）（参議院送付）

○　**要旨**

現在の千葉公共職業安定所の管轄地域を南北に二分して蘇我地区に公共職業安定所

を新たに設置することについて国会の承認を求めるもの

○　主な質疑内容

・　千葉公共職業安定所に近接する蘇我地区に新たに千葉南公共職業安定所を設置する理由及び妥当性

・　新設に伴い民間ビルの借上げ及び移転等に要する費用

・　管内労働力人口等からみた千葉南公共職業安定所の職員数の妥当性

○　審査結果

承認

㉕　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第３号）

○　要旨

越谷市、市川市及び青梅市に社会保険事務所を設置することについて国会の承認を求めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	18. 2. 3		3. 6 3.10	3.10 3.14 3.15 3.17 3.22	3.22 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	3.23 可決	厚生労働 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法20号
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第18号）	2. 3		2.28 3. 3	3. 8 3.10	3.10 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	3.14 可決	厚生労働 3.28 可決	3.29 可決	3.31 法25号
健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	2.10	4. 6	4. 6 4. 7	4.12 4.14 4.21 4.25 4.26 4.28 5. 8(㍊) 5.10 5.12 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・公明）	5.18 可決	厚生労働 6.13 可決 （附）	6.14 可決	6.21 法83号

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	2.10	4.6	4.6 4.7	4.12 4.14 4.21 4.25 4.26 4.28 5.8(参) 5.10 5.12 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・公明）	5.18 可決	厚生労働 6.13 可決 （附）	6.14 可決	6.21 法84号
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	2.10		5.30 5.31	6.2	6.2 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	6.6 可決	厚生労働 6.15 可決	6.16 可決	6.23 法95号
職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付）	参 3.7		6.1 6.7	6.9	6.9 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	6.13 可決	厚生労働 5.11 可決 （附）	5.12 可決	6.21 法81号
薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）	参 3.7		6.1 6.2	6.7	6.7 可決（多） （賛-自民・民主・公明・社民・国民） （反-共産）	6.8 可決	厚生労働 4.18 可決 （附）	4.19 可決	6.14 法69号
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）（参議院送付）	参 3.7		6.1 6.9	6.13 6.14	6.14 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	6.15 可決	厚生労働 4.27 修正 （附）	4.28 修正	6.21 法82号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第76号）	3.10		6.1			（6.16） （閉会中審査）			
ねんきん事業機構法案（内閣提出第77号）	3.10	5.18	5.18 5.19	5.24 5.26		（6.16） （閉会中審査）			
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）	3.10	5.18	5.18 5.19	5.24 5.26		（6.16） （閉会中審査）			
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第80号）（参議院送付）	参 3.10		5.30 5.31	6.2	6.2 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	6.6 可決	厚生労働 4.11 可決	4.12 可決	6.14 法72号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第3号）	18. 1.27				1.27 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	1.31 可決	厚生労働 2. 3 可決	2. 3 可決	2.10 法2号
児童手当法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外4名提出、衆法第9号）	3. 3		3. 6 3.10	3.10 3.14 3.15 3.17 3.22	3.22 否決(少) (賛-民主・社民) (反-自民・公明・共産・国民)	3.23 否決			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、衆法第14号）	3.31		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外3名提出、衆法第15号）	3.31		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
がん対策基本法案（古川元久君外4名提出、衆法第16号）	4. 4		5.19 6. 2	6. 2 6. 9	(6. 9) (撤回許可)				
小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、衆法第17号）	4. 4	4. 6	4. 6 4. 7	4.12 4.14 4.21 4.25 4.26 4.28 5. 8(逝) 5.10 5.12 5.17	(審査未了)				
医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外3名提出、衆法第18号）	4. 4	4. 6	4. 6 4. 7	4.12 4.14 4.21 4.25 4.26 4.28 5. 8(逝) 5.10 5.12 5.17	(審査未了)				
がん対策基本法案（鴨下一郎君外3名提出、衆法第29号）	5.23		5.23 6. 2	6. 2 6. 9	(6. 9) (撤回許可)				
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外5名提出、衆法第32号）	5.31		6. 8 6. 9	6.13 6.14	(審査未了)				
がん対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第37号）	6. 9				6. 9 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	6.13 可決	厚生労働 6.15 可決 (附)	6.16 可決	6.23 法98号

参　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第21号）	参 18. 6.15		6.16 6.16		6.16 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	6.16 可決	厚生労働 6.15 成案・提出決定	6.16 可決	6.23 法94号

承認を求めるの件

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		備　考
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）（参議院送付）	参 18. 2. 8		3.28 3.29	3.29	3.29 承認（多） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （反-内山晃君（民主））	3.30 承認	厚生労働 3.27 承認	3.27 承認	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	3.10		5.18 5.19	5.24 5.26		（6.16） （閉会中審査）			

（3）国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　障害者の就労支援の将来像を明示する必要性
・　子どもの視点に立った就学前児童に対する教育と保育の充実の将来の在り方
・　地域社会、人口構造が変化する中で今後の社会保障政策の目指すべき方向性
・　４月施行の障害者自立支援法による１人暮らしの人工呼吸器装着ＡＬＳ患者等に対するサービス水準が低下しないことの確認及びサービスモデルを示す必要性
・　米国農務省の対日牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書が日本政府に提出された経緯及びその妥当性
・　税制改正により医療保険及び介護保険における所得区分が変更されて、所得が増えない中で負担増となることの不合理
・　４月からのＭＲ混合ワクチン導入に当たって、従来から安全性が確保されている単味ワクチンを予防接種法上で選択できるようにする必要性
・　ニート、フリーター等の若年者の雇用問題に取り組む必要性

・　530万人雇用創出プログラムの成果及び当該成果を検証する必要性
・　国民年金保険料の不正免除手続を行った職員に対して厳格な処分を行う必要性

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

安全で質の高い医療の確保・充実に関する件（平成18.6.16）

安全安心で質の高い医療が受けられることは、国民が等しく希求するところである。そのためには、医療保険制度の改革を通じて国民皆保険体制を将来にわたり堅持していくとともに、行政、立法府、医療関係者が協力してあらゆる努力を傾注し、質が高く効率的な、国民に信頼される医療提供体制を全国的に確立していくことが必要である。

特に、志の高い医療従事者が患者の生命を救い健康を守るために、自らの技量を十分に発揮し、安心して本来の医療業務に専念できるようにしていくことが重要である。こうした観点から、地域の実情に応じた医師確保対策を講じていくことなどにより、小児救急医療・周産期医療に係る勤務医、看護職員等の労働環境の向上や医療安全の推進を図っていくとともに、医療事故等の問題が生じた際に、医療行為について第三者的な立場による調査に基づく公正な判断と問題解決がいつでも得られるような仕組み等環境を整備する必要がある。

また、医療は医療従事者と患者の信頼関係の上に成り立つものであることから、医療機関がその提供する医療について情報提供を進めるとともに、患者も、診療情報や地域の医療機関情報の共有により、治療に対する参加意識を高め適切な受診等に努めていくことが期待される。

以上のような安全で質の高い医療の確保充実に向けて、ここに、政府、地方公共団体の一層の取組を求めるとともに、医療界及び国民各層にも協力を呼びかける。

右決議する。

(5) 参考人・意見陳述者

①　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18. 3.14	国立社会保障・人口問題研究所所長	京極　髙宣君	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 児童手当法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外４名提出）
	恵泉女学園大学大学院教授	大日向雅美君	
	学校法人ときわ学園理事長	中根　康浩君	
	社会福祉法人はとのさと福祉会理事長	増田　百代君	
	小金井市議会議員	漢人　明子君	
4.25	全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長	河内山哲朗君	健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出） 医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外３名提出）
	社会福祉法人賛育会賛育会病院院長	鴨下　重彦君	
	鳥羽市立神島診療所所長	奥野　正孝君	
	ＮＰＯ法人日本がん患者団体協議会理事長	山崎　文昭君	
	横浜市立大学附属市民総合医療センター母子医療センター医師	奥田　美加君	
	日本福祉大学社会福祉学部教授	近藤　克則君	

4.26	社会保障審議会医療保険部会長	星野　進保君	健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出） 医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外３名提出）
	社団法人日本医師会常任理事	内田　健夫君	
	日本経済新聞社論説委員	渡辺　俊介君	
	日本労働組合総連合会副事務局長	逢見　直人君	
	東京医科歯科大学大学院教授	川渕　孝一君	
	全日本民主医療機関連合会副会長	鈴木　　篤君	
6.13	社団法人日本経済団体連合会労政第一本部長	川本　裕康君	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外５名提出）
	弁護士	田島　優子君	
	弁護士	中野　麻美君	
	日本労働組合総連合会総合人権・男女平等局長	龍井　葉二君	
	出版労連女性会議議長	伊東　弘子君	
	均等待遇アクション21事務局	酒井　和子君	

②　意見陳述者

期　日	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 18. 5. 8	全国町村会長	山本　文男君	健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出）及び医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外３名提出）について
	福岡県医師会会長	横倉　義武君	
	国家公務員共済組合連合会熊本中央病院長	岩永　勝義君	
	医療法人相生会宮田病院病院長	中山　眞一君	
	福岡大学大学院非常勤講師（医学博士）	浦江　明憲君	
	宗像久能病院医師	久能　治子君	
	福島県町村会長	菅野　典雄君	
	福島県医師会副会長	髙谷　雄三君	
	東北大学大学院医学系研究科医科学専攻発生・発達医学講座周産期医学分野教授	岡村　州博君	
	福島県産婦人科医会会長	幡　　研一君	
	仙台市立病院救命救急センター副センター長兼小児科医長	村田　祐二君	
	国見町長	佐藤　　力君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 18. 5. 8	第１班　福岡県 第２班　福島県	健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小宮山洋子君外４名提出）及び医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（園田康博君外３名提出）の審査	第１班 10人 第２班 10人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	櫻田	義孝君	自民				
理　事	伊藤	信太郎君	自民	理　事	大村	秀章君	自民
理　事	鴨下	一郎君	自民	理　事	宮澤	洋一君	自民
理　事	吉野	正芳君	自民	理　事	三井	辨雄君	民主
理　事	山井	和則君	民主	理　事	福島	豊君	公明
	新井	悦二君	自民		井上	信治君	自民
	石崎	岳君	自民		加藤	勝信君	自民
	川条	志嘉君	自民		木原	誠二君	自民
	木村	義雄君	自民		岸田	文雄君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	杉村	太蔵君	自民		髙鳥	修一君	自民
	戸井田とおる君		自民		冨岡	勉君	自民
	西川	京子君	自民		林	潤君	自民
	原田	令嗣君	自民		福岡	資麿君	自民
	松野	博一君	自民		松本	純君	自民
	松本	洋平君	自民		御法川	信英君	自民
	内山	晃君	民主		大島	敦君	民主
	菊田	真紀子君	民主		郡	和子君	民主
	園田	康博君	民主		田名部	匡代君	民主
	筒井	信隆君	民主		細川	律夫君	民主
	柚木	道義君	民主		坂口	力君	公明
	古屋	範子君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案３件（継続審査）、議員提出法律案３件（うち継続審査２件）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第76号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　主な質疑内容

- 結核予防法と感染症法の統合によって結核対策が後退する懸念及び結核対策を拡充する必要性
- 病原体等の管理体制の実情を含む生物テロ対策の現状及び生物テロ対策強化の必要性
- 新型インフルエンザ対策の進ちょく状況及び対策強化の必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

② ねんきん事業機構法案（内閣提出、第164回国会閣法第77号）

○ **要旨**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

審査未了

③ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第78号）

○ **要旨**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

審査未了

④ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外５名提出、第164回国会衆法第14号）

○ **要旨**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

⑤ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外３名提出、第164回国会衆法第15号）

○ **要旨**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

⑥ 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（園田康博君外１名提出、衆法第１号）

○ **要旨**

障害福祉サービス等に係る自己負担の額について、障害者の経済的負担の軽減を図るため、当分の間、障害者自立支援法で導入された定率一割負担を凍結し、障害者等の負担能力に応じたものとするもの

○ **審査結果**

審査未了

⑦ 地方自治法第156条第４項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第164回国会承認第３号）

○ **要旨**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第76号）	(18. 3.10)		9.26 10.27	11. 1 11. 8 11.10	11.10 可決(多) (賛-自民・民主・公明・共産・国民) (反-社民) (附)	11.14 可決	厚生労働 11.30 可決 (附)	12. 1 可決	12. 8 法106号
ねんきん事業機構法案（内閣提出、第164回国会閣法第77号）	(18. 3.10)	(5.18)	9.26 (5.19)		（審査未了）				
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第78号）	(18. 3.10)	(5.18)	9.26 (5.19)		（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）	(18. 3.31)		9.26			(12.19) (閉会中審査)			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（斉藤鉄夫君外3名提出、第164回国会衆法第15号）	(18. 3.31)		9.26			(12.19) (閉会中審査)			
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（園田康博君外1名提出、衆法第1号）	18.10.11		12.14		（審査未了）				

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第164回国会承認第3号）	(18. 3.10)		9.26 (5.19)			(12.19) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 歳出削減が求められる中での今後の社会保障制度改革及び財源の在り方
- 年金行政の信頼回復に向けた国民の視点に立った社会保険庁改革の在り方
- 障害者自立支援法による利用者負担の増加が障害者の生活を圧迫していることから負担の見直しを行う必要性
- 官公署における障害者の法定雇用率達成状況及び達成割合100%に向けた取組方策
- 奈良県での妊婦死亡を受けて周産期医療ネットワークの未整備県を早急に解消する必要性
- 肝炎患者の救済に向けて治療費の軽減策等を超党派で検討する必要性
- 財政面から難病患者の対象範囲の縮小の検討を行うことの妥当性
- 現行の臓器移植法の問題点及び同法に対する２つの改正案に対する評価
- 偽装請負の解消に向けた厚生労働省の取組状況及びその効果
- トンネル建設工事において切羽での粉じん濃度測定を義務付ける必要性

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成18.11. 8	国立感染症研究所感染症情報センター長	岡部　信彦君	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会）
	弁護士	山川洋一郎君	
	東北大学大学院医学系研究科　内科病態学講座　感染制御・検査診断学分野教授	賀来　満夫君	
	結核予防会労働組合書記次長	齋藤　康雄君	
	バイオハザード予防市民センター事務局長	川本　幸立君	

平成 18.12. 6	慶應義塾大学商学部教授	中島　隆信君	厚生労働関係の基本施策に関する件 （障害者福祉）
	世田谷区立知的障害者就労支援センターすきっぷ施設長	宮武　秀信君	
	ＮＰＯ法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長	戸枝　陽基君	
	日本障害者協議会常務理事	藤井　克徳君	
	ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議事務局長	尾上　浩二君	
	らく相談室主宰・障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会事務局長	池添　　素君	
12.13	特定非営利活動法人日本移植者協議会理事長	大久保通方君	同上 （臓器移植）
	日本移植学会理事長	田中　紘一君	
	社団法人日本小児科学会会長	別所　文雄君	
	日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員	光石　忠敬君	
	神戸大学大学院法学研究科教授	丸山　英二君	
	財団法人日本宗教連盟事務局長	佐藤　丈史君	

8　農林水産委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	稲葉　大和君	自民	
理　事	岡本　芳郎君	自民	
理　事	原田　令嗣君	自民	
理　事	松野　博一君	自民	
理　事	山田　正彦君	民主	
	赤城　徳彦君	自民	
	伊藤　忠彦君	自民	
	今津　寛君	自民	
	金子　恭之君	自民	
	佐藤　錬君	自民	
	谷川　弥一君	自民	
	並木　正芳君	自民	
	西村　康稔君	自民	
	福井　照君	自民	
	渡部　篤君	自民	
	小平　忠正君	民主	
	神風　英男君	民主	
	松木　謙公君	民主	
	山岡　賢次君	民主	
	菅野　哲雄君	社民	
	森山　裕君	無	
理　事	梶山　弘志君	自民	
理　事	二田　孝治君	自民	
理　事	黄川田　徹君	民主	
理　事	西　博義君	公明	
	赤澤　亮正君	自民	
	飯島　夕雁君	自民	
	小野　次郎君	自民	
	近藤　基彦君	自民	
	斉藤　斗志二君	自民	
	中川　泰宏君	自民	
	丹羽　秀樹君	自民	
	鳩山　邦夫君	自民	
	御法川　信英君	自民	
	岡本　充功君	民主	
	佐々木　隆博君	民主	
	仲野　博子君	民主	
	森本　哲生君	民主	
	丸谷　佳織君	公明	
	古川　禎久君	無	

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案４件及び議員提出法律案３件（うち継続審査２件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第19号）

○　要旨

独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する農林水産省所管の独立行政法人について、農業・生物系特定産業技術研究機構等４法人の統合、水産総合研究センター等２法人の統合、役職員の身分の非公務員化等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 独立行政法人改革の経緯及びこれまでの成果
- 類似業務を行う試験研究機関について省庁横断的な統廃合を行う必要性
- 運営費交付金の削減が基礎的・長期的研究活動に与える影響

○　審査結果

可決

② 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出第45号）

○ 要旨

国民に対する食料の安定供給の確保に資するため、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた価格政策を見直し、認定農業者等の担い手の経営全体に着目してその安定を図るために必要な交付金を交付する措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- 品目横断的経営安定対策が農業構造改革推進に果たす役割及び食料自給率の向上に資する効果
- 「担い手」を限定することの是非及び農村社会二極化への懸念
- 対象農家数及び対象農地面積の見通し
- 地域振興を図る上で集落営農が果たす役割の重要性
- 「過去の生産実績に基づく支払」が農地流動化の支障となることへの懸念
- 非担い手に対する米価下落影響緩和対策の必要性
- 新たな米の需給調整システムの実効性確保策
- 農地・水・環境保全向上対策の営農活動への支援を地域振興施策として位置付けることの妥当性

○ 公聴会

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

③ 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第46号）

○ 要旨

新たな農業経営安定対策への転換に対応し、需要に即した生産をより一層促進するため、砂糖及びでん粉の原料作物の最低生産者価格を廃止し、生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金を交付するとともに、でん粉について、砂糖と同様の価格調整を行う仕組みを創設する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- さとうきび及びでん粉原料用かんしょの経営安定対策の対象要件及び支援水準の考え方
- かんしょでん粉工場の再編合理化の現状及び支援の必要性

○ 公聴会

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

④ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

○ 要旨

主要食糧である麦について、新たな農業経営安定対策への転換に対応し、国の関与

の在り方を見直しつつ、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図るため、国内産麦の政府無制限買入制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定し、これに基づき麦の輸入及び備蓄を行うこととする等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　麦の輸入における売買同時契約（ＳＢＳ方式）の導入による効果

○　公聴会

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

可決

⑤　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第７号）

○　要旨

我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定（指定国）するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑥　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第８号）

○　要旨

我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症（ＢＳＥ）が発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑦　食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出、衆法第11号）

○　要旨

食料の国内生産及び安全性の確保等のため、食料自給率目標を法定化し（10年後に50％、将来においては60％）、販売を行う農業者に対する単年度当たり約１兆円を目途とする直接支払の導入、米の生産調整の廃止等の方針を定めるもの

○　主な質疑内容

・　食料自給率目標の積算根拠とその妥当性
・　直接支払に係る対象農産物の考え方
・　農業構造改革の推進を図る上での本法律案の位置付け及び構造改革を阻害するとの意見に対する反論
・　米の生産調整を廃止した場合における稲作経営への影響
・　個別漁獲割当制度導入を含め漁業権制度を抜本的に見直す必要性
・　食の安全・安心の確保についての基本的考え方

○　公聴会
○　参考人からの意見の聴取
○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
○　審査結果
　否決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第19号）	18. 2. 3		2.24 2.27	3.16	3.16 可決（多） （賛-自民・公明・古川禎久君） （反-民主・社民） （欠-森山裕君）	3.17 可決	農林水産 3.28 可決	3.29 可決	3.31 法26号
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出第45号）	2.24	3.17	3.17 3.23	4. 5 4.12 4.19(地公) 4.20 4.26 5.11(公聴) 5.11 5.16 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・公明・森山裕君） （反-民主・社民） （欠-古川禎久君）	5.18 可決	農林水産 6.13 可決	6.14 可決	6.21 法88号
砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第46号）	2.24		3.17 3.23	4. 5 4.12 4.19(地公) 4.20 4.26 5.11(公聴) 5.11 5.16 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・公明・森山裕君） （反-民主・社民） （欠-古川禎久君）	5.18 可決	農林水産 6.13 可決	6.14 可決	6.21 法89号
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	2.24		3.17 3.23	4. 5 4.12 4.19(地公) 4.20 4.26 5.11(公聴) 5.11 5.16 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・公明・森山裕君） （反-民主・社民） （欠-古川禎久君）	5.18 可決	農林水産 6.13 可決	6.14 可決	6.21 法90号

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）	(17. 10. 13)		18. 1. 20			(6. 16) (閉会中審査)			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）	(17. 10. 13)		18. 1. 20			(6. 16) (閉会中審査)			
食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外4名提出、衆法第11号）	18. 3. 16	3. 17	3. 17 3. 23	4. 5 4. 12 4. 19(参) 4. 20 4. 26 5. 11(参) 5. 11 5. 16 5. 17	5. 17 否決(少) (賛-民主・社民) (反-自民・公明・森山裕君) (欠-古川禎久君)	5. 18 否決			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　モダリティ確立に向けたＷＴＯ農業交渉への取組姿勢
・　農林水産省職員の削減が農政改革推進に及ぼす影響
・　脊柱を含む子牛肉が米国から日本に輸出された原因と責任の在り方
・　食品安全委員会の米国産牛肉等の食品健康影響評価の有効性及び再評価実施の有無
・　高病原性鳥インフルエンザの人への感染拡大の可能性と我が国の対応
・　飲用牛乳の消費拡大策の現状及び効果
・　品目横断的経営安定対策導入の意義と推進に向けた農林水産大臣決意
・　国営土地改良事業の事業効果に対する疑義
・　森林整備等の目標と現状との乖離についての所見
・　漁業用燃油価格高騰対策の支援内容を漁業者の実態に即したものとする必要性

（閉会中審査）

・　米国の日本向け牛肉輸出認定施設の現地調査結果に係る公表の在り方
・　牛肉を使用した加工食品の原料原産地表示の重要性

（4）公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 18. 4.20	4.20	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出） 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出） 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）について	5.11

（5）公述人・参考人・意見陳述者

①　公述人

出頭日	職　　業	氏　　名	意見を聞いた問題
平成 18. 5.11	精糖工業会会長	久野　修慈君	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）について
	壱岐市農業協同組合代表理事組合長	吉野　誠治君	
	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	林　　良博君	
	農業・作家	山下　惣一君	

②　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 3.23	食品安全委員会委員長	寺田　雅昭君	農林水産関係の基本施策に関する件
4.26	有限会社神林カントリー農園代表取締役 社団法人日本農業法人協会副会長	忠　　聡君	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出） 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出） 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）
	日本消費者連盟副代表運営委員 明治大学法学部兼任講師	山浦　康明君	
	日本放送協会解説委員	合瀬　宏毅君	
	ＮＰＯ法人夢大地専務理事	岩瀬　義人君	
	農事組合法人酒人ふぁ～む理事	福西　義幸君	
	専業農家	土門　秀樹君	
	前時事通信解説委員 株式会社農林中金総合研究所顧問	野村　一正君	
	全日本農民組合連合会副会長	鎌谷　一也君	

6. 7	食品安全委員会委員長	寺田　雅昭君	農林水産関係の基本施策に関する件
(閉会中) 7.14	食品安全委員会委員長代理	見上　　彪君	

③　意見陳述者

期日	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 18. 4.19	綾町長・宮崎県町村会会長	前田　　穣君	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）について
	国富町飼料用稲生産振興会会長	笹森　義幸君	
	農事組合法人夢ファームたろぼう代表理事組合長	大浦　義孝君	
	串間市農業委員会会長	末海　重俊君	
	北海道農業会議副会長	吉田　義弘君	
	全十勝地区農民連盟委員長	山田富士雄君	
	全国農協青年組織協議会副会長	平　　和男君	
	北海道農民連盟書記長	白川　祥二君	

（6）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 18. 4.18 ～ 4.19	第１班　宮崎県 第２班　北海道	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出）、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（山田正彦君外４名提出）の審査	第１班 10人 第２班 10人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	西川	公也君	自民				
理　事	岩永	峯一君	自民	理　事	金子	恭之君	自民
理　事	近藤	基彦君	自民	理　事	谷川	弥一君	自民
理　事	並木	正芳君	自民	理　事	篠原	孝君	民主
理　事	松木	謙公君	民主	理　事	西	博義君	公明
	赤城	徳彦君	自民		赤澤	亮正君	自民
	伊藤	忠彦君	自民		飯島	夕雁君	自民
	今津	寛君	自民		小里	泰弘君	自民
	小野	次郎君	自民		岡本	芳郎君	自民
	北村	茂男君	自民		斉藤	斗志二君	自民
	中川	泰宏君	自民		永岡	桂子君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	広津	素子君	自民		福井	照君	自民
	福田	良彦君	自民		古川	禎久君	自民
	御法川	信英君	自民		森山	裕君	自民
	渡部	篤君	自民		岡本	充功君	民主
	黄川田	徹君	民主		小平	忠正君	民主
	佐々木	隆博君	民主		高山	智司君	民主
	仲野	博子君	民主		福田	昭夫君	民主
	山田	正彦君	民主		丸谷	佳織君	公明
	菅野	哲雄君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案３件（うち継続審査２件）及び参議院提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第７号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外６名提出、第163回国会衆法第８号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　審査結果

継続審査

③　カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案（山田正彦君外２名提出、衆法第８号）

○　要旨

カネミ油症被害の発生を防止するための適切な対応が行われず被害が拡大したこと及びその後も国によりカネミ油症被害者に対して救済のための措置が十分に講じられていないこと等にかんがみ、カネミ油症被害者に対して特別給付金を支給するための措置を講ずるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

④　有機農業の推進に関する法律案（参議院提出、参法第８号）

○　要旨

有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図るため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）	(17.10.13)		18. 9.26			(12.19) （閉会中審査）			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）	(17.10.13)		18. 9.26			(12.19) （閉会中審査）			
カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案（山田正彦君外2名提出、衆法第8号）	18.12.14					(12.19) （閉会中審査）			

参　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
有機農業の推進に関する法律案（参議院提出、参法第8号）	参 18.12. 5		12. 6 12. 7		12. 7 可決（全） （賛-自民・民主・公明・社民）	12. 8 可決	農林水産 12. 5 成案・提出決定	12. 6 可決	12.15 法112号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 日豪ＥＰＡ交渉入りに当たっての農林水産大臣の決意
- 農林水産物の輸出促進に向けた具体策の在り方
- 食料自給率の低下の要因及び自給率向上に向けた取組の在り方
- 学校給食における米国産牛肉の使用状況及び保護者等への情報提供の必要性
- 品目横断的経営安定対策等の現場への説明の在り方及びその政策効果に対する疑義
- 農協法における役員の兼職・兼業規制の見直しに向けた検討状況
- 農地・水・環境保全向上対策の導入に向けた地方公共団体の取組状況
- バイオマス利活用の推進に向けた今後の取組方針
- 京都議定書の目標達成に向けた森林吸収源対策の推進の必要性
- ミナミマグロの漁獲枠違反の実態及び資源管理上の問題点

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

日豪ＥＰＡの交渉開始に関する件（平成 18.12.7）

我が国と豪州は、経済関係のみならず、米国などと並ぶ我が国の友邦として深い関係がある。

日豪ＥＰＡについては、この関係を強化し、さらに広く、かつ深化したものとすることを目標とし、なかんずく、資源の安定供給がこのＥＰＡによって確保されることが大きな課題である。

一方、日豪間の貿易関係の多くを占める農林水産品については、日豪間で大きな生産格差が存在することから、日豪間のＥＰＡによって、国内の農林水産業を中心に大きな悪影響が及び、我が国農林水産業・農山漁村の有する多面的機能が損なわれるおそれが

あるとともに、現在進めている我が国農林水産業の構造改革の取組に支障が生じるとの強い懸念がある。

日豪ＥＰＡが、真に日豪両国の友好関係の増進に貢献するためには、このような懸念を払拭し、真に両国の経済関係の深化につながるものとすることが必要不可欠である。

よって、政府は、日豪ＥＰＡの交渉入りをする場合には、左記の事項の実現を図ることを強く求めるものである。

記

1　米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。

2　現在進行中のＷＴＯ交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。

3　交渉に当たっては、交渉期限を定めず、粘り強く交渉すること。万一、我が国の重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。

4　交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。

９　経済産業委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	石田　祝稔君	公明					
理　事	今井　宏君	自民		理　事	新藤　義孝君	自民
理　事	平田　耕一君	自民		理　事	増原　義剛君	自民
理　事	吉川　貴盛君	自民		理　事	近藤　洋介君	民主
理　事	達増　拓也君	民主		理　事	桝屋　敬悟君	公明
	小此木　八郎君	自民			岡部　英明君	自民
	片山　さつき君	自民			北川　知克君	自民
	近藤　三津枝君	自民			佐藤　ゆかり君	自民
	清水　清一朗君	自民			塩谷　立君	自民
	平　将明君	自民			長崎　幸太郎君	自民
	野田　毅君	自民			橋本　岳君	自民
	早川　忠孝君	自民			藤井　勇治君	自民
	牧原　秀樹君	自民			松島　みどり君	自民
	武藤　容治君	自民			望月　義夫君	自民
	森　英介君	自民			山本　明彦君	自民
	大畠　章宏君	民主			川端　達夫君	民主
	吉良　州司君	民主			北神　圭朗君	民主
	佐々木　隆博君	民主			野田　佳彦君	民主
	松原　仁君	民主			三谷　光男君	民主
	高木　陽介君	公明			塩川　鉄也君	共産
	武田　良太君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案９件及び議員提出法律案４件（うち継続審査２件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（内閣提出第６号）

○　要旨

国際競争の激化や系列取引関係の変化等中小企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、中小企業がものづくり基盤技術の高度化に向けて行う研究開発及びその成果の利用を促進するため、経済産業大臣が指針を定めるとともに、指針に沿った研究開発の促進のための支援措置等を講じるもの

○　主な質疑内容

- 特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定方法及びその内容
- 川上・川下ネットワーク構築支援の具体策
- 国の計画認定を受けた中小企業に対する予算措置の具体的内容

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

○ 要旨

独立行政法人工業所有権情報・研修館について、その業務を一層効率的かつ機動的に行うことができるよう、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、同法人の役職員の秘密保持義務等について所要の措置を講じるもの

○ 主な質疑内容

・ いわゆる非公務員型の独立行政法人にする理由及び利点
・ 理事長及び管理職に民間人を採用する必要性
・ 非公務員化後の組織の信頼性・公平性・専門性を確保する必要性

○ 審査結果

可決

③ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出第８号）

○ 要旨

民間事業者の能力を活用しつつ産業基盤施設の整備等を促進することによって、内需振興による国民経済の健全な発展や輸入拡大等による国際経済交流の促進を図ること等を目的として制定された２法について、その役割はほぼ達成されたことにかんがみ、これらを廃止するもの

○ 主な質疑内容

・ 民活法及び輸入・対内投資法の総括及び評価
・ 民活法に係る日本政策投資銀行による融資総額及びリスク管理債権化した債権額
・ 輸入・対内投資法廃止後の対内直接投資支援の在り方

○ 審査結果

可決

④ 工業再配置促進法を廃止する法律案（内閣提出第９号）

○ 要旨

国土の均衡ある発展を目的として昭和47年に制定された工業再配置促進法について、一定の成果を上げたこと及び我が国経済をめぐる情勢の変化により、国内で工業の再配置を促進する必要性が低下したことから、これを廃止するもの

○ 主な質疑内容

・ 工業再配置促進法に基づく施策の成果
・ 政策目標がほぼ達成されて以降の補助金支出の当否
・ 人口減少を踏まえた工業再配置促進法廃止後の地域経済活性化の在り方

○ 審査結果

可決

⑤ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）

○ 要旨

京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減約束の達成に向けて、国内対策のみでは約束達成に不足する排出削減量について、同議定書上の他国における排出削減

量等を取得するしくみを活用して対応するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じた、政府による排出削減量等の取得に係る制度を構築するもの

○　主な質疑内容

・　京都議定書目標達成計画の達成見通し及び国内対策の実施状況
・　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるクレジット取得対象の選定基準
・　クレジット取得に石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計資金を活用することの妥当性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第32号）

○　要旨

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　これまでの中心市街地活性化施策の反省点と本改正案の意義
・　中心市街地活性化本部の実効的な機能確保に向けた政府の取組
・　中心市街地活性化施策と都市計画（ゾーニング）との整合性
・　まちづくりにおける有能な人材確保の必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　国土交通委員会との連合審査会

○　視察

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）

○　要旨

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」をはじめとする経済連携協定の適確かつ円滑な実施を確保するため、メキシコ合衆国との間の協定のみを対象とした現在の法律を一般法化するとともに、原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための追加的な措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　短期・中期・長期それぞれにおける経済連携協定交渉の方針
・　中小企業に過剰な負担をかけない特定原産地証明書発給体制の確保
・　一般法化後における経済連携協定締結についての経済産業委員会への報告の必要性

○　審査結果

可決

⑧　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）

○　要旨

最近の中小企業等協同組合等における事業運営の状況等にかんがみ、その規律の強化を図るとともに、中小企業等協同組合の行う共済事業について、その事業規模に応じて事業の健全運営を確保するための措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　共済計理人の選任や外部監査の導入が組合の負担となるおそれ
・　政省令に委ねられる共済事業に係る規制の具体的内容
・　中小企業等協同組合に対する指導・監督体制の現状とその強化の必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑨　意匠法等の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）（参議院送付）

○　要旨

我が国産業の国際競争力を強化するために、意匠権の存続期間の延長、役務商標の小売業等への拡大、特許出願の分割制度の見直し等の改正を行い、産業財産権の一層の保護を図るとともに、模倣品対策を強化する観点から、模倣品の輸出を権利侵害行為とするなど所要の措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　意匠権の存続期間を20年に延長する理由
・　欧米と連携して模倣品対策に取り組む必要性
・　審査官の資質向上及び専門性強化に向けた取組

○　視察

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑩　海底資源開発推進法案（細野豪志君外４名提出、第163回国会衆法第15号）

○　要旨

海底資源開発に関する施策を総合的･効果的に推進するため、政府において、海底資源開発基本方針及び同方針に即した海底資源開発計画を策定するとともに、内閣に海底資源開発推進本部を設置すること等を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑪　排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（細野豪志君外４名提出、第163回国会衆法第16号）

○　要旨

排他的経済水域等における我が国の権益を確保するとともに、外国人が行う海洋の科学的調査を適切に管理するため、排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する国連海洋法条約に定める主権的権利その他の権利の行使について必要な措置を設けるもの

○　審査結果

継続審査

⑫　官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（達増拓也君外５名提出、衆法第５号）

○　要旨

官製談合等の防止の徹底を図るため、談合罪を目的犯でないものとし、公の競争又は入札で契約を締結するためのものに関する公務員の談合関与行為に対する処罰規定を設けるとともに、公正取引委員会による改善措置要求の対象となる特定法人及び入札談合等関与行為の範囲の拡大、入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任等の厳格化等の措置を講じるもの

○　審査結果

継続審査

⑬　入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（保岡興治君外７名提出、衆法第７号）

○　要旨

官製談合の防止の徹底を図るため、公正取引委員会による改善措置要求等の対象となる特定法人の範囲の拡大、入札談合等関与行為の類型の追加及び入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求等に係る調査結果の公表の義務付けを行うとともに、国等の職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を設けるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（内閣提出第6号）	18. 1.31		3. 7 3. 8	3.14 3.17 3.22	3.22 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （欠-武田良太君） （附）	3.23 可決	経済産業 4.18 可決 （附）	4.19 可決	4.26 法33号
独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	1.31		2.22 2.24	3. 8	3.17 可決（多） （賛-自民・公明・武田良太君） （反-民主、共産）	3.17 可決	経済産業 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法27号
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出第8号）	1.31		3. 7 3. 8	3.22	3.22 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （欠-武田良太君）	3.23 可決	経済産業 4.18 可決	4.19 可決	4.26 法31号

工業再配置促進法を廃止する法律案（内閣提出第9号）	1.31		3. 7 3. 8	3.22	3.22 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産） （欠-武田良太君）	3.23 可決	経済産業 4.18 可決	4.19 可決	4.26 法32号
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	2. 7		3.23 3.24	3.29 3.31 4. 5	4. 5 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・武田良太君） （附）	4. 6 可決	経済産業 4.20 可決 （附）	4.21 可決	4.28 法34号
中心市街地における市街地の改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第32号）	2. 8	3.16	3.16 4. 5	4. 7（連） 4.12 4.14 4.18 4.21	4.21 可決（多） （賛-自民・民主・公明・武田良太君） （反-共産） （附）	4.25 可決	経済産業 5.30 可決 （附）	5.31 可決	6. 7 法54号
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	2.24		4. 4 4. 5	4.21	4.21 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・武田良太君）	4.25 可決	経済産業 5.11 可決	5.12 可決	5.19 法39号
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）	3. 7		5. 9 5.10	5.12 5.17	5.17 可決（多） （賛-自民・民主・公明・武田良太君） （反-共産） （附）	5.18 可決	経済産業 6. 8 可決 （附）	6. 9 可決	6.15 法75号
意匠法等の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）（参議院送付）	参 3. 7		5.16 5.17	5.26 5.31	5.31 可決（多） （賛-自民・民主・公明・武田良太君） （反-共産） （附）	6. 1 可決	経済産業 4. 6 可決 （附）	4. 7 可決	6. 7 法55号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
海底資源開発推進法案（細野豪志君外4名提出、第163回国会衆法第15号）	(17.10.21)		18. 1.20			(6.16) （閉会中審査）			

排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（細野豪志君外4名提出、第163回国会衆法第16号）	(17.10.21)		18. 1.20			(6.16) (閉会中審査)			
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（達増拓也君外5名提出、衆法第5号）	18. 2. 3		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（保岡興治君外7名提出、衆法第7号）	2.22		6.13			(6.16) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 歳出・歳入一体改革を進める中での新経済成長戦略の位置付け
- 電気用品安全法における中古電気用品の販売規制の在り方
- 無人ヘリコプター不正輸出事件を踏まえた安全保障貿易管理体制の見直しの必要性
- 原油価格高騰が我が国の産業に及ぼす影響
- 中国の東シナ海資源開発問題に係る日中協議の進捗状況と今後の見通し
- 欧米における原子力発電再評価の流れを踏まえた我が国の原子力政策の在り方
- 中小企業における人材確保及び技術継承への支援の在り方
- 民営化後の商工組合中央金庫が果たすべき役割
- 製造業の下請取引における優越的地位乱用抑止のための方途

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会	平成 18. 4. 7	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 3.14	株式会社橋本鋳造所代表取締役	橋本　光藏君	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（内閣提出）
	社団法人日本自動車部品工業会副会長 株式会社ヨロズ代表取締役社長	志藤　昭彦君	
	福井経済同友会幹事 清川メッキ工業株式会社代表取締役社長	清川　　忠君	
	一橋大学大学院商学研究科教授	伊丹　敬之君	

4.18	日本政策投資銀行地域企画部参事役	藻谷　浩介君	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
	日本商工会議所まちづくり特別委員会委員長 足利商工会議所会頭	板橋　敏雄君	
	株式会社まちづくり長野タウンマネージャー	服部　年明君	
	秋田市駅前広小路商店街振興組合理事長	平澤　孝夫君	
5.23	佐賀県玄海町長	寺田　　司君	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件（エネルギー問題）
	原子力安全委員会委員長	鈴木　篤之君	
	電気事業連合会会長	勝俣　恒久君	
	日本原子力研究開発労働組合中央執行委員会委員長	鈴木　政浩君	

（6）委員派遣・視察・議員海外派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 7. 6 ～ 7. 7	福岡県、佐賀県	経済産業等の実情調査	10人

②　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18. 4.12	栃木県	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）の審査に資するため	11人
5.24	東京都（千代田区）	意匠法等の一部を改正する法律案(内閣提出､参議院送付)の審査に資するため	17人
6. 7	茨城県	経済産業等の実情調査	13人

③　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国経済産業事情等調査議員団	(閉会中) 平成18. 8. 2 ～ 8. 9	ハンガリー、フランス、フィンランド	欧州各国における経済産業等の実情調査のため	５人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	上田	勇君	公明				
理　事	金子	善次郎君	自民	理　事	河井	克行君	自民
理　事	新藤	義孝君	自民	理　事	中山	泰秀君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民	理　事	後藤	斎君	民主
理　事	近藤	洋介君	民主	理　事	赤羽	一嘉君	公明
	小此木	八郎君	自民		岡部	英明君	自民
	川条	志嘉君	自民		近藤	三津枝君	自民
	坂本	剛二君	自民		清水	清一朗君	自民
	平	将明君	自民		武田	良太君	自民
	谷川	弥一君	自民		土井	真樹君	自民
	二階	俊博君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	野田	毅君	自民		橋本	岳君	自民
	藤井	勇治君	自民		牧原	秀樹君	自民
	増原	義剛君	自民		武藤	容治君	自民
	森	英介君	自民		山本	明彦君	自民
	吉川	貴盛君	自民		大畠	章宏君	民主
	太田	和美君	民主		川端	達夫君	民主
	北神	圭朗君	民主		細野	豪志君	民主
	三谷	光男君	民主		柚木	道義君	民主
	鷲尾	英一郎君	民主		高木	美智代君	公明
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件、議員提出法律案４件（継続審査）及び承認を求めるの件１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

消費生活用製品の使用に伴う事故による危害の発生及び拡大を防止するため、製造事業者等に対し、重大な製品事故について主務大臣への報告の義務付けを行うとともに、主務大臣が必要と認めるときに、製品の名称や事故の内容等を公表するなど、製品事故に関する情報の収集及び提供等について必要な措置を講じるもの

○　主な質疑内容

- 過去の重大製品事故の発生状況及び原因
- 政令で定めるとする重大製品事故の要件
- 本改正案に係る措置の実効性確保のための人員確保を含めた体制整備の必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 海底資源開発推進法案（細野豪志君外４名提出、第163回国会衆法第15号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（細野豪志君外４名提出、第163回国会衆法第16号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（達増拓也君外５名提出、第164回国会衆法第５号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 主な質疑内容

- 入札談合等関与行為の類型に追加される「職員による一定の不作為」の範囲
- 入札談合等関与行為を行った職員の損害賠償責任を厳格化する必要性
- 公正取引委員会と会計検査院の連携強化に係る規定を設ける必要性

○ 審査結果

否決

⑤ 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（保岡興治君外６名提出、第164回国会衆法第７号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 主な質疑内容

- 入札談合等関与行為の類型に「談合の幇助」を追加する理由
- 特定法人の政令による除外の規定を設けた理由
- 官製談合防止のための天下りに係る規制強化の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第３号）

○ 要旨

平成18年10月９日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、外国為替及び外国貿易法に基づいて北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

○　主な質疑内容

- 輸入禁止措置の実施に踏み切った経緯及び理由
- 中国など第三国を介した迂回輸入防止のための取組
- 輸入禁止措置の影響を受ける中小企業及び水産加工業者に対する支援策

○　審査結果

承認

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	18.10.13	10.24	10.24 10.25	11. 1 11. 7	11. 7 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・武田良太君) (附)	11. 9 可決	経済産業 11.28 可決 (附)	11.29 可決	12. 6 法104号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
海底資源開発推進法案（細野豪志君外4名提出、第163回国会衆法第15号）	(17.10.21)		18. 9.26			(12.19) (閉会中審査)			
排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案（細野豪志君外4名提出、第163回国会衆法第16号）	(17.10.21)		18. 9.26			(12.19) (閉会中審査)			
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（達増拓也君外5名提出、第164回国会衆法第5号）	(18. 2. 3)		9.26 11.29	11.29	11.29 否決(少) (賛-民主 反-自民・公明・共産・武田良太君)	11.30 否決			
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（保岡興治君外6名提出、第164回国会衆法第7号）	(18. 2.22)		9.26 11.29	11.29	11.29 可決(多) (賛-自民・公明・共産・武田良太君 反-民主) (附)	11.30 可決	経済産業 12. 7 可決 (附)	12. 8 可決	12.15 法110号

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	18.10.27		11.29 12. 1	12. 1	12. 1 承認（全） （賛-自民・民主・公明・共産・武田良太君）	12. 5 承認	経済産業 12.12 承認	12.13 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 現在の景況及び格差問題に関する経済産業大臣の認識
- 経済成長戦略大綱が地域経済の活性化にもたらす効果
- 日比経済連携協定に基づく看護師・介護士受入れに向けた取組
- ものづくり現場の技能継承に資する人材育成事業の在り方
- 製造業における請負・派遣労働の実態把握及び早急な是正措置の必要性
- サハリンプロジェクト、アザデガン油田等の状況を踏まえたエネルギー資源獲得に向けた体制の抜本的な見直し
- 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針の見直しに向けた公正取引委員会委員長の所感

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成18.11. 7	財団法人家電製品協会専務理事	牧野　征男君	消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	パロマ工業株式会社取締役副社長	川瀬　二郎君	
	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	青山理恵子君	
12. 6	原子力委員会委員長	近藤　駿介君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

10　国土交通委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	林	幹雄君	自民			
理　事	衛藤	征士郎君	自民	理　事	中野	正志君　自民
理　事	望月	義夫君	自民	理　事	吉田六左エ門君	自民
理　事	渡辺	具能君	自民	理　事	長妻	昭君　民主
理　事	三日月	大造君	民主	理　事	高木	陽介君　公明
	赤池	誠章君	自民		石田	真敏君　自民
	遠藤	宣彦君	自民		小里	泰弘君　自民
	大塚	高司君	自民		鍵田	忠兵衛君　自民
	金子	善次郎君	自民		亀岡	偉民君　自民
	北村	茂男君	自民		後藤	茂之君　自民
	坂本	剛二君	自民		島村	宜伸君　自民
	杉田	元司君	自民		鈴木	淳司君　自民
	薗浦	健太郎君	自民		田村	憲久君　自民
	長島	忠美君	自民		西銘	恒三郎君　自民
	葉梨	康弘君	自民		松本	文明君　自民
	盛山	正仁君	自民		若宮	健嗣君　自民
	小宮山	泰子君	民主		古賀	一成君　民主
	下条	みつ君	民主		髙木	義明君　民主
	土肥	隆一君	民主		長安	豊君　民主
	鉢呂	吉雄君	民主		馬淵	澄夫君　民主
	森本	哲生君	民主		伊藤	渉君　公明
	斉藤	鉄夫君	公明		穀田	恵二君　共産
	日森	文尋君	社民		亀井	静香君　国民

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案10件及び議員提出法律案３件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第10号）

○　要旨

独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する国土交通省所管法人について、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所の統合並びに独立行政法人海員学校及び独立行政法人海技大学校の統合を行うとともに、公務員型の独立行政法人を非公務員型の独立行政法人とする等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　独立行政法人の統合及び非公務員化のメリット・デメリット

・　船員・パイロット等の育成の重要性
・　研究を行う独立行政法人の実績

○　審査結果

可決

②　運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

○　要旨

運輸の安全性の向上を図るため、運輸事業者に対する安全管理規程の作成及び届出の義務付け、航空・鉄道事故調査委員会の所掌事務の追加を行うとともに、踏切道の改良に係る補助措置の期間を延長する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　航空会社に対する監査の在り方を強化する必要性
・　航空・鉄道事故調査委員会を内閣府に移管する必要性
・　踏切事故の要因及び開かずの踏切における事故の発生状況

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○　要旨

造成済み宅地等の安全性を確保するため、都道府県知事による造成宅地防災区域の指定及び同区域内の宅地所有者等への勧告・命令制度の創設、耐震性の確保されていないマンションの居住者等への住宅金融公庫融資の割増特例等を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　宅地防災対策における本法改正の効果
・　造成宅地防災区域の指定に際しての住民への周知等の在り方
・　宅地ハザードマップ作成の調査手法と支援の必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

④　住生活基本法案（内閣提出第30号）

○　要旨

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念、国等の責務、基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めるもの

○　主な質疑内容

・　住生活基本法によって実現しようと考えているこれからの住生活像
・　量から質へ住宅政策を転換させる上での本法律案の効果
・　住宅基本法制が議論されながらこれまで制定されなかった理由
・　住生活基本計画全国計画と現行の住宅建設五箇年計画の比較

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　道路運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

○　要旨

自動車交通の利便性及び安全性の向上を図るため、「乗合事業」の対象範囲の拡大、地域の需要に応じた乗合旅客運送における運賃・料金規制の緩和、ＮＰＯ等によるボランティア有償運送の制度化、改造業者に対する立入検査権限等の追加、二輪車の初回の車検証の有効期間の延長等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- コミュニティバス事業が成功するためのポイント
- ＮＰＯ等によるボランティア有償運送における安全確保上の問題点
- 架装メーカーによる不正車検等の問題に対する国土交通省の取組

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）

○　要旨

「まちづくり三法」の１つとして、中心市街地活性化法と一体となって、中心市街地の活性化に資するため、大規模集客施設の適正立地により都市の秩序ある整備を図るもので、その内容は、大規模集客施設の郊外出店の原則禁止、準都市計画区域制度の拡充、開発許可を要する開発行為の範囲の見直し等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 中心市街地衰退の原因及び活性化策
- 大規模集客施設の郊外立地規制が消費者の利便性を損なう懸念
- 床面積が１万㎡以下の店舗についても立地規制する必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　視察

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）

○　要旨

海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、港湾の建設及び管理の適確化並びに構造改革特別区域における特例措置の全国展開による港湾機能の強化、特定外貿埠頭の管理運営主体の株式会社化による管理運営の効率化、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 特定埠頭を構成する行政財産の民間への長期貸付けの妥当性
- 外貿埠頭公社の民営化の妥当性
- 水先料の上限認可制導入による安全及び雇用に対する影響
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶勘定における債務超過の現状と改善策

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑧　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）

○　要旨

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針の作成、施設設置管理者による旅客施設、建築物等の新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務、市町村が作成する基本構想等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本法律案により拡充されるバリアフリー化の対象施設及び対象者
・　バリアフリー化の計画段階から高齢者、障害者等の参加を促進するための措置
・　「移動の権利」を本法律案に明記しなかった理由

○　参考人からの意見の聴取

○　視察

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑨　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）（参議院送付）

○　要旨

「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、海上保安庁長官による防除計画の策定等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　海洋国家として他国に先んじて危険・有害物質による海洋汚染に対する対策を実施する必要性
・　条約の危険・有害物質の定義と本案の有害液体物質の定義が異なる理由及び整合性がとれていないことへの懸念
・　独立行政法人海上災害防止センターの概要及び有害液体物質対応のための人材・資機材の充実

○　審査結果

可決

⑩　建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第88号）

○　要旨

建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、違反建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　建築確認制度を含め、構造計算書偽装問題を受けた法改正の全体像
・　本法律案に盛り込まれなかった課題と今後の対応方針

・　構造計算書偽装問題の再発防止に資する建築士制度の免許更新及び資格の在り方
・　本法律案において建築士の団体加入を義務付けなかった理由

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決

⑪　居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（長妻昭君外４名提出、衆法第22号）

○　要旨

居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るため、設計と施工の分離、建築確認済証等の交付権限の特定行政庁への限定、建物の瑕疵担保責任に関する保険の有無の広告への表示、建築士会への加入の強制による建築士の資質の向上及び業務の改善、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　消費者の立場に立った考え方及び法案制定に至った経緯
・　確認済証等の交付権限を特定行政庁に限定することにより、二重審査となる非効率性、申請者の負担増の懸念
・　現行の建築確認体制下において、すべての建築物に中間検査を義務付けることの実現可能性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

否決

⑫　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外６名提出、衆法第24号）

○　要旨

海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、国連海洋法条約に定めるところにより、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について必要な措置を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑬　観光立国推進基本法案（愛知和男君外６名提出、衆法第34号）

○　要旨

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果			
独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第10号）	18. 1.31		3. 9 3.10	3.14	3.14 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民）	3.16 可決	国土交通 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法28号
運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	1.31	2.28	2.28 3. 1	3. 8 3.10	3.10 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	3.14 可決	国土交通 3.28 可決 （附）	3.29 可決	3.31 法19号
宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	1.31		3.13 3.14	3.17	3.17 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	3.23 可決	国土交通 3.30 可決 （附）	3.31 可決	4. 1 法30号
住生活基本法案（内閣提出第30号）	2. 8	4.11	4.11 4.14	4.18 4.21 4.28	4.28 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産・社民） （附）	5. 9 可決	国土交通 6. 1 可決 （附）	6. 2 可決	6. 8 法61号
道路運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	2. 8		4.10 4.11	4.14	4.14 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	4.18 可決	国土交通 5.11 可決 （附）	5.12 可決	5.19 法40号
都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	2. 8	3.16	3.16 3.17	3.29 3.31 4. 4 4. 5	4.11 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	4.11 可決	国土交通 5.23 可決 （附）	5.24 可決	5.31 法46号
海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）	参 2.10		5. 8 5. 9	5.10	5.10 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産・社民） （附）	5.11 可決	国土交通 4. 6 可決 （附）	4. 7 可決	5.17 法38号
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）	参 2.28		5.29 6. 7	6. 9 6.13 6.14	6.14 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民） （附）	6.15 可決	国土交通 4.27 可決 （附）	4.28 可決	6.21 法91号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）（参議院送付）	参 18. 2.28		5.29 5.31	6. 7	6. 7 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	6. 8 可決	国土交通 4.13 可決	4.14 可決	6.14 法68号
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第88号）	3.31	4.28	4.28 5.10	5.12 5.16 5.17 5.23 5.24	5.24 可決（多） （賛-自民・公明・国民） （反-民主・共産・社民）	5.25 可決	国土交通 6.13 可決 （附）	6.14 可決	6.21 法92号

衆　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第22号）	18. 4.27	4.28	4.28 5.10	5.12 5.16 5.17 5.23 5.24	5.24 否決（少） （賛-民主・共産・社民） （反-自民・公明・国民）	5.25 否決			
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外6名提出、衆法第24号）	5.16		6.13			（ 6.16） （閉会中審査）			
観光立国推進基本法案（愛知和男君外6名提出、衆法第34号）	6. 7		6.13			（ 6.16） （閉会中審査）			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。
なお、閉会中の６月21日、証人姉歯秀次君を偽証告発することに決定した。

○　主な質疑内容

- 建築基準法における構造基準の安全性の意味と見直しの必要性
- 公共交通機関の輸送の安全確保策
- ビジット・ジャパン・キャンペーンの目標達成に向けた取組
- 高速道路の今後の整備の在り方
- 航空会社の公共交通機関としての安全に対する認識
- 予定価格を大幅に下回るダム工事落札の取扱い
- 新設投資余力が少なくなる中で公共事業の優先順位をつける際の考え方
- 官製談合と天下りの構造的問題
- 竹島周辺等の海洋調査についての取組状況及び問題点
- 海上保安庁の巡視船艇・航空機等の整備の必要性

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会	平成 18. 4. 7	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 2.24	東日本高速道路株式会社代表取締役会長	八木重二郎君	国土交通行政の基本施策に関する件
	東日本高速道路株式会社代表取締役社長	井上　啓一君	
	中日本高速道路株式会社代表取締役会長	近藤　　剛君	
	西日本高速道路株式会社代表取締役会長	石田　　孝君	
	成田国際空港株式会社代表取締役社長	黒野　匡彦君	
	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	
3. 8	東京大学大学院工学系研究科教授	河内　啓二君	運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	立教大学文学部心理学科教授	芳賀　　繁君	
	鉄道安全推進会議事務局長 弁護士	佐藤　健宗君	
	全日本空輸株式会社代表取締役副社長	大前　　傑君	
	関西大学商学部教授	安部　誠治君	
	全日本交通運輸産業労働組合協議会顧問 明治大学商学部教授	戸崎　　肇君	
3.14	独立行政法人土木研究所理事長	坂本　忠彦君	独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
	独立行政法人国際観光振興機構理事長	中村　　稔君	
	独立行政法人建築研究所理事長	山内　泰之君	
4. 4	横浜国立大学大学院工学研究院教授	小林　重敬君	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	大阪市立大学大学院創造都市研究科教授	矢作　　弘君	
	青森市長	佐々木誠造君	
	富山市長	森　　雅志君	
4.11	株式会社日本航空代表取締役グループＣＥＯ（兼）社長	新町　敏行君	国土交通行政の基本施策に関する件
	株式会社日本航空代表取締役専務	西松　　遙君	
	株式会社日本航空インターナショナル（兼）株式会社日本航空ジャパン取締役	遠藤　寿一君	
	スカイマークエアラインズ株式会社代表取締役会長兼社長	西久保愼一君	
	スカイマークエアラインズ株式会社生産部門担当取締役副会長	井手　隆司君	
4.14	一橋大学大学院商学研究科長・商学部長	山内　弘隆君	道路運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	財団法人全国福祉輸送サービス協会会長	関　　淳一君	
	ＮＰＯ法人市民福祉団体全国協議会専務理事	田中　尚輝君	
	全国自動車交通労働組合連合会書記長	待鳥　康博君	

平成 18. 4.18	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	住生活基本法案（内閣提出）
	独立行政法人都市再生機構理事	松野　　仁君	
4.21	国際基督教大学教養学部国際関係学科教授	八田　達夫君	
	前法政大学大学院人間社会研究科教授	本間　義人君	
	独立行政法人都市再生機構理事	尾見　博武君	
4.28	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	
	独立行政法人都市再生機構理事	松野　　仁君	
5.16	東京大学大学院工学系研究科教授	久保　哲夫君	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（長妻昭君外４名提出）
	社団法人日本建築士会連合会会長	宮本　忠長君	
	社団法人日本建築家協会会長	小倉　善明君	
	弁護士	日置　雅晴君	
	慶應義塾大学理工学部教授	村上　周三君	
	東京大学生産技術研究所教授	野城　智也君	
	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	神田　　順君	
	社団法人日本建築構造技術者協会会長	大越　俊男君	
6.13	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授	秋山　哲男君	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長	小川　榮一君	
	視覚障害者労働問題協議会会員	上薗　和隆君	
	一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表	川内　美彦君	

（6）視察・議員海外派遣

①　視察

視察日	視察地名	視　察　目　的	視察委員
平成 18. 3.29	群馬県	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	16人
6.13	神奈川県、東京都（港区）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（内閣提出）の審査に資するため	18人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中国・韓国国土交通事情等調査議員団	（閉会中） 平成18. 7.24 ～ 7.30	中国、韓国	中国及び韓国における国土交通事情等の調査のため	４人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	塩谷	立君	自民				
理　事	後藤	茂之君	自民	理　事	中野	正志君	自民
理　事	西銘	恒三郎君	自民	理　事	葉梨	康弘君	自民
理　事	山本	公一君	自民	理　事	伴野	豊君	民主
理　事	三日月	大造君	民主	理　事	高木	陽介君	公明
	赤池	誠章君	自民		石田	真敏君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		小里	泰弘君	自民
	大塚	高司君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	梶山	弘志君	自民		亀岡	偉民君	自民
	北村	茂男君	自民		坂本	剛二君	自民
	桜井	郁三君	自民		島村	宜伸君	自民
	杉田	元司君	自民		鈴木	淳司君	自民
	薗浦	健太郎君	自民		長崎	幸太郎君	自民
	長島	忠美君	自民		馳	浩君	自民
	林田	彪君	自民		松本	文明君	自民
	宮澤	洋一君	自民		盛山	正仁君	自民
	吉田六左エ門	君	自民		若宮	健嗣君	自民
	泉	健太君	民主		黄川田	徹君	民主
	小宮山	泰子君	民主		古賀	一成君	民主
	下条	みつ君	民主		土肥	隆一君	民主
	長安	豊君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	井上	義久君	公明		伊藤	渉君	公明
	穀田	恵二君	共産		亀井	静香君	国民

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案１件、議員提出法律案３件（うち継続審査２件）及び承認を求めるの件２件、委員会提出法律案は１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　建築士法等の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

建築物の安全性の確保を図るため、一定規模の建築物の設計における構造設計一級建築士等による構造関係規定等への適合性確認の義務付け、建築士試験の受験資格見直し、建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習受講の義務付け、分譲マンションなど一定の建設工事における一括下請負の全面的禁止等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 本法律案が目指している建築士像
- 本法律案により不良不適格な建築士が制度上排除される仕組み
- 建設工事の一括下請負禁止規定に違反した場合の措置及び今回の見直しにおける実効性確保策

○　参考人からの意見の聴取

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

②　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外４名提出、第164回国会衆法第24号）

○　**要旨**
（第164回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

③　観光立国推進基本法案（愛知和男君外６名提出、第164回国会衆法第34号）

○　**要旨**
（第164回国会参照）

○　**審査結果**
撤回

④　観光立国推進基本法案（国土交通委員長提出、衆法第４号）

○　**要旨**
観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　**結果**
成案・提出決定

⑤　交通基本法案（細川律夫君外５名提出、衆法第６号）

○　**要旨**
交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、移動に関する権利を明確にし、交通についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、交通に関する基本的施策を定めるもの

○　**審査結果**
継続審査

⑥　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）

○　**要旨**
北朝鮮の貨客船「万景峰92号」の入港を６箇月間禁止する閣議決定（平成18年７月５日）を受け、特定船舶入港禁止法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

○　**主な質疑内容**
- ミサイル発射に伴う制裁措置に加え、北朝鮮籍船の入港禁止、北朝鮮からの全品目の輸入禁止等の追加制裁措置を着実に実施するための国土交通省の取組
- 北朝鮮に対する更なる追加制裁措置の検討状況
- すべての北朝鮮船の入港禁止の実効性の担保措置

○　**審査結果**
承認

⑦　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）

○　要旨

入港禁止についての７月５日の閣議決定の一部が変更(特定船舶を「万景峰92号」から「北朝鮮船籍のすべての船舶」に変更する等)されたことを受け、特定船舶入港禁止法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

○　主な質疑内容

- 北朝鮮船籍ではないものの実質的に北朝鮮の支配下にある船舶への対応
- 安保理決議第1718号に基づく船舶検査の実施に当たっての所管省庁及びその役割
- 海上保安庁の巡視船艇・航空機の緊急整備に向けた進捗状況及び来年度予算要求

○　審査結果

承認

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
建築士法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	18.10.24		11.13 11.15	11.28 11.29	11.29 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民) (附)	11.30 可決	国土交通 12.12 可決 (附)	12.13 可決	12.20 法114号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（石破茂君外4名提出、第164回国会衆法第24号）	(18. 5.16)		9.26			(12.19) (閉会中審査)			
観光立国推進基本法案（愛知和男君外6名提出、第164回国会衆法第34号）	(18. 6. 7)		9.26		(12. 6) (撤回許可)				

観光立国推進基本法案（国土交通委員長提出、衆法第4号）	18.12. 6				12. 6 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産) (欠-国民)	12. 7 可決	国土交通 12.12 可決 (附)	12.13 可決	12.20 法117号
交通基本法案（細川律夫君外5名提出、衆法第6号）	12.13		12.14			(12.19) (閉会中審査)			

承　認

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	18.10.13		10.17 10.18	10.18	10.18 承認（全） (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	10.19 承認	国土交通 11. 2 承認	11. 8 承認	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	10.27		12. 6 12. 8	12. 8	12. 8 承認（全） (賛-自民・民主・公明・共産・国民)	12. 8 承認	国土交通 12.14 承認	12.15 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 国際競争力の強化がこれまで進まなかった要因及び今後の取組
- 原油価格高騰による運輸業界への影響
- 住宅のバリアフリー化に対する支援の必要性
- ハザードマップ作成の推進、河川堤防の強化等の豪雨対策の必要性
- 道路整備の現状及びその財源の在り方
- 国土審議会計画部会中間とりまとめにおける国土形成計画の考え方
- 公共工事におけるダンピング受注の現状と対策
- 観光、観光立国についての考え方及び国内観光拡充の必要性
- 観光に関する地域の取組の重要性
- 旅館業等観光に関連する中小企業者への施策

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

観光立国の推進に関する件（平成18.12.6）

政府は、観光立国推進基本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とするとともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること。

2　地方公共団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、やる気のある地域による知恵と工夫にあふれた観光振興の取組みを支援することにより、交流人口の拡大と魅力ある地域づくりの推進に努めること。

3　日本の伝統と文化を体現し、もてなしの心により観光立国を支える旅館業をはじめとした観光に関わる中小企業について、その経営基盤を確立するための施策の充実に努めること。

4　景観法に基づく良好な景観の形成を推進するとともに、心ない観光客による落書やごみの放置などの行為から美しい自然や文物、景観を保護するため、観光客のモラルの向上を図るための施策に努めること。

5　より柔軟に休暇を取得しやすくすることにより、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他の制度面における検討を行うこと。

6　国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市などを通じた観光交流の拡大に努めること。

7　交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること。

8　観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18.11.29	社団法人日本建築士会連合会会長	宮本　忠長君	建築士法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	社団法人日本建築家協会会長	仙田　　満君	
	新建築家技術者集団全国代表幹事	本多　昭一君	

11　環境委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	木村	隆秀君	自民				
理　事	石崎	岳君	自民	理　事	岩永	峯一君	自民
理　事	加藤	勝信君	自民	理　事	松浪	健太君	自民
理　事	山本	公一君	自民	理　事	田島	一成君	民主
理　事	長浜	博行君	民主	理　事	富田	茂之君	公明
	井脇	ノブ子君	自民		岩屋	毅君	自民
	宇野	治君	自民		小杉	隆君	自民
	木挽	司君	自民		近藤	三津枝君	自民
	坂井	学君	自民		篠田	陽介君	自民
	竹下	亘君	自民		とかしきなおみ君		自民
	並木	正芳君	自民		根本	匠君	自民
	馬渡	龍治君	自民		近藤	昭一君	民主
	篠原	孝君	民主		高井	美穂君	民主
	村井	宗明君	民主		吉田	泉君	民主
	高木	美智代君	公明		江田	憲司君	無
	野田	聖子君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案７件及び議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　石綿による健康被害の救済に関する法律案（内閣提出第２号）

○　要旨

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族で労災補償等による救済の対象とならない者等に対し、医療費等を支給するための新たな法的措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　療養手当の被害者救済上の性格と特殊事情に配慮した通院費等の加算支給の必要性
・　石綿肺を指定疾病とするなど、科学的知見に応じ指定疾病を見直す必要性
・　国による石綿規制措置の経緯と全面的な石綿禁止措置をとらなかった国の責任

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）

○　要旨

石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解

体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　大気汚染防止法に基づく石綿の規制状況及び規制後の大気中の石綿飛散状況
・　廃棄物処理法により規制対象とされる石綿含有率
・　産業廃棄物マニフェストにおける非飛散性石綿廃棄物の記載欄の整備の必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

③　独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）

○　**要旨**

独立行政法人国立環境研究所の改革を推進するため、同研究所をいわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、それに伴う所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　独立行政法人国立環境研究所の組織形態の在り方
・　同研究所の役職員を非公務員化する理由及び現行制度の問題点
・　非公務員化に際し研究者の身分保障に配慮する必要性

○　**審査結果**

可決

④　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）

○　**要旨**

京都議定書の温室効果ガス削減約束を確実に履行するため、京都議定書目標達成計画の中に京都メカニズムに関する事項を追加するとともに、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿の整備等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　国内排出量取引制度導入に対する取組方針
・　全世界のクレジット需給見込量及び我が国の取得目標である１億ｔ分のクレジット確保の見通し
・　京都議定書未締約国である米国に対し、他の外交交渉とからめて同議定書への参加を働きかける必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）

○　**要旨**

業務用のエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器からのフロン類の回収及び破壊を適正かつ確実に実施するため、これまで廃棄時に行われていたフロン類の回収を整備時においても行うこととするとともに、同機器類の廃棄等が行われる際のフロン類のフロン類回収業者への引渡しの行程を書面で管理する制度の導入等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　現行法制定時に冷凍・冷蔵空調機器業界が提示したフロン類の回収見通しと実態との乖離

・　業務用冷凍・冷蔵空調機器の整備時の行程管理制度導入の必要性及び行程管理電子化の検討予定
・　ノンフロン化の推進に向けた環境及び経済産業両省の取組

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑥　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）（参議院送付）

○　**要旨**

休猟区のうち、鳥獣が増加し、農林水産業や生態系に深刻な被害を与えている区域におけるシカやイノシシなどの鳥獣の捕獲の特例を設けるとともに、国内で違法捕獲された鳥獣を輸入した鳥獣と偽って飼養している事例を踏まえ、輸入鳥獣に関する標識制度を導入する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　中山間地域の野生鳥獣による農業被害に対する農林水産省の取組及び関係省庁連携の必要性
・　特定鳥獣保護管理計画制度等これまでの鳥獣被害対策の実効性についての評価
・　野鳥の愛がん飼養及び輸入鳥獣対策の今後の在り方

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑦　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）

○　**要旨**

容器包装廃棄物に係る排出抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化（再商品化コストの軽減につながる異物、汚れの除去等）に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　レジ袋の有料化による小売店の増収分の使途及びレジ袋使用削減効果
・　本改正案における拡大生産者責任の考え方
・　本改正案で創設される事業者の拠出金制度についての中央環境審議会での審議の状況及び内容

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑧　石綿対策の総合的推進に関する法律案（仙谷由人君外８名提出、第163回国会衆法第23号）

○　**要旨**

石綿対策に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の石綿対策を推進するために必要な事項を定めることにより、石綿対策を総合的に推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することとするもの

○　**審査結果**

審査未了

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
石綿による健康被害の救済に関する法律案（内閣提出第2号）	18. 1.20	1.27	1.27 1.27	1.27 1.31	1.31 可決(多) (賛-自民・公明・江田憲司君・野田聖子君) (反-民主) (附)	1.31 可決	環境 2. 3 可決 (附)	2. 3 可決	2.10 法4号
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	1.20	1.27	1.27 1.27	1.27 1.31	1.31 可決(全) (賛-自民・民主・公明・江田憲司君・野田聖子君) (附)	1.31 可決	環境 2. 3 可決 (附)	2. 3 可決	2.10 法5号
独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	2.10		3. 2 3. 7	3.14	3.14 可決(多) (賛-自民・公明・江田憲司君・野田聖子君) (反-民主)	3.16 可決	環境 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法29号
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	2.10		3.15 3.17	3.24 4.28	4.28 可決(全) (賛-自民・民主・公明・江田憲司君・野田聖子君) (附)	5. 9 可決	環境 5.30 可決 (附)	5.31 可決	6. 7 法57号
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）	3. 7		3.30 4.28	5. 9	5. 9 可決(全) (賛-自民・民主・公明・江田憲司君・野田聖子君) (附)	5.11 可決	環境 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	6. 8 法59号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）（参議院送付）	参 18. 3. 7		5.23 5.26	5.30 6. 6	6. 6 可決（多） （賛-自民・公明・江田憲司君） （反-民主） （欠-野田聖子君） （附）	6. 8 可決	環境 5. 9 可決 （附）	5.10 可決	6.14 法67号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	3.10	5. 9	5. 9 5.12	5.16 5.19 5.23	5.23 可決（全） （賛-自民・民主・公明・江田憲司君・野田聖子君） （附）	5.25 可決	環境 6. 8 可決 （附）	6. 9 可決	6.15 法76号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
石綿対策の総合的推進に関する法律案（仙谷由人君外8名提出、第163回国会衆法第23号）	(17.10.25)		18. 1.20		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 環境大臣所信表明の「他国のモデルとなる環境先進国」の具体的イメージ
- 環境税導入についての環境省としての取組方針
- 地球温暖化対策の推進のために社会経済システムを転換する施策の実績
- 地球温暖化対策等を踏まえた地球規模での森林保全・整備の必要性
- 中古電気用品に対し電気用品安全法の施行を延期する必要性
- 石綿救済法施行後において申請前に死亡した事例件数の把握の有無及び事例調査の必要性
- 石綿問題に係る行政の不作為責任についての所見
- 水俣病健康被害者の高齢化への対応及び胎児性患者への支援方針
- 水俣病関西訴訟最高裁判決後の新保健手帳の申請状況及び新たな提訴への対応
- 環境教育に関する環境大臣の基本的考え方

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 3.14	独立行政法人国立環境研究所理事長	大塚柳太郎君	独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出）
5.19	社団法人全国都市清掃会議専務理事	石井　和男君	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク事務局	山本　義美君	
	ジャーナリスト 環境カウンセラー	崎田　裕子君	
6. 6	滋賀県東近江地域振興局環境農政部農産普及課課長補佐	寺本　憲之君	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	財団法人世界自然保護基金ジャパン自然保護室次長	草刈　秀紀君	
	栃木県烏山林務事務所長	辻岡　幹夫君	

(5) 委員派遣・視察

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 7.24 ～ 7.25	東京都（小笠原村）	小笠原国立公園における自然環境の保全状況等に関する実情調査	６人
(閉会中) 8.29 ～ 8.31	北海道	利尻礼文サロベツ国立公園の自然環境の保全状況等に関する実情調査	７人

②　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18. 4. 5	茨城県	CO_2排出抑制の観点から見た原子力発電及び原子力施設内等で発生する廃棄物の処理の実情調査	11人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　西野　あきら君　自民
理　事　石崎　　岳君　自民
理　事　桜井　　郁三君　自民
理　事　竹下　　亘君　自民
理　事　田島　　一成君　民主
　　上野　賢一郎君　自民
　　小杉　　隆君　自民
　　近藤　三津枝君　自民
　　篠田　　陽介君　自民
　　中川　　泰宏君　自民
　　野田　　聖子君　自民
　　馬渡　　龍治君　自民
　　加藤　　公一君　民主
　　長浜　　博行君　民主
　　吉田　　泉君　民主
　　江田　　憲司君　無

理　事　宇野　　治君　自民
理　事　鈴木　　俊一君　自民
理　事　末松　　義規君　民主
理　事　江田　　康幸君　公明
　　北川　　知克君　自民
　　木挽　　司君　自民
　　坂井　　学君　自民
　　とかしきなおみ君　自民
　　並木　　正芳君　自民
　　藤野　真紀子君　自民
　　山本ともひろ君　自民
　　近藤　　昭一君　民主
　　村井　　宗明君　民主
　　赤松　　正雄君　公明

(2) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　京都議定書の温室効果ガス削減目標達成に向けた2007年における我が国の取組方針
・　バイオ燃料の利用促進に向けた供給量確保策及びバイオエタノール分にかかる揮発油税非課税化の必要性
・　米国に対して京都議定書の批准を働きかけていく必要性及び地球温暖化対策におけるアジア諸国との連携の在り方
・　地球温暖化対策に向けた対中協力の在り方
・　「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」を継続して開催する必要性
・　水俣病関西訴訟最高裁判決に対する所見及び未認定患者等被害者救済のために「第２次政治解決」を行う必要性
・　クマの大量出没による被害対策についての今後の予算措置の在り方
・　産業廃棄物の不法投棄事案に対する摘発の現状
・　今後の不法投棄対策に向けた環境大臣の決意

12　安全保障委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	浜田	靖一君	自民				
理　事	赤城	徳彦君	自民	理　事	岩屋	毅君	自民
理　事	寺田	稔君	自民	理　事	仲村	正治君	自民
理　事	吉川	貴盛君	自民	理　事	神風	英男君	民主
理　事	長島	昭久君	民主	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	安次富	修君	自民		石破	茂君	自民
	小里	泰弘君	自民		大塚	拓君	自民
	瓦	力君	自民		北村	誠吾君	自民
	髙木	毅君	自民		谷川	弥一君	自民
	福田	良彦君	自民		宮路	和明君	自民
	山内	康一君	自民		山崎	拓君	自民
	内山	晃君	民主		細野	豪志君	民主
	前田	雄吉君	民主		渡辺	周君	民主
	田端	正広君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	辻元	清美君	社民		下地	幹郎君	無
	西村	真悟君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

○　要旨

施設行政及び装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 装備や予算面における３自衛隊の統合運用を進める必要性
- 調達事務における監査体制を充実させる必要性
- 随意契約に関する内部監査体制を見直す必要性
- 防衛施設庁が所掌していた米軍関連施設に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案事務が内部部局に移転される理由
- 国際活動教育隊が中央即応集団の中に設置される理由

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第91号）

○　要旨

防衛庁を防衛省とするため所要の規定を整備するほか、国際平和協力活動等を自衛隊の本来任務として位置付けるもの

○　結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	18. 2. 7		4.13 4.14	4.20 4.21	4.21 可決(多) (賛-自民・民主・公明・下地幹郎君・西村真悟君) (反-共産・社民) (附)	4.25 可決	外交防衛 5.23 可決 (附)	5.24 可決	5.31 法45号
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第91号）	6. 9					(6.16) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　在日米軍再編協議の中で日米地位協定の改定を協議する必要性
・　在日米軍再編に伴う経費について防衛関係費とは別枠の予算措置を講ずる必要性
・　在日米軍再編協議を受けて新防衛大綱及び新中期防を見直す可能性
・　「再編実施のための日米のロードマップ」（平成18年５月１日）における沖縄の土地及び施設の返還
・　横田飛行場に設置される共同統合運用調整所の機能
・　米陸軍第一軍団司令部の座間移転等により我が国が国際テロの標的となる可能性
・　インドネシアのジャワ島中部地震の概要及び同地震災害への国際緊急援助隊派遣の概要
・　中国及び北朝鮮に対する外務大臣の脅威認識

（閉会中審査）

・　ミサイル発射に関する北朝鮮側主張に対する外務大臣見解
・　ノドン又はスカッド・ミサイルの弾頭落下地点に関する情報把握状況
・　弾道ミサイル防衛システム導入を前倒しする必要性

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州安全保障調査議員団	(閉会中) 平成18. 8.27 ～ 9. 2	ドイツ、イタリア	欧州における安全保障政策等の実情調査のため	２人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	木村	太郎君	自民				
理　事	赤城	徳彦君	自民	理　事	今津	寛君	自民
理　事	寺田	稔君	自民	理　事	中谷	元君	自民
理　事	仲村	正治君	自民	理　事	笹木	竜三君	民主
理　事	前田	雄吉君	民主	理　事	遠藤	乙彦君	公明
	安次富	修君	自民		石破	茂君	自民
	大塚	拓君	自民		大前	繁雄君	自民
	瓦	力君	自民		北村	誠吾君	自民
	髙木	毅君	自民		浜田	靖一君	自民
	福田	良彦君	自民		宮路	和明君	自民
	山内	康一君	自民		山崎	拓君	自民
	内山	晃君	民主		神風	英男君	民主
	津村	啓介君	民主		長島	昭久君	民主
	東	順治君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	辻元	清美君	社民		下地	幹郎君	無
	西村	真悟君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案２件（うち継続審査１件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第91号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　主な質疑内容

- 内閣府の長としての内閣総理大臣の権限を防衛大臣に移すことによるシビリアンコントロールへの影響
- 安全保障会議の諮問事項に周辺事態対処及び国際平和協力活動に関する重要事項を明示することの意義
- 自衛隊の国際平和協力活動等の本来任務化と憲法の関係
- 自衛隊の国際平和協力活動等の本来任務化と防衛庁の省移行に係る法改正を同時に行う理由
- 防衛施設庁入札談合等事案に対する再発防止策の具体的内容

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）

○　要旨

防衛庁の職員の給与について、一般職の国家公務員と同様に新たに広域異動手当を

設ける等所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　広域異動手当の支給基準を一般職国家公務員の基準に準拠した理由
・　自衛隊の特殊性を反映した給与体系を設定する必要性
・　後方支援職種等において自衛官の若年定年制の廃止を検討しているという事実の有無
・　退職自衛官に対し通常の年金に上乗せ給付する「恩給」を防衛庁が検討している旨の報道の真偽

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会閣法第91号）	(18. 6. 9)	10.27	9.26 10.27	11. 9 11.16 11.17 11.24 11.28	11.30 可決（多） （賛-自民・民主・公明・下地幹郎君・西村真悟君） （反-共産・社民） （附）	11.30 可決	外交防衛 12.14 可決 （附）	12.15 可決	12.22 法118号
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	18.10.27		12. 5 12. 7	12. 8	12. 8 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・下地幹郎君・西村真悟君）	12. 8 可決	外交防衛 12.14 可決	12.15 可決	12.22 法123号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　北朝鮮による核実験実施を政府が脅威であると認識する根拠
・　我が国が徹底した核拡散防止に取り組む必要性
・　「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策」にある具体的再発防止策の妥当性
・　退職した防衛庁職員の関連企業への再就職を全面的に禁止しない理由

・　防衛施設庁入札談合等事案における防衛庁本庁の責任
・　日本国内における核保有議論が中国及び米国の政策に与えた影響

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18.11.24	東洋英和女学院大学教授	増田　　弘君	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第164回国会）
	首都大学東京法科大学院教授	富井　幸雄君	
	軍事ジャーナリスト	前田　哲男君	

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 19. 1.17 ～ 1.18	沖縄県	国の安全保障における防衛等の実情調査	７人

13　国家基本政策委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	深谷	隆司君	自民			
理　事	井上	喜一君	自民	理　事	臼井	日出男君　自民
理　事	小此木	八郎君	自民	理　事	船田	元君　自民
理　事	宮路	和明君	自民	理　事	赤松	広隆君　民主
理　事	細野	豪志君	民主	理　事	井上	義久君　公明
	愛知	和男君	自民		久間	章生君　自民
	古賀	誠君	自民		武部	勤君　自民
	津島	雄二君	自民		中川	秀直君　自民
	中山	太郎君	自民		丹羽	雄哉君　自民
	福井	照君	自民		福田	康夫君　自民
	細田	博之君	自民		谷津	義男君　自民
	保岡	興治君	自民		小沢	一郎君　民主
	中井	洽君	民主		羽田	孜君　民主
	鳩山	由紀夫君	民主		渡部	恒三君　民主
	冬柴	鐵三君	公明		志位	和夫君　共産
	保利	耕輔君	無			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会における内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討　議　内　容	開会日	討　議　者
1　国会関係		
(1)　ライブドア問題における堀江前社長の資金提供疑惑の解明のため、国政調査権を発動する必要性	平成 18. 2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(2)　国会審議における議論の必要性と採決の在り方	5.17	小沢　一郎君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
2　教育問題		
(1)　我が国の教育におけるモラルの低下、学力の低下を招いている原因と教育に関する小泉内閣の取組方とその成果	2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

(2)　現行の学校週５日制の問題点と週６日制に戻す必要性	2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(3)　教育、人に対する財政支出を増やす必要性	2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(4)　日本人の心の荒廃、精神の荒廃、すさんだ社会の状況及びその対策についての小泉総理の認識	5.17	小沢　一郎君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(5)　戦後体制から今日まで続いている制度や仕組みの中で小泉総理が直す必要があると考える問題	5.17	小沢　一郎君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(6)　戦後の教育行政における問題点とその責任の所在に関する小泉総理の認識	5.17	小沢　一郎君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(7)　教育基本法を改正するに当たって教育行政における国の責任を明確化する必要性	5.17	小沢　一郎君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
３　行政改革関係		
(1)　行政改革推進法案（仮称）の提出など行政改革を続けていく小泉総理の決意	2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(2)　公益法人等に対する国からの補助金及び公務員のいわゆる天下り問題の実態	2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(3)　公務員の実質定数を削減するために公益法人等についても出向者、天下りを減らす必要性	2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(4)　公共発注（調達）においては、公益法人等と随意契約せずに、会計法の原則である競争入札を行う必要性	2.22	前原　誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

【第165回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長　衛藤　征士郎君　自民
理　事　臼井　日出男君　自民
理　事　船田　　元君　自民
理　事　村田　　吉隆君　自民
理　事　川端　　達夫君　民主
　　愛知　　和男君　自民
　　海部　　俊樹君　自民
　　武部　　勤君　自民
　　中川　　昭一君　自民
　　中山　　太郎君　自民
　　丹羽　　雄哉君　自民
　　町村　　信孝君　自民
　　小沢　　一郎君　民主
　　羽田　　孜君　民主
　　山岡　　賢次君　民主
　　志位　　和夫君　共産
理　事　小坂　　憲次君　自民
理　事　宮路　　和明君　自民
理　事　奥村　　展三君　民主
理　事　斉藤　　鉄夫君　公明
　　稲葉　　大和君　自民
　　古賀　　誠君　自民
　　津島　　雄二君　自民
　　中川　　秀直君　自民
　　二階　　俊博君　自民
　　保利　　耕輔君　自民
　　谷津　　義男君　自民
　　髙木　　義明君　民主
　　鳩山　由紀夫君　民主
　　北側　　一雄君　公明

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会における内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討　議　内　容	開会日	討　議　者
1　憲法改正関係		
(1)　安倍総理が憲法を改正すべきと主張する理由	平成 18.10.18	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(2)　戦時下又は占領下での憲法改正等ができない諸外国の例と日本国憲法の制定経緯との比較	10.18	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(3)　連合国による占領下で制定された現行憲法の有効性についての安倍総理の認識	10.18	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(4)　安倍総理が現行憲法第９条を改正すべしとする理由及びその改正に当たっての考え方	11. 8	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
2　教育問題関係		
(1)　いじめの問題や必修科目の未履修問題が生じた背景に関する安倍総理の認識	11. 8	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣

(2)　教育における諸問題解決に必要な施策の在り方	11．8	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(3)　現在審議中の教育基本法の政府案が成立した場合のその効果	11．8	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(4)　教育委員会制度の見直しを含めた教育行政改革を教育基本法に盛り込む必要性	11．8	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
3　外交・安保関係		
(1)　非核三原則		
①　閣僚や与党政策責任者の最近の核をめぐる議論の在り方についての安倍総理の見解	11．8	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
②　現職の閣僚や与党政策責任者が核保有をめぐる議論を行うことの是非	11．8	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
(2)　北朝鮮問題と国連決議		
①　周辺事態安全確保法が想定している周辺事態及びそれに対応する行為と国連、国際社会の合意のもとに行われる制裁行為との相違	10.18	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
②　国際連合憲章第41条に基づく国連安保理決議第1718号の要請により日本がとるべき措置と日本全体の国益に関する安倍総理の見解	10.18	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣
③　国連の決定に基づく行動が強制力を伴った場合において、日本のとるべき行動原則の在り方	10.18	小沢　一郎君（民主）と 安倍　晋三内閣総理大臣

党首討論

14　予算委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	大島　　理森君	自民	
理　事	金子　　一義君	自民	
理　事	玉沢　徳一郎君	自民	
理　事	茂木　　敏充君	自民	
理　事	細川　　律夫君	民主	
理　事	上田　　勇君	公明	
	伊吹　　文明君	自民	
	遠藤　　武彦君	自民	
	大野　　功統君	自民	
	河井　　克行君	自民	
	斉藤　斗志二君	自民	
	実川　　幸夫君	自民	
	高市　　早苗君	自民	
	中山　　成彬君	自民	
	野田　　毅君	自民	
	町村　　信孝君	自民	
	山本　　公一君	自民	
	山本　　有二君	自民	
	小川　　淳也君	民主	
	岡田　　克也君	民主	
	北神　　圭朗君	民主	
	原口　　一博君	民主	
	馬淵　　澄夫君	民主	
	桝屋　　敬悟君	公明	
	阿部　　知子君	社民	
	徳田　　毅君	無	
理　事	田中　　和徳君	自民	
理　事	松岡　　利勝君	自民	
理　事	森　　英介君	自民	
理　事	松野　　頼久君	民主	
	井上　　喜一君	自民	
	臼井　日出男君	自民	
	尾身　　幸次君	自民	
	奥野　　信亮君	自民	
	河村　　建夫君	自民	
	笹川　　堯君	自民	
	園田　　博之君	自民	
	渡海　紀三朗君	自民	
	根本　　匠君	自民	
	二田　　孝治君	自民	
	三原　　朝彦君	自民	
	山本　　幸三君	自民	
	内山　　晃君	民主	
	大串　　博志君	民主	
	加藤　　公一君	民主	
	笹木　　竜三君	民主	
	伴野　　豊君	民主	
	坂口　　力君	公明	
	佐々木　憲昭君	共産	
	糸川　　正晃君	国民	

(2) 予算審議の概況

① **平成17年度一般会計補正予算**（第１号）
平成17年度特別会計補正予算（特第１号）
平成17年度政府関係機関補正予算（機第１号）

○　補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、やむを得ざる追加財政需要への対応として、災害対策費、義務的経費の追加及びその他の経費としてアスベスト対策関連経費等を計上するとともに、国債整理基金特別会計への繰入れ及び地方交付税交付金等を計上する一方、既定経費の節減等の修正減額措置を講じ、他方、歳入面において、租税等の収入及びその他収入の増加を見込むとともに、前年度の決算上の

剰余金を計上することとし、これと合わせて、国債の発行予定額を減額することとして編成されたものである。本補正予算は、平成18年１月20日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成17年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも、４兆5,219億円増加して、86兆7,048億円となっている。

特別会計予算においては、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計など20特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、中小企業金融公庫について、所要の補正を行っている。

○　審議経過

衆議院予算委員会においては、１月25日、谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

同月26日には基本的質疑が行われ、豪雪・雪害対策、耐震強度偽装問題、在日米軍再編問題、アスベスト対策、米国産牛肉の輸入再開問題、ライブドア問題等について、質疑が行われた。

同月27日及び30日の午前には一般的質疑が行われ、ライブドア問題、皇室典範改正問題、耐震強度偽装問題、防衛庁関連情報漏えい問題、米国産牛肉の輸入再開問題、格差問題、アスベスト対策、年金一元化問題等について、質疑が行われた。

同月30日の午後には締めくくり質疑が行われ、米国産牛肉輸入再開に至る政府の対応と閣議決定された質問主意書に対する答弁書との齟齬、豪雪・雪害対策、在日米軍再編問題等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、討論、採決を行い、本補正予算は賛成多数で可決すべきものと議決された。

翌31日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成多数で可決、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、１月25日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取し、２月１日及び２日の２日間質疑を行い、質疑を終局し、翌３日、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、採決の結果、賛成多数で可決され、本補正予算は成立した。

②　平成18年度一般会計予算
平成18年度特別会計予算
平成18年度政府関係機関予算

○　予算の概要

我が国経済は、民間需要中心の回復軌道をたどっている。しかし、デフレからの脱却に向けた進展が見られるものの、デフレは依然継続しており、その脱却を確実なものとすることが望まれる。一方、我が国財政は、平成18年度末の普通国債残高が542兆円程度に達する見込みであり、非常に厳しい状況にある。

このような状況下、平成18年度予算は、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化するとの基本的考え方に立って編成され、平成18年１月20日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、79兆6,860億円で、17年度当初予算額に対して、２兆4,969億円（▲3.0％）の減少となっている。

歳出については、国債費及び地方交付税交付金等の経費を除いた、いわゆる一般歳出の規模は46兆3,660億円であり、17年度当初予算額に対して、9,169億円（▲1.9％）の減少となっている。

歳出の主な内容は、次のとおりである。

ア　社会保障関係費については、少子化対策等の推進を図る一方、社会保障制度を将来にわたり持続可能で安定的・効率的なものとしていく観点から、医療保険につき、高齢者の自己負担の見直し等の制度改革を行うとともに、診療報酬を全体で3.16％引き下げるなどの取組を行う等とし、17年度当初予算額に対して、0.9％増の20兆5,739億

円を計上している。

イ　文教及び科学振興費については、義務教育における質の向上に向けた構造改革、子どもの安全・安心の確保、科学技術分野における選択と集中の一層の推進を図る等とし、17年度当初予算額に対して、8.0％減の５兆2,671億円を計上している。

ウ　防衛関係費については、抑制を図る中で、弾道ミサイル等の新たな脅威への対応等に重点化を図りつつ、効率的で節度ある防衛力整備を図る等とし、17年度当初予算額に対して、0.9％減の４兆8,139億円を計上している。

エ　公共事業関係費については、全体として抑制しつつ、防災・減災による安全の確保や我が国の競争力の向上に直結する投資等への重点化を図る等とし、17年度当初予算額に対して、4.4％減の７兆2,015億円を計上している。このほか、産業投資特別会計社会資本整備勘定において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）に基づき貸付けを受けて実施される公共的建設事業として362億円を計上しており、これを加えた公共事業関係費は７兆2,376億円となっている。その他施設費については、17年度当初予算額に対して8.6％減の6,770億円を計上しており、公共事業関係費と合わせた公共投資関係費は７兆8,785億円となっている。

オ　経済協力費については、国際的なテロ対策支援や「人間の安全保障」の推進等へ重点化を図るとともに、より効率的な執行を図る等とし、17年度当初予算額に対して、2.5％減の7,218億円を計上している。

カ　中小企業対策費については、国の産業競争力に資する基盤技術開発等への重点化を行う等とし、17年度当初予算額に対して、6.6％減の1,616億円を計上している。

キ　エネルギー対策費については、事務事業の見直しを行いつつ、安定供給確保のための施策や地球温暖化問題への対応等を着実に進める等とし、17年度当初予算額に対して、4.9％減の4,709億円を計上している。

ク　国債費については、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還、国債及び借入金の利子等の支払いに必要な経費と、これらの事務取扱いに必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、17年度当初予算額に対して、1.7％増の18兆7,616億円を計上している。

ケ　地方財政については、地方交付税について、地方歳出の徹底した見直しを通じ一般会計における総額を抑制しつつ、地方税も含む地方一般財源総額については、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、前年度を上回る額を確保することとしており、一般会計の地方交付税交付金等として、17年度当初予算額に対して、9.5％減の14兆5,584億円を計上している。

なお、交付税及び譲与税配付金特別会計から平成18年度に地方団体に交付する地方交付税交付金及び地方特例交付金の総額は、17年度当初予算額に対して、9.2％減の16兆7,232億円となっている。

歳入については、租税及印紙収入は、税源移譲に伴う所得税減税、定率減税の廃止等を織り込み、17年度当初予算額に対して、4.3％増の45兆8,780億円となっている。その他収入については、17年度当初予算額に対して、1.3％増の３兆8,350億円が見込まれている。

公債発行額については、17年度当初予算額に対して、12.8％減の29兆9,730億円を予定しており、公債依存度は37.6％となっている。

特別会計及び政府関係機関予算についても、事務事業の見直し等による事業の重点化等の視点からの改革を図ることとしている。特別会計の歳出総額は460兆3,857億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は225兆3,123億円となっている。特別会計の数は、31であり、政府関係機関の数は８である。

財政投融資計画については、財投改革の総点検のフォローアップを行い、各事業の財務の健全性を確認した上で、対象事業の重点化、効率化を図ることとしている。その規模は、17年度計画に対して、12.5％減の15兆46億円となっている。

○　審議経過

平成18年１月20日、衆・参両院の本会議において小泉内閣総理大臣の施政方針演説、谷垣財務大臣の財政演説等政府４演説が行われ、これに対する各党の代表質問は、同月23日から３日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、同月25日、谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

２月６日から８日までの３日間、基本的質疑を行った。

同月６日には、小泉内閣のこれまでの改革の総括、構造改革の光と影の考え方、雇用に関する地域間格差、アジア外交、平成18年度予算の編成方針と今後の財政運営、ＷＴＯ交渉、耐震強度偽装問題、豪雪・雪害対策、少子化対策問題、防衛施設庁談合問題、各省庁の事業発注状況と天下り実態等について、質疑が行われた。

同月７日には、格差社会、米国産牛肉の輸入再開問題、質問主意書に対する答弁書の法的拘束力、耐震強度偽装問題、皇室典範改正問題、ライブドア問題、アジア外交、東横インの不正改造問題、今後の消費税率変更の見通し等について、質疑が行われた。

同月８日には、山梨県教職員組合による政治活動問題、耐震強度偽装問題、人口減少問題、国有財産の有効活用、天下り規制と政治資金の透明性の必要性、在上海総領事館員自殺問題、米国における肉骨粉の飼料化の現状等、がん対策への取組、在日米軍再編における普天間飛行場移設の在り方、小泉内閣総理大臣の靖国神社参拝問題、教育改革への取組等について、質疑が行われた。

２月９日から14日までは、一般的質疑が行われた。

同月９日には、与那国島に係る防空識別圏についての政府の認識、普天間飛行場移設問題、教育に果たす国の役割、自然体験教育への予算措置の必要性、国民の政治への信頼確保に向けた取組の必要性、投資事業組合のディスクロージャーの在り方、米国産牛肉の輸入再開問題、公立学校の耐震化の見通し等について、質疑が行われた。

同日の与党の質疑において、政治家のコンプライアンス問題に関して、民主党議員の不祥事例が列挙されたことに民主党が反発し、午後の委員会は休憩のまま開かれないこととなった。同日の理事会の協議の結果、委員長の注意発言を行うことで合意し、翌10日から質疑が再開された。

同月10日には、冒頭、大島委員長から「委員会の審議に当たっては、国会の品位を重んじ、充実したものとなるよう願う」との発言があった後、新型インフルエンザ対策、病原体研究の強化の必要性、障害者の雇用促進の必要性､政党本部の国有地賃貸契約の妥当性、太平洋戦争における我が国の戦争責任、米国産牛肉の輸入再開問題、非正規雇用の拡大の実態、米原子力空母の横須賀基地母港化の可能性、横須賀基地関連工事の落札率及び談合の再発防止への取組等について、質疑が行われた。

同月13日には、デフレ脱却の定義、消費者物価上昇率の上方バイアスの程度、東横インの不正改造問題、耐震強度偽装問題、公共施設のバリアフリーの必要性、障害福祉問題、米国産牛肉の輸入再開問題、官製談合の発生原因及び天下りとの関係、少子化対策等について、質疑が行われた。

同月14日には、政治資金規正法の問題点、イラン核開発問題における我が国の対応、自然再生推進法による支援の在り方、アスベスト対策､東京裁判の結果に対する政府の見解、金融庁顧問の銀行新設コンサルタント兼務の是非、在上海総領事館員自殺問題、米海兵隊のグアム移転問題、官製談合の再発防止の必要性、自衛隊の防衛医官の充足状況等について、質疑が行われた。

同月15日には、米国産輸入牛肉について集中審議が行われ、午後には、小泉内閣総理大臣も出席して特定危険部位が混入した原因及び責任の所在、輸入再開前に査察を実施しなかった理由、我が国への輸出プログラムを米国の検査官に周知徹底させる必要性、米国食肉加工工場査察時の問題点、学校給食における米国産牛肉の使用状況、食品安全行政の一元化の必要性、食の安全及び安心の確保の必要性等について、質疑が行われた。

同月16日には、一般的質疑が行われ、普天間飛行場移設及び在日米軍再編問題、我が国の科学技術水準及び宇宙開発事業の在り方、都市農業振興の必要性、在上海総領事館員自殺問題、堀江被告が与党幹部の親族へメールで送金を指示したとされる問題、公的年金一元化問題、戦争責任についての政府の認識、郵便集配業務統廃合による地方への影響、骨髄移植推進財団における人事及びセクハラ問題への対応、水道施設の耐震化及び老朽化した水道施設の更新の取組等について、質疑が行われた。

同月17日には、金融ライブドア等諸問題について集中審議が行われ、午後には、小泉内閣総理大臣も出席して、規制緩和とライブドア問題との関係、ディスクロージャーの充実の必要性、投資事業組合及び株式分割の規制等関係法律の整備の必要性、証券取引等監視委員会の体制強化の必要性、堀江被告の選挙活動を自民党が応援した理由、与党幹部の親族とライブドア問題についての関係等について、質疑が行われた。

同月20日には、一般的質疑が行われ、社会保障水準を引き下げる必要性及び地方交付税交付金削減の見通し、日中関係に閣僚レベルの交流が果たす役割、ニートの職業的自立支援への取組、豪雪・雪害対策、中小企業対策の重要性、学校及び病院の耐震化、義務教育課程におけるマネー教育の在り方、在沖縄海兵隊のグアム移転問題、三位一体改革が地域間格差を助長する懸念等について、質疑が行われた。

同月21日の午前には、一般的質疑が行われ、少子化対策、プライマリーバランス改善のための施策の必要性、歳出歳入一体改革の必要性、特殊支配同族会社の税負担が急増することの影響、地籍調査の進捗状況と登記簿との乖離問題等について、質疑が行われた。

同日の午後には、耐震強度偽装問題等について集中審議が行われ、建築確認の規制緩和と耐震強度偽装問題との関係、被害者支援としての公的資金投入決定の経緯、ヒューザーが瑕疵担保責任を果たせないと政府が判断した理由、住宅性能保証制度の拡充の必要性、非姉歯物件における耐震偽装の現状等について、質疑が行われた。

同月22日には、官製談合問題等について集中審議が行われ、防衛庁の談合事件の経緯及び発生原因、官製談合防止法の罰則を強化する必要性、国土交通省の入札契約制度の抜本的改革の必要性、官製談合が防衛庁の省昇格の検討に与えた影響、他省庁との人事交流の必要性、公益法人への天下りと迂回天下りの実態、公益法人等に対する補助金の実態、防衛庁の天下りの状況等について、質疑が行われた。

同月23日には、一般的質疑が行われ、公務員の定員削減、異常気象及び地球温暖化が与える影響、国債の発行計画、粉飾決算に対する規制強化の必要性、公務員を雇用対策法の適用対象とする必要性、大学入試センター試験の英語ヒアリング試験実施における不具合、若者の正規雇用を促進する必要性、出産・育児のため退職した女性の再就職支援の必要性等について、質疑が行われた。

同月24日及び27日には、公聴会が開会された。

同月28日の午前には、小泉内閣総理大臣も出席して構造改革と地方経済等について集中審議が行われ、歳出減・歳入増を図る必要性、基礎年金の給付水準を踏まえた適正な生活保護の給付水準の在り方、景気動向に配慮した社会資本整備の地方配分の必要性、タクシー業界の実態と安全確保、土地価格の下落と固定資産税の関係、経済力のない地方自治体に交付税を重点配分する必要性等について、質疑が行われた。

同月28日午後及び３月１日には、分科会が開会された。

３月２日には、冒頭、一般的質疑が行われた後、締めくくり質疑が行われ、国の基礎的財政収支の黒字化達成の必要性、特例公債依存からの脱却の必要性、長期金利と名目成長率の関係、我が国の人口問題、ライブドア問題、高速道路建設計画の見直しの必要性、三位一体改革が地方に与えた影響、防衛施設庁談合問題、格差社会問題、米国産牛肉の輸入再開問題等について、質疑があり、平成18年

度予算３案の質疑は終局した。

平成18年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第１に、**財政経済政策**について、小泉内閣がこれまで行ってきた構造改革の成果についての認識についての質疑に対し、小泉内閣総理大臣から「私が内閣総理大臣に就任して５年近くで、ようやく日本も改革が必要だという認識に大方変わってきたと思う。不良債権処理目標も達成し、失業率も減ってきている。企業の倒産件数も減ってきており、有効求人倍率も全体としては多くなりつつある。そういう中で、やはり地域的にあるいは企業別に、若干、いいところと悪いところが出てきているのも事実である。これからは、より気配り、目配り、対策が必要ではないかというのはもっともな意見だと思う。伸びていたところはどんどん伸ばしていく。同時に、その中で、なかなかついていけない、あるいは不安のあるところに対しては対策が必要だという指摘も踏まえて、改革の成果をさらに伸ばしながら、この改革路線を定着するようにしていかなければならないと思っている」旨の答弁があった。

また、「2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化の目標をどのように実現していくか」との趣旨の質疑に対し、谷垣財務大臣から「我が国の財政状況は、国、地方合わせて長期国債の残高がＧＤＰ比で150％に及ぶという、依然として極めて厳しい状況にある。そのため、2010年代初頭に基礎的財政収支を回復していく、つまり、その年にいただいた税金でその年の政策を賄っていき、孫や子供たちの世代にツケを先送りにしないように持っていくということを目標にしている。そのためには、考えていかなければならないことがたくさんある。歳出を徹底的に削減していくということがまず第一であるということは言うまでもない。それから、成長率を高めてそして税収を上げていくということもその一つであるが、その反面、やはり、成長を通じて物価等が上がっていくと、社会保障等の経費もかさんでくる、あるいは国債費の金利払いというのもかさんでくるということをどう考えていくかということもある。それから、税の方になると、いろいろな議論があるが、やはり税についてもある程度の考え方をきちんと整理して、財政再建の道筋を示していかなければならないのではないかと考えている」旨の答弁があった。

また、中央と地方及び地域間の格差についての質疑に対し、小泉内閣総理大臣から「物価においても地価においても、東京の値段と地方の値段は違う。地域において違いがある、これを格差という言葉で今言われているが、格差があるからといって必ずしも悪いことではないと思っている。地方も、それぞれの地域の特殊性があるから、その特殊性をいかに発揮していくかということは、一律に考えるのではなくて、地域地域によって考えるべきことではないかと思っている。これはやはりその地域の努力、企業家の努力、個人の努力があるわけであるから、今後、地域によって格差が出てくる。あの地域の方がサービスがいい、そうすると別の地域では、こちらの方のサービスをよくするためにはどうしたらいいんだという工夫が重ねられる。そうやって競争しながらサービス水準を上げていくということは、どの業界においても必要な時代になってきたのではないかなと思っているので、格差ととらえるのではなくて、お互いの違いが、どういういい点があるか、悪い点があるか、それを学び合っていく、競争し合って、悪い点をなくして、いい点を伸ばしていくというような競争が必要ではないかと思っている。もとより、社会保障制度として最低賃金制度とか、一定の基準に対して国民のある程度の生活を保障するという、それは制度としては大事であるが、一概に地域間の格差がいけないということにはならないのではないかと思っている」旨の答弁があった。

第２に、**米国産輸入牛肉問題**について、食の安全・安心の観点からこの問題の対応について小泉内閣総理大臣の考え方を問われたのに対し、「アメリカ側にしても、今回の安全基準を守ることができなかったということに対して大変反省していると思っている。また、

アメリカ側の業者が日本に対して輸出したいという気持ちは分かるが、安全基準がしっかり守られているという認識なしに幾らアメリカが日本に輸出しても、日本国民はそういう安全に不安があるものに対しては拒否反応を示すと思う。であるから、日本側、アメリカ側という双方の利益のためにも、安全に対してはお互いがしっかり自主的に問題なしという環境を整えていくこと、同時に、相手側が求めるような安全基準に対しては、両方とも開放的に、どのような検査をしているのか。日本も日本の牛肉をアメリカに輸出しているのであるから､アメリカ側の不安に対しては、心配ないという、懸念があったならばきちんと開示する。アメリカ側に対しても日本はそれを今求めているわけであるので、今後、この真相をしっかりと踏まえて、いかに安全な牛肉を日本国民も安心して食べられるような体制をつくっていくか。今後、関係省庁とよく連携して対応をしていきたいと思っている」旨の答弁があった。

第３に、**金融ライブドア問題**について、小泉内閣総理大臣の考え方を問われたのに対し、「証券取引の在り方については、堀江被告独自の考えがあったのだろう。しかし、それについて、法律を守るということが誰であっても大前提であるから、現在の法律では、投資しにくいとか仕事がしにくいというのであるならば、法改正して、どうあるべきだということを、国民の理解を得ながらやっていくのが筋であると思っている｣旨の答弁があった。

また、行き過ぎた規制緩和がこの問題の原因となったのではないかとの指摘について、与謝野金融担当大臣から「金融市場、証券取引所、証券取引を通じて経済にとって資金の最適配分がなされるという機能を市場は担っていると思っている。そういう中で、今回の事件をどうとらえるかということであるが、私は、個別の企業の法律違反、そのようにとらえることが正しいのではないかと思っている。もちろん、今回の事件を通じて一般抽象化できるものは規則や法律にしていかなければならないと思っているが、今回は明白な証券取引法の違反事件であるし、それはそれ自体として冷静に処理をしていくということが必要であると思っている。やはり、いろいろな取引形態があるときにどこまで網をかぶせることができるかという問題もあるし､また、あまり網をかぶせ過ぎると、自由なる取引、経済活力という面からも、規制のし過ぎだという批判も出てくるだろうし、その辺のバランスは極めて難しいものであるが、一定のルールを決めて、そのルールを市場参加者に守ってもらう。国や政府というものは事後的なチェックをやっていく。この流れは、世界の市場ルールに照らして適切な歩みであろう、そのように思っている」旨の答弁があった。

第４に、**耐震強度偽装問題**について、この問題の対応に関する政府の基本的考え方を問われたのに対し、北側国土交通大臣から「政府が発表した支援策は、法律上、民事上の責任に基づくものというものでない｡あくまで、極めて必要性が高いというふうに行政が判断して､このような支援策を作ったわけである。念頭にあるのは、分譲マンションの中の特に危険な分譲マンションについては耐震度が0.5を切っており､震度５強の地震があると倒壊のおそれもある、そのような非常に危険なマンションの居住者の居住の安全を確保していくことが最優先であると判断した。ほかにホテルだとか賃貸マンションの問題もあるが、それとの一番大きな違いは、分譲マンションの居住者には、このような危険な建物ができたことについては何らの責任がない。そこに大きな違いがあると考えているし、住居という生活の本拠であるかどうかということも大きな違いだと考えている。それと、今回の問題に関しては、建築確認の時点で、それが指定検査機関であれ、これは特定行政庁の事務として公の事務であり、そこにはやはり、責任があると言っているわけではないが、公の事務の関与があるわけである。そういうことを考えたときに、本来は建築主である売主が売主責任として瑕疵担保責任をしっかり果たしてもらうことが当然であるし、それが第一義的な責任を果たしてもらわなければいけないわけであるが、それが果たせるような状況になっていないということも勘案して、そう

した要素をさまざま総合的に判断して、行政としては緊急性、公益性の点等々を考えて、これはやはり行政が支援対策、それも総合的な支援対策をつくる必要があると考えて、支援策をつくった」旨の答弁があった。

第５に、**官製談合問題**について、天下りの問題が官製談合の原因であるとの指摘について、小泉内閣総理大臣から「天下りに対して、一定の制約を設けている。しかし、直接民間企業に行くのではなく、２年間は公益法人に流れているということであるので、これはやはり退職するのが早過ぎるから、退職年齢をもっと引き上げようという運用面の改善もしてきたところである。60歳が定年なのに40代で肩たたきというのであれば、これはもう天下りを考えるのは当然だろうという声もあるから、40や50そこそこで退職せざるを得ないというような状況じゃなくて、できるだけ退職年齢を引き上げるということで、３年延長しようということにしている。しかし、公務員の職業、身分の保障とか、そういうことを考えるとこれでも５年かかるということである。であるから、現在の天下り規制でいいのかどうか。それから、憲法上に認められた職業選択の自由という点もある。しかしながら、こういう談合事件を考えると、天下りと談合事件というのが全く無関係とは言えない。こういう点について、やはり改善策を講じていかなければならないと思っている」旨の答弁があった。

第６に、**外交安保問題**について、我が国のアジア外交が危機的状況ではないか、との趣旨の質疑に対し、小泉内閣総理大臣から「中国と韓国との相互依存関係はますます強まっている。私は、条件をつけないで中国の首脳とも韓国の首脳とも話し合おうとしている。交流も今までになく進んでいる。ある時期、日本の首相としてはっきり言うべきことは言うという時期が、中国との間においても韓国の間にあってもいいと思う」旨の答弁があった。また、在日米軍再編に向けた最終報告についての質疑に対し、額賀防衛庁長官から「沖縄県民の負担をできるだけ少なくしていくために、一方で、日本全体の安全保障が維持されていくように、そのバランスを考えて、最終報告に向けて最大限の努力をしたい、沖縄県民とよく対話をして、納得してもらえるように努力しながら結論を得たいと思っている」旨の答弁があった。

第７に、**少子化問題**について、人口減少社会の到来及び少子化対策についての質疑に対し、小泉内閣総理大臣から「社会全体で子供を育てていこう、支えていこうと。子供を初めて持って、昔だったら、親に相談する、おじいちゃん、おばあちゃんに相談する。それが、親がいない。初めて子を持って若い親御さんが、泣いただけで戸惑っちゃう。これも困るから、そういう家族の少ない親御さんに対してどういう支援の手あるいは相談に乗るかということも考えていかなければならない。各般の対策を講じてこの少子化の流れを変えていこう、そして、子供の健全な教育のために地域がどのような支援ができるか、それを全体で考えていこうということをさらに強化していかなければならないと思っている」旨の答弁があった。

３月２日の締めくくり質疑終局後、日本共産党から提出された「平成18年度一般会計予算、平成18年度特別会計予算及び平成18年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、平成18年度予算３案はいずれも原案のとおり可決すべきものと議決された。

委員会における採決の後、大島委員長からは、質疑において引用した、堀江被告がライブドアから与党幹部の親族に選挙コンサルタント費を支払うよう指摘したとするメールが偽メールであることが判明したので、「確認、確証を得ないまま、出所の明らかにされないメールをあたかも真実であるとして読み上げ、特定の方が関係しているとの質疑を行い、関係者に多大なる御迷惑をおかけするとともに、予算委員会の権威を失墜させ、国民に対しても政治不信を招いたことは重大な問題であり、まことに遺憾である。予算委員会を初め国会審議に当たっては、発言に十分責任を持ち、

議院の品位を汚し権威を失墜させることが二度とないよう、強くお願いをする」旨の発言が行われた。

同日の本会議において、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成340、反対134で平成18年度予算３案は可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、１月25日に谷垣財務大臣から平成18年度予算３案の趣旨説明を聴取し、３月６日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、同月27日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成18年度予算３案は賛成多数で可決すべきものと議決された。同日の本会議においても、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成134、反対103で平成18年度予算３案は可決、成立した。

《議案審査一覧》

予　算

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成17年度一般会計補正予算（第1号） 平成17年度特別会計補正予算（特第1号） 平成17年度政府関係機関補正予算（機第1号）	18. 1.20		1.20 1.25	1.26 1.27 1.30	1.30 可決（多） （賛-自民・公明 徳田毅君） （反-民主・共産・社民・国民）	1.31 可決	予算 2. 3 可決	2. 3 可決	
平成18年度一般会計予算 平成18年度特別会計予算 平成18年度政府関係機関予算	18. 1.20		1.20 1.25	2. 6 〃（連日） 2.10 2.13 〃（連日） 2.17 2.20 〃（連日） 2.23 2.24（公聴） 2.27（公聴） 2.28 2.28（分科） 3. 1（分科） 3. 2	3. 2 可決（多） （賛-自民・公明・ 徳田毅君） （反-民主・共産・ 社民・国民）	3. 2 可決	予算 3.27 可決	3.27 可決	

（3）分科会・公聴会

①　分科会

分科会	所管	設置日	構成	開会日	
第１分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣及び内閣府所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 18. 2.23	分科員６人	2.28	3. 1
第２分科会	総務省所管	2.23	分科員６人	2.28	3. 1
第３分科会	法務省、外務省及び財務省所管	2.23	分科員６人	2.28	3. 1
第４分科会	文部科学省所管	2.23	分科員７人	2.28	3. 1

第５分科会	厚生労働省所管	2.23	分科員７人	2.28	3. 1
第６分科会	農林水産省及び環境省所管	2.23	分科員６人	2.28	3. 1
第７分科会	経済産業省所管	2.23	分科員６人	2.28	3. 1
第８分科会	国土交通省所管	2.23	分科員６人	2.28	3. 1

② 公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日	
平成 18. 2.17	2.17	平成18年度一般会計予算 平成18年度特別会計予算 平成18年度政府関係機関予算	平成18年度総予算について	2.24	2.27

(4) 公述人・参考人

① 公述人

出頭日	職業	氏名	意見を聞いた問題
平成 18. 2.24	21世紀政策研究所理事長	田中 直毅君	平成18年度総予算について
	日本労働組合総連合会副事務局長	逢見 直人君	
	野村證券金融経済研究所経済調査部シニアエコノミスト	植野 大作君	
	昭和女子大学人間社会学部教授	木下 武男君	
	慶應義塾大学経済学部教授	吉野 直行君	
	桐蔭横浜大学法科大学院教授	郷原 信郎君	
	静岡大学教育学部教授	馬居 政幸君	
	日本大学経済学部教授	牧野 富夫君	
2.27	岐阜県可児工業団地協同組合理事長	加藤 千雄君	
	鳥取県知事	片山 善博君	
	北海道大学公共政策大学院教授	石井 吉春君	
	文京学院大学経営学部教授	菊池 英博君	

② 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 18. 1.26	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成17年度一般会計補正予算（第１号） 平成17年度特別会計補正予算（特第１号） 平成17年度政府関係機関補正予算（機第１号）
1.30	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
2. 6	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成18年度一般会計予算 平成18年度特別会計予算 平成18年度政府関係機関予算
2. 7	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
2. 8			
2.10			

平成 18. 2.13	日本銀行総裁	福井　俊彦君	平成18年度一般会計予算 平成18年度特別会計予算 平成18年度政府関係機関予算
	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	
	食品安全委員会委員長	寺田　雅昭君	
2.14	独立行政法人都市再生機構理事	松野　　仁君	
2.15	食品安全委員会委員長	寺田　雅昭君	
2.16	日本郵政公社執行役員	塚田　爲康君	
	国家公務員共済組合連合会理事長	尾原　榮夫君	
2.17	企業会計基準委員会委員長	斎藤　静樹君	
	株式会社東京証券取引所代表取締役専務	飛山　康雄君	
	日本銀行総裁	福井　俊彦君	
2.20	株式会社東京証券取引所執行役員	深山　浩永君	
2.21	日本銀行総裁	福井　俊彦君	
	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	
2.22	東日本高速道路株式会社専務取締役	村上　喜堂君	
	成田国際空港株式会社常務取締役	上子　道雄君	
2.23	独立行政法人大学入試センター副所長	月岡　英人君	
3. 2	日本銀行副総裁	岩田　一政君	
	日本銀行理事	白川　方明君	
	預金保険機構理事長	永田　俊一君	

（第２分科会）

平成 18. 2.28	日本放送協会理事	小林　良介君	平成18年度一般会計予算 平成18年度特別会計予算 平成18年度政府関係機関予算 （総務省所管）
	日本放送協会理事	中川　潤一君	
3. 1	日本郵政公社理事	佐々木英治君	

（第５分科会）

平成 18. 2.28	独立行政法人雇用・能力開発機構理事長	岡田　明久君	平成18年度一般会計予算 平成18年度特別会計予算 平成18年度政府関係機関予算 （厚生労働省所管）

（第８分科会）

平成 18. 3. 1	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	平成18年度一般会計予算 平成18年度特別会計予算 平成18年度政府関係機関予算 （国土交通省所管）
	独立行政法人都市再生機構理事	村山　邦彦君	

（5）議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院米国及びブラジル政治経済事情等調査議員団	（閉会中） 平成18. 7.10 ～ 7.19	米国、ブラジル	米国及びブラジルにおける政治経済事情等の調査のため	９人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	金子	一義君	自民				
理　事	斉藤	斗志二君	自民	理　事	実川	幸夫君	自民
理　事	杉浦	正健君	自民	理　事	園田	博之君	自民
理　事	萩山	教嚴君	自民	理　事	森	英介君	自民
理　事	枝野	幸男君	民主	理　事	中川	正春君	民主
理　事	赤松	正雄君	公明		井上	喜一君	自民
	臼井	日出男君	自民		遠藤	武彦君	自民
	小野寺	五典君	自民		大島	理森君	自民
	大野	功統君	自民		河井	克行君	自民
	河村	建夫君	自民		倉田	雅年君	自民
	佐藤	剛男君	自民		笹川	堯君	自民
	中馬	弘毅君	自民		中野	清君	自民
	中山	成彬君	自民		西村	康稔君	自民
	野田	毅君	自民		深谷	隆司君	自民
	細田	博之君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		三原	朝彦君	自民
	宮下	一郎君	自民		山本	公一君	自民
	与謝野	馨君	自民		岩國	哲人君	民主
	小川	淳也君	民主		大串	博志君	民主
	岡田	克也君	民主		川内	博史君	民主
	中井	洽君	民主		原口	一博君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		前原	誠司君	民主
	松木	謙公君	民主		赤羽	一嘉君	公明
	東	順治君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民
	徳田	毅君	無				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 拉致問題解決に向けた内閣総理大臣の決意
- 戦争責任に対する内閣総理大臣の見解と靖国神社参拝に関する対応
- 我が国経済の現状認識及びデフレ脱却の見通し
- 高齢者世帯の負担増についての内閣総理大臣の認識
- 社会保障制度の一体改革の具体像
- 教育改革の必要性
- 北朝鮮による核実験実施発表に対する我が国の対応の在り方
- 内閣総理大臣の中国・韓国訪問の成果

15　決算行政監視委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	筒井	信隆君	民主				
理　事	伊藤	達也君	自民	理　事	北村	誠吾君	自民
理　事	柴山	昌彦君	自民	理　事	平田	耕一君	自民
理　事	吉田六左エ門君		自民	理　事	前田	雄吉君	民主
理　事	松本	龍君	民主	理　事	斉藤	鉄夫君	公明
	赤池	誠章君	自民		今津	寛君	自民
	浮島	敏男君	自民		大野	松茂君	自民
	坂井	学君	自民		鈴木	馨祐君	自民
	土屋	正忠君	自民		冨岡	勉君	自民
	中山	泰秀君	自民		西本	勝子君	自民
	広津	素子君	自民		藤井	勇治君	自民
	矢野	隆司君	自民		安井	潤一郎君	自民
	若宮	健嗣君	自民		池田	元久君	民主
	太田	和美君	民主		岡田	克也君	民主
	金田	誠一君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	田名部	匡代君	民主		福田	昭夫君	民主
	松本	剛明君	民主		佐藤	茂樹君	公明
	東	順治君	公明		亀井	久興君	国民
	江藤	拓君	無		鈴木	宗男君	無
	古屋	圭司君	無		保坂	武君	無

欠員１

(2) 議案審査等

付託された議案は、決算等３件及び承諾を求めるの件８件（うち継続審査３件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　平成16年度一般会計歳入歳出決算
平成16年度特別会計歳入歳出決算
平成16年度国税収納金整理資金受払計算書
平成16年度政府関係機関決算書

○　概要

平成16年度一般会計決算は、収納済歳入額は88兆8,975億円余、支出済歳出額は84兆8,967億円余であり、差引き４兆７億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成17年度一般会計歳入に繰り入れた。

平成16年度特別会計（31会計）決算は、収納済歳入額の合計額は419兆3,004億円余、支出済歳出額の合計額は376兆329億円余である。

平成16年度国税収納金整理資金の収納済額は、55兆7,731億円余である。

平成16年度政府関係機関（９機関）決算は、収入済額の合計額は５兆663億円余、支出

済額の合計額は４兆5,629億円余である。

○　主な質疑内容（①から③の３件について）

・　財政健全化の見通しと取組
・　特別会計改革における実質的な統合及び一般会計への移管の必要性
・　我が国における地震災害対策及び外国の災害に対する支援の状況
・　米国産牛肉輸入再開に当たっての事前調査及び情報公開の必要性
・　国民年金保険料の未納が国の財政に与える影響及び社会保険庁による国民年金の納付免除・猶予措置問題
・　エレベータによる死亡事故の捜査状況と対策
・　行政改革における「質」の改革の必要性及び政策評価の在り方
・　文化政策の評価と今後の在り方
・　少子化の要因とされる晩婚化・非婚化の背景
・　デフレ経済下における指標としての実質経済成長率の妥当性

○　分科会

○　審査結果

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

＜議決案＞

本院は、平成16年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一　予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

１　国の財政は、公債残高が累増し引き続き厳しい状況にある。財政の健全化に向け、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実なものとするために、歳出の水準を一層厳しく抑制していくべきである。このため、制度面に踏み込んだ施策の合理化、少子高齢化社会に向けた歳出の重点化、一般競争入札の拡大等予算執行の効率化、事務経費の縮減等により歳出の見直しを徹底すべきである。また、継続的な剰余金や多額の借入金等が存在し、歳出合理化を阻害する要因ともなっている特別会計において、勘定間を含む実効性のある統廃合や特定財源の一般財源化等制度面からの見直しの促進、歳出の合理化、余剰資産の有効活用等を行うべきである。国の資産については売却・賃貸等を積極的に行い、国の財政への貢献を確かなものとすべきである。

２　社会保険庁は、今般の国民年金保険料の不正な免除・納付猶予問題により、国民からの信頼が更に失われている状況にある。ついては、社会保険庁のこれまでの組織の体質を一掃し、法令遵守の徹底、内部統制の充実強化等の改革に全力で取り組み、年金制度に対する国民の信頼を早急に回復すべきである。

３　天下りを背景とした防衛施設庁を巡る官製談合事件など入札談合事件が相次いで発生し、国民の公共工事に対する不信感が一層広がっている。ついては、手続きの透明性・客観性、競争性を確保するために、一般競争入札及び総合評価方式を一層推進するとともに、指名競争及び随意契約に係る場合は、情報を公表するなど、公共工事の入札及び契約の適正化を促進し、入札談合の排除を徹底すべきである。

４　国の内外で大規模な地震の発生により国民生活に多大な影響が及び、国民の防災に対する意識が高まっている。こうした中、公共事業関係費の縮減の下で、地震災害対策には、重点的・効果的に予算配分を行い、建築物の耐震化、家具の転倒防止をはじめ、総合的な防災・減災対策に取り組むべきである。また、昨年明らかになった耐震強度偽装問題については、国民の生命・身体の安全に直結する問題であることに鑑み、事業者、建築士や検査機関等がきちんと責任を果たす制度を整備し、一層居住者・利用者・購入者の立場に立った実効性のある再発防止策を早急に講ずるべきである。

５　最近、子どもが被害者となる事件が後を絶たない状況である。子どもの安全確保のために、学校安全ボランティアなどによる地域ぐるみの安全体制の整備や路線バスの活用を含めたスクールバスの検討などの防犯体制を一層充実させ、学校と地域住民との連携と協力を推進して、効果的な犯罪防止対策に取り組むべきである。また、学校施設の耐震改修やアスベスト対策など建物の安全対策について、総合的・計画的に推進すべきである。

６　公務員制度の改革が喫緊の重要課題となっており、公務員の純減や成果主義及び市場化テストの導入に向けた改革を進めようとしているところである。今後は、公務の執行に伴う経費の無駄をなくすため、コスト感覚を養うべく民間との人事交流の促進や公務員に経費削減に対するインセンティブを与える施策を実施すると同時に公務員の労働基本権についての検証を進めるべきである。

７　政策評価制度は、効率的で質の高い行政の実現などを目的とするものであり、予算・決算との連携強化が求められている。今後、政策の企画立案段階、途中段階や実施段階において、より実効性のある制度とするため、評価制度の拡充を図るとともに、適切な第三者を参加させたり、評価基準を明示するなど評価の客観性を確保し、国民にその評価結果を極力明らかにしていくべきである。各府省は当該評価を踏まえたうえで政策体系及び個々の政策の立案を行い、国民に当該立案、実施経過などに関する説明責任を果たしていくべきである。

８　科学技術政策の在り方を定めた「第三期科学技術基本計画」を着実に推進する。計画の実施に当たっては、「選択と集中」を徹底し、研究成果の社会への還元や基礎研究の充実・強化を図るとともに、優秀な人材の確保・養成のために、研究環境の整備や国民の科学技術への関心を高める施策に積極的に取り組むべきである。

９　在日米軍再編については、基地に関係する地方自治体や地域住民に種々の影響を及ぼそうとしている。在日米軍再編に伴う抑止力の維持及び沖縄をはじめとする地元の負担の軽減について国民に十分説明するとともに、今後、その経費の明確な根拠を示すべきである。また、国外の米軍住宅建設に活用する融資・出資についても、今後、その枠組みや機関を明らかにすべきである。

二　会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三　決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

②　平成16年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成16年度中の国有財産の総増加額は37兆5,523億円余、総減少額は44兆5,540億円余であり、年度末の国有財産現在額は95兆2,198億円余である。

○　主な質疑内容

（①参照）

○　分科会

○　審査結果

是認

③　平成16年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

国有財産の無償貸付は、公園及び緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成16年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸付けている国有財産の総額は、１兆922億円余である。

○　主な質疑内容

（①参照）

○　分科会

○　審査結果

是認

④　平成16年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

（第163回国会、内閣提出）

○　概要

平成16年度一般会計予備費予算額３千億円のうち、平成16年４月20日から平成17年３月22日までの間に使用を決定した「スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被災国の救援等に必要な経費」等15件、計1,107億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容（④から⑥の３件について）

- 自衛隊の協力支援活動経費等継続的な費用が予備費で使用される妥当性
- 在沖米軍海兵隊のグアム移転経費の積算根拠
- 残留農薬のポジティブリスト制度に係る食品衛生法の運用方針
- 電気用品安全法における中古電気用品の取扱い
- ＪＲ西日本福知山線列車脱線事故の原因調査の進捗状況
- 予備費の予算額と使用総額の乖離

○　審査結果

承諾

⑤　平成16年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

（第163回国会、内閣提出）

○　概要

平成16年度特別会計予備費予算総額１兆7,362億円余のうち、平成16年10月８日から平成17年３月17日までの間に使用を決定した「農業共済再保険特別会計果樹勘定における

再保険金の不足を補うために必要な経費」等２特別会計５件、計63億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（④参照）

○　審査結果

承諾

⑥　平成16年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第163回国会、内閣提出）

○　概要

平成16年度特別会計予算総則第14条に基づき、平成16年８月３日から平成17年３月29日までの間に経費の増額を決定した「特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額」等８特別会計19件、計1,963億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（④参照）

○　審査結果

承諾

⑦　平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成17年度一般会計予備費予算額３千億円のうち、平成17年４月19日から12月13日までの間に使用を決定した「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費」等15件、計996億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑧　平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成17年度特別会計予算総則第13条に基づき、平成17年６月17日から11月29日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額」等５特別会計15件、計775億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑨　平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成17年度一般会計予備費予算額３千億円のうち、平成18年３月17日及び22日に使用を決定した「豪雪に伴う道路事業に必要な経費」等２件、計111億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑩　平成17年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

○　概要

平成17年度特別会計予備費予算総額１兆6,521億円余のうち、平成18年３月22日及び31日に使用を決定した「道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費」等２特別会計２件、計20億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

⑪　平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成17年度特別会計予算総則第13条に基づき、平成18年３月22日及び31日に経費の増額を決定した「労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額」等３特別会計３件、計767億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

決 算 等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成16年度一般会計歳入歳出決算 平成16年度特別会計歳入歳出決算 平成16年度国税収納金整理資金受払計算書 平成16年度政府関係機関決算書	18. 1.20		3.28 3.29	4.14 5.30 6. 5(沖) 6. 6(沖) 6. 8 6.12	6.12 議決(多) (賛-自民・公明・鈴木宗男君・古屋圭司君・保坂　武君) (反-民主・国民) (欠-江藤　拓君)	6.13 議決	決算 6. 7 是認	6. 9 是認	
平成16年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20		3.28 3.29	4.14 5.30 6. 5(沖) 6. 6(沖) 6. 8 6.12	6.12 議決(多) (賛-自民・公明・鈴木宗男君・古屋圭司君・保坂　武君) (反-民主・国民) (欠-江藤　拓君)	6.13 是認	決算 6. 7 是認	6. 9 是認	
平成16年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20		3.28 3.29	4.14 5.30 6. 5(沖) 6. 6(沖) 6. 8 6.12	6.12 議決(多) (賛-自民・公明・鈴木宗男君・古屋圭司君・保坂　武君) (反-民主・国民) (欠-江藤　拓君)	6.13 是認	決算 6. 7 是認	6. 9 是認	

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成16年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第163回国会、内閣提出）	(17. 9.27)		18. 1.20 3.29	4.25	4.25 承諾(多) (賛-自民・公明・鈴木宗男君・保坂　武君) (反-民主) (欠-江藤　拓君・古屋圭司君)	4.28 承諾	決算 5.29 承諾	5.31 承諾	
平成16年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第163回国会、内閣提出）	(17. 9.27)		18. 1.20 3.29	4.25	4.25 承諾(多) (賛-自民・公明・鈴木宗男君・保坂　武君) (反-民主) (欠-江藤　拓君・古屋圭司君)	4.28 承諾	決算 5.29 承諾	5.31 承諾	
平成16年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第163回国会、内閣提出）	(17. 9.27)		18. 1.20 3.29	4.25	4.25 承諾(多) (賛-自民・公明・鈴木宗男君・保坂　武君) (反-民主) (欠-江藤　拓君・古屋圭司君)	4.28 承諾	決算 5.29 承諾	5.31 承諾	
平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	18. 3.17		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	3.17		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	5.19		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
平成17年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	5.19		6.13			(6.16) (閉会中審査)			
平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）	5.19		6.13			(6.16) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 政策評価における実効性、独立性及び客観性の必要性
- 科学技術基本計画に対する評価

・　地方債事業が地方自治体財政に与える影響
・　日本司法支援センターにおける司法書士活用の必要性
・　個人情報保護法における個人情報保護とその有用性
・　地上波デジタル化への移行の取組

(4) 分科会

分科会	所　　管	設置日	構　成	開会日	
第１分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府、警察庁、金融庁)、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計	平成 18. 4.14	分科員10人	6. 5	6. 6
第２分科会	内閣府（防衛庁・防衛施設庁)、総務省、財務省及び文部科学省所管	4.14	分科員10人	6. 5	6. 6
第３分科会	厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管	4.14	分科員10人	6. 5	6. 6
第４分科会	法務省及び国土交通省所管	4.14	分科員９人	6. 5	6. 6

(5) 参考人

（第２分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 6. 5	日本郵政公社理事	元女　久光君	平成16年度一般会計歳入歳出決算 平成16年度特別会計歳入歳出決算 平成16年度国税収納金整理資金受払計算書 平成16年度政府関係機関決算書 平成16年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成16年度国有財産無償貸付状況総計算書 （総務省所管、公営企業金融公庫、財務省所管、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行及び文部科学省所管）
	日本郵政公社常務執行役員	塚田　爲康君	
	日本郵政株式会社代表取締役	高木　祥吉君	
	日本郵政株式会社執行役員	白川　　均君	
	日本放送協会理事	小林　良介君	

（第４分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 6. 5	東日本高速道路株式会社常務取締役	青野　捷人君	平成16年度一般会計歳入歳出決算 平成16年度特別会計歳入歳出決算 平成16年度国税収納金整理資金受払計算書 平成16年度政府関係機関決算書 平成16年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成16年度国有財産無償貸付状況総計算書 （法務省、国土交通省所管及び住宅金融公庫）
	独立行政法人都市再生機構理事	尾見　博武君	
	本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長	堀切　民喜君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 7.12 ～ 7.13	北海道	歳入歳出の実況及び行政監視等に関する実情調査	８人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	仙谷	由人君	民主				
理　事	鴨下	一郎君	自民	理　事	北村	誠吾君	自民
理　事	柴山	昌彦君	自民	理　事	渡海	紀三朗君	自民
理　事	平田	耕一君	自民	理　事	古川	元久君	民主
理　事	松本	大輔君	民主	理　事	古屋	範子君	公明
	赤池	誠章君	自民		浮島	敏男君	自民
	江藤	拓君	自民		片山	さつき君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民		坂井	学君	自民
	杉村	太蔵君	自民		鈴木	馨祐君	自民
	玉沢	徳一郎君	自民		冨岡	勉君	自民
	中山	泰秀君	自民		西本	勝子君	自民
	広津	素子君	自民		福岡	資麿君	自民
	藤井	勇治君	自民		古屋	圭司君	自民
	保坂	武君	自民		茂木	敏充君	自民
	矢野	隆司君	自民		安井	潤一郎君	自民
	赤松	広隆君	民主		岩國	哲人君	民主
	金田	誠一君	民主		吉良	州司君	民主
	玄葉	光一郎君	民主		武正	公一君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主		松本	龍君	民主
	漆原	良夫君	公明		神崎	武法君	公明
	鈴木	宗男君	無				

(2) 議案審査等

付託された議案は、決算等３件及び承諾を求めるの件５件（継続審査）で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 平成17年度一般会計歳入歳出決算
平成17年度特別会計歳入歳出決算
平成17年度国税収納金整理資金受払計算書
平成17年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成17年度一般会計決算は、収納済歳入額は89兆２億円余、支出済歳出額は85兆5,195億円余であり、差引き３兆4,806億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成18年度一般会計歳入に繰り入れた。

平成17年度特別会計（31会計）決算は、収納済歳入額の合計額は452兆1,410億円余、支出済歳出額の合計額は401兆1,835億円余である。

平成17年度国税収納金整理資金の収納済額は、60兆6,966億円余である。

平成17年度政府関係機関（８機関）決算は、収入済額の合計額は４兆7,104億円余、支出済額の合計額は４兆1,028億円余である。

○ 審査結果

継続審査

② 平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ **概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成17年度中の国有財産の総増加額は13兆7,524億円余、総減少額は23兆7,707億円余であり、年度末の国有財産現在額は85兆2,014億円余である。

○ **審査結果**

継続審査

③ 平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書

○ **概要**

国有財産の無償貸付は、公園及び緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成17年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆743億円余である。

○ **審査結果**

継続審査

④ 平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○ **概要**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

⑤ 平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○ **概要**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

⑥ 平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○ **概要**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

⑦ 平成17年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○ **概要**

（第164回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

⑧　平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）

○　概要

（第164回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

決 算 等

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成17年度一般会計歳入歳出決算 平成17年度特別会計歳入歳出決算 平成17年度国税収納金整理資金受払計算書 平成17年度政府関係機関決算書	18.11.21		12. 4 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			
平成17年度国有財産増減及び現在額総計算書	11.21		12. 4 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			
平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書	11.21		12. 4 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			

承諾を求めるの件

件　　名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 3.17)		9.26 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			
平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 3.17)		9.26 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			

平成17年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 5.19)		9.26 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			
平成17年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 5.19)		9.26 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			
平成17年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第164回国会、内閣提出）	(18. 5.19)		9.26 12. 6			(12.19) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 国際連合分担金、ＩＭＦクォータにおける我が国の拠出比率及びその算定根拠の妥当性
- 自家細胞を利用した再生医療に関する法体系整備の必要性
- 有床診療所の有効活用の必要性
- 各府省の内部監査の在り方及び会計検査院の機能強化の必要性
- 刑務所等に対する治安関係予算への配慮の必要性
- 公共工事の入札・契約における談合防止の必要性
- 日本中央競馬会の不適切な会計処理及び検査報告に公表しなかった妥当性
- 都道府県知事の政治資金規正法違反事件及び政治資金収支報告書の在り方

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18.12. 6	独立行政法人都市再生機構理事長	小野　邦久君	歳入歳出の実況に関する件 行政監視に関する件
	日本中央競馬会理事長	髙橋　政行君	

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18.11.29	東京都（青梅市、八王子市）	歳入歳出の実況及び行政監視等に関する実情調査 （児童の保護及び虐待の防止に関する施策）	5人

16　議院運営委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	佐田　玄一郎君	自民			
理　事	田野瀬良太郎君	自民	理　事	遠藤　　利明君	自民
理　事	田村　　憲久君	自民	理　事	松本　　純君	自民
理　事	江渡　　聡徳君	自民	理　事	宮澤　　洋一君	自民
理　事	中川　　正春君	民主	理　事	三井　　辨雄君	民主
理　事	大口　　善徳君	公明		あかま　二郎君	自民
	大塚　　高司君	自民		亀岡　　偉民君	自民
	清水　鴻一郎君	自民		清水　清一朗君	自民
	中山　　泰秀君	自民		萩生田　光一君	自民
	松浪　　健太君	自民		渡部　　篤君	自民
	石関　　貴史君	民主		津村　　啓介君	民主
	寺田　　学君	民主		高木　美智代君	公明
	穀田　　恵二君	共産		日森　　文尋君	社民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、郵政民営化に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外６特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決日	構　　成	設　置　目　的
行政改革に関する特別委員会	平成 18. 3.16	委員40人	行政改革に関連する諸法案を審査するため
教育基本法に関する特別委員会	5.11	委員45人	教育基本法案を審査するため

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

石綿による健康被害の救済に関する法律案外36案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案４件、決議案１件及び本会議の議題とすることに協議決定した決議案１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国会議員互助年金法を廃止する法律案（河村たかし君外７名提出、衆法第１号）

○　要旨

国会議員互助年金法を廃止し、既裁定者等の普通退職年金の年額を３割減額し、普通退職年金と前年のそれ以外の所得が700万円を超える場合は超える金額に担当する金額の支給を停止し、現職議員については納付金の５割を清算金として受けることとするもの

○　主な質疑内容

・　与党案が成立した場合、民主案を提出した経緯から民主党の年金受給有資格議員は

年金受給を選択しない旨の党議決定をすることの確認
・　国庫負担に関する考え方

○　審査結果

否決

②　国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外６名提出、衆法第２号）

○　要旨

国会議員互助年金法を廃止し、昭和56年４月以降の退職者の普通退職年金を退職時期に応じて４％から最大10％減額し、普通退職年金と前年のそれ以外の所得との合計額が700万円を超える場合にはその超える額の２分の１相当額の支給を停止し、現職議員のうち平成18年３月までの在職期間が10年以上である者は旧法による年金額を15％減額した普通退職年金の受給か納付金の８割相当額を退職一時金として受けることのいずれかを選択し、在職期間が10年未満の者は納付金の８割相当額を退職一時金として受けることとするもの

○　主な質疑内容

・　国庫負担が100％となることに対しての政策判断
・　国会法に規定されている退職金制度の整備の是非
・　法案の提出経緯
・　議員年金の廃止につながらない懸念
・　高額所得による年金支給停止の基準が700万円と設定された経緯

○　審査結果

可決

③　国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外７名提出、衆法第27号）

○　要旨

国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの

○　審査結果

継続審査

④　国会職員法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第８号）

○　要旨

国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合には、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させるもの

○　審査結果

可決

⑤　議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案（村田吉隆君外３名提出、決議第１号）

○　審査結果

可決

⑥　水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（東順治君外21名提出、決議第２号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国会議員互助年金法を廃止する法律案（河村たかし君外7名提出、衆法第1号）	18. 1.25		1.25 1.27	1.27	1.27 否決(少) (賛-民主) (反-自民・公明・共産・社民)	1.31 否決			
国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外6名提出、衆法第2号）	1.26		1.26 1.27	1.27	1.27 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産社民)	1.31 可決	議院運営 2. 3 可決	2. 3 可決	2.10 法1号
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、衆法第27号）	5.23		6.13			(6.16) (閉会中審査)			

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国会職員法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第8号）	参 18. 4.19		5.23 6. 8		6. 8 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	6. 8 可決	議院運営 4.19 成案・提出決定	4.19 可決	6.14 法71号

決議案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果
議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案（村田吉隆君外3名提出、決議第1号）	18. 3.10		3.10 3.17		3.17 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	3.17 可決
水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（東順治君外21名提出、決議第2号）	4.24				審査省略	4.25 可決

また、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件及び衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件について、３月23日、協議決定した。さらに国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件、国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正の件及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件について、３月24日、協議決定した。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 18. 1.20	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	1.20	小委員９人	3.22	国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件 国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件
			(閉会中) 8.29	平成19年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1.20	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	1.20	小委員９人	3.14	新議員会館整備のあり方の件
			5.25	議員宿舎の統廃合について
			6.14	議員宿舎のあり方の件
			(閉会中) 8.29	平成19年度本院予算概算要求の件
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	1.20	小委員９人	2. 8	衆議院事務局等の改革について
			2.22	
			3. 9	
			3.23	
			4. 5	
			4.19	
			5.10	
			5.24	
			5.31	衆議院事務局等の改革に関する中間取りまとめについて

(6) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国議会制度等調査議員団	(閉会中) 平成18. 7.19 ～ 7.28	ポルトガル、スペイン、イタリア、フランス	欧州各国における議会制度等調査のため	９人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	逢沢	一郎君	自民				
理　事	原田	義昭君	自民	理　事	小此木	八郎君	自民
理　事	竹本	直一君	自民	理　事	江渡	聡徳君	自民
理　事	西川	京子君	自民	理　事	三ッ林	隆志君	自民
理　事	荒井	聰君	民主	理　事	松野	頼久君	民主
理　事	佐藤	茂樹君	公明		あかま	二郎君	自民
	大塚	高司君	自民		加藤	勝信君	自民
	亀岡	偉民君	自民		桜井	郁三君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		清水	清一朗君	自民
	萩生田	光一君	自民		若宮	健嗣君	自民
	石関	貴史君	民主		小川	淳也君	民主
	伊藤	渉君	公明		穀田	恵二君	共産
	日森	文尋君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、行政改革に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外７特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案外６案件について、本会議において趣旨説明聴取、質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）、本会議の議題とすることに協議決定した決議案２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外７名提出、第164回国会衆法第27号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　審査結果

継続審査

②　北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出、決議第１号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

③ 安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外８名提出、決議第３号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）	(18. 5.23)		9.26			(12.19) (閉会中審査)			

決 議 案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果
北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出、決議第1号）	18.10.10				審査省略	10.10 可決
安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外8名提出、決議第3号）	12.15				審査省略	12.15 否決

また、国立国会図書館組織規程の一部改正の件について10月19日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 18. 9.26	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	9.26	小委員９人	(開会するに至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	9.26	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	9.26	小委員９人	12. 5	衆議院内営業関係及び新赤坂議員宿舎の入居関係について
			12.14	衆議院内営業許可内規の一部改正の件 新赤坂議員宿舎の入居関係について
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	9.26	小委員９人	(開会するに至らず)	

17　懲罰委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	岩國	哲人君	民主				
理　事	甘利	明君	自民	理　事	島村	宜伸君	自民
理　事	村上	誠一郎君	自民	理　事	平野	博文君	民主
	太田	誠一君	自民		海部	俊樹君	自民
	久間	章生君	自民		古賀	誠君	自民
	田野瀬良太郎君		自民		中山	成彬君	自民
	森	喜朗君	自民		荒井	聰君	民主
	菅	直人君	民主		前原	誠司君	民主
	神崎	武法君	公明		綿貫	民輔君	国民
	平沼	赳夫君	無		堀内	光雄君	無

欠員１

(2) 議案審査等

付託されたのは、議員永田寿康君懲罰事犯の件１件であった。

平成18年２月16日の予算委員会での議員永田寿康君の質疑中の発言について、同月17日、逢沢一郎君外３名から「議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議」が提出された。同動議は、３月２日の本会議で可決され、懲罰委員会に付託された。

本件の審査中、３月31日に永田寿康君が議員辞職願を提出し、４月４日、本会議において辞職が許可され、議員永田寿康君懲罰事犯の件は消滅した。

《議案審査等一覧》

懲罰事犯の件

件名	懲罰動議提出日	衆議院				
		委員会				本会議
		趣旨弁明	付託日 提出理由 本人の身上弁明	本人に対する質疑	議決日 結果	議決日 結果
議員永田寿康君懲罰事犯の件	18. 2.17	3. 2	3. 2 3.16 3.22	3.24		(4. 4) (消滅)

【第165回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	横光	克彦君	民主				
理　事	石原	伸晃君	自民	理　事	島村	宜伸君	自民
理　事	村上	誠一郎君	自民	理　事	平野	博文君	民主
理　事	太田	昭宏君	公明		太田	誠一君	自民
	小泉	純一郎君	自民		古賀	誠君	自民
	武部	勤君	自民		谷垣	禎一君	自民
	額賀	福志郎君	自民		堀内	光雄君	自民
	森	喜朗君	自民		菅	直人君	民主
	達増	拓也君	民主		渡部	恒三君	民主
	綿貫	民輔君	国民		平沼	赳夫君	無

欠員１

(2) 議案審査等

付託された懲罰事犯はなかった。

18　災害対策特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	大野	松茂君	自民				
理　事	秋葉	賢也君	自民	理　事	斉藤	斗志二君	自民
理　事	原田	令嗣君	自民	理　事	福井	照君	自民
理　事	宮下	一郎君	自民	理　事	奥村	展三君	民主
理　事	下条	みつ君	民主	理　事	谷口	隆義君	公明
	小川	友一君	自民		岡本	芳郎君	自民
	木村	勉君	自民		近藤	基彦君	自民
	坂井	学君	自民		平	将明君	自民
	髙鳥	修一君	自民		谷	公一君	自民
	長島	忠美君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	西村	明宏君	自民		林	潤君	自民
	林田	彪君	自民		平口	洋君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		望月	義夫君	自民
	盛山	正仁君	自民		森	英介君	自民
	山本	拓君	自民		岡本	充功君	民主
	黄川田	徹君	民主		小平	忠正君	民主
	田村	謙治君	民主		松本	龍君	民主
	森本	哲生君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	石井	啓一君	公明		谷口	和史君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		菅野	哲雄君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された法律案はなかった。委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第12号）

○　要旨

地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成23年３月31日までとするとともに、公立の小学校、中学校等の屋内運動場の補強を追加するほか、地震防災対策の実施に関する目標の設定、想定される地震災害等の周知などの措置を講ずるもの

○　内閣の意見の聴取

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第12号）	18. 3.16				3.16 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	3.17 可決	災害対策特 3.29 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法16号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　首都中枢機能のバックアップ施設の整備
・　首都直下地震発生時のライフラインの被害想定及びその機能確保策
・　住宅等の耐震診断・耐震改修支援制度の概要
・　頻発する集中豪雨被害の防止策
・　被災者生活再建支援法の見直し
・　平成18年豪雪に係る道路の除排雪に対する予算措置の見通し
・　地震・津波ハザードマップの作成に対する支援策

（閉会中審査）

・　平成18年７月豪雨の災害復旧及び被災者支援策
・　都道府県による土砂災害警戒区域の指定に対し指導を強化する必要性
・　災害時要援護者の避難支援ガイドラインの活用状況

(5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

地震防災対策の推進に関する件（平成18.3.16）

政府は、地震防災対策の一層の推進を図るため、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

１　全国どこでも起こりうる地震から住民の生命及び財産を守るため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進について、必要な措置の拡充に努めること。

２　次代を担う子ども達の学習の場であり、地震発生時には地域住民の避難所として活用される公立小中学校等の校舎及び屋内運動場について、耐震診断を早急に実施し、

その結果を公表するとともに、耐震化の一層の促進が図られるよう万全を期すること。
３　地域特性を踏まえた被害想定に基づく地震防災対策の実施目標の設定の推進並びに地震又は津波に関するハザードマップの作成及び住民への周知徹底が図られるよう適切な措置を講じること。
右決議する。

（6）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 6. 1	東京大学地震研究所教授	阿部　勝征君	災害対策に関する件（首都直下地震等の地震防災対策）
	富士常葉大学環境防災学部教授	重川希志依君	
	東京都危機管理監	島田　健一君	

（7）委員派遣・視察

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 18. 2. 1	新潟県、長野県	大雪による被害状況等調査	11人
4.19	東京都（三宅島）	三宅島噴火災害の復旧・復興状況等調査	12人
(閉会中) 7.28	長野県	梅雨前線による大雨の被害状況等調査	7人
(閉会中) 9.22	宮崎県	平成18年台風13号による被害状況等調査	7人

②　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18. 3.27	埼玉県	災害対策に関する実情調査	17人
5.29	東京都 （千代田区、江東区、港区）	首都直下地震対策に関する実情調査	20人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	木村	義雄君	自民				
理　事	秋葉	賢也君	自民	理　事	小坂	憲次君	自民
理　事	谷	公一君	自民	理　事	平井	たくや君	自民
理　事	宮下	一郎君	自民	理　事	土肥	隆一君	民主
理　事	長安	豊君	民主	理　事	谷口	隆義君	公明
	小川	友一君	自民		小里	泰弘君	自民
	岡本	芳郎君	自民		金子	恭之君	自民
	坂井	学君	自民		平	将明君	自民
	髙鳥	修一君	自民		長島	忠美君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		西村	明宏君	自民
	馳	浩君	自民		林	潤君	自民
	林田	彪君	自民		平口	洋君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		村田	吉隆君	自民
	盛山	正仁君	自民		森	英介君	自民
	岡本	充功君	民主		黄川田	徹君	民主
	菊田	真紀子君	民主		小平	忠正君	民主
	後藤	斎君	民主		田村	謙治君	民主
	伴野	豊君	民主		松本	龍君	民主
	遠藤	乙彦君	公明		古屋	範子君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		菅野	哲雄君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 台風第13号による被害への対応
- 低気圧（10月６日～８日）による漁業被害への対応
- 北海道佐呂間町における竜巻災害
- 河川堤防の安全性の確保策
- 被災者生活再建支援法の見直しの必要性

(5) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 18.11.15	北海道	北海道佐呂間町における竜巻による被害状況等調査	10人

② 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18.12. 6	和歌山県、大阪府	防災拠点施設整備の実施状況等の実情調査	10人

19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	鈴木	恒夫君	自民				
理　事	井上	喜一君	自民	理　事	遠藤	武彦君	自民
理　事	鈴木	淳司君	自民	理　事	棚橋	泰文君	自民
理　事	鳩山	邦夫君	自民	理　事	笹木	竜三君	民主
理　事	寺田	学君	民主	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	稲田	朋美君	自民		浮島	敏男君	自民
	小里	泰弘君	自民		近江屋	信広君	自民
	大塚	拓君	自民		木原	稔君	自民
	倉田	雅年君	自民		古賀	誠君	自民
	田中	和徳君	自民		谷畑	孝君	自民
	西村	明宏君	自民		萩原	誠司君	自民
	福田	峰之君	自民		藤野	真紀子君	自民
	船田	元君	自民		松本	文明君	自民
	水野	賢一君	自民		望月	義夫君	自民
	山本	有二君	自民		大串	博志君	民主
	近藤	洋介君	民主		高山	智司君	民主
	伴野	豊君	民主		細川	律夫君	民主
	牧	義夫君	民主		三日月	大造君	民主
	井上	義久君	公明		上田	勇君	公明
	吉井	英勝君	共産		菅野	哲雄君	社民
	滝	実君	国民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件、議員提出法律案４件（うち継続審査１件）及び参議院提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）

○　要旨

衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直すもの

○　主な質疑内容

- 在外選挙人名簿の登録申請手続の現状と改善策
- 各党の候補者及び政策に関する情報提供におけるインターネットの活用
- 政治団体や学術研究のための閲覧を認める場合の判断基準

・　便宜供与規定削除に伴う選挙人名簿抄本コピーの取扱い

○　**審査結果**

可決

②　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外２名提出、第163回国会衆法第14号）

○　**要旨**

永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与するもの

○　**審査結果**

継続審査

③　政治資金規正法等の一部を改正する法律案（山本拓君外３名提出、衆法第20号）

○　**要旨**

証券取引所に上場している日本法人からの寄附については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃するほか、収支報告書の要旨の公表期限を法定化するとともに、収支報告手続の簡素化を行うもの

○　**審査結果**

継続審査

④　公職選挙法の一部を改正する法律案（鳩山邦夫君外４名提出、衆法第33号）

○　**要旨**

法律の規定に基づき国外に派遣される組織に属する選挙人のうち一定のものについての不在者投票制度を創設するとともに、南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票方法を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　政令で定められる特定国外派遣組織の対象となる組織の想定
・　不在者投票制度の対象範囲拡大の見通し
・　特定国外派遣組織に限定する理由

○　**審査結果**

可決

⑤　公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外７名提出、衆法第40号）

○　**要旨**

情報化社会の進展の状況にかんがみ、インターネット等を用いた選挙運動を解禁する等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑥　公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第５号）

○　**要旨**

参議院選挙区選出議員の選挙について、各選挙区の定数の配分を改めるもの（東京都を８人から10人に、千葉県を４人から６人に各２増、栃木県及び群馬県を４人から２人に各２減）

○　主な質疑内容

- ４増４減案提出の経緯と一票の格差是正
- 参議院選挙制度の抜本改革を行う必要性
- 参議院における民主党の合区案に対する評価

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	18. 3. 7		4.14 4.20	4.21	4.21 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	4.25 可決	倫理選挙特 6. 2 可決	6. 7 可決	6.14 法62号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外2名提出、第163回国会衆法第14号）	(17.10.21)		18. 1.20 6.16			（6.16） （閉会中審査）			
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（山本拓君外3名提出、衆法第20号）	18. 4.12		6.13			（6.16） （閉会中審査）			
公職選挙法の一部を改正する法律案（鳩山邦夫君外4名提出、衆法第33号）	6. 2		6. 8 6. 9	6. 9	6. 9 可決（多） （賛-自民・民主・公明・共産・国民） （反-社民）	6.13 可決	倫理選挙特 6.14 可決	6.16 可決	6.23 法93号

公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外7名提出、衆法第40号）	18. 6.13		6.14			（ 6.16）（閉会中審査）			

参　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第5号）	参 18. 3.10		5.26 5.31	5.31	5.31 可決（多） （賛-自民・公明・社民・国民） （反-民主・共産）	6. 1 可決	倫理選挙特 5.17 可決	5.19 可決	6. 7 法52号

（4）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 政治活動と選挙運動の差異及び現行法における選挙運動規制の在り方
- 第44回衆議院議員総選挙に関する報道の在り方
- 政見放送における手話通訳の必要性
- いわゆる外資系企業からの政治献金規制緩和の是非
- 特定公務員の選挙運動禁止の具体例に関する判例の有無

【第165回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	今井	宏君	自民				
理　事	井上	喜一君	自民	理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	棚橋	泰文君	自民	理　事	鳩山	邦夫君	自民
理　事	林	幹雄君	自民	理　事	吉良	州司君	民主
理　事	細川	律夫君	民主	理　事	井上	義久君	公明
	稲田	朋美君	自民		浮島	敏男君	自民
	遠藤	武彦君	自民		小里	泰弘君	自民
	近江屋	信広君	自民		大塚	拓君	自民
	木原	誠二君	自民		木原	稔君	自民
	倉田	雅年君	自民		谷畑	孝君	自民
	中馬	弘毅君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西村	明宏君	自民		萩原	誠司君	自民
	福田	峰之君	自民		藤野	真紀子君	自民
	船田	元君	自民		松本	文明君	自民
	大串	博志君	民主		近藤	洋介君	民主
	笹木	竜三君	民主		寺田	学君	民主
	中井	洽君	民主		野田	佳彦君	民主
	松本	大輔君	民主		渡辺	周君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		石井	啓一君	公明
	吉井	英勝君	共産		菅野	哲雄君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第11号）

○　要旨

平成19年３月１日から５月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するもの（いわゆる統一地方選挙）

○　審査結果

可決

② 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外１名提出、第163回国会衆法第14号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（加藤勝信君外２名提出、第164回国会衆法第20号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 主な質疑内容

- 規制を緩和することによる外国勢力の政治介入の懸念
- 上場企業か否かにより寄附の受領制限の区別を行う理由
- 寄附の解禁を一定期間継続して上場している会社からの寄附に限るという要件を設ける必要性
- 主たる構成員が外国人又は外国法人であるか否かの判断基準日
- 収支報告書の要旨の公表期限を法定化する理由

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

寄附の受領に係る規制の撤廃は５年以上継続して上場している会社からの寄附に限るものとすること等

④ 公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外７名提出、第164回国会衆法第40号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第11号）	18.10.31		11. 7 11. 8		11.15 可決（全） （賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民）	11.16 可決	倫理選挙特 11.29 可決	12. 1 可決	12. 8 法107号

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号）	(17.10.21)		18. 9.28 (6.16)			(12.19) (閉会中審査)			
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（加藤勝信君外2名提出、第164回国会衆法第20号）	(18. 4.12)		9.28 11.30	12. 1	12. 1 修正(多) (賛-自民・民主・公明・国民) (反-共産・社民) (附)	12. 5 修正	倫理選挙特 12.11 可決	12.13 可決	12.20 法113号
公職選挙法等の一部を改正する法律案（渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号）	(6.13)		9.28			(12.19) (閉会中審査)			

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 統一地方選挙特例法の意義、目的
- 統一地方選挙の選挙期日を２回に分けて実施する理由
- 首長の多選禁止の法制化についての検討状況
- いわゆる赤字会社からの寄附の禁止についての総務大臣の見解
- 日本経済団体連合会が全国銀行協会に政治献金の再開を要請したことについての総務大臣の見解

20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	川内　博史君	民主			
理　事	井上　信治君	自民	理　事	石崎　岳君	自民
理　事	小渕　優子君	自民	理　事	仲村　正治君	自民
理　事	西銘　恒三郎君	自民	理　事	髙木　義明君	民主
理　事	仲野　博子君	民主	理　事	丸谷　佳織君	公明
	安次富　修君	自民		飯島　夕雁君	自民
	清水　清一朗君	自民		玉沢　徳一郎君	自民
	とかしきなおみ君	自民		平口　洋君	自民
	福岡　資麿君	自民		山崎　拓君	自民
	吉川　貴盛君	自民		若宮　健嗣君	自民
	市村　浩一郎君	民主		土肥　隆一君	民主
	三井　辨雄君	民主		伊藤　渉君	公明
	赤嶺　政賢君	共産		照屋　寛徳君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- グアムへの海兵隊移転費用に関する米国の要求内容及び日米の負担割合
- 米軍再編に伴う基地従業員の雇用対策の必要性
- 普天間飛行場の返還後の跡地利用の必要性
- 沖縄県立北部病院産婦人科の４月再開の可能性
- 米軍再編に関する閣議決定（５月30日）に対する外務大臣及び担当大臣の評価
- 北部振興策廃止をうたう同閣議決定を受けての北部振興策継続の可否
- 在沖４軍調整官のオスプレイ沖縄配備発言（５月31日）に対する政府見解
- 日米地位協定に基づく日米合同委員会における合意内容の公開の必要性
- 北方領土隣接地域が取りまとめた「再構築提言書」に対する政府見解
- 北方領土ビザなし交流の今後の在り方

（閉会中審査）

- 台湾との中間線に近い与那国海域における安全な漁業ルール確立の必要性

・　那覇空港の沖合展開に向けた政府の対応
・　沖縄振興に関する担当大臣のプランと成果
・　普天間飛行場の移設に関する協議会における北部振興策と基地移転問題との関連性
・　普天間飛行場代替施設の滑走路を有事に備えて1,800ｍとする米海兵隊司令官の発言に対する政府見解
・　北方領土周辺水域で拿捕された日本漁船及び乗組員３名の早期解放に向けた取組
・　日ロによる銃撃事件再発防止のための具体策
・　同事件発生直後の政府対応
・　北方領土隣接地域振興協議会における地域整備のための調査状況
・　老朽化した北方領土ビザなし交流船を新造する必要性

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 7. 6 ～ 7. 7	北海道	北方問題等に関する実情調査	６人
(閉会中) 8.22 ～ 8.23	沖縄県	沖縄の基地問題等に関する実情調査	11人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	安住	淳君	民主				
理　事	井上	信治君	自民	理　事	石崎	岳君	自民
理　事	仲村	正治君	自民	理　事	西銘	恒三郎君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民	理　事	仲野	博子君	民主
理　事	山田	正彦君	民主	理　事	丸谷	佳織君	公明
	安次富	修君	自民		飯島	夕雁君	自民
	清水	清一朗君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	とかしきなおみ君		自民		橋本	岳君	自民
	平口	洋君	自民		福岡	資麿君	自民
	山崎	拓君	自民		若宮	健嗣君	自民
	市村	浩一郎君	民主		川内	博史君	民主
	武正	公一君	民主		伊藤	渉君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査等

付託された法律案はなかった。委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第３号）

○　要旨

北方領土で出生したにもかかわらず、終戦日を基準として６月以上生活しているという要件を満たさないことにより、本法律上、元居住者とされないため、独立行政法人北方領土問題対策協会が行っている融資の資格者に該当しないという状況を解消する等の措置を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第3号）	18.12.6				12.6 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	12.7 可決	沖縄北方特 12.13 可決 (附)	12.15 可決	12.22 法122号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 沖縄県宮古島等で行われている自動車燃料のバイオエタノール混合ガソリン導入推進の必要性
- 在日米軍再編促進のための法律案及び予算の内容
- 北部振興策と普天間飛行場移設計画との関連性の有無
- 仲井真新知事が公約した「３年以内を目途に普天間飛行場の危険性の除去」及び「普天間飛行場の３年以内の閉鎖」の実現の可能性に関する担当大臣の見解
- 北部振興策を平成20年度、平成21年度まで継続することに対する政府の方針
- 非核三原則における「核の持ち込み」について日米の解釈の相違を解消する必要性
- 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に対する文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価結果と内閣府の同法人評価委員会の評価内容を公開する必要性
- 日ロ関係の協力、発展に向けたグランドデザインを提示する必要性
- 北方四島周辺水域における安全操業の確立・再発防止の必要性
- 日ロ政府間で合意した地震・津波対策の進捗状況

(5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

北方地域旧漁業権者等に対する措置等に関する件（平成18.12.6）

北方地域の漁業権者及び居住者については、さきの大戦の終結に伴い、我が国固有の領土である北方領土から強制的に移住させられ、同地域に復帰することはもとより、その周辺水域で漁業を営むこともできない状況に置かれている特殊な地位に配慮し、昭和36年、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を制定した。現在、北方領土問題対策協会がこれら北方地域旧漁業権者等に、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を低利で融資する措置を講じている。

ついては、政府は、次の事項について、充分配慮すべきである。

１　独立行政法人北方領土問題対策協会が行う融資業務について、業務の効率性、透明性、公平性等に充分な配慮をするよう指導すること。

２　第164回国会において成立した行政改革推進法の趣旨に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の組織及び融資業務の見直しを適切に行うこと。

３　北方領土の早期返還実現のため、返還要求運動の推進と体制強化を図ること。

４　北方四島交流事業等に係る使用船舶の新造に早急に着手すること。

右決議する。

21　青少年問題に関する特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	近藤　　昭一君	民主			
理　事	岡下　　信子君	自民	理　事	菅原　　一秀君	自民
理　事	谷川　　弥一君	自民	理　事	松島　みどり君	自民
理　事	やまぎわ大志郎君	自民	理　事	小宮山　洋子君	民主
理　事	田嶋　　要君	民主	理　事	富田　　茂之君	公明
	井脇　ノブ子君	自民		上野　賢一郎君	自民
	大塚　　高司君	自民		北川　　知克君	自民
	土屋　　正忠君	自民		葉梨　　康弘君	自民
	萩生田　光一君	自民		福岡　　資麿君	自民
	松本　　洋平君	自民		山内　　康一君	自民
	泉　　健太君	民主		郡　　和子君	民主
	横山　　北斗君	民主		福島　　豊君	公明
	石井　　郁子君	共産		保坂　　展人君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 青少年健全育成基本法制定の必要性
- 性犯罪者の再犯防止対策及び10代への性教育の必要性
- 不良行為少年の補導人員増加の要因及び少年補導に係る法制化の動向
- 子どもの安全対策における指導者養成の在り方
- 地域における子どもの安全対策に取り組むＮＰＯ等民間団体と行政の連携の在り方
- 少子化対策に関する政府の基本姿勢
- 文部科学省と厚生労働省が連携して取り組む「放課後子どもプラン」の趣旨及び概要
- 「社会的ひきこもり」の現状と政府の取組状況
- 児童虐待防止法における早期発見に係る教員の責務を周知する必要性

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 2.14	江戸川区長	多田　正見君	青少年問題に関する件（子どもの安全対策について）
	立正大学文学部社会学科助教授	小宮　信夫君	
	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所理事長 港区教育委員会委員	横矢　真理君	
	エンパワメント・センター代表	森田　ゆり君	

(6) 委員派遣・議員海外派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 18. 7.11 ～ 7.12	岩手県	青少年問題に関する実情調査	８人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における青少年問題等実情調査議員団	(閉会中) 平成18. 8.27 ～ 9. 5	イギリス、フィンランド、フランス	欧州各国における青少年問題等の実情を調査のため	４人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	小宮山　洋子君	民主			
理　事	後藤田　正純君	自民	理　事	実川　　幸夫君	自民
理　事	谷川　　弥一君	自民	理　事	萩生田　光一君	自民
理　事	やまぎわ大志郎君	自民	理　事	田嶋　　要君	民主
理　事	高井　　美穂君	民主	理　事	伊藤　　渉君	公明
	井澤　　京子君	自民		井脇　ノブ子君	自民
	上野　賢一郎君	自民		大塚　　高司君	自民
	中森　ふくよ君	自民		西本　　勝子君	自民
	葉梨　　康弘君	自民		福岡　　資麿君	自民
	松本　　洋平君	自民		山内　　康一君	自民
	太田　　和美君	民主		津村　　啓介君	民主
	西村　智奈美君	民主		福島　　豊君	公明
	石井　　郁子君	共産		保坂　　展人君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 「青少年育成施策大綱」の達成状況
- 「子ども安全・安心加速化プラン」の目的、概要及び最終責任官庁
- ニート、フリーター問題の現状、増加の原因及び自立支援の対策
- 若年層における就労、教育機会の格差拡大問題に対する担当大臣の認識
- 過去と比較した場合のいじめの質的変化の有無
- いじめ自殺に関する報道の在り方
- いじめ問題に対する学校の取組の在り方
- 児童相談所が抱える親の人権と子どもの安全確保との優先度の問題
- 児童相談所の児童福祉司の配置基準を見直す必要性
- 要保護児童対策地域協議会の設置に地域間格差が生じている原因

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18.11.16	横浜市立末吉小学校校長	森　　徹君	青少年問題に関する件（いじめ問題について）
	東京大学社会科学研究所助教授	本田　由紀君	
	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター代表理事	清川　輝基君	
	子ども相談室「モモの部屋」主宰 心理カウンセラー	内田　良子君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18.11. 6	京都府	青少年問題（児童虐待問題）に関しての実情調査	12人

22　国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	三原	朝彦君	自民				
理　事	石破	茂君	自民	理　事	岩屋	毅君	自民
理　事	西村	康稔君	自民	理　事	松浪	健四郎君	自民
理　事	渡辺	具能君	自民	理　事	末松	義規君	民主
理　事	伴野	豊君	民主	理　事	田端	正広君	公明
	安次富	修君	自民		石原	宏高君	自民
	今津	寛君	自民		宇野	治君	自民
	江渡	聡徳君	自民		越智	隆雄君	自民
	大塚	拓君	自民		金子	善次郎君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		鈴木	馨祐君	自民
	谷本	龍哉君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	土井	真樹君	自民		冨岡	勉君	自民
	中根	一幸君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西本	勝子君	自民		橋本	岳君	自民
	藤野	真紀子君	自民		町村	信孝君	自民
	松本	洋平君	自民		宮澤	洋一君	自民
	池田	元久君	民主		後藤	斎君	民主
	神風	英男君	民主		田島	一成君	民主
	武正	公一君	民主		達増	拓也君	民主
	長島	昭久君	民主		古本	伸一郎君	民主
	山井	和則君	民主		高木	陽介君	公明
	谷口	和史君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　陸上自衛隊撤収後の我が国のイラク支援活動
・　イランの核開発問題に配慮しつつ同国との友好関係を維持していく必要性
・　イラク派遣隊員のメンタルヘルスケア体制充実の必要性
・　自衛隊のアフガニスタン協力支援活動の終了時期及びその条件

（閉会中審査）

・　陸上自衛隊撤収後の航空自衛隊の活動内容
・　航空自衛隊に対する国連及び米国からの支援要請の有無
・　イラクの治安情勢に関する政府見解
・　イラクにおける航空自衛隊の活動の安全確保策
・　イラクで活動する航空自衛隊の撤収条件
・　国際協力のための一般法を早期に制定する必要性

（5）議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中東諸国等事情調査議員団	(閉会中) 平成18. 8.17 ～ 8.21	アラブ首長国連邦、クウェート	イラクにおける人道復興支援活動及び国際テロリズムの防止に関する活動等事情調査のため	４人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	浜田	靖一君	自民				
理　事	石破	茂君	自民	理　事	渡海	紀三朗	自民
理　事	中谷	元君	自民	理　事	西村	康稔君	自民
理　事	松浪	健四郎君	自民	理　事	神風	英男君	民主
理　事	原口	一博君	民主	理　事	田端	正広君	公明
	安次富	修君	自民		伊藤	信太郎君	自民
	伊藤	忠彦君	自民		石原	宏高君	自民
	宇野	治君	自民		越智	隆雄君	自民
	大塚	拓君	自民		金子	善次郎君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉田	元司君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	冨岡	勉君	自民		中根	一幸君	自民
	中森	ふくよ君	自民		西本	勝子君	自民
	橋本	岳君	自民		町村	信孝君	自民
	松本	洋平君	自民		三原	朝彦君	自民
	宮澤	洋一君	自民		吉川	貴盛君	自民
	池田	元久君	民主		古賀	一成君	民主
	後藤	斎君	民主		田島	一成君	民主
	武正	公一君	民主		中川	正春君	民主
	長妻	昭君	民主		伴野	豊君	民主
	山井	和則君	民主		江田	康幸君	公明
	丸谷	佳織君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）

○　要旨

平成13年９月11日に米国で発生した同時多発テロ事件に対応して行われる米国等の活動を支援すること等を目的とするテロ対策特別措置法の期限を１年間延長するもの

○　主な質疑内容

・　海上自衛隊の撤収時期及び法律期限の延長幅を１年とした理由
・　派遣されている補給艦、輸送機に装備されている武器の妥当性
・　給油中の外国艦船が攻撃された場合の我が国護衛艦の武器使用の可否
・　インド洋における海上阻止活動（ＯＥＦ－ＭＩＯ）への常時参加国と日本の支援活動の具体的成果
・　米国同時多発テロ事件発生時に立ち返ってテロ対策を議論する必要性
・　インド洋における補給用燃料の調達価格の妥当性
・　インド洋に派遣され傷病により帰国した自衛隊員の公務災害認定基準を緩和する必要性

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	18.10.6	10.13	10.13 10.13	10.16 10.19	10.19 可決（多） （賛－自民・公明） （反－民主・共産・社民・国民）	10.19 可決	外交防衛 10.26 可決	10.27 可決	11.1 法99号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

（閉会中審査）

・　イラク特措法に基づく基本計画の変更の背景及び理由
・　テロ対策特措法に基づく海上自衛隊及びイラク特措法に基づく航空自衛隊撤収の見極め
・　イラクに派遣している航空自衛隊の詳細な活動内容を公表していない理由及び同情報を公表する必要性
・　米国のイラク研究グループ（ＩＳＧ）が12月６日に発表したイラク政策見直しに関する報告書に対する見解
・　他国に向かうミサイルを我が国が撃墜することに関する憲法解釈

23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	平沢	勝栄君	自民				
理　事	赤城	徳彦君	自民	理　事	大前	繁雄君	自民
理　事	近藤	基彦君	自民	理　事	水野	賢一君	自民
理　事	宮路	和明君	自民	理　事	松木	謙公君	民主
理　事	松原	仁君	民主	理　事	池坊	保子君	公明
	小野寺	五典君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	河井	克行君	自民		薗浦	健太郎君	自民
	根本	匠君	自民		福井	照君	自民
	山本	明彦君	自民		渡辺	博道君	自民
	渡部	篤君	自民		荒井	聰君	民主
	北橋	健治君	民主		中井	洽君	民主
	西村	智奈美君	民主		漆原	良夫君	公明
	笠井	亮君	共産		重野	安正君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査等

付託された法律案はなかった。委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第38号）

○　要旨

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害の実態を解明し、及びその抑止を図ろうとするもの

○　主な発言内容

・　我が国の主権を侵害した国際的犯罪行為である拉致と北朝鮮国内の人権侵害問題を同列化する問題

・　本法律案がこれまでの外交的努力、国際的努力を阻害させるおそれ及び拉致問題の解決を遠ざける危険性

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第38号）	18. 6.12				6.12 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民)	6.13 可決	拉致特 6.14 可決	6.16 可決	6.23 法96号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　北朝鮮に対し特定失踪者すべての安否情報を確認する必要性
・　第１回日朝包括並行協議（平成18.2.4～8）に対する政府の評価
・　「拉致問題特命チーム」内に設置された法執行班及び情報収集会議の活動内容
・　辛光洙（シン・グァンス）容疑者による原敕晁（はらただあき）さん拉致事件に関し強制捜査に至った経緯
・　拉致被害者家族横田早紀江さんが米国下院公聴会で証言し、ブッシュ米国大統領と面会できたことに対する政府の所感

（閉会中審査）

・　今後の拉致問題解決に向けた日韓連携の方向性
・　特定船舶の入港禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶（「万景峰92号」）の入港禁止措置の理由の中に拉致問題を明記する必要性

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 5.29	北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表	横田　　滋君	北朝鮮による拉致問題等に関する件
		横田早紀江君	
	韓国人拉致被害者金英男氏の母	崔　　桂月君	
	韓国拉北者家族会代表	崔　　成龍君	
	韓国人拉致被害者金英男氏の姉	金　　英子君	

【第165回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	小島	敏男君	自民				
理　事	赤城	徳彦君	自民	理　事	遠藤	武彦君	自民
理　事	上川	陽子君	自民	理　事	近藤	基彦君	自民
理　事	髙木	毅君	自民	理　事	大島	敦君	民主
理　事	渡辺	周君	民主	理　事	高木	陽介君	公明
	今津	寛君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	河井	克行君	自民		木原	誠二君	自民
	岸田	文雄君	自民		薗浦	健太郎君	自民
	原田	義昭君	自民		山本ともひろ君		自民
	渡部	篤君	自民		松木	謙公君	民主
	松原	仁君	民主		笠	浩史君	民主
	鷲尾	英一郎君	民主		漆原	良夫君	公明
	笠井	亮君	共産		重野	安正君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 委員会視察の際に受けた現地からの要望に対する内閣官房長官の所感
- 拉致被害者の認定要件を緩和するとともに拉致認定に準ずる仕組みを創設する必要性
- 朝鮮半島有事の際の政府の対応方針
- 北朝鮮人権法に基づく北朝鮮人権侵害問題啓発週間等への政府の取組方針
- 六者会合の中で日本政府が拉致問題解決について強く働きかける必要性
- 北朝鮮に対する安倍内閣の今後の外交方針
- 北朝鮮に対する制裁措置の効果についての政府の認識
- 日朝平壌宣言及び六者会合共同声明の位置付けとそれらの有効性
- 我が国の「非核三原則」堅持と朝鮮半島の非核化の必要性
- 拉致被害者支援法を拡充する必要性

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 18.11.15	福井県	北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	７人
11.22	新潟県		14人

24　日本国憲法に関する調査特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	中山　　太郎君	自民					
理　事	愛知　　和男君	自民		理　事	近藤　　基彦君	自民
理　事	福田　　康夫君	自民		理　事	船田　　元君	自民
理　事	保岡　　興治君	自民		理　事	枝野　　幸男君	民主
理　事	古川　　元久君	民主		理　事	斉藤　　鉄夫君	公明
	井上　　喜一君	自民			伊藤　　公介君	自民
	石破　　茂君	自民			遠藤　　武彦君	自民
	小野寺　五典君	自民			越智　　隆雄君	自民
	大村　　秀章君	自民			加藤　　勝信君	自民
	河村　　建夫君	自民			柴山　　昌彦君	自民
	高市　　早苗君	自民			棚橋　　泰文君	自民
	渡海　紀三朗君	自民			中野　　正志君	自民
	野田　　毅君	自民			葉梨　　康弘君	自民
	早川　　忠孝君	自民			林　　潤君	自民
	平田　　耕一君	自民			二田　　孝治君	自民
	松野　　博一君	自民			森山　　眞弓君	自民
	安井　潤一郎君	自民			山崎　　拓君	自民
	吉田六左エ門君	自民			岩國　　哲人君	民主
	小川　　淳也君	民主			逢坂　　誠二君	民主
	北神　　圭朗君	民主			鈴木　　克昌君	民主
	仙谷　　由人君	民主			園田　　康博君	民主
	田中　眞紀子君	民主			筒井　　信隆君	民主
	平岡　　秀夫君	民主			石井　　啓一君	公明
	太田　　昭宏君	公明			桝屋　　敬悟君	公明
	笠井　　亮君	共産			辻元　　清美君	社民
	滝　　実君	国民				

(2) 設置の目的

日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の６の調査をいう。）を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外４名提出、衆法第 30 号）

○　要旨

日本国憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うもの

○　主な発言内容

・　憲法改正国民投票法の整備の要否
・　公正中立な憲法改正国民投票法の整備の重要性
・　一般的・諮問的国民投票制度の導入の是非
・　国民投票の投票権者の範囲の在り方
・　投票用紙への賛否の記載方法と過半数の意義
・　憲法改正案審議手続条項を本委員会で審査することの是非
・　与党案及び民主党案の一本化に向けた取組を継続する必要性

○　審査結果

継続審査

②　日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出、衆法第 31 号）

○　要旨

日本国憲法第96条に定める憲法改正についての国民の承認に係る投票及び国政における重要な問題に係る案件についての国民の賛否の投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政における重要な問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行うもの

○　主な発言内容

（①参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外4名提出、衆法第30号）	18. 5.26	6. 1	6. 1 6. 1	6.15 （各会派からの意見聴取及び提出者からの発言）		（6.16） （閉会中審査）			
日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外3名提出、衆法第31号）	5.26	6. 1	6. 1 6. 1	6.15 （各会派からの意見聴取及び提出者からの発言）		（6.16） （閉会中審査）			

（4）国政調査

国政調査では、委員間の自由討議及び質疑等が行われた。自由討議及び質疑等の主な内容は、次のとおりである。

○　自由討議及び質疑等の主な内容

憲法改正国民投票制度について

・　憲法改正国民投票法制の要否
・　憲法改正の限界の考え方
・　憲法改正案と憲法改正国民投票法制の議論を切り離して行うことの可否
・　国民投票と国政選挙の同時実施の是非
・　諮問的・一般的国民投票の導入の要否
・　投票権者の年齢要件と居住要件の在り方
・　憲法改正案の中立公正な周知・広報の重要性
・　国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲
・　公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動禁止の是非
・　メディア自主規制及び投票日前広告制限に関する規定の是非
・　国民投票に関する買収・利害誘導罪の是非
・　国民投票の単位（個別又は一括方式）及び投票用紙とその記載方法の在り方
・　最低投票率制度の導入の是非
・　国民投票の「過半数」の意義
・　国民投票の効力に関する争訟制度

国会法一部改正について
・　憲法改正原案の提案権の所在
・　憲法改正原案の審議手続の内容
・　憲法改正原案の議決における総議員の意義

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18. 4.13	日本放送協会理事	石村英二郎君	日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件（日本国憲法改正国民投票制度とメディアとの関係）
	社団法人日本民間放送連盟理事・報道委員長	堀　　鐵藏君	
4.20	社団法人日本雑誌協会編集倫理委員会委員長	山　　了吉君	
	社団法人日本雑誌協会個人情報・人権問題特別委員会委員長	鈴木　　哲君	
	社団法人日本雑誌協会専務理事	勝見　亮助君	
4.27	社団法人日本新聞協会編集小委員会委員長（読売新聞東京本社編集局次長）	楢崎　憲二君	
	社団法人日本新聞協会編集小委員会副委員長（朝日新聞東京本社編集局長補佐）	石井　　勤君	
	社団法人日本新聞協会編集小委員会委員（毎日新聞東京本社編集局総務）	藤原　　健君	
5.18	慶應義塾大学法学部教授 弁護士	小林　　節君	同上 （憲法改正国民投票法制の要否）
	伊藤塾塾長 法学館憲法研究所所長	伊藤　　真君	
6. 1	コラムニスト	天野　祐吉君	
	社団法人日本民間放送連盟放送基準審議会委員・放送倫理小委員長	山田　良明君	

(6) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団	(閉会中) 平成18. 7.16 ～ 7.29	ポーランド、イタリア、デンマーク、エストニア	欧州各国の憲法及び国民投票制度に関する実情調査のため	7人

【第165回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	中山	太郎君	自民				
理　事	愛知	和男君	自民	理　事	近藤	基彦君	自民
理　事	福田	康夫君	自民	理　事	船田	元君	自民
理　事	保岡	興治君	自民	理　事	枝野	幸男君	民主
理　事	園田	康博君	民主	理　事	赤松	正雄君	公明
	新井	悦二君	自民		伊藤	公介君	自民
	石破	茂君	自民		越智	隆雄君	自民
	大村	秀章君	自民		加藤	勝信君	自民
	坂本	剛二君	自民		柴山	昌彦君	自民
	棚橋	泰文君	自民		谷	公一君	自民
	渡海	紀三朗君	自民		中谷	元君	自民
	中野	正志君	自民		野田	毅君	自民
	葉梨	康弘君	自民		早川	忠孝君	自民
	林	潤君	自民		平田	耕一君	自民
	深谷	隆司君	自民		藤井	勇治君	自民
	二田	孝治君	自民		森山	眞弓君	自民
	矢野	隆司君	自民		安井	潤一郎君	自民
	山崎	拓君	自民		逢坂	誠二君	民主
	岡本	充功君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	鈴木	克昌君	民主		田中	眞紀子君	民主
	筒井	信隆君	民主		中川	正春君	民主
	長妻	昭君	民主		平岡	秀夫君	民主
	古川	元久君	民主		石井	啓一君	公明
	大口	善徳君	公明		福島	豊君	公明
	笠井	亮君	共産		辻元	清美君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 設置の目的

日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の６の調査をいう。）を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会衆法第30号）

○ 要旨

（第164回国会参照）

○ 主な質疑内容

・ 憲法改正手続法の整備の要否

・　憲法改正手続法の整備に向けた幅広い合意形成の必要性
・　憲法改正に係る予備的な国民投票制度の導入の是非
・　投票権者の年齢を本則18歳以上に引き下げる方向に至った経緯
・　投票期日までの周知期間
・　国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲を絞る必要性
・　公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止に罰則を科することの是非
・　組織的多数人買収罪及び利害誘導罪の要件を更に限定する必要性
・　政党のテレビ・ラジオ無料放送枠の割当基準
・　テレビ・ラジオ無料放送枠を政党に限定することの是非
・　投票日直前の国民投票運動の広告放送を制限する期間
・　最低投票率制度の導入の是非
・　国民投票の「過半数」の意義
・　投票用紙の記載方法の在り方
・　憲法改正の限界を超える改正の是非及び改正された場合の対処の仕方
・　憲法審査会の所管事項
・　憲法審査会における調査・審査の在り方
・　憲法改正案の発議方法
・　憲法改正広報協議会の委員の割当基準及び議員以外の委員の導入の必要性

○　審査結果

継続審査

②　日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案　（枝野幸男君外３名提出、第164回国会衆法第31号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外5名提出、第164回国会衆法第30号）	(18. 5.26)	(6. 1)	9.28 (6. 1) 10.26	10.26 11. 2 11. 9 11.30 12. 5 12. 7 12.14		(12.19) （閉会中審査）			

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案 （枝野幸男君外3名提出、第164回国会衆法第31号）	(18. 5.26)	(6. 1)	9.28 (6. 1) 10.26	10.26 11. 2 11. 9 11.30 12. 5 12. 7 12.14		(12.19) (閉会中審査)			

(4) 国政調査

国政調査では、海外派遣報告及びこれに関連して参加委員等からの発言があった。その主な内容は、次のとおりである。

○ 海外派遣参加委員等の発言の主な内容

- ポーランドにおける「円卓会議」と現行憲法の制定経緯
- イタリアにおける憲法改正に係る合意形成過程及び法律廃止に関する国民投票制度
- デンマークにおけるＥＵ問題と国民投票
- エストニアの国民投票における政府の広報活動

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会	平成 18.10.26	小委員14人	11. 2	日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会） 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案 （枝野幸男君外３名提出、第164回国会） （国民投票運動規制・罰則について）
			11. 7	同上 （メディア規制・国民に対する周知広報について）
			11.16	同上 （憲法審査会その他国会法改正部分について）
			11.30	同上 （国民投票の対象・投票権者の範囲・投票用紙への賛否の記載方法及び過半数の意義・周知期間並びに国民投票無効訴訟等について）
			12.12	同上 （国民投票運動規制・罰則並びにメディア規制・国民に対する周知広報について）

(6) 参考人

（日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18.11. 2	ジャーナリスト 真っ当な国民投票のルールを作る会事務局長	今井　　一君	日本国憲法の改正手続に関する法律案（保岡興治君外５名提出、第164回国会） 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（枝野幸男君外３名提出、第164回国会） （国民投票運動規制・罰則について）
	日本弁護士連合会副会長	吉岡　桂輔君	
	日本弁護士連合会副会長	松本　光寿君	
	日本弁護士連合会憲法委員会事務局長	菅沼　一王君	
	成蹊大学法学部講師	福井　康佐君	
	日本自治体労働組合総連合副中央執行委員長	田中　章史君	
11. 7	社団法人日本民間放送連盟報道委員会委員・報道小委員長	渡辺興二郎君	同上 （メディア規制・国民に対する周知広報について）
	社団法人日本民間放送連盟放送基準審議会委員・放送倫理小委員長	山田　良明君	
	ジャーナリスト 真っ当な国民投票のルールを作る会事務局長	今井　　一君	
	日本弁護士連合会副会長	吉岡　桂輔君	
	日本弁護士連合会憲法委員会事務局長	菅沼　一王君	
	専修大学文学部助教授	山田　健太君	
11.16	慶應義塾大学法学部教授 弁護士	小林　　節君	同上 （憲法審査会その他国会法改正部分について）
	上智大学大学院法学研究科教授	高見　勝利君	
	大東文化大学法科大学院助教授	井口　秀作君	
12.12	日本放送協会理事	石村英二郎君	同上 （国民投票運動規制・罰則並びにメディア規制・国民に対する周知広報について）
	読売新聞東京本社論説副委員長	上村　武志君	
	毎日新聞論説委員	近藤　憲明君	
	産経新聞東京本社論説副委員長	中静敬一郎君	
	日本弁護士連合会副会長	吉岡　桂輔君	
	日本弁護士連合会憲法委員会事務局長	菅沼　一王君	

25　行政改革に関する特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	伊吹	文明君	自民				
理　事	今津	寛君	自民	理　事	園田	博之君	自民
理　事	谷	公一君	自民	理　事	谷川	弥一君	自民
理　事	山本	有二君	自民	理　事	大島	敦君	民主
理　事	北橋	健治君	民主	理　事	桝屋	敬悟君	公明
	秋葉	賢也君	自民		井上	喜一君	自民
	井上	信治君	自民		衛藤	征士郎君	自民
	小野寺	五典君	自民		大野	功統君	自民
	岡本	芳郎君	自民		加藤	勝信君	自民
	小杉	隆君	自民		佐藤	錬君	自民
	菅原	一秀君	自民		鈴木	淳司君	自民
	並木	正芳君	自民		西本	勝子君	自民
	葉梨	康弘君	自民		広津	素子君	自民
	松本	洋平君	自民		三ツ矢	憲生君	自民
	水野	賢一君	自民		大串	博志君	民主
	近藤	洋介君	民主		武正	公一君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	前田	雄吉君	民主		渡辺	周君	民主
	石井	啓一君	公明		谷口	和史君	公明
	塩川	鉄也君	共産		菅野	哲雄君	社民
	滝	実君	国民				

(2) 設置の目的

行政改革に関連する諸法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案５件及び議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（内閣提出第34号）

○　要旨

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、必要な事項を定めようとするもの

○　主な質疑内容

・　市場化テストのメリットとデメリット及び民間にはなじまない分野における導入

の考え方
・　市場化テストの対象分野、分類基準及び官民競争入札等監理委員会の役割

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って行う旨を基本理念に加えること

②　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出第71号）
③　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出第72号）
④　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第73号）

○　要旨

設立許可を主務官庁が自由裁量により行う制度を改め、登記のみで非営利法人を設立できる制度を創設するとともに、その公益性の認定について、独立した委員会の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設することとし、あわせて、中間法人法を廃止し、民法等の関連する諸法律を整備するもの

○　主な質疑内容

・　独立行政法人及び公益法人改革において、随意契約制度を見直すことの必要性
・　公益法人改革において特定非営利活動法人を対象外とした経緯

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出第74号）

○　要旨

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするもの

○　主な質疑内容

・　簡素で効率的な政府の定義及び将来像
・　新たな政策金融機関の在り方及び統廃合による肥大化の懸念
・　現行の特別会計の問題点及び特別会計改革の意義
・　総人件費改革において対ＧＤＰ比半減の実現可能性及び行政機関以外の国家公務員も総人件費改革に取り組む必要性
・　国の資産・債務改革への政府の取組姿勢

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（松本剛明君外５名提出、衆法第21号）

○　要旨

行政改革について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、重要課題及び各重要課題の解決のための改革の基本方針その他の重要事項を定め、並びに行政刷新会議を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進しようとするもの

○　主な質疑内容

・　総人件費改革において、３年間で２割削減する目標の実現可能性
・　地方公務員を総人件費改革の対象としなかった理由及び地方分権の基本的考え方

○　審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（内閣提出第34号）	18. 2.10		3.23 3.29	4. 3 〃(連日) 4. 7 4.10 4.11 4.13 4.17 4.18 4.19	4.19 修正(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民・国民) (附)	4.20 修正	行革特 5.25 可決 (附)	5.26 可決	6. 2 法51号
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出第71号）	3.10	3.23	3.23 3.29	4. 3 〃(連日) 4. 7 4.10 4.11 4.13 4.17 4.18 4.19	4.19 可決(多) (賛-自民・民主・公明・国民) (反-共産・社民) (附)	4.20 可決	行革特 5.25 可決 (附)	5.26 可決	6. 2 法48号
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出第72号）	3.10	3.23	3.23 3.29	4. 3 〃(連日) 4. 7 4.10 4.11 4.13 4.17 4.18 4.19	4.19 可決(多) (賛-自民・民主・公明・国民) (反-共産・社民) (附)	4.20 可決	行革特 5.25 可決 (附)	5.26 可決	6. 2 法49号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第73号）	3.10	3.23	3.23 3.29	4. 3 〃（連日） 4. 7 4.10 4.11 4.13 4.17 4.18 4.19	4.19 可決（多） （賛-自民・民主・公明・国民） （反-共産・社民） （附）	4.20 可決	行革特 5.25 可決 （附）	5.26 可決	6. 2 法50号
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出第74号）	3.10	3.23	3.23 3.29	4. 3 〃（連日） 4. 7 4.10 4.11 4.13 4.17 4.18 4.19	4.19 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・社民・国民） （附）	4.20 可決	行革特 5.25 可決 （附）	5.26 可決	6. 2 法47号

衆　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（松本剛明君外5名提出、衆法第21号）	18. 4.13		4.13 4.18	4.18 4.19	4.19 否決（少） （賛-民主・国民） （反-自民・公明・共産・社民）	4.20 否決			

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 4. 3	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長	水島藤一郎君	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（内閣提出）
	日本郵政株式会社代表取締役社長	西川　善文君	
4.13	商工組合中央金庫理事長	江崎　　格君	
4.17	中央大学法学部教授	富田　俊基君	
	日本労働組合総連合会副事務局長	逢見　直人君	
	東京大学大学院経済学研究科教授	井堀　利宏君	
	株式会社希望社代表取締役社長	桑原　耕司君	
	財団法人公益法人協会理事長	太田　達男君	
	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長	君島　一宇君	
	全国商工会連合会会長	清家　　孝君	
	日本大学商学部教授	永山　利和君	

26　教育基本法に関する特別委員会

【第164回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	森山	眞弓君	自民				
理　事	岩永	峯一君	自民	理　事	小渕	優子君	自民
理　事	河村	建夫君	自民	理　事	田中	和徳君	自民
理　事	町村	信孝君	自民	理　事	大畠	章宏君	民主
理　事	牧	義夫君	民主	理　事	池坊	保子君	公明
	稲田	朋美君	自民		岩屋	毅君	自民
	臼井	日出男君	自民		遠藤	利明君	自民
	小此木	八郎君	自民		大前	繁雄君	自民
	海部	俊樹君	自民		北村	誠吾君	自民
	小島	敏男君	自民		小杉	隆君	自民
	島村	宜伸君	自民		下村	博文君	自民
	戸井田	とおる君	自民		中山	成彬君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	松浪	健四郎君	自民		松野	博一君	自民
	森	喜朗君	自民		やまぎわ	大志郎君	自民
	若宮	健嗣君	自民		奥村	展三君	民主
	中井	洽君	民主		西村	智奈美君	民主
	羽田	孜君	民主		藤村	修君	民主
	松本	大輔君	民主		山口	壯君	民主
	横光	克彦君	民主		笠	浩史君	民主
	太田	昭宏君	公明		斉藤	鉄夫君	公明
	石井	郁子君	共産		保坂	展人君	社民
	糸川	正晃君	国民		保利	耕輔君	無

(2) 設置の目的

教育基本法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　教育基本法案（内閣提出第89号）

○　要旨

教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画の策定について定める等のもの

○　主な質疑内容

・　教育基本法を改正する意義

・　憲法の改正後又は憲法と一体的に改正する必要性
・　我が国と郷土を愛する「心」ではなく「態度」と規定した理由
・　学習指導要領に記述のある「国を愛する心」を改めて法律に規定する意味
・　生涯学習の理念を規定した理由
・　教育行政の最終責任の所在
・　幼児期の教育についての規定が加えられた経緯
・　宗教教育に関する一般的な教養の内容及び現在の学校教育における指導内容
・　「不当な支配に服することなく」の定義及び改正案においてもこの文言を残した理由
・　男女共学の規定を削除した理由

○　参考人からの意見聴取

○　審査結果

継続審査

②　日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、衆法第28号）

○　要旨

教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるもの

○　主な質疑内容

・　「日本を愛する心を涵養する」の意味及び解釈
・　前文に「教育の目標」を規定した理由
・　普通教育及び義務教育における「最終的な責任」の意味及び担保策
・　高等教育の無償化
・　建学の自由及び私立の学校の振興の規定が憲法第89条に反する可能性
・　生命及び宗教に関する教育について「宗教的感性」の定義
・　教育行政の規定において「不当な支配」を規定しなかった理由

○　参考人からの意見聴取

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

<table>
<tr><th rowspan="3">件　　名</th><th rowspan="3">提出日</th><th colspan="5">衆　　議　　院</th><th colspan="2">参　議　院</th><th rowspan="3">公布日
番　号</th></tr>
<tr><th rowspan="2">趣　旨
説　明</th><th colspan="3">委　　員　　会</th><th>本会議</th><th rowspan="2">委員会名
議決日
結　果</th><th>本会議</th></tr>
<tr><th>付託日
提　案
理　由</th><th>質　疑</th><th>議決日
結　果</th><th>議決日
結　果</th><th>議決日
結　果</th></tr>
<tr><td>教育基本法案（内閣提出第89号）</td><td>18. 4.28</td><td>5.16</td><td>5.11
5.16</td><td>5.24
5.26
5.30
5.31
6. 1
6. 2
6. 5
〃（連日）
6. 8</td><td></td><td>（6.16）
（閉会中審査）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

衆　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外6名提出、衆法第28号）	18. 5.23		5.23 5.24	5.24 5.26 5.30 5.31 6. 1 6. 2 6. 5 〃(連日) 6. 8		（6.16） (閉会中審査)			

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 18. 5.30	中央教育審議会会長	鳥居　泰彦君	教育基本法案（内閣提出） 日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出）
	京都市教育委員会教育長	門川　大作君	
	ジャーナリスト	櫻井よしこ君	
	国立大学財務・経営センター名誉教授	市川　昭午君	
6. 6	学校法人渋谷教育学園理事長 日本私立中学高等学校連合会会長	田村　哲夫君	
	兵庫教育大学学長 中央教育審議会委員	梶田　叡一君	
	首都大学東京学長	西澤　潤一君	
	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長	渡久山長輝君	
6. 7	青森大学教授 エッセイスト ジャーナリスト	見城美枝子君	
	社団法人日本青年会議所会頭	池田　佳隆君	
	公立大学法人国際教養大学理事長・学長	中嶋　嶺雄君	
	東京大学名誉教授	堀尾　輝久君	

【第165回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	森山	眞弓君	自民				
理　事	稲葉	大和君	自民	理　事	河村	建夫君	自民
理　事	斉藤	斗志二君	自民	理　事	鈴木	恒夫君	自民
理　事	町村	信孝君	自民	理　事	中井	洽君	民主
理　事	牧	義夫君	民主	理　事	西	博義君	公明
	井脇	ノブ子君	自民		稲田	朋美君	自民
	猪口	邦子君	自民		岩永	峯一君	自民
	上野	賢一郎君	自民		臼井	日出男君	自民
	大島	理森君	自民		海部	俊樹君	自民
	北村	誠吾君	自民		小坂	憲次君	自民
	佐藤	剛男君	自民		島村	宜伸君	自民
	戸井田	とおる君	自民		中山	成彬君	自民
	西川	京子君	自民		馳	浩君	自民
	鳩山	邦夫君	自民		保利	耕輔君	自民
	松浪	健四郎君	自民		森	喜朗君	自民
	やまぎわ	大志郎君	自民		渡部	篤君	自民
	北神	圭朗君	民主		田中	眞紀子君	民主
	土肥	隆一君	民主		西村	智奈美君	民主
	野田	佳彦君	民主		羽田	孜君	民主
	古本	伸一郎君	民主		松本	大輔君	民主
	横山	北斗君	民主		斉藤	鉄夫君	公明
	坂口	力君	公明		石井	郁子君	共産
	保坂	展人君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 設置の目的

教育基本法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案１件（継続審査）及び議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　教育基本法案（内閣提出、第164回国会閣法第89号）

○　要旨

（第164回国会参照）

○　主な質疑内容

- 憲法改正と教育基本法改正との関係
- 我が国と郷土を愛する「態度を養うこと」の意義
- 教育の目標の規定が家庭教育や社会教育に及ぶことの是非
- 義務教育年限の規定を削除した理由

・　尊重されるべき家庭教育の自主性の範囲
・　宗教的情操を明記しない理由及び宗教教育の具体的内容
・　教育委員会を抜本的に改革する必要性
・　教育への「不当な支配」の内容
・　教育振興基本計画の内容
・　教育基本法改正の議論といじめ及び高等学校における未履修の問題との関係
・　教育改革タウンミーティングの不適切な運営の問題についての調査結果を明らかにする必要性
・　安倍内閣が進める教育再生との関係

○　公聴会
○　参考人からの意見の聴取
○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
○　審査結果
可決

②　日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会衆法第28号）

○　要旨
（第164回国会参照）
○　主な質疑内容
・　法律案名に「日本国」を付けた理由
・　「日本を愛する心を涵養し」との文言を前文に規定し条文中に規定しない理由
・　学校の設置者についての規定がない理由
・　学校に学校理事会を設置する理由
・　教育行政の民主的な運営、地方公共団体の長の権限及び文部科学省の責任の関係
・　生命及び宗教に関する教育の趣旨
・　幼児教育や高等教育の無償化の規定と我が国の財政状況
・　生涯学習と社会教育の関係
○　公聴会
○　参考人からの意見の聴取
○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
○　審査結果
議決不要

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
教育基本法案（内閣提出、第164回国会閣法89号）	(18. 4.28)	(5.16)	9.28 (5.16) 10.25	10.30 10.31 11. 1 11. 2 11. 6 11. 8(衆) 11. 9 11.10 11.13(衆) 11.14 11.15(公聴) 11.15 12.13(発)	11.15 可決 (賛－自民・公明・保利耕輔君) (欠－民主・共産・社民・国民)	11.16 可決	教育基本特 12.14 可決	12.15 可決	12.22 法120号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外6名提出、第164回国会衆法第28号）	(18. 5.23)		9.28 (5.24) 10.25	10.30 10.31 11. 1 11. 2 11. 6 11. 8(衆) 11. 9 11.10 11.13(衆) 11.14 11.15(公聴) 11.15 12.13(発)	12.13 議決不要（多） (賛－自民・公明) (反－民主・共産・社民) (欠－国民)				

（4）公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 18.11.10	11.10	教育基本法案（内閣提出、第164回国会） 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会)	教育基本法案(内閣提出、第164回国会)及び日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会）について	11.15

(5) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職　　業	氏　　名	意見を聞いた問題
平成18.11.15	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長	松下　倶子君	教育基本法案（内閣提出、第164回国会）及び日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会）について
	石川県立金沢泉丘高等学校教諭	鹿野　利春君	
	早稲田大学社会科学総合学術院教授	西原　博史君	
	日本大学文理学部教授	広田　照幸君	
	弁護士 日本弁護士連合会教育基本法改正問題対策会議議長、同元副会長	出口　治男君	

② 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成18.11.9	教育再生会議座長代理 株式会社資生堂相談役	池田　守男君	教育基本法案（内閣提出、第164回国会）日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会）の審査
	品川区教育委員会教育長	若月　秀夫君	
	教育評論家 法政大学キャリアデザイン学部教授	尾木　直樹君	
	国際基督教大学教授	藤田　英典君	

③ 意見陳述者

期　日	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成18.11.8	宮城県ＰＴＡ連合会会長	櫻中　辰則君	教育基本法案（内閣提出、第164回国会）及び日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会）について
	郡山地区連合町内会長 郡山地区社会福祉協議会長	千葉　胞義君	
	仙台市議会議員	木村　勝好君	
	宮城教育大学名誉教授	中森　孜郎君	
	宇都宮市議会議員	杵渕　　広君	
	宇都宮大学教育学部教授	渡邊　　弘君	
11.8	芳賀保護区保護司	渋井　休耕君	
	教育サプライ学院長	福士　英実君	
	四日市大学学長	宗村　南男君	
	元三重県教育委員会教育長	宮本　長和君	
	岐阜大学教授	北　　俊夫君	
	静岡大学教授	馬居　政幸君	
	三好町青少年健全育成推進協議会委員	伊豆原　充君	
	東京大学教授	高橋　哲哉君	

11.13	大分県高等学校ＰＴＡ連合会会長	高橋　正夫君	教育基本法案（内閣提出、第164回国会）及び日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会）について
	元大分市立中島小学校校長	清原今朝勝君	
	大分市議会議員	井手口良一君	
	札幌国際大学人文学部教授	西田　　豊君	
	元高校教諭	加藤　義勝君	
	北星学園大学経済学部教授	岩本　一郎君	

（6）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 18.11. 7 ～ 11. 8	第１班　宮城県、栃木県 第２班　三重県、愛知県	教育基本法案（内閣提出、第164回国会）及び日本国教育基本法案（鳩山由紀夫君外６名提出、第164回国会）の審査	第１班 ８人 第２班 ８人
11.13	第１班　大分県 第２班　北海道		第１班 ８人 第２班 ６人

第４

衆議院改革の動き

第４　衆議院改革の動き

１　議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年３月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長､理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」､「議院の運営上の問題」､「政治倫理の問題」､「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、河野議長から､「議員互助年金問題」､「公聴会の開会時期」について検討するよう諮問された。「議員互助年金問題」については、最終的に与党提出の議員互助年金廃止法案の成立を見た。「公聴会の開会時期」については、今後、副議長や各党が提示した他の検討項目とともに議論がなされていく予定である。

２　国会議員の互助年金等に関する問題

議員互助年金問題に関しては、平成16年２月13日の議会制度協議会において、河野議長から諮問された。その後、各党間において検討され、４月９日に各党の国会対策委員長から河野衆議院議長、倉田参議院議長の両議長に対し、国会議員互助年金問題について、両院議長のもとに諮問機関を設置してほしい旨の要請があり、両院議長が協議した結果、学識経験者６人で組織される「国会議員の互助年金等に関する調査会」が設置され、６月16日に初会合を開いた。

平成17年１月20日には、調査会から両院議長に対し、大幅な給付削減と議員負担の増加により国庫負担率を50％程度にすること等を内容とする答申がなされた。

議会制度協議会において、２月８日に調査会から答申について説明を聴取し、各党で検討することとなった。６月10日に各党から検討状況について中間報告があり、各党の案が提示され、平成18年度予算編成までに現行制度を何らかの形で見直すべきという認識で一致したが、８月に衆議院解散となった。

９月の総選挙後の議会制度協議会において、改めて各党の協議が進められた。10月26日に各党は、互助年金制度を直ちに廃止することで合意し、平成18年４月１日以降は現行の国会議員互助年金法は機能しない認識で一致した。また、次の通常国会の早期に法制化するようできるだけ速やかに各党で努力することで合意した。12月８日に与党（自民、公明）及び民主党から、それぞれ廃止の在り方についての案が提示され､次期通常国会の冒頭に、議院運営委員会で協議することになった。

平成18年１月、与党及び民主党から、それぞれ「国会議員互助年金法を廃止する法律案」が提出された。１月27日の議院運営委員会において、両案について提案理由説明聴取、質疑、討論の後、採決を行い、民主党案は否決され、与党案が可決された。１月31日の本会議においても、民主党案は否決され、与党案が可決された。２月３日の参議院本会議において、与党案が可決、成立した。

（参考）

国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外６名（自民、公明）提出）要旨

本案は、現行国会議員互助年金法を廃止し、それに伴う所要の経過措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　国会議員互助年金法を廃止すること。

二　退職者についての経過措置

１　普通退職年金の減額

昭和56年４月以降の退職者について、その退職時期に応じて４％から最大10％減額すること。

２　高額所得による年金の停止

普通退職年金と前年のそれ以外の所得との合計額が700万円を超える場合は、その超える額の２分の１に相当する金額の支給を停止することとし、停止する額が普通退職年金の額を超える場合には年金は支給しないこと。

三　現職国会議員についての経過措置

１　本年３月までの在職期間が10年以上である国会議員についての措置

㈠　退職後、施行日前の在職年数について旧法により計算した年金額を15％減額した普通退職年金、又は、国庫に納付した納付金総額の８割に相当する金額（過去に年金または退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）を退職一時金として受けることとすること。

㈡　右の年金を受ける場合には、二の２と同様の高額所得による年金の停止を適用すること。

２　本年３月までの在職期間が10年未満である国会議員についての措置

国庫に納付した納付金総額の８割に相当する金額（過去に退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）を退職一時金として受けることとすること。

四　この法律は、平成18年４月１日（二の２及び三の１の㈡については、同年７月１日）から施行すること。

３　衆議院事務局改革に関する問題

衆議院事務局改革問題に関しては、平成18年１月20日に議院運営委員会に衆議院事務局等の改革に関する小委員会が設置され、協議されている。

同小委員会は、衆議院事務局等を効率的かつ機能的な組織にし、議員の補佐機能の充実強化を図るため、第164回国会において新たに設置されたものである。

２月８日に初回の小委員会が開かれ、事務局から事務局及び法制局の組織等の現状について説明を聴取した。以来、９回にわたる小委員会においては、主に「定員の純減」、「組織の改編」、「議員専用バスの運行縮減」、「特別給料表適用者の給与の見直し」、「立法補佐機能の充実強化」、「衆議院所管の国有財産の活用」等について協議が行われた。

３月27日には、衆議院所管国有財産調査のため、自動車置場、速記者養成所、法制局分室、事務局分室を視察した。

５月31日に衆議院事務局等の改革に関する小委員会中間取りまとめを決定し、６月１日には議院運営委員会理事会で中間取りまとめを了承した（共産党は反対を表明した）。同日佐田議院運営委員長及び田村小委員長が、河野議長に報告した。

６月２日に佐田議院運営委員長が、中間取りまとめ中に参議院においても検討を要する部分があることから、溝手参議院議院運営委員長に中間取りまとめについて説明した。

（参考）

衆議院事務局等の改革に関する小委員会中間取りまとめ

衆議院事務局等の改革に関する小委員会は、現在、国の財政が危機的状況にあり、政府において様々な行財政改革が推進されている中、衆議院においても、事務局等を効率的かつ機能的な組織にし、立法・行政監視補佐機能の充実強化を図る等の改革を推進するために設置されました。

当小委員会は、平成18年２月８日以来、９回にわたり協議を重ねた結果、次のとおり中間的な取りまとめを行いましたので、ご報告いたします。

Ⅰ．効率的かつ機能的な組織に向けた取組み

昨今の厳しい財政事情にかんがみ、衆議院としても独自に、事務局等を効率的かつ機能的な組織とするため、業務の合理化及びアウトソーシング、組織の改編等を着実に進めることにより、５年間で５％以上の定員を純減するとともに、特別給料表適用者の給与の見直し等を行うこととする。

１．定員の純減

平成17年度の衆議院定員（1795名）から、５年間で95名（5.29％）以上の定員を純減する。

２．組織の改編

（１）憲政記念館を部相当の組織から縮小し、議事部資料課と統合する。
（２）速記者養成所を廃止する。
（３）新議員会館竣工後、第一議員会館課及び第二議員会館課を統合する。
（４）新赤坂議員宿舎竣工後、議員宿舎の統廃合を行う。

３．議員専用バスの運行縮減等

（１） 議員専用バスは、議員宿舎と議員会館を結ぶ交通手段として議員活動を支援する上で有益であり、引き続き運行するが、利用者の少ない朝の第３便と夕方便は次国会から廃止する。
（２）運転手の退職者の補充については、当面30人程度に達するまでの間、外部委託を進める。
（３）元正副議長に配属されている車の見直しについて、議院運営委員会において検討する。

４．特別給料表適用者の給与の見直し

特別給料表適用者の給与については、以下の方針に基づいて見直しを行うこととし、参議院とも調整を行う。

（１）事務総長の給与は内閣官房副長官と、法制局長の給与は内閣法制局長官と、国立国会図書館長の給与は法制局長と同格とする。
（２）常任委員会専門員及び国立国会図書館専門調査員の４号給は廃止する。

Ⅱ．立法補佐機能の充実強化について

国会の立法機能及び行政監視機能を強化し、議員活動に対する支援の充実を図るため、事務局等の立法・行政監視補佐機能については、行政府から一定の独立性を確保しつつ専門性

を高め、併せて関係機関相互の連携強化を推進することにより、一層の充実強化を図ることとする。

１．立法・行政監視補佐機能を担う組織の人員確保

（１）立法府の独立性を保つため、行政府から調査局への出向は以下のとおり見直す。

① 専門員及び首席調査員については、今後新たな出向者を受け入れない。

なお、行政府を退職した者を専門員に起用する場合は、行政府からの独立性確保の観点から、議院運営委員会において厳格に審査を行う。

② 次席調査員については、５年後を目途に新たな出向者を受け入れない。

③ 一般調査員については、５年後に廃止も含めた出向のあり方について再検討を行う。

（２）調査局の定員は当面維持し、専門性の高い人員の確保に努める。

（３）法制局の定員は削減の対象とせず、必要に応じて増員も検討する。

（４）国立国会図書館調査及び立法考査局の定員削減は行わない。

２．調査局の専門性の強化

（１）調査局の管理職登用に当たっては、一定期間の調査事務等の経験を要する等登用基準を設けるものとする。ただし、当該基準の適用については、５年程度の猶予期間を置く。

（２）調査局内の人事異動については、原則として所管が関連する調査室間とする等、各調査室の専門性を高める運用を行う。

（３）行政を除く外部機関との交流に関する「人事交流計画」を策定し、国内外の大学及び民間研究機関、会計検査院等との交流を深め、連携を図る。

（４）調査局に優秀な人材を確保するため、中途採用、客員調査員の採用を拡大し、任期付採用制度を導入する。

（５）調査局の組織上の位置付け及び調査事務を専門に行う者を採用する試験の導入については、将来的な検討課題とする。

３．調査局の業務拡充等

国会の立法機能及び行政監視機能の強化を図り、調査依頼事項の高度化、各調査室の所管を横断する事項の調査に対応するため、以下の点も踏まえ、「調査局ビジョン」を策定する。

（１）委員会審議に関する情報提供の拡充を図る。

（２）法律及び政省令の施行状況、委員会決議及び附帯決議等に対する政府の対処状況を常時調査することにより、行政監視補佐機能の強化を図る。

（３）調査業務の一部を調査研究機関等へ外部委託することにより調査の効率性を高める。

（４）各調査室の所管を跨ぐ横断的な調査に対応するため、人員を確保するとともに、人員の柔軟な配置を行うようにする。

４．調査局、法制局、国立国会図書館の連携

（１）調査局、法制局、国立国会図書館の人事交流を深める。

（２）調査局、法制局、国立国会図書館の電子的ネットワークの相互利用を促進する。

（３）調査業務における関係機関の連携協力をさらに強化する。

５．調査局以外の事務局の部局の強化

調査局以外の事務局の各部局についても、人員の柔軟な配置に努めるとともに、質の向上を図る。

Ⅲ．衆議院所管の国有財産の活用について

衆議院所管の国有財産については、その所在地、利用状況等を検討した結果、以下のとおり、処分または有効活用を図ることとする。

１．事務局分室、法制局分室、速記者養成所及び職員研修所は、必要な機能についてその代替施設の確保を含め衆議院の施設整備等を勘案しつつ、できるだけ速やかに財務省に移管する。

２．自動車置場については、平成24年６月まで新議員会館整備に伴う仮設駐車場として利用することとなっているが、以降の活用方法については、「国会周辺施設配置計画」（昭和36年議院運営委員会決定）の見直しも含め、議院運営委員会において検討する。

Ⅳ．事務局等の在り方の見直し

１．事務局等の在り方については、今後も必要に応じて見直しを行う。

２．会議費の支出の在り方については、議院運営委員会理事会において検討する。

第5

国際交流

第５　国際交流

１　議員海外派遣

平成18年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第163回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成18. 1. 5 ～ 1.14	ニュージーランド チリ ブラジル	南米各国における議会制度及び政治経済事情調査	坂本　剛二君、佐藤　　勉君、 田中　和徳君、西銘恒三郎君、 伴野　　豊君、神風　英男君
1. 8 ～ 1.16	ギリシャ イタリア チュニジア フランス	ギリシャ共和国及びチュニジア共和国親善訪問並びに欧州各国の政治経済事情等視察	河野　洋平議長、 松本　　純君、藤村　　修君
1.10 ～ 1.17	英国 オランダ フランス	欧州各国における郵政民営化等の実情調査	柳澤　伯夫君、小杉　　隆君、 北川　知克君、奥野　信亮君、 原口　一博君、三谷　光男君
1.12 ～ 1.18	フランス	フランス議会との交流促進及び政治経済事情調査	津島　雄二君、鳩山　邦夫君、 大野　功統君、河村　建夫君、 江﨑洋一郎君、赤松　広隆君
1.15 ～ 1.20	インドネシア （ジャカルタ）	第14回アジア･太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会に出席	島村　宜伸君、柳本　卓治君、 松浪　健太君、高山　智司君、 富田　茂之君

【第164回国会開会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成18. 5. 2 ～ 5.14	ケニア （ナイロビ）	第114回ＩＰＵ会議に出席	谷津　義男君、丸谷　佳織君、 谷本　龍哉君、鈴木　克昌君、 菊田真紀子君、清水鴻一郎君
5. 3 ～ 5. 7	フィンランド （ヘルシンキ）	第４回アジア欧州議員会議（ＡＳＥＰ４）に出席	柳澤　伯夫君、笠　　浩史君

【第164回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成18. 6.21 ～ 6.24	スイス （ジュネーブ）	ＷＴＯに関する議員会議･第12回運営委員会に出席	松岡　利勝君

平成 18. 7. 1 ～ 7. 5	中国 （北京、大連）	第２回日中議会交流委員会北京会合に出席	佐田玄一郎君、松本　純君、 江渡　聡徳君、宮澤　洋一君、 寺田　学君、石関　貴史君、 伊藤　渉君、佐々木憲昭君、 日森　文尋君
7. 4 ～ 7.12	スロベニア ブルガリア トルコ	中東バルカン各国における政治経済事情調査	村田　吉隆君、金子善次郎君、 西銘恒三郎君、御法川信英君
7. 9 ～ 7.16	フランス 英国 アイスランド	欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査	中谷　元君、佐藤　勉君、 谷　公一君、渡辺　周君、 吉井　英勝君、重野　安正君
7.10 ～ 7.19	米国 ブラジル	米国及びブラジルにおける政治経済事情等の実情調査	大島　理森君、玉沢徳一郎君、 金子　一義君、森　英介君、 茂木　敏充君、田中　和徳君、 中井　洽君、細川　律夫君、 糸川　正晃君
7.16 ～ 7.29	フランス ポーランド イタリア デンマーク エストニア	欧州各国の憲法及び国民投票制度に関する実情調査	中山　太郎君、保岡　興治君、 船田　元君、枝野　幸男君、 斉藤　鉄夫君、笠井　亮君、 滝　実君
7.19 ～ 7.28	ポルトガル スペイン イタリア フランス	欧州各国における議会制度等調査	佐田玄一郎君、田野瀬良太郎君、 遠藤　利明君、田村　憲久君、 松本　純君、宮澤　洋一君、 三井　辨雄君、大口　善徳君、 中山　泰秀君
7.24 ～ 7.30	中国 韓国	中国及び韓国における国土交通事情等の調査	林　幹雄君、衛藤征士郎君、 松本　龍君、小里　泰弘君
7.25 ～ 8. 2	ベトナム カンボジア	ベトナム社会主義共和国親善訪問及びカンボジア王国の政治経済事情等視察	横路　孝弘副議長、 近江屋信広君、荒井　聰君
7.26 ～ 8. 4	バハマ ドミニカ パナマ 米国	中米・カリブ各国における政治経済事情等調査	東　順治君、塩谷　立君、 下村　博文君、今津　寛君、 河井　克行君、宇野　治君、 三ッ矢憲生君、小沢　鋭仁君
7.27 ～ 8. 4	ドイツ リトアニア	欧州各国における経済政策及び警察制度等実情調査	山本　拓君、木村　勉君、 大島　敦君、遠藤　宣彦君、 黄川田　徹君
7.29 ～ 8. 5	ポルトガル スペイン 英国	欧州各国における司法・法務事情等の調査	石原　伸晃君、西川　公也君、 早川　忠孝君、高山　智司君
8. 2 ～ 8. 9	ハンガリー フランス フィンランド	欧州各国における経済産業等の実情調査	石田　祝稔君、今井　宏君、 吉川　貴盛君、達増　拓也君、 近藤　洋介君

8.17 ～ 8.21	アラブ首長国連邦 クウェート	イラクにおける人道復興支援活動及び国際テロリズムの防止に関する活動等事情調査	三原　朝彦君、石破　　茂君、 原口　一博君、伴野　　豊君
8.18 ～ 8.27	インドネシア トルコ イタリア	各国の災害状況及び防災対策等の実情調査	大野　松茂君、斉藤斗志二君、 奥村　展三君、玄葉光一郎君
8.27 ～ 9. 2	ドイツ イタリア	欧州における安全保障政策等の実情調査	浜田　靖一君、長島　昭久君
8.27 ～ 9. 5	英国 フィンランド フランス	欧州各国における青少年問題等の実情調査	近藤　昭一君、松島みどり君、 岡下　信子君、小宮山洋子君
9.10 ～ 9.18	ハンガリー スイス ロシア （サンクトペテルブルク）	第５回Ｇ８下院議長会議出席及びハンガリー共和国親善訪問並びに政治経済事情視察	河野　洋平議長

【第165回国会開会中】

渡航(派遣) 期　間	国　　名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 18.10. 1 ～10. 6	フランス （ストラスブール）	欧州評議会議員会議第15回ＯＥＣＤ活動拡大討議に出席	村田　吉隆君、筒井　信隆君
10.12 ～10.20	スイス （ジュネーブ）	第115回ＩＰＵ会議に出席	玉沢徳一郎君、古賀　一成君、 古屋　範子君、葉梨　康弘君、 萩生田光一君
10.22 ～10.27	フランス （ストラスブール） ドイツ	第27回日本・ＥＵ議員会議に出席	津島　雄二君、小坂　憲次君、 中川　正春君、伊藤　　渉君
11.10 ～11.16	イラン （テヘラン）	第７回アジア国会平和連合（ＡＡＰＰ）総会に出席	松浪健四郎君、後藤　　斎君
11.12 ～11.16	米国 （ニューヨーク）	第61回国連総会の際のＩＰＵ議会人会合に出席	山中　燁子君、小平　忠正君
11.29 ～12. 4	スイス （ジュネーブ）	ＷＴＯに関する議員会議・年次会合に出席	谷津　義男君、岩永　峯一君、 赤羽　一嘉君

（注）１．渡航期間・国名については原則として各班の団長の日程による。
２．国名欄の括弧内は、国際会議開催地を示す。また、会議期間については別掲「２　国際会議及び出席議員」を参照。

２　国際会議及び出席議員

平成18年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第163回国会閉会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 18. 1.15 ～ 1.19	インドネシア （ジャカルタ）	第14回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会	島村　宜伸君、柳本　卓治君、 松浪　健太君、高山　智司君、 富田　茂之君

【第164回国会開会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 18. 5. 4 ～ 5.12	ケニア （ナイロビ）	第114回ＩＰＵ会議	谷津　義男君、丸谷　佳織君、 谷本　龍哉君、鈴木　克昌君、 菊田真紀子君、清水鴻一郎君
5. 4 ～ 5. 5	フィンランド （ヘルシンキ）	第４回アジア欧州議員会議（ＡＳＥＰ４）	柳澤　伯夫君、笠　　浩史君 （個人参加：稲葉　大和君）

【第164回国会閉会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 18. 6.22 ～ 6.23	スイス （ジュネーブ）	ＷＴＯに関する議員会議・第12回運営委員会	松岡　利勝君
7. 1 ～ 7. 5	中国 （北京、大連）	第２回日中議会交流委員会北京会合	佐田玄一郎君、松本　　純君、 江渡　聡徳君、宮澤　洋一君、 寺田　　学君、石関　貴史君、 伊藤　　渉君、佐々木憲昭君、 日森　文尋君
9.15 ～ 9.16	ロシア （サンクトペテルブルク）	第５回Ｇ８下院議長会議	河野　洋平議長

【第165回国会開会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 18.10. 3 ～10. 4	フランス （ストラスブール）	欧州評議会議員会議第15回ＯＥＣＤ活動拡大討議	村田　吉隆君、筒井　信隆君
10.13 ～10.18	スイス （ジュネーブ）	第115回ＩＰＵ会議	玉沢徳一郎君、古賀　一成君、 古屋　範子君、葉梨　康弘君、 萩生田光一君

10.23 ～10.24	フランス （ストラスブール）	第27回日本・ＥＵ議員会議	津島　雄二君、小坂　憲次君、 中川　正春君、伊藤　　渉君
11.12 ～11.14	イラン （テヘラン）	第７回アジア国会平和連合（ＡＰＰ）総会	松浪健四郎君、後藤　　斎君
11.13 ～11.14	米国 （ニューヨーク）	第61回国連総会の際のＩＰＵ議会人会合	山中　燁子君、小平　忠正君
11.30 ～12. 2	スイス （ジュネーブ）	ＷＴＯに関する議員会議・年次会合	谷津　義男君、岩永　峯一君、 赤羽　一嘉君

３　国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成18年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第164回国会】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 18. 2.23	外務省賓客	ホルヘ・ブリッツ・アブララッチ グアテマラ共和国外務大臣	衆議院副議長 表敬
2.28	外務省賓客	マヌーチェフル・モッタキ イラン・イスラム共和国外務大臣	衆議院議長表敬
3.28	政府招待	ミエーゴムビン・エンフボルド モンゴル国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
5.15	外務省賓客	アフマド・アブルゲイト エジプト・アラブ共和国外務大臣	衆議院議長表敬

【第165回国会】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 18.10.19	公式実務 訪問賓客	グエン・タン・ズン ベトナム社会主義共和国首相	参議院議場演説
10.23	公式実務 訪問賓客	エリアス・アントニオ・サカ・ゴンサレス エルサルバドル共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
12.14	公　　賓	マンモハン・シン インド首相	衆議院議場演説
12.15	外務省賓客	トンルン・シースリット ラオス人民民主共和国副首相兼外務大臣	衆議院議長表敬

マンモハン・シン・インド首相夫妻歓迎会（衆議院議場）

４　正式招待による訪日外国国会議員団

平成18年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第164回国会】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
オーストラリア連邦議会 議員団一行	デイビッド・ホーカー 下院議長 外13名	平成 18. 4.17～ 4.23	衆参両院議長
ギリシャ共和国 国会議員団	エヴゲニオス・ハイティディス 国会議員 ギリシャ・日本友好議員連盟会長 外５名	5.15～ 5.20	衆議院
フィリピン共和国 下院議長一行	ホセ・デ・ヴェネシア 下院議長 外12名	5.24～ 5.29	衆議院議長

【第165回国会】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
全アフリカ議会議長一行	ゲートルード・モンゲラ 全アフリカ議会議長 外２名	平成 18.10.11～10.17	衆参両院議長
フィンランド共和国 国会議長一行	パーヴォ・リッポネン 国会議長 外11名	10.29～11. 3	衆議院議長
カナダ連邦議会 下院議員団	ジェラルド・ケディ 下院議員 カナダ日本国会議員連盟共同議長 外５名	11.11～11.18	衆議院

５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成18年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第164回国会】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 18. 1.26	大韓民国国会国防委員会委員	安全保障委員会
2.15	ベトナム社会主義共和国国会対外委員会副委員長	外務委員会
2.21	タイ王国下院政治改革委員長一行	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
2.21	ドイツ連邦共和国連邦議会外務委員長一行	外務委員会
4.20	ドイツ連邦共和国連邦議会交通･建設･都市開発委員長一行	国土交通委員会
5.16	ギリシャ・日本友好議員連盟会長一行	環境委員会
5.16	アルバニア共和国外務大臣	外務委員会
5.17	ギリシャ・日本友好議員連盟会長一行	外務委員会
6. 6	マケドニア・日本友好協力議員連盟会長一行	文部科学委員会
6. 7	マケドニア・日本友好協力議員連盟会長一行	外務委員会
6. 7	欧州議会対日交流議員団団長一行	日本国憲法に関する調査特別委員会
6. 8	欧州議会対日交流議員団団長一行	外務委員会
6.13	ロシア連邦国家院予算租税委員長一行	予算委員会

【第164回国会閉会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 18. 7. 4	スペイン下院第一副議長（スペイン対日友好議員連盟会長）一行	外務委員会
7. 4	ニュージーランド国会商務委員長	経済産業委員長
7. 5	アフガニスタン・イスラム共和国大統領一行	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
9. 5	デンマーク国会外務委員長一行	外務委員会
9. 7	デンマーク国会教育委員長一行	文部科学委員会

【第165回国会】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 18.10.13	ドイツ連邦共和国連邦議会保健副委員長一行	厚生労働委員長
10.24	ボリビア共和国下院外交委員長一行	外務委員長
10.31	ブルガリア共和国国家安全・公安委員長一行	内閣委員会
11. 7	ブルガリア共和国保健大臣	厚生労働委員長
11. 9	中国全国人民代表大会農業農村委員会副主任委員一行	農林水産委員長
11. 9	キューバ共和国高等教育大臣	文部科学委員会
12. 5	ウクライナ最高会議議員	外務委員長
12. 5	ベトナム社会主義共和国国会法務委員会副委員長一行	法務委員会
12. 6	インドネシア共和国国会運営委員長一行	議院運営委員長
12. 7	欧州議会欧州人民党党首	外務委員長
12.12	中国人民外交学会会長一行	外務委員長
12.13	ベトナム社会主義共和国国会民族評議会議長一行	文部科学委員会
12.18	ヨルダン・ハシェミット王国外務大臣	外務委員会

（注）懇談者欄の「○○委員会」は、委員長、理事及び委員、「○○委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。

第6

請願等

第６　請願等

１　請願審議の概況等

【第164回国会】

第164回国会に提出された請願は、3,970件(286種類)であり、このうち件数の多かったものは、「無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願」285件、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」273件（うち付託前取下げ１件）、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」218件などであった。

請願者の総数は、1,739万9,765人であった。

６月15日及び16日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において402件(９種類)の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、６月16日の本会議において「竹島の領土権の早期確立に関する請願」外401件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第164回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は291件、意見書は3,987件であった。

委員会名	請願						陳情書参考送付	意見書参考送付
	委員会					本会議		
	付託	採択	議決不要	未了	取下	採択		
内閣	355	0	0	355	0	0	27	80
総務	32	0	0	32	0	0	26	1,032
法務	355	0	0	355	0	0	22	49
外務	52	1	0	51	0	1	13	62
財務金融	274	0	0	274	0	0	18	503
文部科学	236	38	0	198	0	38	12	90
厚生労働	1,704	362	0	1,341	1	362	40	894
農林水産	41	0	0	41	0	0	22	398
経済産業	136	0	0	136	0	0	14	51
国土交通	156	0	0	156	0	0	43	586
環境	154	0	0	154	0	0	18	96
安全保障	14	0	0	14	0	0	1	21
議院運営	68	0	0	68	0	0	2	1
災害対策特	21	0	0	21	0	0	12	15
倫理選挙特	0	0	0	0	0	0	3	11
沖縄北方特	1	1	0	0	0	1	3	3
青少年特	1	0	0	1	0	0	1	12
イラク支援特	10	0	0	10	0	0	1	1
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	28
憲法特	170	0	0	170	0	0	6	0
行政改革特	118	0	0	118	0	0	1	43
教育基本特	70	0	0	70	0	0	5	11
計	3,968	402	0	3,565	1	402	291	3,987

（注１）「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。
（注２）請願には、上記以外に付託前の取下げが２件ある。
（注３）付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第165回国会】

第165回国会に提出された請願は、1,392件(163種類)であり、このうち件数の多かったものは、「事業主報酬制度の創設に関する請願」135件、「児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮を求めることに関する請願」106件、「国民医療を拡充し、建設国保組合の育成に関する請願」78件などであった。

請願者の総数は、829万3,536人であった。

12月14日及び19日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において155件（７種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、12月19日の本会議において「豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願」外154件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第165回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は219件、意見書は3,915件であった。

委員会名	請願						陳情書	意見書
	委員会					本会議	参考送付	参考送付
	付託	採択	議決不要	未了	取下	採択		
内閣	146	0	0	146	0	0	15	44
総務	19	0	0	19	0	0	25	358
法務	58	0	0	58	0	0	11	27
外務	22	0	0	22	0	0	11	69
財務金融	414	0	0	414	0	0	23	943
文部科学	70	27	0	43	0	27	17	341
厚生労働	449	128	0	321	0	128	32	923
農林水産	1	0	0	1	0	0	9	215
経済産業	6	0	0	6	0	0	12	34
国土交通	22	0	0	22	0	0	39	734
環境	0	0	0	0	0	0	7	32
安全保障	14	0	0	14	0	0	1	23
議院運営	3	0	0	3	0	0	0	0
災害対策特	0	0	0	0	0	0	7	15
倫理選挙特	0	0	0	0	0	0	1	9
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	1	4
青少年特	0	0	0	0	0	0	0	10
イラク支援特	2	0	0	2	0	0	0	0
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	20
憲法特	75	0	0	75	0	0	4	0
教育基本特	91	0	0	91	0	0	3	114
計	1,392	155	0	1,237	0	155	219	3,915

（注１）「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。
（注２）付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

２　採択された請願の概要

【第164回国会】

◇外務委員会

〇竹島の領土権の早期確立に関する請願（１件）

１　竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、厳重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

２　北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置し、国が国民への啓発活動に主体的な取り組みを進めること。

◇文部科学委員会

〇義務教育費国庫負担制度堅持、文教予算の充実、人材確保法堅持・教育専門職としての教職員の待遇改善に関する請願（１件）

１　義務教育の水準を向上させるために義務教育費国庫負担制度を堅持し、さらに充実した制度を確立すること。

２　質の高い教育を確立するために必要な文教予算を十分に確保すること。

３　人材確保法を堅持し教育専門職としての教職員の待遇を改善すること。

〇豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（37件）

１　私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実の措置を講じること。

２　私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため次の事項の補助を拡充すること。

⑴　きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助

⑵　専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助

３　私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。

４　過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充を図ること。

５　保護者の家計急変に伴う授業料減免事業特別経費補助を継続すること。

６　私立大学の教育研究の一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の２分の１補助達成を目指して、経常的経費補助の拡充を図ること。

７　私立幼稚園におけるティーム保育指導をはじめとする、少人数保育の促進のための補助の拡充を図ること。

８　私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び大型教育装置整備費補助の拡充を図ること。

◇厚生労働委員会

〇医療等の制度改革に関する請願（１件）

１　年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中で、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨にのっとり、65歳までの雇用（再雇用）の確保について、特段の配慮をすること。

２　医療保険制度の改正に当たっては、高齢者である加入者の保険料負担や患者一部負担金

等について、その生活実態に十分配慮すること。

○児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮を求めることに関する請願（１件）

１　平成20年４月以降の児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮すること。
２　母子家庭等の自立に向けた就業支援策について地域間格差の是正を図ること。

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（218件）

１　年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護・支援が保障される制度を確立すること。
２　透析患者の重症化、障害の重複化に伴う要介護透析患者の急増に対応する医療・福祉両面における在宅サービス、施設サービスを早急に拡充すること。
３　通院の困難な在宅の透析患者のために、ホームヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障体制を確立すること。
４　糖尿病性腎症の予防対策、腎不全・透析に移行しないための啓発活動を強化すること。
５　看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消し、大幅な増員対策を具体的に講じること。
６　臓器移植普及促進のため、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立し、さらに院内コーディネーターを増員するよう指導すること。
７　大規模な災害発生時の透析治療体制を確立すること。

○輸入食品の残留農薬等の検査強化、検査員の大幅増員に関する請願（１件）

輸入食品の残留農薬等の検査を強化するために、検査員を大幅に増員すること。

○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策を求めることに関する請願（141件）

１　難病の原因の究明、治療法確立のため、難病対策を一層拡充すること。
２　難病患者の医療費の負担軽減を検討すること。
３　子育て支援の立場から、先天性疾患や小児難病の子供たちへの医療費助成や教育の充実等、子供施策を進めること。
４　身体障害者福祉法など各種法制度の谷間に置かれている難病患者・長期慢性疾患患者と家族のための福祉、介護、就労、リハビリ、移動等に関する総合対策を確立すること。
５　生涯にわたり医療を必要としている長期慢性疾患患者の社会的支援を検討すること。
６　看護師不足を解消して増員を図り、行き届いた安心できる看護を保障すること。
７　薬害の根絶と被害者早期救済制度を拡充すること。

◇沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○北方領土返還促進に関する請願（１件）

返還交渉に当たって、私たち国民の要望を受け止め、「北方四島の返還なくして日ロ平和条約の締結はあり得ない」という原点に立ち、毅然たる姿勢で、焦らず粘り強く、かつ誠意をもって取り組むこと。

【第165回国会】

◇文部科学委員会

○豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（27件）

1　私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実の措置を講ずること。

2　私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため、次の事項の補助を拡充すること。

⑴　きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助

⑵　専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助

3　私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。

4　過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充及び小規模校への助成の拡充を図ること。

5　保護者の家計急変に伴う授業料減免事業特別経費補助を継続すること。

6　私立大学の教育研究の一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の２分の１補助達成を目指して経常的経費補助の拡充を図ること。

7　私立幼稚園におけるティーム保育指導を初めとする、少人数保育を促進させるための補助の拡充を図ること。

8　私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び大型教育装置整備費補助の拡充を図ること。

◇厚生労働委員会

○児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮を求めることに関する請願（106件）

1　平成20年４月以降の児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮すること。

2　母子家庭等の自立に向けた就業支援策について地域間格差の是正を図ること。

○障害者自立支援法による新たな障害程度区分に関する請願（１件）

1　国は、障害者自立支援法による新たな障害程度区分を、知的障害の障害特性と知的障害者の支援ニーズが適切に反映するよう抜本的に見直すこと。

2　国は、障害者自立支援法において、これまでの知的障害福祉サービスの水準を後退させないことを明示すること。

○安心で行き届いた医療に関する請願（13件）

国民の願いである安心で行き届いた医療のために、看護師を初めとした医療従事者をふやすこと。

○保育・学童保育・子育て支援施策の拡充等に関する請願（６件）

1　児童福祉法24条に基づき国と自治体の責任による保育制度を堅持・拡充すること。

⑴　保育の公的責任を後退させる保育所への直接入所方式の導入はやめること。

⑵　保育所の「最低基準」は、廃止・切り下げをするのではなく、抜本的に改善すること。

⑶　保育に要する費用は、国と自治体が責任を持って負担し、一層の拡充を図ること。

２　子供のための予算を大幅に増額すること。
⑴　保育所、幼稚園、学童保育の保育条件を改善するための予算を大幅にふやすこと。
⑵　保育所、幼稚園、認定こども園において子育て支援の機能が果たせるよう、専用室や専任職員の配置のための予算措置をすること。
⑶　保育所の待機児童解消のために特別な予算措置をすること。
３　仕事と子育ての両立ができるよう労働時間短縮など労働施策を見直し、子育て支援策を拡充すること。次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ること。

○緊急の保育課題への対応と、認可保育制度の充実に関する請願（１件）

１　保育制度を拡充し、民間保育所運営費等を一般財源化しないこと。
２　少子化対策を積極的に推進し、子育て家庭の経済的負担を軽減すること。
３　行動計画を推進し、子供・子育て応援プランを完全実施すること。
４　待機児童解消のための緊急特別施策を強化すること。
５　保育所機能の改善・強化を図ること。
６　保育内容の向上のために最低基準の改善を図ること。
７　子育て中の働く親の働き方を見直すこと。
８　過疎地域保育所の振興策を図ること。

○保育制度の改善と充実に関する請願（１件）

１　民間保育所運営費の現行制度を維持すること。
２　保育所整備を推進すること。
３　保育料基準を改善すること。
４　保育所職員の人材確保対策を推進すること。

第7

予備的調査

第７　予備的調査

１　予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に調査を命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

２　実施された予備的調査

平成18年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

(1)　三位一体の改革に伴う地方公共団体の財政への影響及びその調整に関する予備的調査（中川正春君外50名提出、平成18年衆予調第１号）

（主な調査事項）

三位一体の改革に伴う国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革につき、

ア　地方公共団体の財政力指数等による地方公共団体間格差の推移

（ア）財政力指数、実質収支比率、公債費負担比率、起債制限比率、経常収支比率の割合の分布状況

（イ）歳入に占める自主財源比率、地方税比率、地方交付税比率の割合の分布状況

（ウ）汚水処理人口普及率、道路整備率、福祉施設の整備状況、保険料等の分布状況

イ　具体的な地方公共団体の平成16年度決算数値を基礎とした今回の改革の影響額の試算

（ア）国庫補助負担金の削減影響額

（イ）税源移譲後の個人住民税所得割の増加額

ウ　現行交付税制度による今回の改革の地方公共団体への影響の調整の可能性

(2)　中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査（松本剛明君外45名提出、平成18年衆予調第２号）

（主な調査事項）

ア　中央省庁ごとに、公益法人等調査対象法人における国家公務員の再就職者につき、

（ア）当該法人における国家公務員再就職者数、取締役相当役職員のうちの国家公務員再就職者数、取締役相当役職員以外の職員のうちの国家公務員再就職者数等

（イ）当該法人に対しての補助金等交付、事業発注等による金銭の交付の件数と合計額等

イ　中央省庁、特定独立行政法人、特殊法人のそれぞれの機関について、平成18年度上半期における補助金等交付、事業発注等による金銭の交付につき、交付各案件ごとに、支出の名目、金銭の交付額等

(3)　独立行政法人の組織等に関する予備的調査（武正公一君外54名提出、平成18年衆予調第３号）

（主な調査事項）

平成18年４月までに発足した独立行政法人につき、

ア　移行前後の組織及び役職員数等の推移
イ　平成18年４月１日現在の役員の氏名、経歴、報酬総額及び退職金支給総額等
ウ　各府省の独立行政法人評価委員の総数及び審議会等委員の経歴等
エ　予算額・決算額、資産、監査状況、取引状況等の推移
オ　他の独立行政法人等との財務上の関与、人事交流状況等
カ　中期計画の数値目標及び達成状況等
キ　平成17年度の支出概要（目的、相手先、契約形態等）
ク　各府省からの再就職者の概要（最終役職名、再就職年月、当該法人での役職等）
ケ　各独立行政法人から他法人への再就職者の概要（最終役職名、再就職年月、再就職先での役職等）

(4)　国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査（松本剛明君外42名提出、平成18年衆予調第４号）

（主な調査事項）
国民年金、厚生年金における保険料納付記録につき、
ア　基礎年金番号に付番・統合されていない記録の件数と保険料総額等
イ　保険料納付記録はないものの領収書等により納付記録を変更・追加した件数等
ウ　「58歳通知」における最新の発送総件数、記録調査申出総件数、確認はがき返送総件数等
エ　年金受給権者からの苦情・申立てによって年金額が変更になった人数等
オ　被保険者の責によらない入力ミスや誤記の件数等
カ　コンピュータ化に伴いマイクロフィルム等で保管している台帳の記載人数及び廃棄台帳記載人数等
キ　時効を遡って保険料が納付された件数等
ク　居所不明者（国民年金居所未登録者）のうち、不適正処理で未登録者となった者の人数等

［参考］予備的調査一覧

１　委員会の議決に基づく予備的調査

	件　　名	委員会	議決日	命令日	報告書提出日
1	事務・事業の評価・監視システム導入に関する予備的調査	決算行政監視	平成 10. 6.17	6.17	8.28
2	国会等の移転の規模及び形態等の見直しに関する予備的調査	国会等移転特	14. 7.30	7.30	10.16

２　40人以上の議員からの要請に基づく予備的調査

	件　　名	要請者	提出日	送付日 （送付委員会）	命令日	報告書 提出日
1	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策定過程に関する予備的調査	山本孝史君 外62名	平成 10. 3.24	3.25 （厚生）	3.30	4.30
2	国鉄長期債務関連法案に関する予備的調査	佐藤敬夫君 外54名	10. 4.13	4.23 （運輸）	4.24	5.22

	件　　名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報 告 書 提 出 日
3	中華人民共和国ベチューン医科大学病院に対する政府開発援助に関する予備的調査	中村鋭一君 外39名	10. 6.18	6.18 (外務)	8. 7	10. 6
4	公益法人の運営実態に関する予備的調査	仙谷由人君 外40名	11. 5.20	5.21 (内閣)	5.21	6. 9
5	特定公益増進法人の認定及び寄附の実態に関する予備的調査	山本孝史君 外41名	11. 8.11	8.12 (内閣)	8.13	11. 5
6	公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査	前原誠司君 外40名	11.12. 9	12.10 (建設)	12.15	12. 3.16
7	銀行、生保など金融機関の行き過ぎた営業活動による個人債務者、契約者の被害に関する予備的調査	小沢辰男君 外43名	11.12.13	12.14 (大蔵)	12.14	12. 3.16
8	神奈川県警の警察官不祥事発生の対応に関する予備的調査	坂上富男君 外49名	11.12.14	12.15 (地方行政)	12.15	12. 2.15
9	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外53名	12. 2.28	2.29 (厚生)	4.21	解散により消滅 (6. 2)
10	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外65名	12. 8. 1	8. 3 (厚生)	8. 4	9.12
11	新潟県刈羽村生涯学習施設等建設における電源立地促進対策交付金の使途に関する予備的調査	佐藤謙一郎君 外52名	12.11.29	11.30 (商工)	12. 1	13. 2. 5 (経済産業)
12	原子力発電所の発電単価の計算根拠に関する予備的調査	鮫島宗明君 外42名	14. 2.13	2.14 (経済産業)	2.20	3.28
13	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	野田佳彦君 外45名	14. 6.13	6.17 (総務)	7.11	7.30
14	東海地震の強震動予測に基づく主要施設の耐震安全性に関する予備的調査	細野豪志君 外44名	14. 7.22	7.23 (災害対策特)	7.25	10.17
15	年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査	海江田万里君 外44名	16. 3. 1	3. 3 (厚生労働)	3.11	4. 8
16	「官製資格ビジネス」に関する予備的調査	鈴木克昌君 外40名	16. 3.12	3.16 (総務)	3.23	4.27
17	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外40名	16. 6.10	6.11 (総務)	6.16	8. 3
18	金融機関等からの借入の連帯保証の実態に関する予備的調査	中津川博郷君 外87名	16. 6.14	6.15 (財務金融)	6.16	10.13

	件　　名	要請者	提出日	送付日 （送付委員会）	命令日	報 告 書 提 出 日
19	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	額賀福志郎君 外41名	平成 17．8．8	8．8 （文部科学）		解散により消滅 （8．8）
20	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外53名	17.10.13	10.14 （総務）	10.18	18．1.19
21	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	前田雄吉君 外44名	17.10.27	10.28 （文部科学）	11．1	18．2.10
22	中央省庁の事務事業の精査に関する予備的調査	松本剛明君 外45名	17.10.28	10.28 （決算行政監視）	11．1	18．1.20
23	公益法人等における国家公務員の再就職状況及び中央政府からの補助金等交付状況に関する予備的調査	松本剛明君 外45名	17.10.28	10.28 （内閣）	11．1	18．2．3
24	三位一体の改革に伴う地方公共団体の財政への影響及びその調整に関する予備的調査	中川正春君 外50名	18．3．3	3．7 （総務）	3.10	10.24
25	中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	松本剛明君 外45名	18.11.16	11.17 （決算行政監視）	11.22	
26	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外54名	18.11.21	11.21 （総務）	11.24	
27	国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査	松本剛明君 外42名	18.12.14	12.14 （厚生労働）	12.19	

国会関係資料

1　各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

会　派　名	所 属 議 員 数	
	第164回国会	第165回国会
自由民主党	294	292
民主党・無所属クラブ	112	113
公明党	31	31
日本共産党	9	9
社会民主党・市民連合	7	7
国民新党・日本・無所属の会	6	6
無所属	20	20
欠員	1	2
合　　計	480	480

第163回国会
召集日
平成17. 9.21

会派名	議員数
自由民主党	296
民主党・無所属クラブ	114
公明党	31
日本共産党	9
社会民主党・市民連合	7
国民新党・日本・無所属の会	6
無所属	17
欠員	0
計	480

第164回国会
召集日
平成18. 1.20

会派名	議員数
自由民主党	294
民主党・無所属クラブ	112
公明党	31
日本共産党	9
社会民主党・市民連合	7
国民新党・日本・無所属の会	6
無所属	20
欠員	1
計	480

第165回国会
召集日
平成18. 9.26

会派名	議員数
自由民主党	292
民主党・無所属クラブ	113
公明党	31
日本共産党	9
社会民主党・市民連合	7
国民新党・日本・無所属の会	6
無所属	20
欠員	2
計	480

(2) 衆議院役員等一覧

【第164回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		河野洋平君	
副議長		横路孝弘君	
常任委員長	内閣委員長	佐藤剛男君（自民）	
	総務委員長	中谷元君（自民）	
	法務委員長	石原伸晃君（自民）	
	外務委員長	原田義昭君（自民）	
	財務金融委員長	小野晋也君（自民）	
	文部科学委員長	斉藤鉄夫君（公明） 遠藤乙彦君（公明）	平成18. 1.20辞任 同日就任
	厚生労働委員長	岸田文雄君（自民）	
	農林水産委員長	稲葉大和君（自民）	
	経済産業委員長	谷口隆義君（公明） 石田祝稔君（公明）	平成18. 1.20辞任 同日就任
	国土交通委員長	林幹雄君（自民）	
	環境委員長	木村隆秀君（自民）	
	安全保障委員長	浜田靖一君（自民）	
	国家基本政策委員長	深谷隆司君（自民）	
	予算委員長	大島理森君（自民）	
	決算行政監視委員長	筒井信隆君（民主）	
	議院運営委員長	佐田玄一郎君（自民）	
	懲罰委員長	岩國哲人君（民主）	
特別委員長	災害対策特別委員長	大野松茂君（自民）	平成18. 1.20設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	鈴木恒夫君（自民）	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	川内博史君（民主）	同上
	青少年問題に関する特別委員長	近藤昭一君（民主）	同上

特別委員長	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	三　原　朝　彦　君（自民）	平成18. 1.20設置
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	平　沢　勝　栄　君（自民）	同　　上
	日本国憲法に関する調査特別委員長	中　山　太　郎　君（自民）	同　　上
	行政改革に関する特別委員会	伊　吹　文　明　君（自民）	平成18. 3.16設置
	教育基本法に関する特別委員長	森　山　眞　弓　君（自民）	平成18. 5.11設置
政治倫理審査会会長		瓦　　力　君（自民）	
事務総長		駒　崎　義　弘　君	

【第165回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		河野洋平君	
副議長		横路孝弘君	
常任委員長	内閣委員長	佐藤剛男君（自民） 河本三郎君（自民）	平成18. 9.28辞任 同日就任
	総務委員長	中谷元君（自民） 佐藤勉君（自民）	同上
	法務委員長	石原伸晃君（自民） 七条明君（自民）	同上
	外務委員長	原田義昭君（自民） 山口泰明君（自民）	平成18. 9.27辞任 平成18. 9.28就任
	財務金融委員長	小野晋也君（自民） 伊藤達也君（自民）	平成18. 9.28辞任 同日就任
	文部科学委員長	遠藤乙彦君（公明） 桝屋敬悟君（公明）	同上
	厚生労働委員長	岸田文雄君（自民） 櫻田義孝君（自民）	同上
	農林水産委員長	稲葉大和君（自民） 西川公也君（自民）	同上
	経済産業委員長	石田祝稔君（公明） 上田勇君（公明）	平成18. 9.27辞任 平成18. 9.28就任
	国土交通委員長	林幹雄君（自民） 塩谷立君（自民）	平成18. 9.28辞任 同日就任
	環境委員長	木村隆秀君（自民） 西野あきら君（自民）	平成18. 9.27辞任 平成18. 9.28就任
	安全保障委員長	浜田靖一君（自民） 木村太郎君（自民）	平成18. 9.28辞任 同日就任
	国家基本政策委員長	深谷隆司君（自民） 衛藤征士郎君（自民）	同上
	予算委員長	大島理森君（自民） 金子一義君（自民）	同上
	決算行政監視委員長	筒井信隆君（民主） 仙谷由人君（民主）	同上
	議院運営委員長	佐田玄一郎君（自民） 逢沢一郎君（自民）	平成18. 9.26辞任 同日就任
	懲罰委員長	岩國哲人君（民主） 横光克彦君（民主）	平成18. 9.28辞任 同日就任

特別委員長	災害対策特別委員長	木村義雄君（自民）	平成18. 9.28設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	今井　宏君（自民）	同　上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	安住　淳君（民主）	同　上
	青少年問題に関する特別委員長	小宮山洋子君（民主）	同　上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	浜田靖一君（自民）	同　上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	小島敏男君（自民）	同　上
	日本国憲法に関する調査特別委員長	中山太郎君（自民）	同　上
	教育基本法に関する特別委員長	森山眞弓君（自民）	同　上
政治倫理審査会会長		瓦　力君（自民） 玉沢徳一郎君（自民）	平成18.10. 5辞任 同　日　就任
事務総長		駒崎義弘君	

2　内閣閣僚一覧

第３次小泉内閣　改造内閣　（平成17.10.31～平成18. 9.26）		備　　考
内閣総理大臣	小泉純一郎　君（自民）	
総務大臣 郵政民営化担当	竹中平蔵　君（自民）	
法務大臣	杉浦正健　君（自民）	
外務大臣	麻生太郎　君（自民）	
財務大臣	谷垣禎一　君（自民）	
文部科学大臣 国民スポーツ担当	小坂憲次　君（自民）	
厚生労働大臣	川崎二郎　君（自民）	
農林水産大臣	中川昭一　君（自民）	
経済産業大臣 国際博覧会担当	二階俊博　君（自民）	
国土交通大臣 首都機能移転担当 観光立国担当	北側一雄　君（公明）	
環境大臣 内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策） 地球環境問題担当	小池百合子　君（自民）	
内閣官房長官	安倍晋三　君（自民）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （防災） 有事法制担当	沓掛哲男　君（自民）	
防衛庁長官	額賀福志郎　君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （金融　経済財政政策）	与謝野　馨　君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （規制改革） 行政改革担当 構造改革特区・地域再生担当	中馬弘毅　君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （科学技術政策　食品安全） 情報通信技術（ＩＴ）担当	松田岩夫　君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （少子化・男女共同参画）	猪口邦子　君（自民）	

安　倍　内　閣　（平成18. 9.26～）		備　考
内閣総理大臣	安倍晋三君（自民）	
総務大臣 郵政民営化担当 ※内閣府特命担当大臣 （地方分権改革）	菅　義偉君（自民）	※平成18.12.15就任
法務大臣	長勢甚遠君（自民）	
外務大臣	麻生太郎君（自民）	
財務大臣	尾身幸次君（自民）	
文部科学大臣	伊吹文明君（自民）	
厚生労働大臣	柳澤伯夫君（自民）	
農林水産大臣	松岡利勝君（自民）	
経済産業大臣	甘利　明君（自民）	
国土交通大臣 観光立国担当	冬柴鐵三君（公明）	
環境大臣 地球環境問題担当	若林正俊君（自民）	
内閣官房長官 拉致問題担当	塩崎恭久君（自民）	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 （防災）	溝手顕正君（自民）	
防衛庁長官	久間章生君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （沖縄及び北方対策 科学技術政策 イノベーション 少子化・男女共同参画 食品安全）	高市早苗君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （金融） 再チャレンジ担当	山本有二君（自民）	
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	大田弘子君	
内閣府特命担当大臣 （規制改革） 国・地方行政改革担当 公務員制度改革担当 地域活性化担当 道州制担当	佐田玄一郎君（自民） 渡辺喜美君（自民）	平成18.12.28辞任 同　日　就任

３　議案経過一覧

【第164回国会】

衆議院における議案件数は、予算６件（両院通過６件）、条約14件（両院通過14件）、内閣提出法律案94件（成立84件、衆議院継続10件）、衆議院議員提出法律案51件（成立10件、衆議院継続26件、衆議院未了５件、否決６件、撤回４件）、参議院議員提出法律案21件（成立４件、参議院継続４件、参議院未了12件、撤回１件）、承諾８件（両院通過３件、衆議院継続５件）、承認３件（両院通過２件、衆議院継続１件）、決算等４件（委員長報告のとおり議決したもの４件）、決議案２件（可決２件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予　算	6	6							
条　約	14	14							
閣　法	91 継続 3	82 継続 2	9 継続 1						
衆　法	40 継続11	10	16 継続10			6	4	4 継続 1	
参　法	21	4		4			1		12
承　諾	5 継続 3	継続 3	5						
承　認	3	2	1						
決算等	4	(本院議了) 4							
決議案	2				2				
計	203	123 (本院議了) 4	42	4	2	6	5	5	12

【第165回国会】

衆議院における議案件数は、条約２件（両院通過２件）、内閣提出法律案22件（成立18件、衆議院継続２件、衆議院未了２件）、衆議院議員提出法律案34件（成立５件、衆議院継続23件、衆議院未了１件、否決３件、撤回１件、委員会議決不要１件）、参議院議員提出法律案12件（成立２件、参議院継続４件、参議院未了６件）、承諾５件（衆議院継続５件）、承認４件（両院通過３件、衆議院継続１件）、決算等３件（衆議院継続３件）、決議案３件（可決１件、否決１件、未了１件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	委員会議決不要	撤回	未了	
			衆議院	参議院					衆議院	参議院
条約	2	2								
閣法	12 継続10	12 継続 6	継続 2						継続 2	
衆法	8 継続26	2 継続 3	5 継続18			継続 3	継続 1	継続 1	1	
参法	8 継続 4	2		継続 4						6
承諾	継続 5		継続 5							
承認	3 継続 1	3	継続 1							
決算等	3		3							
決議案	3				1	1			1	
計	85	30	34	4	1	4	1	1	4	6

４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※　本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案の一覧である。

【第164回国会】

衆　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 18. 2.24	北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案（鳩山由紀夫君外５名提出、衆法第８号）	衆議院 撤　回
4.28	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案（逢沢一郎君外５名提出、衆法第23号）	衆議院 撤　回

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 18. 2. 3	国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（松井孝治君外４名提出、参法第１号）（予備審査）	参議院 撤　回
2. 3	特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（松井孝治君外４名提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 継　続
2.23	学校安全対策基本法案（佐藤泰介君外４名提出、参法第３号）（予備審査）	参議院 未　了
3. 2	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（佐藤泰介君外５名提出、参法第４号）（予備審査）	参議院 未　了
3.22	児童手当法の一部を改正する法律案（岡崎トミ子君外２名提出、参法第６号）（予備審査）	参議院 未　了
3.29	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（岡崎トミ子君外７名提出、参法第７号）（予備審査）	参議院 継　続
4.25	戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（谷博之君外11名提出、参法第９号）（予備審査）	参議院 未　了
4.25	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（谷博之君外11名提出、参法第10号）（予備審査）	参議院 未　了
5.11	公職選挙法の一部を改正する法律案（北澤俊美君外４名提出、参法第11号）（予備審査）	参議院 未　了
5.18	就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案（佐藤泰介君外８名提出、参法第12号）（予備審査）	参議院 未　了
5.22	国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（松井孝治君外５名提出、参法第13号）（予備審査）	参議院 継　続
5.22	国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（松井孝治君外５名提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 継　続

5.25	金融商品取引監視委員会設置法案（櫻井充君外５名提出、参法第15号）（予備審査）	参議院 未　了
5.31	ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案（犬塚直史君外４名提出、参法第16号）（予備審査）	参議院 未　了
5.31	民法の一部を改正する法律案（千葉景子君外７名提出、参法第17号）（予備審査）	参議院 未　了
6. 9	殺虫剤等の規制等に関する法律案（岡崎トミ子君外３名提出、参法第19号）（予備審査）	参議院 未　了
6. 9	害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案（岡崎トミ子君外３名提出、参法第20号）（予備審査）	参議院 未　了

【第165回国会】

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 18. 2. 3	特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（松井孝治君外４名提出、第164回国会参法第２号）（予備審査）	参議院 継　続
3.29	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（岡崎トミ子君外６名提出、第164回国会参法第７号）（予備審査）	参議院 継　続
5.22	国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（松井孝治君外５名提出、第164回国会参法第13号）（予備審査）	参議院 継　続
5.22	国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（松井孝治君外５名提出、第164回国会参法第14号）（予備審査）	参議院 継　続
11. 7	戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（谷博之君外11名提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 未　了
11. 7	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（谷博之君外11名提出、参法第３号）（予備審査）	参議院 未　了
11.17	日本国教育基本法案（輿石東君外６名提出、参法第４号）（予備審査）	参議院 未　了
11.17	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（輿石東君外６名提出、参法第５号）（予備審査）	参議院 未　了
11.17	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（輿石東君外６名提出、参法第６号）（予備審査）	参議院 未　了
12. 4	官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（直嶋正行君外７名提出、参法第７号）（予備審査）	参議院 未　了

決議案

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 18.12.15	外務大臣麻生太郎君不信任決議案（小沢一郎君外８名提出、決議第２号）	衆議院 未　了

５　質問主意書一覧

【第164回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、382件である。

番号	提出日	件　　名
1	平成 18. 1.20	米兵による制服・階級章着用による巡回と日米地位協定に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
2	1.20	被爆体験者精神影響等調査研究事業に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
3	1.20	在上海総領事館員自殺事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
4	1.20	外務省による国内政治情報収集活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	1.20	外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	1.20	小泉内閣の歴史認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
7	1.23	中国脅威論に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
8	1.23	裏金組織「ルーブル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
9	1.23	ウイグル民族独立運動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	1.23	在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
11	1.23	外務省在外職員の贈与等報告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
12	1.23	外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
13	1.23	1956年９月29日付松本俊一日本国政府全権委員とア・グロムイコ・ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官の往復書簡に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
14	1.23	外務省船橋分室の業務内容に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	1.23	先住民捕鯨に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	1.24	政党本部の土地及び建物に関する質問主意書（末松義規君提出）
17	1.25	米国産輸入牛肉危険部位混入に関する質問主意書（内山晃君提出）
18	1.25	民事裁判における偽証の取締りに関する質問主意書（前田雄吉君提出）
19	1.26	滋賀県栗東市の株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物処分場に関する質問主意書（三日月大造君提出）
20	1.27	「戦争犯罪人」と「戦争責任」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
21	1.30	嘉手納基地の使用協定締結に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
22	1.30	『われらの北方領土－2004年版－』における千島列島と南樺太の地位に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
23	1.30	国家公務員の贈与等報告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
24	1.30	国家公務員の表現の自由に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
25	1.30	外務省職員の寄稿届、出版届に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
26	1.30	対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
27	1.30	外務省におけるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
28	1.30	外務本省の情報収集活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
29	1.30	耐震偽装に関する質問主意書（長妻昭君提出）
30	1.31	外務省在外職員の子女教育手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
31	1.31	平成16年７月18日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
32	1.31	「天皇の靖国参拝」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
33	2. 1	戦後に伴う諸問題に関する質問主意書（末松義規君提出）
34	2. 1	諜報活動の定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
35	2. 1	国民の知る権利等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
36	2. 1	裏金組織「ルーブル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
37	2. 1	2006年１月31日の記者会見におけるプーチン露大統領の北方領土問題に係る発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
38	2. 2	配偶者からの暴力（ＤＶ）による被害者の自立支援に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
39	2. 2	耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問主意書（滝実君提出）
40	2. 2	靖国神社参拝に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
41	2. 2	小泉内閣の『ジェンダー・フリー』及び女性学についての認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
42	2. 2	北海道警察における国費及び北海道費の不正経理問題に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
43	2. 2	1956年の日ソ国交回復交渉に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
44	2. 2	北方四島の管轄権に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
45	2. 3	嘉手納基地、普天間基地からの電波障害に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
46	2. 3	国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外６名提出）に関する質問主意書（江田憲司君提出）
47	2. 3	特別会計の改革及び積立金・剰余金の活用に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
48	2. 6	在上海総領事館員自殺事件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
49	2. 6	外務省船橋分室の業務内容に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
50	2. 6	外務省顧問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
51	2. 6	国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
52	2. 7	信濃川水系の東京電力測水所に関する質問主意書（保坂展人君提出）
53	2. 7	沖縄県における泡瀬干潟埋立に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）

番号	提出日	件　　名
54	平成 18. 2. 7	外交旅券の発給等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
55	2. 7	外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
56	2. 7	日本向け輸出プログラムによる米国の牛肉処理施設の査察結果に関する質問主意書（山田正彦君提出）
57	2. 8	対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
58	2. 8	ヤルタ協定に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
59	2. 9	外務省の対中国広報活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
60	2.10	海外からの高校留学生に関する質問主意書（市村浩一郎君提出）
61	2.10	米軍横田空域の返還に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
62	2.10	1971年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
63	2.10	全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
64	2.13	外務省におけるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
65	2.13	北方四島の管轄権に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
66	2.13	赤いTシャツを賞品とする川口賞に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
67	2.14	耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する再質問主意書（滝実君提出）
68	2.14	裏金組織「ルーブル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
69	2.14	1956年の日ソ共同宣言などに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
70	2.15	米軍機訓練の航空自衛隊百里基地への移転に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
71	2.15	外務省参与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
72	2.15	1946年11月に外務省が連合軍総司令部に提出した北方領土問題についての調書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
73	2.15	千島列島の範囲に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
74	2.15	外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
75	2.15	耐震偽装問題に関連した産業再生機構の業務に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
76	2.15	耐震強度偽装事件に関する質問主意書（江田憲司君提出）
77	2.16	特定同族会社の役員報酬の損金不算入規定の創設に関する質問主意書（河村たかし君提出）
78	2.16	外務省職員の自殺に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
79	2.16	外務省在外公館における「プール金」問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
80	2.16	在上海総領事館員自殺事件に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
81	2.16	生存権に関する質問主意書（山井和則君提出）
82	2.17	外務省職員の殉職扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
83	2.20	米軍嘉手納基地の進入管制（嘉手納ラプコン）の返還に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
84	2.20	外務省におけるタクシー使用状況などに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	2.20	外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
86	2.20	外務省が所有するワインに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
87	2.20	対北朝鮮交渉におけるミスターＸの役割等に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
88	2.20	外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
89	2.20	外務省顧問に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
90	2.20	外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
91	2.20	外務省職員に対する懲戒処分に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
92	2.21	米軍キャンプ端慶覧でのタクシー強盗事件に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
93	2.21	外務省職員と政党の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
94	2.22	水俣病問題における被害者救済の抜本的解決に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
95	2.22	外務人事審議会に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
96	2.23	内閣総理大臣が主宰者等である会議に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
97	2.23	ロシア外務省の対日関係についての声明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
98	2.23	外務省による対中国情報収集活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
99	2.23	外国捜査機関の日本国内における活動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
100	2.23	全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
101	2.23	赤いＴシャツを賞品とする川口賞に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
102	2.23	国家公務員倫理法に関する質問主意書（末松義規君提出）
103	2.23	税理士法の運用に関する質問主意書（末松義規君提出）
104	2.24	耐震偽装問題に関連した産業再生機構の業務に関する再質問主意書（馬淵澄夫君提出）
105	2.24	1971年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
106	2.24	外交上の抗議、懸念の伝達方法に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
107	2.27	「二島先行返還論」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
108	2.27	外務省の所掌事務に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
109	平成 18. 2.27	外務省の人事異動３年ルールに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
110	2.27	外務省タウンミーティングに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
111	2.27	キルギスにおける日本人拉致事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
112	2.28	外務省の秘密指定がなされた文書が流出した事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
113	2.28	外務省在外職員の子女教育手当に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
114	2.28	外交行嚢等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
115	2.28	外務省職員の自殺に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
116	2.28	航空自衛隊車力分屯基地へのＸバンド・レーダー配備に関する質問主意書（高橋千鶴子君提出）
117	3. 1	外務省報償費（いわゆる機密費）に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
118	3. 2	大分日出生台演習場における米海兵隊の演習拡大に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
119	3. 2	配偶者からの暴力（ＤＶ）問題についての外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
120	3. 2	普天間飛行場の移設先に関する質問主意書（江田憲司君提出）
121	3. 2	医療費の推計に関する質問主意書（山井和則君提出）
122	3. 3	インテリジェンスの定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
123	3. 3	外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
124	3. 3	電気用品安全法に関する質問主意書（川内博史君提出）
125	3. 6	ロシア外務省の対日関係についての声明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
126	3. 6	外務省職員と政党の関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
127	3. 6	外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
128	3. 7	米軍再編に係わる我が国の対応に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
129	3. 7	在ロシア連邦日本国大使館の住居手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
130	3. 7	在ロシア連邦日本国大使館の新建物建設に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
131	3. 7	外務省在外職員の健康管理休暇に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
132	3. 8	1971年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
133	3. 8	ＰＳＥ問題に関する質問主意書（加藤公一君提出）
134	3. 9	米海兵隊によるヘリコプター墜落事故の補償に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
135	3. 9	北海道警察における国費及び北海道費の不正経理問題に関する再質問主意書（鉢呂吉雄君提出）

番号	提出日	件　　名
136	3. 9	全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
137	3. 9	「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」という見解を表明した在中国大使館公使の著書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
138	3. 9	「二島先行返還論」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
139	3.10	耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する第３回質問主意書（滝実君提出）
140	3.10	外務省顧問に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
141	3.10	外務人事審議会に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
142	3.13	民族の定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
143	3.13	所得税法改正に関する質問主意書（古本伸一郎君提出）
144	3.13	旅券発給手数料に関する質問主意書（古本伸一郎君提出）
145	3.14	普天間飛行場の移設先に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
146	3.14	配偶者からの暴力（ＤＶ）問題についての外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
147	3.14	外務省による対中国情報収集活動に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
148	3.14	外交行嚢等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
149	3.15	電気用品安全法に関する質問主意書（中川正春君提出）
150	3.15	皇室典範改正案の提出に関する質問主意書（高井美穂君提出）
151	3.15	外務省職員の民間団体主催講演会出席のための経費負担に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
152	3.15	窃盗等を行った外務省職員に対する処分に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
153	3.15	外務省が主務官庁である社団法人北方領土復帰期成同盟の使途不明金に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
154	3.16	小児救急医療体制の整備・充実に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
155	3.16	杉原千畝元在カウナス日本国領事代理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
156	3.16	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（第164回国会、内閣提出第74号）に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）　撤回
157	3.17	外務省職員等の飲酒対人交通事故に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
158	3.17	外務省の部内連絡に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
159	3.17	外交団等と会食した場合の贈与等報告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
160	3.17	インテリジェンスの定義に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
161	3.17	在沖米軍基地労働者の訴訟に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
162	3.20	北朝鮮による麻薬取引・紙幣偽造等の国家犯罪に関する質問主意書（江田憲司君提出）
163	3.20	旧ソ連構成諸国を担当する地域専門家の養成態勢に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
164	平成 18. 3.20	懲戒処分を受けた外務省職員の人事に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
165	3.20	職場等で暴力行為を行った外務省職員に対する処分に関する質問主意書（鈴宗男君提出）
166	3.20	個人情報に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
167	3.20	「二島先行返還論」に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
168	3.20	「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」という見解を表明した在中国大使館公使の著書に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
169	3.20	外務省在外職員の在勤基本手当の変遷に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
170	3.20	外務省在外職員の住居手当の変遷に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
171	3.20	外務省在外職員の配偶者手当の変遷に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
172	3.20	外務省在外職員の子女教育手当の変遷に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
173	3.20	外務省在外職員の健康管理休暇に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
174	3.20	在ロシア連邦日本国大使館の新建物建設に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
175	3.20	在ロシア連邦日本国大使館の住居手当に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
176	3.20	外務省報償費（いわゆる機密費）に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
177	3.20	質問主意書に対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
178	3.22	イラン・北朝鮮関係等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
179	3.22	平成16年７月18日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
180	3.23	医療費の推計に関する再質問主意書（山井和則君提出）
181	3.24	杉原千畝元在カウナス日本国領事代理に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
182	3.27	電気用品安全法に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
183	3.27	戦没者遺骨収集に関する質問主意書（菅直人君提出）
184	3.27	在ロシア連邦日本国大使館員の在勤基本手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
185	3.27	北方四島における海鳥の大量死亡問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
186	3.27	天下り等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
187	3.27	公益法人の業務丸投げ等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
188	3.28	外務省在外職員の平成18年度住居手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
189	3.29	青森県六ヶ所村再処理工場運転開始に関する質問主意書（辻元清美君提出）
190	3.29	外務省の部内連絡に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
191	3.29	外務省の館長符号に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
192	3.29	外務省在外職員の健康管理休暇に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
193	3.30	第９次イラク復興支援群の派遣命令に関する質問主意書（保坂展人君提出）
194	3.30	民族の定義に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
195	3.31	在上海総領事館員の遺書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
196	3.31	裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
197	3.31	日華平和条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
198	4. 3	我が国の海外における資産等に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
199	4. 3	カネミ油症被害者の救済に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
200	4. 3	在ロシア連邦日本国大使館の公金口座等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
201	4. 3	外務省職員の遺書の所有権に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
202	4. 4	外務省の秘密保全調査委員会に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
203	4. 4	外務省のインテリジェンスに対する認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
204	4. 5	公益法人の業務丸投げ等に関する再質問主意書（長妻昭君提出）
205	4. 5	外務省在外職員の納税義務に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
206	4. 5	外務省職員が出版した「女ひとり家四軒持つ中毒記」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
207	4. 6	米軍人・軍属の犯罪に対する公務証明書に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
208	4. 6	在フィジー諸島共和国日本国大使館の住居手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
209	4. 6	外務省在外勤務手当の実態に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
210	4. 6	外務省在外職員の在勤基本手当の変遷に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
211	4. 7	在カザフスタン共和国日本国大使館の住居手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
212	4. 7	杉原千畝元在カウナス日本国領事代理に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
213	4. 7	在ロシア連邦日本国大使館員の在勤基本手当に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
214	4. 7	外務省の韓国情勢分析に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
215	4. 7	外務省作成文書「朝鮮半島をめぐる動き」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
216	4.10	介護保険制度「地域密着型サービス施設整備交付金」に関する質問主意書（滝実君提出）
217	4.10	外務人事審議会に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
218	4.11	国会答弁における偽計に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
219	4.11	個人情報と外務省の国会答弁の関係等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
220	平成 18. 4.11	原住民の定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
221	4.12	大分県の日出生台演習場における米海兵隊の155ミリ実弾砲撃演習に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
222	4.12	ウイグル人等の自決の権利に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
223	4.12	不妊治療の保険適用に関する質問主意書（野田聖子君提出）
224	4.12	普天間基地移設「沿岸案」修正合意に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
225	4.13	「外務省員手帳」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
226	4.13	外務事務次官経験者の大使任用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
227	4.13	政府系金融機関の再編に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
228	4.14	在上海総領事館員の遺書に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
229	4.17	政府参考人（外務省領事局長）の個人情報に対する認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
230	4.18	外務省の邦人保護に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
231	4.18	裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
232	4.18	日本の教科書の記述に対するロシア外務省のコメントに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
233	4.19	児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された外務省職員に対する処分等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
234	4.20	外務省職員が出版した「女ひとり家四軒持つ中毒記」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
235	4.21	外務省在外職員の平成18年度住居手当に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
236	4.24	竹島問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
237	4.24	沖縄県立八重山病院及び県立北部病院等の産婦人科の存続・再開に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
238	4.25	外務省と安全保障問題研究会の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
239	4.26	特命全権大使任用の基準等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
240	4.26	「外務省員手帳」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
241	4.26	原住民の定義に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
242	4.27	外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
243	4.27	外務省による国会議員の動向調査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
244	4.28	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問主意書（菅野哲雄君提出）
245	4.28	在上海総領事館員の遺書に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
246	5. 1	外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
247	5. 2	裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
248	5. 2	在沖縄海兵隊司令部のグアム「移転」及び「米軍再編」に伴う財政負担に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
249	5. 8	原子力空母の横須賀基地への配備に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
250	5. 8	国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
251	5. 8	外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
252	5. 9	陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
253	5. 9	外務省在外職員の平成18年度の在勤手当等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
254	5.10	外務省が作成した情報工作対策の研修資料に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
255	5.11	北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
256	5.11	ふるさと銀河線廃止に関する質問主意書（松木謙公君提出）
257	5.12	在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
258	5.12	柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師などによる運動機能回復訓練指導に関する質問主意書（内山晃君提出）
259	5.15	在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
260	5.16	北方四島交流（いわゆる「ビザなし交流」）への国会議員の参加についての外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
261	5.17	靖国神社のＡ級戦犯分祀に関する質問主意書（高井美穂君提出）
262	5.17	全国健康保険協会に関する質問主意書（高井美穂君提出）
263	5.17	外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
264	5.17	国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
265	5.17	遺棄化学兵器に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
266	5.18	竹島問題に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
267	5.18	天下りの総枠規制に関する質問主意書（長妻昭君提出）
268	5.19	海上自衛隊の流出資料に関する質問主意書（辻元清美君提出）
269	5.19	環境省所管「自然再生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
270	5.19	スポーツ振興くじ（ｔｏｔｏ）に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
271	5.19	米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

番号	提出日	件名
272	平成 18. 5.23	北方４島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
273	5.23	外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
274	5.24	沖縄県における外務省所管公務員宿舎に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
275	5.24	一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
276	5.25	北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
277	5.25	北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
278	5.25	「外務省員手帳」に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
279	5.26	天下りの総枠規制に関する再質問主意書（長妻昭君提出）
280	5.26	外務省在外職員の高地対策に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
281	5.26	米軍基地使用料に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
282	5.29	緑資源幹線林道事業期中評価委員会の情報公開に関する質問主意書（松本大輔君提出）
283	5.29	官僚の天下り禁止に関する質問主意書（江田憲司君提出）
284	5.29	朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
285	5.29	都市・地域整備局所管補助事業に関する質問主意書（河村たかし君提出）
286	5.30	1992年９月のエリツィン・ロシア大統領訪日延期に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
287	5.30	川口賞の賞品に「赤いＴシャツ」が選定された経緯に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
288	5.30	外務審議官、外務省欧州局長、外務省アジア大洋州局中国課長等外務省幹部が報道関係者より受けた贈与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
289	5.30	遺棄化学兵器に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
290	5.30	外務省職員の公務災害に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
291	5.30	在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
292	5.31	在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
293	5.31	プリマコフ元ロシア対外諜報庁（ＳＶＲ）長官の訪日に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
294	5.31	米軍人・軍属の弁護人選任権に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
295	6. 1	小泉純一郎内閣総理大臣とプリマコフ元ロシア首相の会談に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
296	6. 1	不妊治療の保険適用に関する再質問主意書（野田聖子君提出）

番号	提出日	件　　名
297	6. 1	竹中総務大臣の「ＮＨＫスペシャル」における発言に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
298	6. 2	沖縄県における公立小中学校の教室への空調施設整備及び維持管理に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
299	6. 2	遺棄化学兵器問題に対する内閣府遺棄化学兵器処理担当室並びに外務省アジア大洋州局中国課の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
300	6. 2	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
301	6. 5	イランの脅威又は潜在的脅威に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
302	6. 5	イラン・北朝鮮軍事協力関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
303	6. 5	ノヴォ・オガリョヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
304	6. 5	村山談話に関する質問主意書（長妻昭君提出）
305	6. 6	障害者自立支援法の評価に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
306	6. 6	中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
307	6. 6	不良債権処理に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
308	6. 6	サンフランシスコ平和条約第11条の解釈ならびに「Ａ級戦犯」への追悼行為に関する質問主意書（野田佳彦君提出）
309	6. 7	地方財政と下水道整備事業に関する質問主意書（市村浩一郎君提出）
310	6. 7	「外務省員手帳」の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
311	6. 7	北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
312	6. 7	竹島における韓国による我が国の主権侵害行為に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
313	6. 7	北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
314	6. 7	米兵受刑者の処遇に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
315	6. 8	沖縄県那覇市における小中学校未買収借用校地買い上げに関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
316	6. 8	中華民国と中華人民共和国の継承関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
317	6. 8	竹島問題についての元駐日韓国大使の論文に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
318	6. 8	台湾の実効支配に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
319	6. 8	外務省幹部による政治家の信用失墜を図る行動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
320	6. 8	外務省幹部による国会質問の依頼に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
321	6. 8	「平和に対する罪」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
322	平成 18. 6. 8	朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
323	6. 9	愛媛県警察における捜査資料等の流出問題に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
324	6. 9	日韓併合に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
325	6. 9	国家公務員の一括採用、一括管理システム、天下り等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
326	6. 9	明石花火大会歩道橋事故の責任追及に関する質問主意書（河村たかし君提出）
327	6.12	「道路交通法の一部を改正する法律」に関する質問主意書（田嶋要君提出）
328	6.12	戦没者遺骨収集に関する再質問主意書（菅直人君提出）
329	6.12	国会議員の働きかけに対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
330	6.12	「外務省員手帳」を巡る政府参考人（外務省官房長）の不可解な答弁に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
331	6.12	竹島問題を巡る日韓合意に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
332	6.12	消防組織法における消防の広域化に関する質問主意書（中川正春君提出）
333	6.12	ウタリ対策のあり方に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
334	6.12	公共調達における随意契約の情報公開の在り方に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
335	6.13	いわゆる南京大虐殺の再検証に関する質問主意書（河村たかし君提出）
336	6.13	外務省による国際協定違反の有無に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
337	6.13	外務省による防諜対策に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
338	6.14	タクシーの運賃制度等に関する質問主意書（日森文尋君提出）
339	6.14	難民認定等における出身国情報の翻訳等に関する質問主意書（郡和子君提出）
340	6.14	交通取り締まりに関する質問主意書（河村たかし君提出）
341	6.14	文部科学省所管「帰国子女の公立学校への編入学」に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
342	6.14	総務省所管「指定管理者制度」に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
343	6.14	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（いわゆるＰＦＩ法）の施行状況に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
344	6.14	信濃川水系の東京電力測水所に関する再質問主意書（保坂展人君提出）
345	6.14	一体開発誘発型街路事業に関する質問主意書（保坂展人君提出）
346	6.14	照射食品に関する質問主意書（保坂展人君提出）
347	6.14	宇宙の軍事利用に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
348	6.14	外務審議官、外務省欧州局長、外務省アジア大洋州局中国課長等外務省幹部が報道関係者より受けた贈与に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
349	6.14	竹島問題と排他的経済水域（ＥＥＺ）に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
350	6.14	色丹島におけるアイヌ民族の人々の墓地に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
351	6.14	「赤い勝負服」並びに「赤い××（ナイショ）」が外交に与えた影響に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
352	6.14	米国産牛肉に関する質問主意書（岡本充功君提出）
353	6.14	刑事施設（東京拘置所）被収容者の給養水準に関する質問主意書（保坂展人君提出）
354	6.14	国連国際組織犯罪防止条約批准国の国内法整備に関する質問主意書（保坂展人君提出）
355	6.15	全国健康保険協会に関する再質問主意書（高井美穂君提出）
356	6.15	住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報提供の実態等に関する質問主意書（河村たかし君提出）
357	6.15	住民基本台帳ネットワークシステムによる「納税者番号」等に関する質問主意書（河村たかし君提出）
358	6.15	住民基本台帳ネットワークシステムによる「最適化計画」等に関する質問主意書（河村たかし君提出）
359	6.15	少年法改正案に関する質問主意書（柚木道義君提出）
360	6.15	第164回国会における質問主意書と国民の知る権利に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
361	6.15	平成18年６月15日の農林水産委員会に対する報告に関する質問主意書（岡本充功君提出）
362	6.15	日本政府による資金提供における日本の国旗またはＯＤＡマーク提示に関する質問主意書（辻元清美君提出）
363	6.15	天下りの総枠規制への答弁に関する質問主意書（長妻昭君提出）
364	6.15	村山談話に関する再質問主意書（長妻昭君提出）
365	6.15	「国民保護法」に関する質問主意書（阿部知子君提出）
366	6.15	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する再質問主意書（平岡秀夫君提出）
367	6.15	障害者自立支援法の施行状況に関する質問主意書（山井和則君提出）
368	6.15	医療費の推計に関する第３回質問主意書（山井和則君提出）
369	6.15	電気用品安全法と経済産業省の対応に関する質問主意書（川内博史君提出）
370	6.15	米国産牛肉の輸入再々開に関する質問主意書（川内博史君提出）
371	6.15	新石垣空港整備事業等に関する質問主意書（川内博史君提出）
372	6.15	大規模林道大朝・鹿野線「戸河内・吉和区間」の早期完成を求める署名に関する質問主意書（松本大輔君提出）
373	6.15	国際人権規約に対するわが国の取り組みに関する質問主意書（高井美穂君提出）
374	6.15	京都議定書の目標達成に関する質問主意書（高井美穂君提出）

番号	提出日	件　　名
375	平成 18. 6.15	特殊出生率の低下に関する質問主意書（高井美穂君提出）
376	6.15	改正耐震改修促進法に関する質問主意書（高井美穂君提出）
377	6.15	独立行政法人等の障害者の雇用に関する質問主意書（高井美穂君提出）
378	6.15	靖国神社のＡ級戦犯分祀に関する再質問主意書（高井美穂君提出）
379	6.15	皇室典範改正案の提出に関する再質問主意書（高井美穂君提出）
380	6.15	歳出概算要求書に記載せずに事業執行をした事案に関する質問主意書（長妻昭君提出）
381	6.15	教育基本法案に関する質問主意書（保坂展人君提出）
382	6.15	都道府県および市町村におけるペイオフ解禁への対応状況に関する質問主意書（津村啓介君提出）

【第165回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、270件である。

番号	提出日	件　　名
1	平成 18. 9.26	地方財政と下水道整備事業に関する質問主意書（市村浩一郎君提出）
2	9.26	米国原子力潜水艦寄港の事前通報公表に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
3	9.26	ラブロフ・ロシア外相の北方四島訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
4	9.26	「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	9.26	侵略の定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	9.26	外務省職員による国会議員に対する「詫び状」の提出に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
7	9.26	村山談話についての安倍内閣の認識に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
8	9.27	外務省専門調査員による秘密公電のソ連国家保安委員会（ＫＧＢ）への流出に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
9	9.27	危機管理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	9.27	サハリン大陸棚開発をめぐるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
11	9.27	外務省が保管するワインに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
12	9.28	米軍キャンプ・シュワーブ内の文化財調査に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
13	9.28	孤児作品（著作権者等不明作品）問題に関する質問主意書（川内博史君提出）
14	9.28	国際条約及び諸外国の法律における著作権及び著作隣接権の保護期間の規定等に関する質問主意書（川内博史君提出）
15	9.28	電子アーカイブ構築事業に対する政府の取組状況等に関する質問主意書（川内博史君提出）
16	9.28	外務省の邦人保護に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
17	9.28	外務省の秘密保全調査委員会に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
18	9.28	北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
19	9.28	外務省職員が出版した「大地の咆哮」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
20	9.28	1943年の大東亜宣言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
21	9.28	国会議員からの資料請求に対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
22	9.29	前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
23	9.29	「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
24	平成 18. 9.29	外務省と学者との関係等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
25	9.29	「三島返還論」についての外務報道官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
26	9.29	安倍首相の歴史認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
27	9.29	安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
28	9.29	安倍首相の靖国神社および国立追悼施設についての見解に関する質問主意書（辻元清美君提出）
29	9.29	安倍首相の核軍縮についての認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
30	10. 2	インテリジェンス・諜報業務に従事する政府職員の研修・教育体制に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
31	10. 2	不適当な登記識別情報の発行に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
32	10. 2	村山談話で言及された「あの戦争」の時期に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
33	10. 2	竹島への日本国民の渡航に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
34	10. 2	韓国における日本外務省研修生による現地法令違反に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
35	10. 2	北方四島におけるロシア官憲の違法行為に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
36	10. 2	「三島返還」についてのイズベスチヤ紙報道に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
37	10. 3	外務省ロシア課長の言動に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
38	10. 3	外務省の2000名増員計画に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
39	10. 3	竹島への報道関係者の入域に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
40	10. 3	竹島問題についての政府広報に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
41	10. 4	「国際人権規約」報告書の提出経緯に関する質問主意書（高井美穂君提出）
42	10. 4	「国民運動」に関する質問主意書（高井美穂君提出）
43	10. 4	小泉前首相の外遊費用に関する質問主意書（内山晃君提出）
44	10. 4	医療保険給付における高齢者の患者負担に関する質問主意書（中川正春君提出）
45	10. 4	「第三十一吉進丸」船長の釈放に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
46	10. 4	外務報道官の情報感覚に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
47	10. 4	外務省の定員に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
48	10. 4	外務省国際情報統括官組織における専門分析員に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
49	10. 4	北方領土・貝殻島近海における日本漁船銃撃事件の初動対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
50	10. 4	イランの国際社会に与える脅威に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
51	10. 5	障害者自立支援法の運用と障害者施策の充実に関する質問主意書（山口俊一君提出）
52	10. 5	島根原子力発電所に係る「耐震設計審査指針」に基づく活断層の評価に関する質問主意書（日森文尋君提出）
53	10. 5	沖縄密約問題についての元外務省アメリカ局長の証言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
54	10. 5	日露外相電話会談における北方四島周辺水域における「第三十一吉進丸」銃撃・拿捕事件の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
55	10. 5	本省課長職を経験しない外務省職員の大使人事に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
56	10. 5	外務省職員のサービス残業に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
57	10. 6	ヴァルダイ会議に参加した日本人学者の肩書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
58	10. 6	北朝鮮の核問題についての外務報道官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
59	10. 6	外務本省建物の耐震強度強化工事に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
60	10. 6	外国報道機関関係者の竹島入域に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
61	10.10	シュレッダーによる幼児の指切断事故に関する質問主意書（高井美穂君提出）
62	10.10	歩行者同士の事故と携帯電話の使用に関する質問主意書（高井美穂君提出）
63	10.10	北朝鮮による核実験に対する初動の情報収集に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
64	10.10	北朝鮮の核実験と日朝平壌宣言の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
65	10.11	石綿規制の対象範囲の拡大にともなうアスベスト使用実態の再調査に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
66	10.11	米海軍原子力空母の安全性に関する質問主意書（阿部知子君提出）
67	10.11	北朝鮮による核実験に対する外務大臣の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
68	10.11	北朝鮮の核開発能力に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
69	10.11	「核開発の権利を放棄しない」というイランの最高指導者ハメネイ師の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
70	10.11	北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
71	10.12	中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
72	10.12	朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する質問主意書（滝実君提出）
73	10.12	「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
74	10.12	1943年の大東亜宣言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
75	平成 18.10.12	「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
76	10.13	外務省専門職員の退職に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
77	10.13	在ロシア連邦日本国大使館における絵画の管理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
78	10.13	外務省におけるⅠ種職員の語学研修に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
79	10.13	琉球王国の地位に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
80	10.16	外務人事審議会の機能に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
81	10.16	外務省専門調査員による秘密公電のソ連国家保安委員会（ＫＧＢ）への流出に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
82	10.16	外務省の秘密保全調査委員会に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
83	10.16	外務省在外職員の手当削減に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
84	10.16	行財政改革に対する外務省の基本的姿勢に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	10.16	週刊新潮に掲載された「第三十一吉進丸」船長の手記に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
86	10.17	外務省職員による国会議員に対する「詫び状」の提出に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
87	10.17	北朝鮮による核実験と政府の脅威認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
88	10.17	在ユジノサハリンスク日本国総領事館の「第三十一吉進丸」に対する対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
89	10.17	北朝鮮による核実験と周辺事態に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
90	10.17	「新型インフルエンザ」に関する質問主意書（末松義規君提出）
91	10.18	障害者自立支援法の施行に伴う身体障害者の生活の場確保に関する質問主意書（山口俊一君提出）
92	10.18	共同通信社員の北朝鮮への渡航に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
93	10.18	「第三十一吉進丸」がロシア国境警備艇に銃撃されたときの状況に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
94	10.18	1956年の日ソ国交回復交渉における全権委員が著した「モスクワにかける虹」と守秘義務に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
95	10.18	日ソ共同宣言50周年に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
96	10.18	下水汚泥由来の肥料に関する質問主意書（山田正彦君提出）
97	10.19	パトリオット・ミサイル（ＰＡＣ３）の嘉手納基地配備に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
98	10.19	医療事故・医療ミス再発防止に関する質問主意書（村井宗明君提出）
99	10.19	ヴァルダイ会議に参加した日本人学者の肩書に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
100	10.19	外務省の定員に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
101	10.19	防衛施設庁入札談合事案に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
102	10.20	政府が保管するワインに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
103	10.20	本省課長職を経験しない外務省職員の大使人事に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
104	10.20	外務省職員のサービス残業に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
105	10.20	民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
106	10.23	武力攻撃の際の警報と国民保護に関する質問主意書（高井美穂君提出）
107	10.23	サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
108	10.23	1943年の大東亜宣言に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
109	10.23	「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
110	10.23	外務本省建物の耐震強度強化工事に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
111	10.23	外務省における部内連絡の件数に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
112	10.24	ＪＲ赤羽駅西口地区（第２期）市街地再開発に関する質問主意書（保坂展人君提出）
113	10.24	温家宝中国首相が主催した晩餐会における安倍総理あいさつの中止に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
114	10.24	北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
115	10.24	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
116	10.25	朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する再質問主意書（滝実君提出）
117	10.25	国道８号線バイパス沿い（富山市・射水市・高岡市）の市街化調整区域における外国人中古車販売店出店に関する質問主意書（村井宗明君提出）
118	10.25	米海軍佐世保基地の弾薬補給所（前畑弾薬庫）で発生した火災の対応措置に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
119	10.25	「ホワイトハウス型の官邸」に関する質問主意書（江田憲司君提出）
120	10.25	北朝鮮の核実験に関する質問主意書（江田憲司君提出）
121	10.25	竹島への日本国民の渡航に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
122	10.26	対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
123	10.26	在カンボジア王国日本国大使館員の住居手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
124	10.26	外務省による報道関係者に対するいわゆる「出入り禁止」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
125	10.27	非核三原則に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
126	平成 18.10.30	歴史認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
127	10.31	諸外国における著作権等の保護期間及び孤児作品（著作権者等不明作品）に関する質問主意書（川内博史君提出）
128	10.31	外務省と報道機関の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
129	11. 1	特別史跡平城宮跡の活用と保護に関する質問主意書（石井郁子君提出）
130	11. 1	択捉島の地位に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
131	11. 1	琉球王国の地位に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
132	11. 1	ボリビア共和国のコロニア・オキナワにおける先住民の農地不法侵入事件に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
133	11. 1	国公私立小中学校における未履修に関する質問主意書（糸川正晃君提出）
134	11. 2	2002年９月17日に平壌宣言に合意した時点での北朝鮮の核開発を巡る外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
135	11. 2	外務省職員の在勤手当についての有識者の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
136	11. 2	外務省在外職員の手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
137	11. 6	核保有を巡る政府の憲法解釈に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
138	11. 6	対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
139	11. 6	竹島への日本国民の渡航に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
140	11. 6	政官関係を巡る外務審議官の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
141	11. 7	官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
142	11. 7	外務省職員に対する懲戒処分に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
143	11. 8	看護師の確保対策等に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
144	11. 8	内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
145	11. 9	外務省が保管するワインに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
146	11. 9	非核三原則に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
147	11. 9	週刊現代が報道した外務審議官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
148	11. 9	北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
149	11. 9	やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
150	11.10	外務省による報道関係者の動向調査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
151	11.13	タクシーの全面禁煙化に関する質問主意書（小宮山洋子君提出）
152	11.13	外務省在外職員の手当に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
153	11.13	2002年９月17日に平壌宣言に合意した時点での北朝鮮の核開発を巡る外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
154	11.13	年金不正免除等事件の刑事告発に関する質問主意書（長妻昭君提出）
155	11.14	世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
156	11.14	外務省を退職した職員の秘密を守る義務に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
157	11.15	日朝交渉における朝銀東京信用組合を巡る資金流用事件の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
158	11.15	琉球王国の地位に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
159	11.15	タウンミーティングに関する質問主意書（田嶋要君提出）
160	11.16	元外務審議官とミスターＸの間の「三つの基本的な原則」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
161	11.16	教育基本法案に関する質問主意書（江田憲司君提出）
162	11.16	不動産登記オンライン指定再開に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
163	11.17	政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
164	11.17	日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問主意書（辻元清美君提出）
165	11.20	サマワ自衛隊派兵に関する質問主意書（河村たかし君提出）
166	11.20	道路交通法の執行に関する質問主意書（河村たかし君提出）
167	11.20	政治と外務省の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
168	11.21	市民参加行事の開催に関する質問主意書（高山智司君提出）
169	11.21	週刊現代に対する外務省の抗議に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
170	11.21	水俣病のすべての被害者の早期救済等に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
171	11.22	外務省在外職員の人脈構築費に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
172	11.22	軍隊、戦力等の定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
173	11.22	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
174	11.24	秋田県警本部の連続児童殺害事件への対応に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
175	11.24	介護保険制度等に関する質問主意書（山井和則君提出）
176	11.24	民間で行うことが可能な業務に関する質問主意書（山井和則君提出）
177	11.24	日朝交渉を担当した外務省幹部に対する当時の外務事務次官の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
178	11.24	2002年８月21日夜の外務事務次官室における会議に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
179	11.24	外務省報道課長による設宴等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
180	11.24	ひろしまドッグぱーくの動物愛護管理法上の取扱い等に関する質問主意書（松本大輔君提出）
181	11.27	嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の求償に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
182	11.27	外務省が保管するワインに関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
183	平成 18.11.27	米国国務副長官から外務事務次官に対するミスターＸについての照会に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
184	11.27	教育振興基本計画の検討状況等に関する質問主意書（松本大輔君提出）
185	11.28	世界保健機関事務局長選挙に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
186	11.28	対北朝鮮外交を巡る在米国日本国大使館と外務本省の軋轢に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
187	11.28	2002年７月31日の日米外相会談における北朝鮮のウラン濃縮開発問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
188	11.28	パブリックコメントに関する質問主意書（高井美穂君提出）
189	11.28	国家公務員の労働環境に関する質問主意書（高井美穂君提出）
190	11.29	宇宙の平和利用決議に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
191	11.29	いじめ問題と発達障害児教育に関する質問主意書（山井和則君提出）
192	11.29	元外務審議官とミスターＸの間の「三つの基本的な原則」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
193	11.29	1854年の琉米修好条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
194	11.29	元外務審議官の対米認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
195	11.30	遺棄化学兵器に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
196	11.30	1855年の琉仏修好条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
197	11.30	大東亜戦争の定義に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
198	11.30	2002年９月17日の日朝首脳会談に臨む外務省の体制に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
199	11.30	消費者金融が利用者に加入させる生命保険に関する質問主意書（長妻昭君提出）
200	12. 1	「金融サービス利用者相談室」に関する質問主意書（高井美穂君提出）
201	12. 1	政官関係を巡る外務審議官の認識に関する第３回質問主意書（鈴木宗男君提出）
202	12. 1	外務省の対北朝鮮外交担当者の対米認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
203	12. 4	1859年の琉蘭修好条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
204	12. 4	タクシーの全面禁煙化に関する再質問主意書（小宮山洋子君提出）
205	12. 5	食品表示に関する質問主意書（岡本充功君提出）
206	12. 5	日露戦略対話に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
207	12. 5	臨床心理士の国家資格化に関する質問主意書（糸川正晃君提出）
208	12. 5	市民参加型広報行事の開催に関する質問主意書（高山智司君提出）　撤回
209	12. 6	刑事施設（東京拘置所）被収容者の給養水準に関する質問主意書（保坂展人君提出）
210	12. 6	改正入管法に関する質問主意書（保坂展人君提出）

番号	提出日	件　　名
211	12. 7	高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域の公募に関する質問主意書（辻元清美君提出）
212	12. 7	整理回収機構の債権回収業務に関する質問主意書（河村たかし君提出）
213	12. 7	外務省における帳簿類の電子化に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
214	12. 7	外務省報道課長による設宴等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
215	12. 7	週刊現代に対する外務省の抗議に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
216	12. 7	外務省における人事情報の管理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
217	12. 7	授産事業所に対する労働基準法の適用除外に関する質問主意書（内山晃君提出）
218	12. 7	離婚時年金分割による振り替え加算の支給停止に関する質問主意書（内山晃君提出）
219	12. 7	ひろしまドッグぱーくの動物愛護管理法上の取扱い等に関する再質問主意書（松本大輔君提出）
220	12. 7	民間で行うことが可能な業務に関する再質問主意書（山井和則君提出）
221	12. 7	国公立の精神科施設における治療実態に関する質問主意書（高井美穂君提出）
222	12. 7	夕張市の財政再建案の作成に関する質問主意書（滝実君提出）
223	12. 8	政府広報・内閣広報に関する質問主意書（保坂展人君提出）
224	12. 8	痴漢等を行って処分された外務省職員に対する人事に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
225	12. 8	外務省職員による賭博に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
226	12. 8	外務省職員による蓄財に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
227	12. 8	法務省及び農林水産省における市民参加型広報行事の開催に関する質問主意書（高山智司君提出）
228	12. 8	運輸安全マネジメントに関する質問主意書（伴野豊君提出）
229	12.11	障害者自立支援法に基づく制度の改善に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
230	12.11	教育基本法案に関する質問主意書（平沼赳夫君提出）
231	12.11	いわゆる「いじめ問題」に関する質問主意書（江田憲司君提出）
232	12.11	道路特定財源の見直しに関する質問主意書（江田憲司君提出）
233	12.11	外務省が保管するワインの物品管理簿に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
234	12.11	在ロシア連邦日本国大使館新建物建築後の現大使館建物の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
235	12.12	諫早湾干拓事業の農地配分と調整池の水質改善に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
236	12.12	健康日本21の推進および国民の健康づくりを支えた社会保険健康センター等の廃止・売却に関する質問主意書（田島一成君提出）
237	12.12	薬物乱用及び再犯防止対策と治療回復支援に関する質問主意書（前原誠司君提出）
238	12.12	改正高齢法に基づく高年齢者雇用確保措置に関する質問主意書（高橋千鶴子君提出）

番号	提出日	件　　名
239	平成 18.12.12	プール事故に係る安全対策強化に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
240	12.12	健康保険における傷病手当支給期間に関する質問主意書（山井和則君提出）
241	12.12	財団法人日本美術刀剣保存協会の刀剣審査の透明性に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
242	12.12	近未来通信に関する質問主意書（田嶋要君提出）
243	12.12	タウンミーティングに関する再質問主意書（田嶋要君提出）
244	12.12	外務省職員と朝鮮総連関係者の接触に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
245	12.12	外務省職員による観光、視察目的の北朝鮮訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
246	12.12	質問主意書に対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
247	12.13	感染症予防に関する質問主意書（岡本充功君提出）
248	12.13	淀川水系の河川整備及び水質等の管理に関する質問主意書（三日月大造君提出）
249	12.13	障害者施策ならびに障害者自立支援法に関する質問主意書（三日月大造君提出）
250	12.13	我が国の対北朝鮮外交に関する質問主意書（河村たかし君提出）
251	12.13	国道８号線バイパス沿い（富山市・射水市・高岡市）の市街化調整区域における外国人中古車販売店出店に関する再質問主意書（村井宗明君提出）
252	12.13	外務省が作成した国会議員への「対応振り」について定めた文書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
253	12.13	第165回国会における質問主意書と内閣答弁書に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
254	12.13	スクールカウンセラーに関する質問主意書（江田憲司君提出）
255	12.13	石川島播磨重工業（株）での思想差別の調査及び是正指導に関する質問主意書（笠井亮君外１名提出）
256	12.13	巨大地震の発生に伴う安全機能の喪失など原発の危険から国民の安全を守ることに関する質問主意書（吉井英勝君提出）
257	12.13	国土交通省の研究会に関する質問主意書（長妻昭君提出）
258	12.13	日本政府の核兵器製造能力についての見解に関する質問主意書（辻元清美君提出）
259	12.13	「９億3,927万6,160円の日付のない請求書」に関する質問主意書（保坂展人君提出）
260	12.15	国際航空旅客機の手荷物検査に関する質問主意書（笹木竜三君提出）
261	12.15	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書に関する質問主意書（内山晃君提出）
262	12.15	首相公邸改修に係わる公費支出に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
263	12.15	リトヴィネンコ事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件　　名
264	12.15	2006年12月13日の衆議院外務委員会における外務大臣の北方領土問題についての答弁に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
265	12.15	北方領土問題をめぐる2006年12月15日の外務大臣記者会見に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
266	12.15	北方領土問題についての2006年12月14日付読売新聞朝刊の報道に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
267	12.15	北方領土問題についての2006年12月14日付北海道新聞夕刊の報道に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
268	12.15	北方領土問題についての2006年12月15日付産経新聞社説に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
269	12.15	ひろしまドッグぱーくの動物愛護管理法上の取扱い等に関する第３回質問主意書（松本大輔君提出）
270	12.15	タウンミーティングの財政規模に関する質問主意書（保坂展人君提出）

６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

区分＼国会回次	第164回国会（常会）				第165回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	39				24			
（常任委員会）								
内閣	13			8	10 [1]	[4]		5
総務	31			47	11 [2]	[8]		33
法務	32			15	14			5
外務	22				8			
財務金融	20			25	13			16
文部科学	21			13	7			
厚生労働	32 [2]	[12]		23	10			17
農林水産	18 {1} [2]	4 [8]		11	6			
経済産業	22			12	8			4
国土交通	30			47	10			3
環境	19			7	4			
安全保障	10				14			3
国家基本	1				1			
予算	21 {2}	12		25	5			
決算行政	8				3			2
議院運営	39 (15)				24 (2)			
懲罰	5				1			
（特別委員会）								
災害対策	11			3	5			
倫理選挙	6				6			
沖縄北方	6				5			
青少年	6			4	5			4
テロ防止 イラク支援	7				7			
拉致問題	9			5	4			
行政改革	13			11				
憲法	13			12	9 (5)			21
教育基本	13			12	13 {1} [4]	5 [20]		4

区分＼国会回次	第164回国会（常会）				第165回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
（審査会等）								
政倫審					1			
分科会 （予算委） （決算行政監視委）	24 （８分科２日間） （４分科２日間）			6 8				
連合審査会	1 （経済産業・国土交通）				1 （法務・財務金融）			
合同審査会	2 （国家基本）				2 （国家基本）			
両院協議会								
常任委員長会議					2			
計	494 (15) {3} [4]	16 [20]		294	233 (7) {1} [7]	5 [32]		117

（注）１．開会回数欄の、( ) 内の数は小委員会、{ } 内の数は公聴会、[ ] 内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。
２．開会回数には閉会中審査を含む。
３．公述人欄の [ ] 内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。

7　傍聴人数

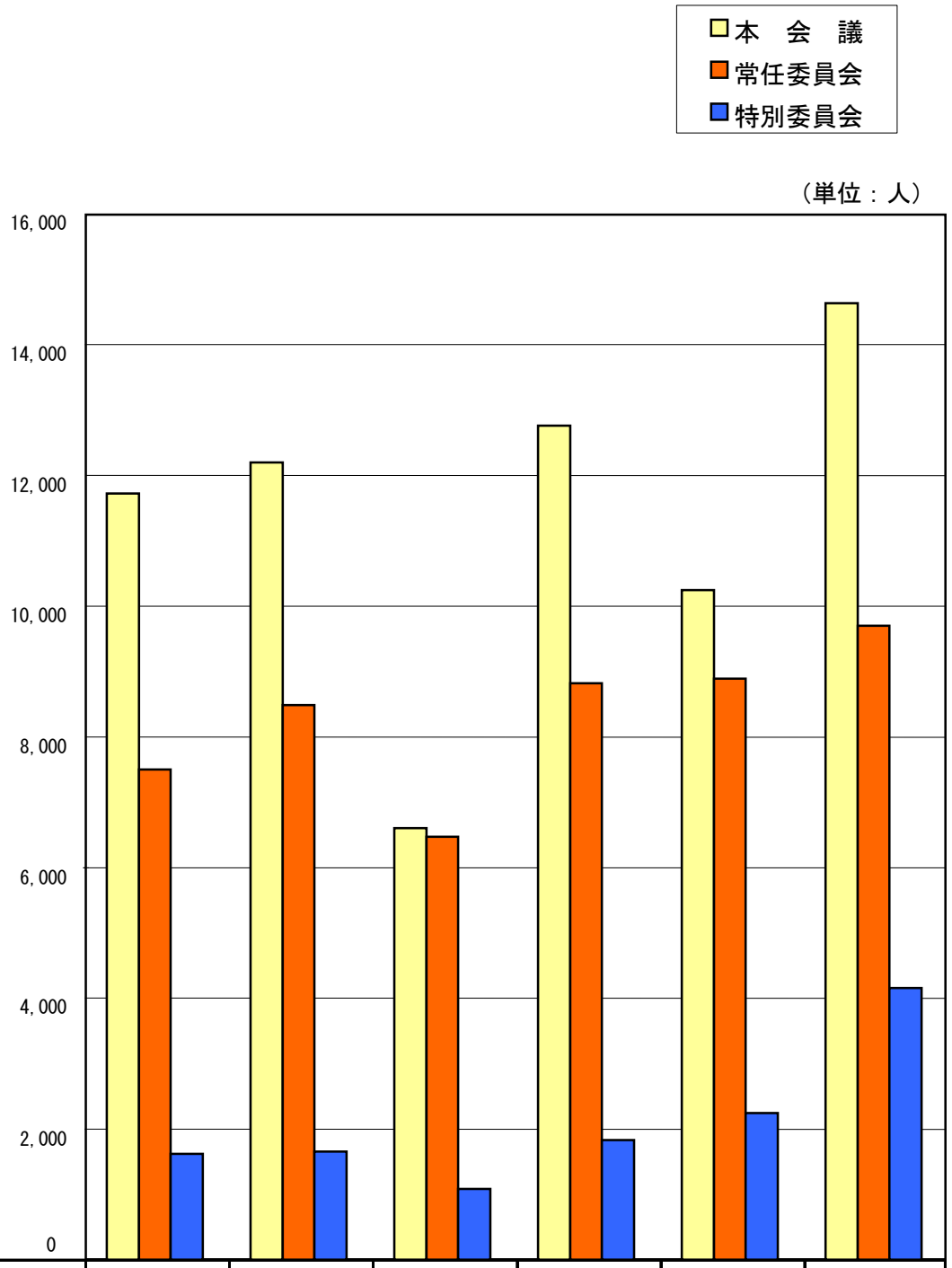

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年
本　会　議	11,728	12,204	6,608	12,764	10,244	14,636
常任委員会	7,501	8,484	6,477	8,821	8,889	9,706
特別委員会	1,622	1,654	1,082	1,833	2,242	4,163
委員会合計	9,123	10,138	7,559	10,654	11,131	13,869
総　合　計	20,851	22,342	14,167	23,418	21,375	28,505

８　参観者数

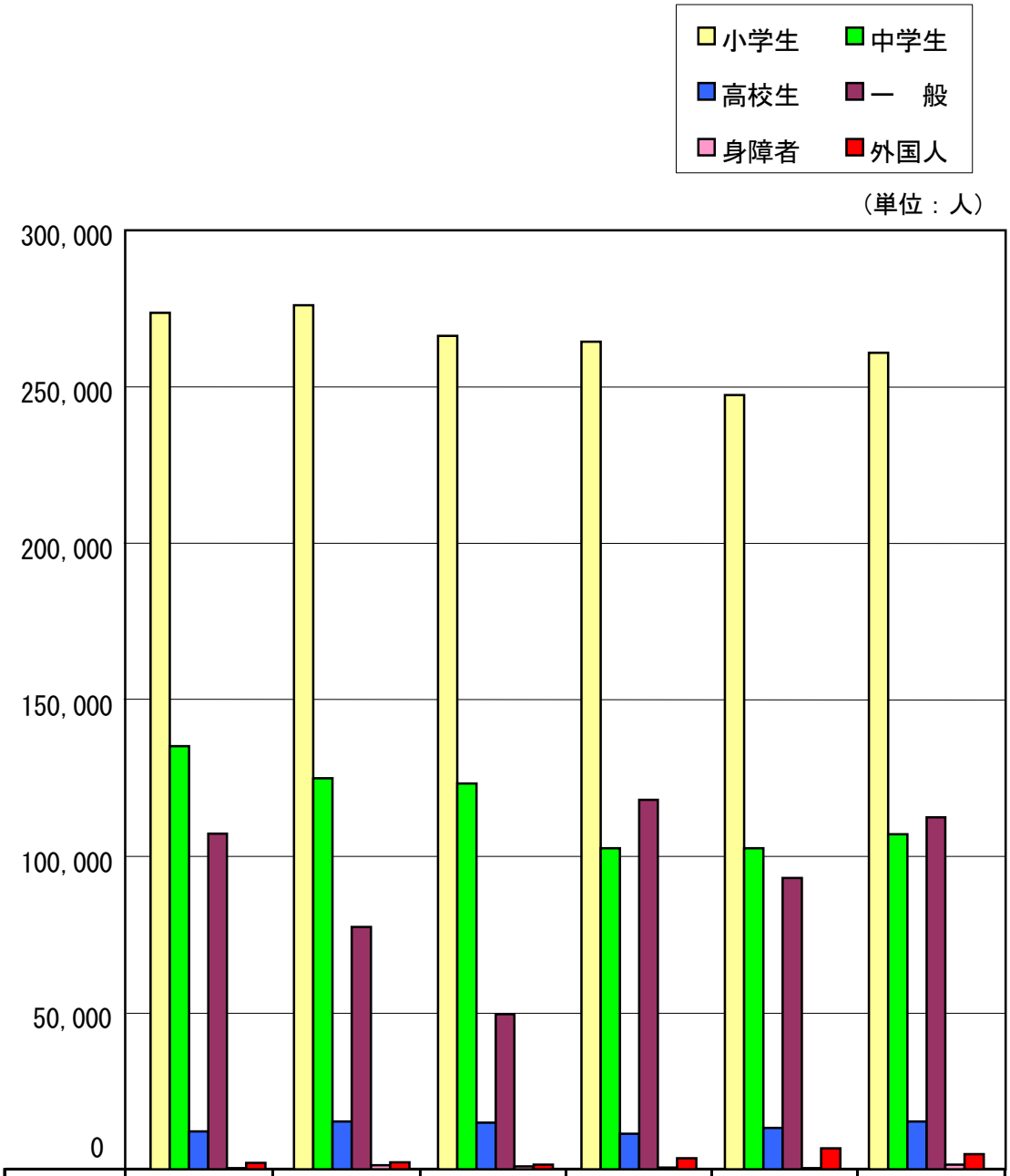

	平成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
小学生	273,577	276,034	266,330	264,413	247,316	260,853
中学生	135,170	124,968	123,220	102,532	102,548	106,984
高校生	12,021	15,360	14,872	11,448	13,272	15,279
一　般	107,304	77,461	49,499	118,037	93,156	112,416
身障者	374	1,218	877	558	412	1,422
外国人	2,003	2,208	1,468	3,611	6,626	4,781
総　数	530,449	497,249	456,266	500,599	463,330	501,735

〔参考〕

1　国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日（回次）等	定数	増減	備　　考
昭和 21. 4.10(第22回)	468		沖縄県（定数２）は米国占領下にあり、選挙は
	(466)		事実上の定数466で実施
22. 4.25(第23回)	466	－ 2	沖縄県を除く
29. 4.30	467	＋ 1	奄美群島区（定数１）で実施
42. 1.29(第31回)	486	＋19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45.11.15	491	＋ 5	沖縄県（定数５）で実施
51.12. 5(第34回)	511	＋20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	＋ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7.18(第40回)	511	－ 1	選挙区別人口による定数是正
8.10.20(第41回)	500	－11	平成６年公選法改正後初の総選挙
12. 6.25(第42回)	480	－20	比を20削減（小300　比180）

（注）　平成６年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入
定数500（小選挙区300、比例代表200）
小…小選挙区、比…比例代表（11ブロックにおいて実施）

(2) 参議院議員

通常選挙期日（回次）等	改選議席数	定数	増減	備　　考
昭和 22. 4.20(第１回)	全100　地150	250		半数は任期３年
				第２回以降半数改選
45.11.15	沖縄県定数２	252	＋ 2	１名次期選挙で改選
58. 6.26(第13回)	比 50　選 76	252	0	全国区改め比例代表
平成 13. 7.29(第19回)	比 48　選 73	247	－ 5	比を２、選を３削減
16. 7.29(第20回)	比 48　選 73	242	－ 5	比を２、選を３削減

（注）1　全…全国区、地…地方区
2　昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入
定数252（比例代表100、選挙区152）
比…比例代表、選…選挙区
3　平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入
定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。
ただし、平成16年７月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。

2　国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）

(1) 衆議院

国会回次(召集日) ＼ 会派	自民	民主	公明	共産	社民	国民	自由	保守	保守新	21ク	フロン	改革	無所属	欠員
平成														
148(特)　(12. 7. 4)	233	129	31	20	19		22	7					19	
149(臨)　(12. 7.28)	232	130	31	20	19		22	7		10			9	
150(臨)　(12. 9.21)	232	129	31	20	19		22	7		10			9	1
151(常)　(13. 1.31)	239	129	31	20	19		22	7		4			9	
152(臨)　(13. 8. 7)	238	126	31	20	19		22	7		4			12	1
153(臨)　(13. 9.27)	239	126	31	20	19		22	7		3			11	2
154(常)　(14. 1.21)	243	126	31	20	19		22	7					12	
155(臨)　(14.10.18)	239	124	31	20	18		22	7					13	6
156(常)　(15. 1.20)	243	118	31	20	18		22		10				16	2
157(臨)　(15. 9.26)	244	138	31	20	18				10		2		12	5
158(特)　(15.11.19)	245	180	34	9	6							5	1	
159(常)　(16. 1.19)	244	179	34	9	6							4	4	
160(臨)　(16. 7.30)	249	178	34	9	6								4	
161(臨)　(16.10.12)	249	178	34	9	6								3	1
162(常)　(17. 1.21)	249	177	34	9	6								3	2
163(特)　(17. 9.21)	296	114	31	9	7	6							17	
164(常)　(18. 1.20)	294	112	31	9	7	6							20	1
165(臨)　(18. 9.26)	292	113	31	9	7	6							20	2

(備考)
自民は、「自由民主党」
民主は、「民主党・無所属クラブ」
公明は、「公明党」
共産は、「日本共産党」
社民は、「社会民主党・市民連合」
国民は、「国民新党・日本・無所属の会」
自由は、「自由党」
保守は、「保守党」
保守新は、「保守新党」
21クは、「21世紀クラブ」
フロンは、「フロンティア」
改革は、「グループ改革」

(2) 参議院

会派 / 国会回次(召集日)	自民	民主	公明	共産	社民	国日	無会	みどり	国連	自由	二連	参ク	各議員なに属し派い	欠員
平成														
148(特) (12. 7. 4)	112	58	24	23	13					5	4	7	5	1
149(臨) (12. 7.28)	112	58	24	23	13		7			5	4		5	1
150(臨) (12. 9.21)	112	58	24	23	13		7			5	4		5	1
151(常) (13. 1.31)	112	58	24	23	13		7			5	4		5	1
152(臨) (13. 8. 7)	116	60	24	20	8		6			8			5	
153(臨) (13. 9.27)	115	60	24	20	8		6			8			5	1
154(常) (14. 1.21)	116	60	24	20	7				15				4	1
155(臨) (14.10.18)	113	60	24	20	6				15				6	3
156(常) (15. 1.20)	115	60	24	20	5				14				8	1
157(臨) (15. 9.26)	116	69	23	20	6		6	2					4	1
158(特) (15.11.19)	115	69	23	20	6		6	2					4	2
159(常) (16. 1.19)	116	71	23	20	5		4	2					4	2
160(臨) (16. 7.30)	114	83	24	9	5								7	
161(臨) (16.10.12)	114	84	24	9	5								6	
162(常) (17. 1.21)	114	84	24	9	6								5	
163(特) (17. 9.21)	112	82	24	9	6	3							5	1
164(常) (18. 1.20)	112	83	24	9	6	4							4	
165(臨) (18. 9.26)	111	83	24	9	6	5							4	

(備考)
自民は、148～155国会は「自由民主党・保守党」、156、157国会は「自由民主党・保守新党」、158国会以後は「自由民主党」
民主は、「民主党・新緑風会」
公明は、148国会は「公明党・改革クラブ」、149国会以後は「公明党」
共産は、「日本共産党」
社民は、「社会民主党・護憲連合」
国日は、「国民新党・新党日本の会」
無会は、「無所属の会」
みどりは、「みどりの会議」
国連は、「国会改革連絡会」(自由党・無所属の会)
自由は、「自由党」
二連は、「二院クラブ・自由連合」
参クは、「参議院クラブ」

３　会期等

国　会　回　次	召 集 日	開 会 式	会期終了日	会期　上段：当初会期 下段：延　　長
第148回（特別会）	平成 12. 7. 4	12. 7. 6	12. 7. 6	3
第149回（臨時会）	12. 7.28	12. 7.28	12. 8. 9	13
第150回（臨時会）	12. 9.21	12. 9.21	12.12. 1	72
第151回（常　会）	13. 1.31	13. 1.31	13. 6.29	150
第152回（臨時会）	13. 8. 7	13. 8. 8	13. 8.10	4
第153回（臨時会）	13. 9.27	13. 9.27	13.12. 7	72
第154回（常　会）	14. 1.21	14. 1.21	14. 7.31	150 42
第155回（臨時会）	14.10.18	14.10.18	14.12.13	57
第156回（常　会）	15. 1.20	15. 1.20	15. 7.28	150 40
第157回（臨時会）	15. 9.26	15. 9.26	15.10.10 （解　散）	36 （15日目に解散）
第158回（特別会）	15.11.19	15.11.21	15.11.27	9
第159回（常　会）	16. 1.19	16. 1.19	16. 6.16	150
第160回（臨時会）	16. 7.30	16. 7.30	16. 8. 6	8
第161回（臨時会）	16.10.12	16.10.12	16.12. 3	53
第162回（常　会）	17. 1.21	17. 1.21	17. 8. 8 （解　散）	150 55 （200日目に解散）
第163回（特別会）	17. 9.21	17. 9.26	17.11. 1	42
第164回（常　会）	18. 1.20	18. 1.20	18. 6.18	150
第165回（臨時会）	18. 9.26	18. 9.28	18.12.19	81 4

国会案内

国会案内

○　広報・広聴

衆議院の広報課は、広報・広聴等に関する事項の一元的な対応を行っています。

広報課では、「開かれた国会」を大きな目標に、国民に国会審議の情報を速やかに提供し、国会の機能及び仕組みを広報することにより、国会活動の現況について国民の理解を深めるとともに、国民からの問い合わせ等に迅速かつ的確に応えていくことに努めています。

この目標に沿って広報課では、衆議院ホームページ、テレビ及びインターネットによる国会審議中継、参観者ホールにおける映像情報システム等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。また、衆議院に関する一般的な案内、衆議院の構成、本会議・委員会等の会議に関する基本情報、議案等に関する基本情報、衆議院及び衆議院事務局に対する各種手続に関する問い合わせ等にお答えするとともに、国民からのご意見、ご要望等にも対応しています。

衆議院への問い合わせ先

衆議院事務局庶務部広報課

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
受　付　平日９時～18時（土、日、休日及び年末年始を除く。）
電　話　03（3581）5111　内線2344
　　03（3581）5151（直通）
ＦＡＸ　03（3581）5399

＜衆議院ホームページ＞

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動にかかわる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

＜国会審議中継＞

１　テレビ中継

衆議院は、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、本院の本会議や委員会等の国会審議を国会内、各府省及び政党本部に有線テレビジョンで中継放送するとともに、報道機関等を通じて国会審議を国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信を行っています。

２　インターネット中継

インターネット上に国会審議中継専用のホームページを開設し、本院の本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継はライブ中継とともに、録画中継（「ビデオライブラリ」）も行っています。ただし、録画中継の公開期間は原則１年間となっています。

なお、衆議院ホームページの「衆議院審議中継」からもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス　http://www.shugiintv.go.jp

＜参観者ホールでの情報提供＞

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所であるとともに、立法府としての国会の情報公開を推進するため、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、国会に関する情報の提供を行っています。

１　ハイビジョンプロジェクター

国会の立法活動及び施設内を紹介したオリジナルビデオ（７番組）を、120インチハイビジョンプロジェクターにより放映

「白亜の殿堂　国会議事堂」、「国会内の施設案内　探検！国会議事堂」、「国会の機能と役割　国会クイズ」、「法律ができるまで」、「法律が成立するまで」、「国会の四季」、「世界の議事堂」

２　マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会等の国会審議を、16面マルチビジョンプロジェクターによりライブ中継

３　パソコン情報検索コーナー

本院のオリジナルコンテンツ「国会チャレンジクイズ」、「模擬議会ＳＨＯＷ」、「世界の議会」の閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館及び中央省庁のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

４　各種パネル

「議長・副議長の顔写真」、「国会議事堂周辺の空撮写真」、「国会とその周辺の官庁の案内図」、「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」、「衆議院内会派別所属議員数一覧」、「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

５　衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

＜会議録等刊行物の閲覧及び購入＞

１　刊行物の種類

衆議院においては次の刊行物を発行しています。

(1) 会議録

・衆議院本会議録

・衆議院委員会議録

・国家基本政策委員会合同審査会会議録

・衆議院憲法調査会議録

(2) 議案類等

・法律案

内閣提出法律案（閣法）

議員及び委員会提出法律案（衆法）

・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）

・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）

・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）

・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）

・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）

・衆議院の動き（法律案の審議状況等１年間の活動を各国会毎にまとめたもの）

・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集

・議会制度百年史（全12巻）及び目で見る議会政治百年史

・目で見る議会政治百年史　追録（百十年史ＣＤ－ＲＯＭ添付）

・衆議院要覧（乙）

２　刊行物の閲覧案内

１に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

・衆議院刊行物展示コーナー

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３　衆議院第二別館
電　話　03（3581）5111　内線2693、2694

・国立国会図書館

住　所　〒100－8924　東京都千代田区永田町１－10－１
電　話　03（3581）2331（代表）

３　刊行物の購入案内

１に掲載した刊行物は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しています。文書、ＦＡＸ又は電話にてお申し込みください。なお、品切れ等の場合がありますので、詳細は衆栄会へお問い合わせください。

・衆栄会

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３　衆議院第二別館
電　話　03（3581）5111　内線2682
ＦＡＸ　03（3580）4889

なお、衆議院本会議録、予算書及び決算書は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において注文販売しています。

○　国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第１回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（ＦＡＱ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」又は国立国会図書館ホームページの「国会会議録」からアクセスできます。

国会会議録ホームページアドレス　http://kokkai.ndl.go.jp

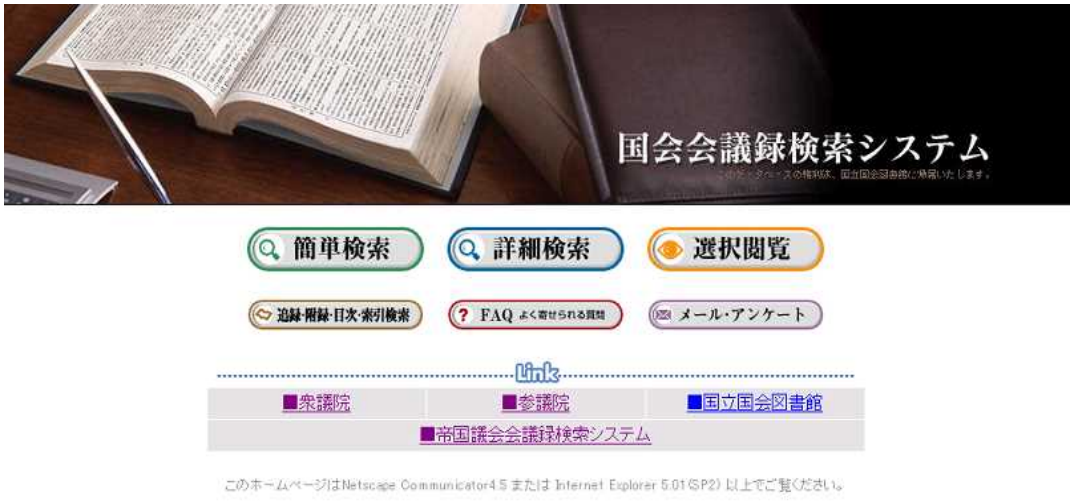

○　国会参観（衆議院）の手続

１　参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っておりますが、平成13年９月11日の米国同時多発テロ事件以降、警備上の理由からやむを得ず、衆議院議員の紹介を得ての申込みに限らせていただいています。

他方、議員紹介を希望しない団体（機関）につきましては、参観の日時、目的、団体名（機関名）、住所、人数（男女別）及び責任者の連絡先を記載した書面を衆議院事務局警務部警務課長あてに提出していただき、後日参観できるか否かについて返答を差し上げることにしています。

２　参観時間

平日　９時～17時（16時までに受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日　午前、午後それぞれ３回

午前　９時30分、10時30分、11時30分

午後　１時、２時、３時

なお、本会議開会前１時間及び本会議開会中は、参観はできません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

３　交通

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩３分）

地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩５分）

地下鉄南北線及び銀座線の溜池山王駅下車（徒歩８分）

なお、駐車場は、バス専用となっています。

４　問い合わせ先

衆議院事務局警務部参観係

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１

電　話　03（3581）5111　内線2463、2464

○　本会議・委員会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

１　本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の２種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員１人につき１枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年７月11日制定）の遵守が要求されます（注）。

２　委員会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部（日本国憲法に関する調査特別委員会の傍聴については、憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局）を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

３　問い合わせ先

・本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
　　電　話　03（3581）5111　内線2404

・委員会の傍聴は「委員部総務課」
　　電　話　03（3581）5104（直通）

　ただし、日本国憲法に関する調査特別委員会の傍聴については
「憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局」
　　電　話　03（3581）5563（直通）

（注）平成13年９月11日の米国同時多発テロ事件以降、議院運営委員会院内の警察及び秩序に関する小委員会において、傍聴については「衆議院議員の紹介がなければできない。」ことに決定されました。したがって、議員紹介のない一般傍聴券の発行は現在中止となっています。

○　請願の手続

１　国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されております。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干預しないこととされています。

２　衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会の決定により、概ね会期終了日の５日ないし７日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっていても同様です。

３　請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所・氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

４　請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適当の常任委員会又は特別委員会に付託されます。

委員会では、審査の結果に従い、採択すべきものとする請願と、不採択とすべきものとする請願に区別をし、更に採択すべきものについては内閣に送付するを要するものと、要しないものに区別をして議院に報告することになっています。

本会議では、委員会において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年２回、その処理経過が議院に報告されます。

○　陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所・氏名を明記し、郵送等で議長あてに提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適当の委員会に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字による場合は押印が必要です。

○　地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会から国会に意見書が提出されています。

衆議院への意見書は、議長あてに、表題を「○○○意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適当の委員会に参考のため送付されます。

○　衆議院における請願処理の概要図

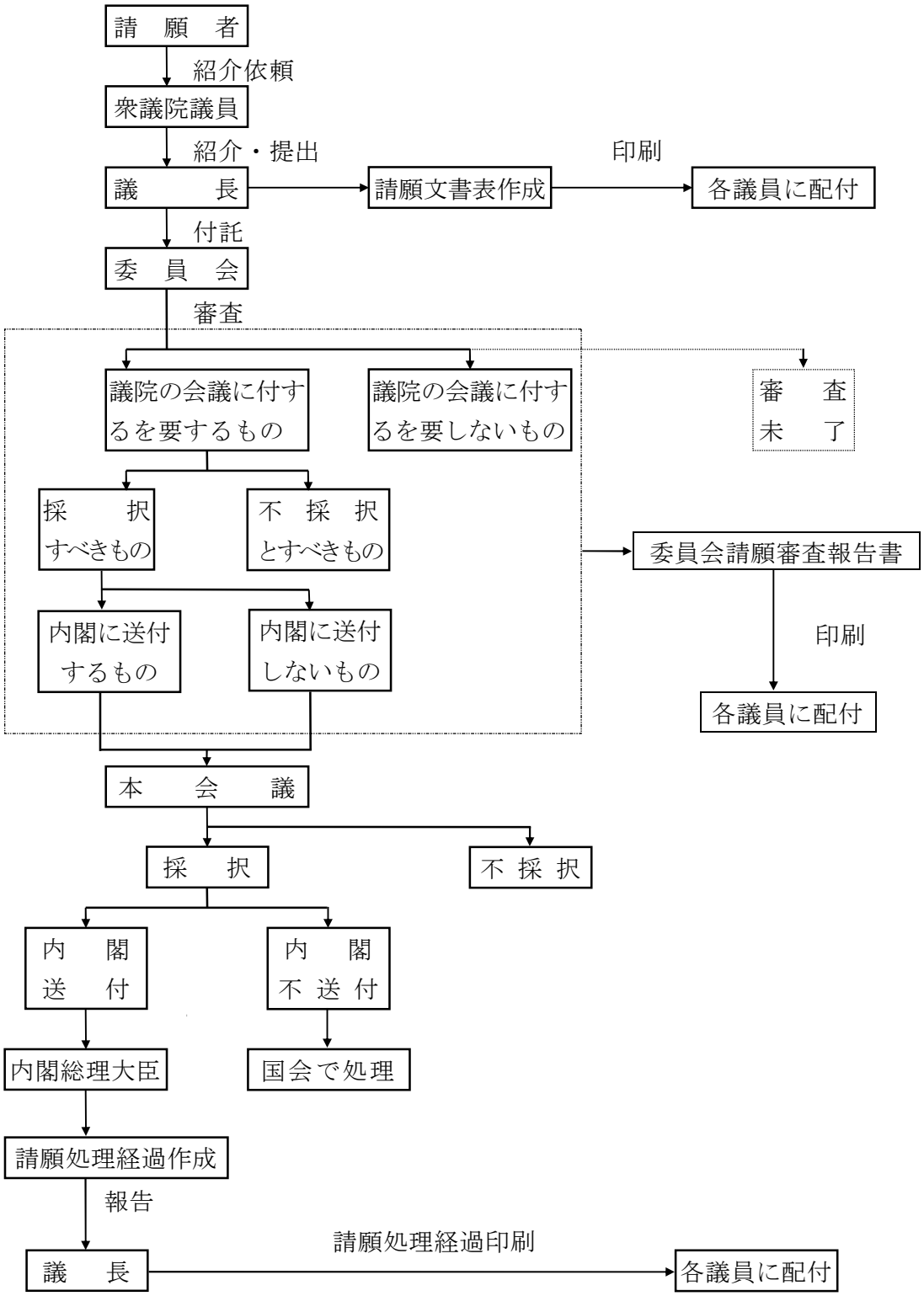

なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○　行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。

１　この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が取り上げる苦情の内容は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益の救済や行政機関等の不正等に関するものを対象としております。

なお、裁判中のもの、具体性がない意見等については、委員会として取り上げず参考的な扱いとなります。

２　この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的にこたえるものではありません。

また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

３　皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や、行政の改善について、具体的な苦情をお寄せ下さい。

苦情の受付は次のとおりです。

１　ＦＡＸによる受付
　　ＦＡＸ番号　03―3581―7731

２　封書、はがきによる受付
　　郵便番号　100―8960
　　（東京都千代田区永田町１－７－１）
　　衆議院決算行政監視委員会
　　「行政に関する苦情」係　宛
　　（注）郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

３　電子メールによる受付
　　アドレス：kujo@shugiinjk.go.jp
　　（注）内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を明記してください。

○　意見窓口 「憲法のひろば」

日本国憲法に関する調査特別委員会では、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民の皆様からの意見を受け付けております。いただいたご意見は、本委員会の参考にさせていただきます。

意見の受付は次のとおりです。

１　ＦＡＸによる受付　03（3581）5875

２　封書、はがきによる受付
　　郵便番号　100―8960
　　（東京都千代田区永田町１－７－１）
　　衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会
　　「憲法のひろば」係　宛
　　（注）郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

３　電子メールによる受付
　　アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はＦＡＸ番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

○　憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年３月に開館しました。

この記念館のある高台は、室町時代に太田道灌が「わが庵は松原つづき海ちかくふじの高根を軒端にぞ見る」とよんだ松原の一角に連なっていた景勝の地で、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には大老井伊直弼もここに住んでいましたが、明治になってからは参謀本部・陸軍省がおかれていました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されましたが、その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館は、国会の組織や運営などを資料や映像によってわかりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

１　憲政史シアター

ソフト「憲政の歩み」を100インチのハイビジョン映像で見ることができます。

２　憲政史映像選択コーナー

３台の21インチ画面で、「議事堂ものがたり」などのソフト９本を見ることができます。

３　憲政の歩みコーナー

憲政の歩みを、関係資料・写真などで見ることができます。

４　映像検索コーナー

３台のパソコンで、「憲政史上の人々」、「歴代の衆議院議長」、「歴代の内閣総理大臣」、「錦絵紹介」を検索できます。

５　立体ビジョンコーナー

帝国議会第１次仮議事堂に初登院する議員たちのありさまや、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の模様などを立体映像で見ることができます。

６　議場体験コーナー

開会ベルが鳴ると演壇後方の画面に、議長発言や内閣総理大臣演説の映像が写し出されます。参観者はこれを議席に座って見ることができます。

７　国会の仕組みコーナー

パソコンで、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介するほか、Ｑ＆Ａを楽しむことができます。

８　情報検索コーナー

10台のパソコンで、さまざまな博物館などのホームページを検索できます。

９　尾崎メモリアルホール

尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品・著作・書跡・写真などを展示しています。

入 館 料　　無　料
開館時間　　９時30分～17時（入館は16時30分まで）
休 館 日　　毎月の末日及び12月28日から翌年１月４日

衆議院事務局憲政記念館
住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－１－１
電　話　03（3581）5111（大代表）
　　03（3581）1651（直通）
ＦＡＸ　03（3581）7962

ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

憲政記念館展示室（憲政の歩みコーナー）

○　国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年４月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成18年度の例を掲載します。

１　試験の名称

平成18年度国会議員政策担当秘書資格試験

２　受験資格

(1) 昭和16年９月12日以降生まれの者（最終合格者発表日現在において65歳未満の者）で、かつ、次のいずれかに該当する者

①　大学を卒業した者及び平成19年３月までに大学卒業見込みの者

②　国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により、受験することができない。

・　日本国籍を有しない者

・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

３　試験

(1) 第１次試験

①　試験日　平成18年７月９日（日）

②　試験場　東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷７－３－１）

③　試験方法　多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）

④　第１次試験合格者発表　平成18年８月21日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、合格者に郵送で通知する。

(2) 第２次試験

①　試験日　平成18年８月30日（水）

② 試験場　衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町１－７－１）

③ 試験方法　口述式

４　最終合格者発表

平成18年９月11日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、合否については各人に郵送で通知する。

５　受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は衆議院事務局庶務部議員課(〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１　電話03（3581）5165）及び参議院事務局庶務部議員課（〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１　電話03（5521）7485）において平成18年４月11日（火）から５月19日（金）までの間交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は交付業務は行わない。

なお、交付時間は９時30分から17時30分までとする。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形２号・Ａ４判が入る大きさ）を必ず同封すること（５月17日（水）必着)。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙に所要事項を記入の上、写真２枚（最近６か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼って、参議院事務局庶務部議員課宛に配達記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書（第１次試験合格者については、大学の卒業（見込）証明書及び戸籍抄本(いずれも平成18年４月１日以降発行のもの)を第２次試験の際に提出のこと。)

(4) 受験申込受付期間

平成18年５月８日（月）から５月19日（金）まで。

ただし、平成18年５月19日までの消印のあるものに限り受け付ける。

６　合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に記載され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に記載された者の中から採用する。

7　その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（3581）5165（直通）
ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

参議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（5521）7485（直通）
ホームページアドレス　http://www.sangiin.go.jp

○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- 資産等報告書
- 資産等補充報告書
- 所得等報告書
- 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去７年分のものになります。

・閲覧場所

東京都千代田区永田町１－６－３
衆議院第二別館８階　資産等報告書等閲覧室
交　通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（４番出口）

・閲覧日時

閲覧日：原則として、１月４日～12月28日までの毎日
ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日に当たる日は閲覧できません。
時　間：９時30分～12時、13時～17時30分

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線 2638）までお問い合わせください。

○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・閲覧場所
・閲覧日時
} 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線 2634、2636）までお問い合わせください。

国会年表

○国 会 年 表

（平成18年１月１日から平成18年12月31日までの政治等の主な動きについて国会を中心に作成したものである。）

年　月　日	事　　項
平成18（2006）	
1．1	○32市10町１村誕生（「平成の大合併」で全国24府県の134市町村再編　平成18年１月１日現在の全国市町村数2,052）
	○三菱東京ＵＦＪ銀行発足（東京三菱銀行とＵＦＪ銀行の合併）
5	○耐震強度偽装マンションの解体準備工事始まる（第１棟目は千葉県）
7	○イラク・サマーワへ、陸上自衛隊イラク復興業務支援隊第５次要員100名出発
	○除雪作業のため長野県へ陸上自衛隊を災害派遣（暮れからの日本海側を中心とした大雪のため、1.7新潟県派遣要請　1.8秋田県派遣要請）
8	○河野衆議院議長、ギリシャ及びチュニジア親善訪問並びに欧州各国の政治経済事情等視察のため出発（1.16帰国）
9	○小泉内閣総理大臣、トルコ訪問に出発（1.10日土首脳会談　1.13帰国）
10	○第164回国会（常会）召集詔書公布
	○金正日・北朝鮮総書記、中国訪問（1.18帰国）
11	○日本共産党大会（～1.14不破哲三議長退任）
	○春闘スタート
15	○ジャービル・クウェート首長死去（後継サアド皇太子）
16	○東京地検特捜部、証券取引等監視委員会は合同で、ライブドア本社等を証券取引法違反（風説の流布、偽計取引）容疑で強制捜査（1.23堀江社長ら幹部４人を逮捕　2.13堀江社長ら４人とライブドア社、ライブドアマーケティング社を起訴　2.23証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）容疑で堀江前社長ら４人を再逮捕、熊谷前取締役を逮捕　3.13証券取引等監視委員会はライブドア社と堀江前社長外４人を証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）容疑で告発）
17	**衆院**　・国土交通委　建築物の構造計算書偽装問題について証人喚問（小嶋進ヒューザー社長）
	政府　・「平成18年度税制改正の要綱について」を閣議決定
18	○衆議院千葉県第７区選出議員松本和巳君（自民）辞職
	○自由民主党定期大会
	○東京証券取引所、東証設立以来初めて、システム処理能力の限界で午後から全銘柄の取引を停止（ライブドア事件で売り注文殺到）
	○日本郵政公社、民営化に向け郵便局改革の基本計画を正式発表
19	**衆院**　・国土交通委　建築物の構造計算書偽装問題について、参考人から意見聴取（参院国土交通委　同問題について、同日参考人から意見聴取）
	○最高裁、参議院議員比例区選挙の非拘束名簿式をめぐる訴訟で、上告棄却（合憲判決）
	○ＪＲ東日本の羽越本線で全線運転再開（平成17.12.25特急「いなほ」脱線転覆事故から25日ぶり）
20	**第164回国会（常会）召集**（会期150日間　6.18まで）
	衆院会派別議員数（自民294　民主112　公明31　共産９　社民７　国民６　無20　欠員１）

年　月　日	事　　項
	参院会派別議員数（自民112　民主83　公明24　共産９　社民６　国日４　無４）
	開会式
	両院　・施政方針・外交・財政・経済演説
	・平成16年度決算提出
	衆院　・常任委員長選任（文部科学　経済産業－公明）
	・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　イラク支援　拉致問題　憲法）
	・平成17年度補正予算提出（2.3成立）
	・平成18年度予算提出（3.27成立）
	・平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法）提出（2.3成立）
	・石綿による健康被害の救済に関する法律案（閣法）提出（2.3成立）
	・石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（2.3成立）
	・平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法）提出（3.27成立）
	参院　・特別委員会設置（災害対策　沖縄北方　倫理選挙　拉致問題　開発援助）
	政府　・「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定について」を閣議決定
	・「都道府県の国民の保護に関する計画について」を閣議決定
	・「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について」を閣議決定
	・米国産牛肉の輸入禁止措置を再度実施（牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策で除去が義務付けられた特定危険部位の脊柱が輸入肉に混入　2.17米国農務長官、原因調査と再発防止策をまとめた報告書発表）
1.23	**衆院**　・施政方針演説等に対する質疑（２日間）
	○公安審査委員会、オウム真理教に対する団体規制法に基づく観察処分の更新を決定（2.1発効　３年間）
	○福岡県警、静岡県警の合同捜査本部と名古屋税関は、外国為替法違反（無人ヘリコプター無許可輸出未遂）容疑でヤマハ発動機の本社等を家宅捜索
	○日本郵政株式会社発足（平成19年10月の郵政民営化に向けた準備企画会社代表取締役社長・西川善文前三井住友銀行頭取）
24	**参院**　・施政方針演説等に対する質疑（２日間）
	○宇宙航空研究開発機構、陸域観測技術衛星「だいち」を搭載したＨ－ⅡＡロケット８号機の打上げに成功
25	**衆院**　・国会議員互助年金法を廃止する法律案（民主）提出（1.31否決）
	参院　・常任委員長選任（財政金融－民主）
	○パレスチナ評議会議員選挙（初参加のイスラム原理主義組織ハマスが過半数の議席を制し圧勝）
26	**衆院**　・国会議員互助年金法を廃止する法律案（自民・公明共同）提出（2.3成立）
	参院　・議員江田五月君を懲罰に付するの動議（自民）提出
27	**衆院**　・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長）提出（2.3成立）

年　月　日	事　　項
	政府　・「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更について」を閣議決定（中東・ゴラン高原の国連兵力引き離し監視軍（ＵＮＤＯＦ）に参加中の自衛隊の活動期限を３月31日から９月30日まで６か月間延長） ○大阪地裁、公園でテント生活を送る無職男性の公園を住所とする転居届不受理処分取消し請求訴訟に対して、テントは住民基本台帳法上の住所であるとして、不受理処分取消しの判決 ○横浜市、ビジネスホテルチェーン「東横イン」が横浜市に建築したホテルを立入り検査（建築確認用と改造用の２種類の図面を作成、建築確認後改造を行い、法令違反開業）
1.29	○第９次イラク復興支援群（約500人）第１波約150人、イラク・サマーワへ出発
30	**衆院**　・予算委　中川農林水産大臣は、平成17年12月の米国産牛肉の輸入再開に当たり、閣議決定の事前現地調査を実施しなかったことを表明、同委紛糾、政府は統一見解を発表 ○東京地検、競争入札妨害（談合）容疑で、防衛施設庁技術審議官ら３名を逮捕（防衛施設庁発注空調設備工事をめぐる談合）（2.20起訴）
31	**衆院**　・平成17年度補正予算可決 ・運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.29成立） ・石綿健康被害救済法案外１案（閣法）可決 ○耐震強度偽装事件で、９マンション住民が、ヒューザー（耐震強度偽装絡みのマンション約20件販売）について、東京地裁へ破産申立て（2.16東京地裁は破産手続開始決定）
2. 1	**衆院**　・災害対策特委　大雪による被害状況等調査のため、新潟県・長野県に委員派遣 ○アメリカ連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）議長に、ベン・バーナンキ氏就任
2	○福岡高裁、「朝鮮総連による会館（熊本朝鮮会館）使用は公益性がなく、固定資産税等の減免措置は違法」との、原告の請求を認める判決 ○東京家裁、戦後父親の帰国後もフィリピンに残された日系２世の姉妹の日本国籍を得るための「就籍」申立ての家事審判で、許可を決定
3	**衆院**　・所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（3.27成立） ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（3.29成立） ・証券取引委員会設置法案（衆法　民主）提出（5.16否決） **参院**　・平成17年度補正予算可決・成立 ・石綿健康被害救済法案外１案可決・成立 政府　・寒波・豪雪対策について取組状況の取りまとめ
4	○米国国防総省、「４年ごとの国防計画見直し」（ＱＤＲ　今後20年間をにらみテロなどの不確実性に対処する指針）を発表 ○日朝政府間協議、北京市内のホテルにおいて全体会議開会（～2.8　2.5拉致問題、2.6国交正常化、2.7安全保障について協議、2.8全体会議、終了） ○国際原子力機関（ＩＡＥＡ）緊急理事会、イラン核開発問題を国連安保理に付託する決議を賛成多数で採択
6	○国土交通省、「東横イン」の施設改造状況に関する調査結果発表（38都道府県中23都道府県77件で自治体完了検査後に改造、21都道府県60件で建築基

年　月　日	事　　項
	準法やハートビル法違反）
2. 7	○宮内庁、秋篠宮妃紀子殿下第３子ご懐妊の兆候を発表（2.24ご懐妊を正式発表）
	衆院　・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件提出（3.14承認参院3.29承認）
	・地方税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.27成立）
	・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.27成立）
	・平成17年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長）提出（2.10成立）
	○国土交通省、国土開発幹線自動車道建設会議（国幹会議、国土交通大臣の諮問機関）を開催、平成11年制定の整備計画のうち未開通19路線49区間（計1,276km）の事業主を決定
	○古川佐賀県知事、玄海原子力発電所３号機（九州電力）のプルサーマル発電計画について「安全性は確保される」との正式見解発表（2.17玄海町臨時議会は計画への同意を求める意見書を全会一致で可決）
8	**衆院**　・中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（5.31成立）
	・都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.24成立）
	・議院運営委衆議院事務局等の改革に関する小委員会開会（第１回）
9	○政府・与党、皇室典範改正案の第164回国会提出を見送る方針
	○横浜地裁、横浜事件（第２次大戦中に雑誌編集者ら約60人が治安維持法違反で逮捕された言論弾圧事件）に免訴の判決
10	**衆院**　・健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.14成立）
	・良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.14成立）
	○日本航空グループ内で、新町社長ら３名に、子会社取締役４名が辞任要求（3.1新町社長が６月に代表権のない会長へ退くことで決着）
	○第20回冬季オリンピック競技大会（イタリア・トリノ）開幕（～2.26）
11	○社民党大会（～2.12福島みずほ党首再選）
13	○警視庁、外為法違反（無許可輸出）容疑で、精密機器メーカー「ミツトヨ」本社等を捜索（核兵器製造へ転用可能製品として輸出規制されている「三次元測定機」の無許可輸出の疑い）
15	**衆院**　・予算委　米国産輸入牛肉について、集中審議
	参院　・予算委　総予算の審査に資するため、委員派遣（～2.17　１班は秋田県・岩手県・宮城県　２班は福岡県・広島県）
16	**衆院**　・予算委　永田委員（民主）がライブドア送金指示メール問題を質疑（2.18電子メールの印刷物を公表　2.21民主党はメールが本物という立証を断念　2.28永田議員が謝罪会見）
	○神戸空港（愛称・マリンエア）、人工島・ポートアイランド沖に開港
17	**衆院**　・竹中総務大臣、平成18年度地方財政計画について、本会議において発

年　月　日	事　　項
	言 ・予算委　金融ライブドア等諸問題について、集中審議 ・議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議（自民、公明）提出 ○米国農務省、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）問題についての調査報告書発表 ○フィリピン中部南レイテ州（レイテ島）において、大規模地滑り発生（3.2捜索活動終了を公式表明　死者140名、行方不明者972人）
2.18	○宇宙航空研究開発機構、運輸多目的衛星「ＭＴＳＡＴ－２」（ひまわり７号）を搭載したＨ－ⅡＡロケット９号機の打上げに成功
20	**衆院**　・第44回総選挙当選議員の資産等報告書閲覧開始 ○オウム真理教・松本智津夫被告の精神鑑定意見書、東京高裁へ提出（依頼を受けていた医師から「訴訟能力失われていない」との意見書）
21	**衆院**　・予算委　耐震強度偽装問題等について、集中審議 ○東京証券取引所、株式の売買注文を処理するコンピューター・システムの増強計画を正式発表（１日当たりの注文受付件数の上限を現行900万件から1,200万件に、約定（売買成立）件数現行500万件から700万件に増強） ○パレスチナ自治政府アッバス議長、自治政府首相に、イスラム原理主義組織ハマス幹部イスマイル・ハニヤ氏を正式指名
22	**両院**　・国家基本委合同審査会　国家の基本政策について討議（同5.17討議） **衆院**　・予算委　官製談合問題等について、集中審議 **参院**　・拉致特委　北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、委員派遣（～2.23石川県・福井県） ○宇宙航空研究開発機構、赤外線天文衛星「アストロＦ」を搭載したＭ－Ⅴロケット８号機の打上げに成功（「あかり」と命名）
23	**衆院**　・政治倫理審査会　議員伊藤公介君からの審査申出に関する件について弁明聴取 ○警視庁と新潟・福井両県警、地村夫妻、蓮池夫妻拉致事件の「国外移送目的略取」容疑で、北朝鮮工作員の辛光洙容疑者、チェ・スンチョル容疑者の逮捕状を請求（3.3国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）を通じ国際手配） ○東京地裁、重信房子・元日本赤軍最高幹部に懲役20年の判決（昭和49年のオランダ・ハーグの仏大使館占拠事件などで殺人未遂、逮捕監禁、旅券法違反等の罪状） ○海上自衛隊護衛艦の暗号など秘密文書を含む多量の資料がインターネット上に流出 ○トリノ・オリンピック女子フィギュアで荒川静香選手が金メダル（アジア勢としても冬季五輪史上同種目初の金メダル）
24	**衆院**　・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法）提出（6.14成立） ・予算委公聴会　平成18年度予算について、公述人から意見聴取（２日間）（同参院3.16） ○農林水産省、フランス産家禽類（鴨、鶏、七面鳥等）の肉、内臓（フォアグラ等）の輸入停止措置発表 ○東京地裁作成の民事執行に関する文書がインターネットを通じて流出（149人分の個人情報回収不能） ○アロヨ・フィリピン大統領、フィリピン全土に非常事態宣言を発令（国軍将校らによるアロヨ政権転覆クーデター計画発覚　3.3非常事態宣言解除）

年　月　日	事　　項
2.25	○フランス農業省、仏東部アン県で七面鳥の大量死、鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５Ｎ１型）検出を発表（欧州連合域内の飼育場での感染は初）
28	**衆院**　・予算委　構造改革と地方経済等について、集中審議 ○民主党、「ライブドア送金指示メール問題」に関して謝罪、議員永田寿康君を６か月の党員資格停止処分 ○地方制度調査会(内閣総理大臣の諮問機関)、「道州制のあり方に関する答申」提出
3. 1	**衆院**　・民主、永田寿康君の会派離脱届提出 ○自民党、「ライブドア送金指示メール問題」について、民主党と永田議員に公開質問状送付（3.2民主党は全面謝罪の回答書　自民党は再質問状送付　3.3民主党は再回答書） ○気象庁、この冬の大雪を「平成18年豪雪」と命名（大雪被害の命名は昭和38年１月豪雪（三八豪雪）のみ、43年ぶりの命名（３月１日現在の豪雪犠牲者140人）
2	**衆院**　・議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議（自民）提出（同日可決） ・平成18年度予算可決 ・所得税法等の一部改正案可決 ・地方税法等の一部改正案可決 ・地方交付税法等の一部改正案可決 ○民主党、国対委員長野田佳彦君ライブドア送金指示メール問題で引責辞任、後任渡部恒三君 ○人事院、国家公務員の「休息時間」制度廃止を発表（7.1施行）
3	**衆院**　・消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.28修正議決5.31成立）
5	○中国、第10期全国人民代表大会（全人代＝国会）第４回会議開幕（～3.14第11次５か年計画（2006年～2010年）決定）
6	○農林水産省、厚生労働省、米国産牛肉の背骨混入問題に関する米農務省報告書について、20項目の疑問点の照会文書を米政府に提出 ○北京において、東シナ海の天然ガス田開発問題に関する日中局長級協議（～3.7）
7	○天皇皇后両陛下、三宅島ご訪問（噴火後初のご訪問） **参院**　・民主、木俣佳丈君の退会届提出
9	○日本銀行、2001年３月から実施した「金融の量的緩和策」の解除決定、即日実施（解除後も当面ゼロ金利維持、景気を下支え）
10	**衆院**　・議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案（自民・公明共同）提出（3.17可決） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法）提出（5.26成立） ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法）提出（5.26成立） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（5.26成立） ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法）提出（5.26成立）

年　月　日	事　　項
	・ねんきん事業機構法案（閣法）提出（衆院継続） ・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続） ○第９回冬季パラリンピック競技大会（イタリア・トリノ）開幕（～3.19）
3.12	○山口県岩国市、住民投票実施（在日米軍再編に伴う米海兵隊岩国基地への米海軍厚木基地からの空母艦載機移駐の賛否を問う）（反対43,433票（投票総数の87％）、賛成5,369票）
13	**衆院**　・証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.7成立） ・証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（6.7成立） ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.2成立） ○東京証券取引所、東証マザーズに上場のライブドアと、事件に関与していた関連会社ライブドアマーケティング株式の４月14日上場廃止を決定
14	政府　・「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針について」を閣議決定
15	政府　・官房長官、ウィニーの使用自粛を国民に要請（パソコンのファイル交換ソフト「ウィニー」を通じて各省庁、企業等から個人情報等がインターネット上に流出） ○皇太子殿下、「第４回世界水フォーラム」出席のため、メキシコへご出発 ○経済産業省、サービス産業（第３次産業）を対象とした「生産性向上運動」計画をまとめる（平成18年度より展開） ○国連総会、ジュネーブの人権委員会を廃止し、新たに人権理事会を設立する決議案を採択（賛成170、反対４、棄権３）
16	**衆院**　・特別委員会設置（行政改革特委） ・食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（衆法　民主）提出（5.18否決） ○原子力安全委員会、経済産業大臣に、四国電力伊方原子力発電所３号機（愛媛県伊方町）のプルサーマル計画について、安全性に問題はないと答申 ○有線放送最大手のＵＳＥＮ、インターネット事業でライブドアとの業務提携を発表 ○ブッシュ米大統領、新「国家安全保障戦略」を発表（米政府の安保基本政策を３年半ぶりに見直し）
20	○ワールド・ベースボール・クラシック（ＷＢＣ）で日本優勝、初代世界王者となる
21	○ピリンスキ・ブルガリア共和国国民議会議長一行来日（参議院議長招待　3.26離日） ○自民党行政改革推進本部（衛藤征士郎本部長）、国会職員の削減を柱とする党の「国会事務局等改革に関する提言」を衆参両院議長に提言
22	政府　・構造改革特区に関する評価委員会（八代尚宏委員長）、「認知症高齢者グループホームの短期利用」等９件を全国展開することを確認 ○総合科学技術会議、第３期科学技術基本計画の推進戦略を決定（平成18～22年度の国の研究開発投資目標25兆円、国家基幹技術５プロジェクト指定）
23	○外務省、総領事に初めて民間人起用（ニューヨーク　桜井本篤前米国三菱商事社長） ○警視庁、拉致事件で、在日朝鮮人総連合会傘下の在日朝鮮大阪府商工会等６か

年　月　日	事　　項
	所を、国外移送目的拐取等の容疑で捜索
3.24	○財務省、平成17年末時点の「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を発表（国の債務は813兆1,830億円）
	○経済産業省、４月実施予定のＰＳＥマーク（電気用品安全法の安全基準を満たしていることを示すマーク）のない中古家電製品の販売を、当面の間、同法の対象外となっているレンタル扱いとすることで、事実上販売を容認する見解を表明
	○金沢地裁、石川県志賀町の北陸電力志賀原子力発電所２号機の耐震設計に問題があるとして運転差止めを命じる判決
25	○富山県射水市民病院の内部調査で、外科部長が終末期医療の高齢患者７人の人工呼吸器を取り外し、全員が死亡していたことが判明
26	○九州電力玄海原子力発電所３号機のプルサーマル発電について、古川佐賀県知事、寺田玄海町長は九州電力に事前了解書（同意書）を交付
27	**参院**　・平成18年度予算可決・成立
28	政府　・「科学技術基本計画について」を閣議決定
	○五島正規前民主党議員の連座制確定
29	政府　・行政改革推進事務局は、平成19年度から４年間、全省庁の新規採用の一律３割削減方針を明確化した、「国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組み」案を各省庁に通知
	○国連安保理、イランにウラン濃縮・再処理活動の全面的停止等を求める議長声明採択
	○米国産牛肉の輸入停止問題で、日米両国専門家会議開会（～3.29）
	○イラク、イスラム原理主義組織ハマスによる単独政党政権が発足
30	○日本原子力研究開発機構、高速増殖炉の将来像として巨大新型炉「ツインプラント」に絞って開発を進めるべきとする報告書を、文部科学省の分科会に報告
31	**衆院**　・建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.14成立）
	政府　・「都道府県の国民の保護に関する計画について」を閣議決定
	・「規制改革・民間開放推進３か年計画（再改定）について」を閣議決定
	・「バイオマス・ニッポン総合戦略について」を閣議決定
	○民主党、衆議院議員永田寿康君の「ライブドア送金指示メール問題」の調査結果公表　前原代表をはじめ、党執行部が退陣表明
	○８道府県の40市町村が12市町に再編
	○日本原燃の再処理工場（青森県六ケ所村）でアクティブ試験始まる（原子力発電所の使用済み核燃料を初めて使いプルトニウムを取り出す）
	○勤労者福祉施設売却処分終了（1,976施設売却約127億円、92施設取壊し処分）
4. 1	○裁判官弾劾裁判所裁判長瓦力君退任、竹山裕君裁判長就任
	○合併新法（平成17年４月１日施行）により１市（愛知県弥富市＝１町14村が合併）誕生（合併特例法施行前平成11年３月末の3,232市町村は平成18年４月１日現在で1,820市町村となる）
	○改正商標法施行（４月７日までの１週間で320件の出願）
	○改正行政手続法施行（パブリックコメント（意見公募）手続の義務付け）
	○堺市（大阪府）、政令指定都市に移行（全国で15番目）

年　月　日	事　　項
	○日本医師会（日医）会長選挙（東京都医師会長唐澤祥人氏当選）
4. 4	○衆議院南関東選挙区選出議員永田寿康君（民主）辞職
	衆院　・小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（衆法　民主）提出（審査未了）
	・医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（衆法　民主）提出（審査未了）
6	○構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会（国土交通大臣の私的諮問機関)、最終報告書提出
	○東京都品川区の区立全小中学校において入学式、始業式挙行（今年度より区立全小中学校で小中一貫教育開始）
7	○民主党代表選挙（立候補者　小沢一郎君　菅直人君)、両院議員総会における選挙で小沢一郎君が当選（代表代行菅直人君　幹事長鳩山由起夫君）
	政府　・米軍普天間基地の代替施設問題で、移設先の名護市と新たな建設案で合意
8	○アジア欧州会議（ＡＳＥＭ）財務相会議（～4.9予想以上に早い金融市場の引締めが世界経済のリスク要因であるとする議長声明を採択して閉幕）
9	○屋久島発鹿児島港行きの高速船が生物に衝突（乗客乗員114人中負傷者93人）
10	**衆院**　・行政改革特委　公務員制度改革及び公益法人制度改革に関する問題を中心として、集中審議
	○総合法律支援法に基づき「日本司法支援センター」（愛称・法テラス）設立（10月サービス開始　独立行政法人に準じた法人）
	○北東アジア協力対話（ＮＥＡＣＤ、米カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究機関主催の学術会議）が東京で開幕（会議を機に北朝鮮の核問題をめぐる６か国協議の首席代表間で同協議再開を探る個別接触）
	○ドビルパン仏首相、若者雇用促進策「初期雇用契約（ＣＰＥ)」を撤回（1.16ＣＰＥ発表以来混乱していた仏国内情勢沈静化）
11	**衆院**　・都市計画法等一部改正案（閣法）可決
	・行政改革特委　特別会計改革・資産・債務改革及びいわゆる市場化テスト法案に関する問題について、集中審議
	政府　・ＤＮＡ鑑定の結果、横田めぐみさんの夫は韓国人拉致被害者金英男氏の可能性が高いことを発表（5.26韓国政府も確認）
12	○奈良県明日香村の国の特別史跡・高松塚古墳の損傷発覚（平成14年のカビ処理中に文化庁職員らが誤って国宝の極彩色壁画の一部を損傷　4.13にも平成13年の石室入口の崩落防止工事の際に工事関係者の滅菌してない防護服のため石室外側に大量のカビ発生が発覚）
	○宇都宮地裁、栃木県の少年によるリンチ殺人事件をめぐる国家賠償請求訴訟で、警察の不適切な対応があったとして賠償を命ずる判決
13	**衆院**　・行政改革特委　政策金融改革その他全般について、集中審議
	・国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（衆法　民主）提出（4.20否決）
	○活字文化議員連盟、「新聞業における『特殊指定』堅持を求める決議」を採択
	○厚生労働省、「母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」骨子案公表（母子家庭の働く母親の正規雇用率は平成15年で39.2％）

年　月　日	事　　項
	○中国、環境調査を目的に東シナ海での海底掘削を計画、日米欧と中国が参加する国際研究プロジェクト「統合国際深海掘削計画（ＩＯＤＰ）」の事業として申請
4.14	○日米政府、在日米軍再編に関する外務、防衛当局審議官級協議を都内で開催（日本側は、沖縄県の米海兵隊普天間飛行場（宜野湾市）のキャンプ・シュワブ沿岸部（名護市）移設について、滑走路２本をＶ字形配置の名護市との基本合意を説明、米側了承）
	○金融庁、消費者金融大手アイフル（本社・京都市）に対し５月８日から３～25日間、全店舗（約1,900店）を対象にした業務停止命令を発出（強引な取立てなどの違法行為が発覚、内部管理や法令順守の不徹底による）
	○海上保安庁、測量船「海洋」「明洋」の２隻による竹島周辺海域の海洋調査実施計画を公表
	○新交通システム「ゆりかもめ」脱輪事故（4.17運行再開、約22万人に影響）
17	○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区繰上補充（池田元久君（民主）当選人決定　4.18当選報告書受領）
	衆院　・行政改革特委　行政改革関連各法案について、参考人から意見聴取
	○ホーカー・オーストラリア連邦議会議長及び議員団一行来日（衆参両院議長招請　4.23離日）
	○大手機械メーカー「クボタ」、旧神崎工場（兵庫県尼崎市）周辺住民のアスベストによる健康被害患者・遺族に対する救済金（１人最高4,600万円）を支払う制度を創設
18	**衆院**　・民主、池田元久君の会派所属届提出
	○最高裁、大阪府茨木市のコンクリート会社のロックアウトは違法として、元労組員が賃金の支払いを求めた訴訟の上告審判決（ロックアウトは合法と認め、組合員側の請求を棄却）
	○大阪地検特捜部、自治体発注のし尿・汚泥処理施設建設をめぐる談合疑惑で、競争入札妨害（談合）容疑のプラントメーカー11社の関係先を一斉捜索
	○胡錦濤・中国国家主席、米国を公式訪問（～4.20ワシントンにおいてブッシュ米大統領と米中首脳会談）
19	**参院**　・特別委員会設置（行政改革特委）
	○福岡地裁において、「西日本石炭じん肺福岡訴訟」の原告の一部と国の和解成立
20	**衆院**　・行政改革推進法案（衆法　民主）否決 ・行政改革関連５法案（閣法）可決
	○北海道の第３セクター鉄道「ふるさと銀河線」（北見ー池田間140km）、４月20日をもって廃止
	○ネパールのカトマンズにおいて、ギャネンドラ国王の直接統治に反対し早期民主化を求める10万人デモ
21	政府　・「テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定（テロ特措法に基づく海上自衛隊のインド洋派遣期間を５月１日から11月１日まで半年間延長　９回目）
	○日韓次官級会談（～4.22ソウル）
23	○衆議院千葉県第７区選出議員補欠選挙（4.25太田和美君（民主）当選人決定同日当選報告書受領）
	○全国で133の選挙の投開票の実施（「平成の大合併」に伴って誕生した合併市

年　月　日	事　　項
	を中心とする市長選33、町長選26、村長選３、議員選71）
	○額賀防衛庁長官とラムズフェルド米国防長官は、アジア協力対話（ＡＣＤ）出席のため訪問中の日米防衛長官会談において、在沖縄海兵隊のグアム移転費負担について合意
4.24	**衆院**　・水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（自民・民主・公明・共産・社民・国民共同）提出（4.25可決）
	○ＪＲ東日本の山手線等において、道路拡幅工事の影響で線路にゆがみ発生電車運行に支障
	○東京都中央区、「銀座の良好な街並みの維持、継承」のため、銀座中心部の高層化を認めないことを決定
25	**衆院**　・民主、太田和美君の会派所属届提出
	・中心市街地活性化法一部改正案（閣法）可決
	○公正取引委員会、汚泥・し尿処理施設建設をめぐる談合事件で、独占禁止法違反容疑で関係６社を強制捜索（4.26同容疑で５社を強制捜索）
	○ＪＲ福知山線事故から１年、追悼慰霊式（於尼崎市）
	○廬武鉉・韓国大統領、対日関係に関する特別談話をテレビ演説で発表
26	**参院**　・水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（自民・民主・公明共同）提出（同日可決）
	○小泉内閣総理大臣、総理在任５年となる
	○警視庁と神奈川・千葉両県警の合同捜査本部、耐震強度偽装事件で、姉歯元１級建築士ら８人を逮捕
27	**衆院**　・居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（衆法　民主）提出（5.25否決）
	政府　・内閣府で「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会」幹事会を開会（公共工事の入札改善策）
	○金融庁、独占禁止法（優越的地位の濫用）違反で公正取引委員会から排除勧告を受けていた三井住友銀行に、業務の一部停止を含む行政処分を発表
	○拉致被害者横田めぐみさんの母・早紀江さん、米国議会下院国際関係委員会小委員会公聴会で、拉致問題について証言
	○前ライブドア社長・堀江貴文被告保釈（1.23逮捕以来94日ぶり）
28	**衆院**　・教育基本法案（閣法）提出（衆院継続）
	○小泉内閣総理大臣、「水俣病公式確認50年に当たっての内閣総理大臣の談話」を発表
	政府　・「海外経済協力会議の設置について」を閣議決定
	・「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」を閣議決定
	○額賀防衛庁長官、イラク南部サマーワへの第10次群約500人の派遣命令発出（第９次復興支援群の交代部隊）
	○拉致被害者横田めぐみさんの母・早紀江さん、ブッシュ米大統領に面会
29	○小泉内閣総理大臣、ガーナ、エチオピア、スウェーデン訪問に出発（5.1エチオピア・アディスアベバのアフリカ連合（ＡＵ）本部でアフリカ政策に関する演説　5.5帰国）
5. 1	○水俣病犠牲者慰霊式（於水俣市　水俣病公式確認50年）
	○石油元売り大手、ガソリン１ℓ当たり４円強の値上げ実施（１ℓ平均134.9円と

年　月　日	事　　項
	なり、1991年２月に並ぶ15年３か月ぶりの高値）
	○日米安全保障協議委員会（２プラス２）、在日米軍再編に関する最終報告書（普天間飛行場の移設等）で合意
5. 4	○韓国政府、竹島周辺海域の水産物・鉱物資源調査等を進める「竹島利用計画」を発表
	○国際労働機関（ＩＬＯ）、「児童労働」が初めて減少したとする報告書発表
8	**衆院**　・厚生労働委　健康保険法等の一部改正案外３法案審査のため、福岡県・福島県に委員派遣（地方公聴会）
	政府　・海外経済協力会議（議長・小泉内閣総理大臣）初会合
	○長岡市山古志支所が窓口業務再開（平成16年10月の新潟県中越地震以来、約１年７か月ぶり）
11	**衆院**　・特別委員会設置（教育基本特委）
	・麻生外務大臣、日米安全保障協議委員会出席報告について、本会議で発言（参院5.12）
	・額賀防衛庁長官、在日米軍再編に係る日米協議に関する報告について、本会議で発言（参院5.12）
12	○衆議院神奈川県第16区選出議員・元農林水産大臣亀井善之君（自民）死去（70歳）
	政府　・「『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定』第２条に基づく施設及び区域の一部変換、共同使用、追加提供及び新規提供について」を閣議決定
	○額賀防衛庁長官と稲嶺沖縄県知事が会談、米軍普天間基地をキャンプ・シュワブ沿岸部へ移設する改正案を基本として対応することで合意
14	○元参議院副議長・元参議院議員菅野久光君死去（78歳）
16	**衆院**　・証券取引法等一部改正案外１案（閣法）可決
18	**衆院**　・健康保険法等一部改正案外１案（閣法）可決
	・農業経営安定交付金法案（閣法）可決
19	**衆院**　・道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（閣法）提出（衆院継続）
20	○イラク国民議会、マリキ首相が提出した閣僚名簿を賛成多数で信任、新政府が発足
21	○第57回全国植樹祭（大会会長・河野衆議院議長）、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、岐阜県において開催
23	○日中外相会談（カタールにおいて約１年ぶりに開催）
24	**参院**　・都市計画法等一部改正案可決・成立
	○日本経団連総会、奥田碩会長（トヨタ会長）退任、後継会長に御手洗富士夫キャノン社長を選出
25	**衆院**　・建築基準法等一部改正案（閣法）可決
	○金融庁、損害保険ジャパンに対し、一部業務停止命令（６月中旬から２週間、全店で損保商品販売を禁止）
26	**衆院**　・日本国憲法の改正手続に関する法律案（衆法　自民・公明）提出（衆院継続）
	・日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（衆法　民主）提出（衆院継続）

年　月　日	事　　項
	参院　・行政改革関連５法案可決・成立
	○第４回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議（太平洋・島サミット）開幕（沖縄県名護市　～5.27）
5.29	**衆院**　・拉致問題特委　北朝鮮による拉致問題等について、参考人から意見聴取（横田滋・早紀江夫妻、崔桂月さん（金英男氏の母）等）
	○社会保険庁、国民年金保険料不正免除問題緊急調査結果公表
30	政府　・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定
31	**衆院**　・議院運営委衆議院事務局等の改革に関する小委員会（中間取りまとめ）
	参院　・中心市街地活性化法一部改正案可決・成立
	○額賀防衛庁長官、インドネシア・ジャワ島中部の地震で国際緊急援助活動を行うため、陸上自衛隊、航空自衛隊に派遣命令を発出（インドネシア国際緊急医療援助隊　医官７人を含む49人で編成）
	○韓国統一地方選挙（即日開票の結果、最大野党ハンナラ党圧勝）
6. 1	**衆院**　・公職選挙法一部改正案可決・成立（参院選「定数較差」是正のため、選挙区定数を「４増４減」）
	○厚生労働省、2005年人口動態統計を発表、合計特殊出生率が1.25と５年連続して過去最低
	○国土交通省、「道路整備の中期ビジョン」（今後10年間の道路の整備目標や事業費のまとめ）を発表
	○改正道路交通法施行に伴う駐車違反取締りの民間委託制度発足
2	政府　・「2006年版高齢社会白書」を閣議決定
	○公正取引委員会、独占禁止法に基づく特殊指定の見直し作業を終了（新聞については結論を出すことを見合わせ、教科書については廃止（6.6官報告示、9.1施行）することを正式発表）
5	○東京地検特捜部、村上世彰・村上ファンド代表を、証券取引法違反（インサイダー取引）容疑で逮捕（6.23起訴　6.26保釈）
6	政府　・「『平成17年度食料・農業・農村の動向』及び『平成18年度食料・農業・農村施策』について」を閣議決定
7	**参院**　・証券取引法等一部改正案外１案可決・成立
	○全国知事会の麻生渡会長ら地方６団体代表は、「地方分権の推進に関する意見書」を衆参両院議長、竹中総務相に提出
	○東京地裁、戦後のドミニカ共和国への移民政策に対する賠償請求訴訟に対して、国の不法行為責任を認めたが、20年の除斥期間を経過したとして請求を棄却（原告側控訴）
	○テロ組織「イラクの聖戦アル・カイーダ組織」のザルカウィ容疑者、米軍の空爆で死去
8	○天皇皇后両陛下、シンガポール及びタイ訪問にご出発（6.12プミポン・タイ国王即位60年慶祝儀式ご出席　6.15ご帰国）
	○衆議院大阪府第９区選出議員西田猛君（自民）死去（50歳）
	衆院　・議院運営委理事会　事務総長が、国政調査活動費、庁費流用問題で報告（職員による飲食費の自主返納等）
	参院　・自殺対策基本法案（内閣委員長）提出（6.15成立）
9	**衆院**　・海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案（文

年　月　日	事　　項
	部科学委員長）提出（6.16成立）
	・がん対策基本法案（厚生労働委員長）提出（6.16成立）
	・防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）
	参院　・平成16年度決算是認
	政府　・「『平成17年度男女共同参画社会の形成の状況』及び『平成18年度男女共同参画社会の形成の促進施策』について」を閣議決定
6.12	**衆院**　・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案（拉致問題特別委員長）提出（6.16成立）
	○日韓の排他的経済水域（ＥＥＺ）境界画定交渉の協議開始（～6.13）
13	**衆院**　・平成16年度決算議決
14	**参院**　・健康保険法等一部改正案外１案可決・成立
	・農業経営安定交付金法案可決・成立
	・建築基準法等一部改正案可決・成立
15	**衆院**　・自殺対策基本法案可決・成立
16	**参院**　・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案可決・成立
	・がん対策基本法案可決・成立
	○最高裁、乳幼児期の集団予防接種によるＢ型肝炎感染について国家賠償を求めた上告審判決において、予防接種と感染の因果関係を認め、原告５人全員の勝訴確定
17	○韓国紙「朝鮮日報」、北朝鮮が北東部の咸鏡北道のミサイル実験場でミサイル発射台の作動テストを実施中と報道
18	**第164回国会閉会**
20	政府　・イラク・サマーワ地域に駐留する陸上自衛隊の撤収を決定（小泉内閣総理大臣の談話発表）
	○北海道夕張市、財政再建の指定団体申請を表明
21	**衆院**　・国土交通委　姉歯証人偽証告発の件可決（同日告発　6.28起訴）
	○海底地形に関する国際機関「大洋水深総図（ＧＥＢＣＯ）」の下部組織「海底地形名称小委員会」、ドイツにおいて開会（～6.23新たに16か所の海底地形の名称を国際的に登録　韓国は竹島周辺の海底地形名称提案はせず）
22	**衆院**　・財務金融委　金融に関する件について参考人質疑（福井日銀総裁）
23	**参院**　・財政金融委　日本銀行に関する件について参考人質疑（福井日銀総裁）
24	○野党４党首会談（民主・小沢代表、共産・志位委員長、社民・福島党首、国民・綿貫代表）、国会内での会談後、緊急アピールを発表（福井日銀総裁即時辞任、米国産牛肉の輸入再開への反対、航空自衛隊も含めた自衛隊全部隊のイラクからの撤退、米軍再編への経費負担の中止、国会軽視の姿勢の是正）、26日の小泉内閣総理大臣との与野党党首会談、国会閉会中の衆参予算委員会の集中審議もあわせて要求
26	**参院**　・自民、後藤博子君の退会届提出
	○水俣病問題に係る懇談会（環境大臣の私的懇談会　座長・有馬朗人元東大総長）、29日予定の最終報告の延期を決定
	○厚生労働省、労働安全衛生法施行令を９月から改正することを決定（アスベスト（石綿）製品中、代替化が難しい５製品を除いて製造・使用を禁止）

年　月　日	事　　項
6.27	○小泉内閣総理大臣、カナダ、米国訪問に出発（6.28日加首脳会談　6.29日米首脳会談・共同文書「新世紀の日米同盟」発表　7.1帰国）
28	**参院**　・国民新党・新党日本の会、後藤博子君の入会届提出 ・国民新党・新党日本の会、国民新党・新党日本・無所属の会に会派名変更届提出 ○北朝鮮金剛山での韓国・北朝鮮の南北離散家族再会事業において、金英男氏が母親と面会 ○国連総会、モンテネグロ共和国の国連加盟承認決議案を全会一致で採択（国連加盟国192か国） ○イスラエル軍、ガザ侵攻
30	政府　・「国の行政機関の定員の純減について」を閣議決定 ・「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画について」を閣議決定
7. 1	○元内閣総理大臣・元衆議院議員橋本龍太郎君死去（68歳）（8.8日本武道館において「故橋本龍太郎」内閣・自由民主党合同葬儀）
3	**両院**　・国会議員の2005年１年間の所得、土地・建物等の補充資産公開 ○韓国政府の「海洋2000号」竹島周辺を含む海域の海流調査を開始（7.5海上保安庁、航行調査と退去を確認と発表）
4	○米国航空宇宙局（ＮＡＳＡ）、スペースシャトル「ディスカバリー」打上げ成功（7.17帰還）
5	○北朝鮮、７発の弾道ミサイル発射（ノドン３発、スカッド３発、テポドン２号１発の可能性） 政府　・官房長官声明（北朝鮮の飛翔体発射について） ・「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」を閣議決定
6	**衆院**　・安全保障委　北朝鮮のミサイル発射問題等について、質疑 ○横田めぐみさんの夫とされる韓国人拉致被害者、金英男氏が平壌市内で訪朝日本人記者団と会見（会見途中で娘のヘギョンさん同席） ○在日本大韓民国民団（韓国民団）は、5.17に発表した在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）との和解の白紙撤回を発表
7	政府　・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（骨太の方針）を閣議決定 ○イラク南部サマーワに2004年１月から派遣されていた陸上自衛隊部隊隊員の撤収開始（7.17撤収完了） ○東京地裁、国発注のトンネル工事でじん肺になった元作業員らの賠償訴訟について、1986年にはじん肺を防ぐための具体的な措置を講じる義務が生じていると、国の責任を認める判決（7.13熊本地裁、トンネルじん肺訴訟で1960年以降に働いて労災認定された患者全員を対象とした賠償支払い命令の判決） ○国連安保理の非公式協議、北朝鮮のミサイル発射の非難と制裁措置を盛り込んだ決議案を提出（日本、米国、英国、フランスの共同提出）
10	**衆院**　・拉致問題特委　北朝鮮をめぐる最近の状況について、質疑
11	政府　・「京都議定書目標達成計画の一部変更について」を閣議決定 ・「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更について」を閣議決定（中東ゴラン高原の国連兵力引き離し監視軍に参加している自衛隊の

年　月　日	事　　項
	活動期限（9.30まで）を６か月延長（平成19.3.31まで))
	・「コンゴ民主共和国国際平和協力業務の実施について」を閣議決定（コンゴ民主共和国（旧ザイール）で30日に実施される大統領・国民議会選挙を支援するための選挙監視団の派遣）
	・郵政民営化に伴い日本郵政公社から分社化される４事業会社の最高経営責任者（ＣＥＯ）を内定、発表（郵便局会社・川茂夫イトーヨーカ堂執行役員、郵便事業会社・北村憲雄イタリアトヨタ会長、郵便貯金銀行・古川洽次三菱商事常任顧問、郵便保険会社・進藤丈介東京海上日動システムズ社長）
	○小泉内閣総理大臣、中東各国訪問、第32回主要国首脳会議（サンクトペテルブルク・サミット）出席のため、イスラエルに向け出発（7.12オルメルト・イスラエル首相と会談　7.13アッバス・パレスチナ自治政府議長と会談　7.14バビート・ヨルダン首相と会談　7.15ロシアに向け出発）
	○小坂文部科学大臣、ウガンダ訪問に出発（小泉内閣総理大臣提唱、首相・閣僚が未訪問国を手分けして訪問　未訪問国は82か国）
	○韓国と北朝鮮の第19回南北閣僚級会談、釜山において開会（予定を１日早め7.13終了）
	○インド西部の主要都市ムンバイの鉄道駅、走行中の列車内で爆発がほぼ同時発生、約180人死亡、約770人負傷、地元警察幹部はテロと断定
7.13	○レバノンのイスラム教シーア派ヒズボラ、イスラエル軍兵士２人を拉致したと発表（7.13イスラエル軍がレバノン南部に侵攻　7.31イスラエルがレバノン南部空爆48時間停止に合意と発表）
	○日本とマレーシアの締結した自由貿易協定（ＦＴＡ）を柱とする経済連携協定発効式典、東京において挙行
	○国連安保理５常任理事国とドイツの外相会談、パリにて開催（イラン核問題共同声明発表）
14	政府　・ドミニカ共和国への日本人移住者へ、最大200万円の見舞金を支払う方針を決定
	○防衛庁、2007年４月実施の組織改編案発表
	○経済産業省、パロマ工業に対し同社製の瞬間湯沸かし器７機種の点検と必要な修理を指示（7.31パロマ工業が調査報告書を提出　事故は８都道府県で28件、21人死亡、原因は安全装置の不正改造・部品の劣化等、8.7追加報告書提出）
	○日銀、政策委員会・金融政策決定会合（約５年半続いたゼロ金利政策の解除決定、無担保コール翌日物の金利を即日、年0.25％に引上げ）
15	○第32回主要国首脳会議（サンクトペテルブルク・サミット）開幕（7.15小泉内閣総理大臣、プーチン・ロシア大統領と会談　7.16同、メルケル・ドイツ首相と会談　7.17エネルギー安全保障、感染症、北朝鮮問題、中東問題等を盛り込んだ議長総括を発表し、閉幕、7.18帰国）
	○国連安保理、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し各国、特に北朝鮮がとるべき措置を求める決議を全会一致で採択
17	○インドネシア・ジャワ島南西部沖を震源とする地震発生（M7.7)、震源に近いジャワ島南部沿岸に津波
20	○故富田元宮内庁長官が記した靖国神社Ａ級戦犯合祀についての、昭和天皇発言メモに関する報道

年　月　日	事　　項
7.21	政府　・「平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議決定
	○小泉内閣総理大臣、ドミニカ共和国移住問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話を発表　同日、政府に損害賠償訴訟を起こした原告団と面会して謝罪（原告団は政府の対応を受け、同日控訴取下げ）
23	○製紙最大手王子製紙、北越製紙（第５位）に株式公開買付（ＴＯＢ）による経営統合を提案したと発表、北越製紙は事実上提案を拒否　北越製紙の増資引受けを計画している三菱商事は増資引受け撤回の要請に応じず
24	○世界貿易機関（ＷＴＯ）の新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド)、事実上決裂、全加盟国による首席代表者会合で新ラウンドの凍結宣言
27	○農林水産省、厚生労働省、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策本部の会議において米国産牛肉の輸入再開を正式決定
	○東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）地域フォーラム（ＡＲＦ）閣僚会議、クアラルンプールにおいて開催（北朝鮮に６か国協議への無条件復帰とミサイル発射の凍結を求める議長声明発表）
28	○国際通貨基金（ＩＭＦ)、日本に対する年次報告書発表、日本経済がデフレ脱却を果たしたと認定
31	○日本郵政株式会社（西川善文社長)、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」(2007年10月の郵政民営化後の事業計画）を内閣総理大臣、総務大臣に提出
	○日本郵政株式会社、４子会社の最高執行責任者（ＣＯＯ）を内定、発表（郵便局会社・寺阪元之、郵便事業会社・団宏明、郵便貯金銀行・高木祥吉、郵便保険会社・山下泉）
	○国連安保理、イランに８月末までのウラン濃縮活動停止を要求し、従わない場合の経済制裁を警告する決議を採択
	○カストロ・キューバ国家評議会議長、国営テレビを通じて声明を発表（腸の緊急手術、自らの権限を実弟のラウル第１副議長兼国防相と６人の幹部に一時的に委譲）
8. 1	○国税庁、2006年分の路線価（１月１日現在）を公表（14年ぶりに全国平均が上昇、前年比＋0.9％）
	○海上自衛隊上対馬警備所の一等海曹が無届けで中国・上海への渡航を繰り返したうえ、持ち出し禁止の内部情報をＣＤにコピーして自宅宿舎に保管したことが判明
3	○岐阜県裏金問題調査チーム、調査結果を公表（平成６年度１年間で46,600万円の裏金捻出）
6	○東京都東大和市の特別養護老人ホームにおいて、女性入所者に対する男性職員の性的暴言発覚
7	○紳士服量販店ＡＯＫＩホールディングス（アオキ)、フタタに対し、株式公開買付け（ＴＯＢ）による経営統合を申入れ（8.14フタタの筆頭株主コナカの取締役会で、フタタの賛同を前提に業務・資本提携の強化を決議　8.18フタタは臨時取締役会を開会、コナカの完全子会社となることを決定）
8	**両院**　・人事院勧告（国家公務員の月例給、期末・勤勉手当据置き）受領
	政府　・「『みどりの月間』及び『みどりの学術賞』の創設について」を閣議決定
	○「故橋本龍太郎」内閣・自由民主党合同葬儀（於日本武道館）

年　月　日	事　　項
8.10	○小泉内閣総理大臣、モンゴル訪問、エンフボルド・モンゴル首相と会談（8.11ウランバートル市郊外ダムバダルジャーの日本人抑留中死亡者慰霊碑に献花　同日帰国）
	○文部科学省、全国公立学校プール、教育委員会所管の公営プールの緊急調査結果を公表（7.31のふじみ野市営プールでの小学１年児童死亡事件により調査、全国公立学校プール30,127校、公営プール2,824か所のうち、吸排水口のふたが固定されていないプール40都道府県375か所、吸い込み防止金具が設置されていないプール39都道府県1,964か所）
	○経済産業省、ガス事業法に基づき、名古屋市のパロマ本社など10か所の立入検査を実施
	○山口・島根両県警、商社「明昌洋行」の北朝鮮国籍の元社長を外為法違反（無許可輸出）容疑で逮捕（生物兵器製造転用可能な凍結乾燥機を台湾経由で北朝鮮へ輸出）
	○英国警察と国家保安部（ＭＩ５）、英国発米国行きの複数の航空機に対する同時爆破テロ計画を摘発、21人（その後24人に）逮捕と発表（英政府統合テロ分析センターは、同日、テロ警戒レベルを最高の「危機的」に初めて引き上げ、国内全空港で厳戒態勢を敷く）
11	○日本人や台湾先住民族の戦没者遺族が、靖国神社に合祀の取消しを求める訴訟を大阪地裁に起こす（合祀取消しを靖国神社に求める訴訟は初めて）
	○国連安保理、イスラエルとレバノンのイスラム教シーア派武装組織ヒズボラに敵対行為の全面停止を求め、レバノン軍とともに停戦監視に当たる国連レバノン暫定軍（ＵＮＩＦＩＬ）を最大15,000人に増強する決議を全会一致で採択
14	○首都圏において大規模停電（午前７時38分頃、旧江戸川を横断する送電線にクレーン船が接触、東京、神奈川、千葉の３都県で約139万戸が停電、全面復旧午前10時44分）
	○イスラエル軍とレバノンのイスラム教シーア派武装組織ヒズボラの停戦が、国連安保理の決議に基づき発効（戦闘34日間）
	○国際天文学連合（ＩＡＵ）総会、プラハにおいて開会（8.24冥王星を惑星から格下げ、太陽系惑星を８個とする最終決議案を採択）
15	政府　・「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準』の一部改正について」を閣議決定
	政府　・「大規模停電対策関係省庁連絡会議」を設置
	○小泉内閣総理大臣、靖国神社参拝（総理大臣就任後６回目、現職総理の８月15日公式参拝は昭和60年の中曽根総理大臣以来２度目）
16	○北海道根室市根室湾中部漁業協同組合所属カニかご漁船「第31吉進丸」、ロシア国境警備局警備艇の銃撃を受け、拿捕される（乗組員４名、１名銃撃により死亡　死者は昭和31年10月１名死亡以来　8.18遺体引渡し　8.30乗組員２名解放　10.3坂下船長を国後島古釜布沖洋上で解放）
	政府　・駐日ロシア大使に抗議（日本漁船拿捕）
17	○皇太子同妃両殿下、愛子内親王殿下、静養のためオランダへご出発（オランダ王室狩猟用館「ヘット・アウデ・ロー」に滞在　8.31ご帰国）
18	○扇参議院議長、アルゼンチン共和国公式訪問及び各国経済事情視察のため出発（8.31帰国）

年　月　日	事　　項
8.25	○警視庁、大手精密測定機器メーカー「ミツトヨ」（川崎市）社長ら５人を、外為法違反（無許可輸出）容疑で逮捕（核兵器開発に必要な三次元測定機を無許可で輸出）
26	○世界宗教者平和会議（ＷＣＲＰ）第８回世界大会が、京都市において開会（～8.29開会式に小泉内閣総理大臣出席　約100か国・地域の宗教指導者約2,000人が参加　8.29「京都宣言」を採択し閉幕　1970年の第１回（京都市）以来日本で２度目の開催）
28	○小泉内閣総理大臣、カザフスタン、ウズベキスタン訪問に出発（8.31帰国） ○経済産業省、パロマ工業に、消費生活用製品安全法に基づく緊急回収命令と消費者向け製品の事故情報約3,000件の分析報告書をまとめる ○社会保険庁、「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する調査結果等について」を発表（不適正な事務処理に関与した職員及びその監督者である職員1,752人の処分を発表） ○東京地裁、ビラ配りが住居侵入罪にあたるか等が争点となった葛飾ビラ配布事件に無罪判決
30	○福岡地裁、薬害Ｃ型肝炎九州訴訟において、国と製薬会社の責任を認め、責任の生ずる時期を早め救済範囲を広げる判決 ○日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）国内立候補都市選定委員会、2016年夏季オリンピック立候補都市に東京都を選定
9. 1	○「防災の日」　37都道府県、約80万人が参加して防災訓練実施（在日米軍、韓国ソウル消防局レスキュー隊が初参加） ○岐阜県庁裏金問題で検討委員会が調査報告書を知事に提出（平成４年度から平成15年度までの12年間で約17億円の裏金）
6	○秋篠宮妃紀子殿下、第３子ご出産（悠仁（ひさひと）親王殿下、皇位継承順位第３位）
7	○小泉内閣総理大臣、アジア欧州会合第６回首脳会合出席のためフィンランド訪問に出発（9.11議長声明発表、9.12帰国） ○ブレア英国首相、１年以内に首相を辞任する意向を表明
10	○河野衆議院議長、第５回Ｇ８下院議長会議、軍縮会議出席のため、ロシア、ハンガリー、スイスに出発（9.18帰国） ○文部科学省、宇都宮市において「教育改革フォーラム」開催
15	○最高裁、オウム真理教松本智津夫被告について、控訴趣意書の未提出を理由に控訴を棄却した東京高裁決定を支持、弁護側の特別抗告を棄却、松本被告の死刑確定
17	○文部科学省、岡山市において「教育改革フォーラム」開催
18	○元公明党委員長・元衆議院議員石田幸四郎君死去（76歳）
19	政府　・「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する等の措置について」を閣議決定 ○原子力安全委員会、原子力発電所の耐震安全性の基準となる「耐震設計審査指針」等の改訂を正式決定（25年ぶりの大幅な改正　9.20経産省原子力安全・保安院は、既存の55基の原発に関し、新指針に照らして耐震安全性を再確認し、調査結果を報告するよう電力会社に指示） ○水俣病問題に係る懇談会（環境大臣の私的懇談会　座長・有馬朗人元東大総長）、報告書提出 ○オーストラリア政府、国連安保理決議に基づき、北朝鮮の核開発に関与して

年　月　日	事　　項
	いる企業12社と１個人に対し、金融制裁措置を発動
	○タイ国陸軍によるクーデター（9.20ソンティ陸軍指令官名で声明を発表、全土に戒厳令を布告、同司令官が首相職を代行　10.1タイ暫定首相に元陸軍司令官スラユット枢密院議員就任）
9.20	**参院**　・国民新党・新党日本・無所属の会、国民新党・新党日本の会に会派名変更届提出
	○自民党、両院議員総会（第21代総裁に安倍晋三君を選出）
21	○法務省、平成18年度「新司法試験」合格者発表（法科大学院修了者初の試験（受験者2,091人、合格率48.25％））
	○東京地裁、入学式、卒業式で教職員が国旗に向かい起立、国歌斉唱するように命じた東京都教育委員会の通達について、通達や都教委の指導は思想・良心の自由を保障した憲法に違反するとの違憲判断を示し、教職員に起立や国歌斉唱の義務はなく、処分できないとする判決
22	○第165回国会（臨時会）召集詔書公布
	○自民党、役員を決定（幹事長中川秀直君　総務会長丹羽雄哉君　政調会長中川昭一君　国対委員長二階俊博君）
	○民主党、臨時党大会（党首に小沢一郎君再選承認　代表代行菅直人君　幹事長鳩山由紀夫君　国対委員長髙木義明君）
26	**第165回国会（臨時会）召集**（会期81日間　延長１回４日間　会期実数85日間　12.19まで）
	衆院会派別議員数（自民292　民主113　公明31　共産９　社民７　国民６　無20　欠２）
	参院会派別議員数（自民111　民主83　公明24　共産９　社民６　国日５　無４）
	第３次小泉内閣 改造内閣総辞職
	両院　・内閣総理大臣に安倍晋三君（自民）指名（第90代、57人目）
	安倍内閣成立（自公連立政権）
	衆院　・常任委員長選任（議院運営－自民）
	参院　・民主、木俣佳丈君の入会届提出
	○奈良地裁、小学１年生女児誘拐殺害事件で小林被告に死刑判決（被害者１人の殺人事件、高い悪質性を認定　10.10控訴取下げ判明、10.11死刑確定）
28	**開会式**
	衆院　・常任委員長選任（内閣外15－自民12　民主２　公明２）
	・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　イラク支援　拉致問題　憲法　教育基本）
	○参議院比例代表選出議員竹中平蔵君（自民）辞職
	参院　・常任委員長選任（内閣外16－自民９　民主６　公明２）
	・特別委員会設置（災害対策　沖縄北方　倫理選挙　拉致問題　開発援助）
29	**両院**　・所信表明演説
	政府　・「拉致問題対策本部の設置について」を閣議決定
	○東京高裁、米国女性に代理出産を依頼して生まれた双子の出生届を不受理とした東京都品川区に対して、出生届を受理するよう区長に命ずる決定
30	○公明党大会（代表に太田昭宏君選出　代表代行浜四津敏子君　幹事長北側一

年　月　日	事　　項
	雄君）
	○ＹＳ－11（唯一の国産旅客機）ラストフライト（1962年初飛行　64人乗りプロペラ機　1970年代前半までに182機製造）
10. 1	○阪急ホールディングスと阪神電気鉄道が経営統合、阪急阪神ホールディングスとして発足（戦後初の大手私鉄同士の再編、売上高は業界第３位となる）
	○愛媛県警、臓器移植法違反（売買の禁止）容疑で、患者と内縁の妻を逮捕
2	**衆院**　・所信表明演説に対する質疑（２日間） ・国民新党・日本・無所属の会、滝実君の会派離脱届提出 ・国民新党・日本・無所属の会、国民新党・無所属の会に会派名称変更届提出 **参院**　・国民新党・新党日本の会、荒井広幸君の退会届提出 ・国民新党・新党日本の会、国民新党に会派名変更届提出
	○日本司法支援センター（愛称・法テラス　本部・東京　市民に身近な司法の実現を目指す総合窓口）の業務開始
3	**参院**　・所信表明演説に対する質疑（２日間）
	○最高裁、米国健康食品会社が米国政府に損害賠償を求めた訴訟の嘱託尋問に関連して、ＮＨＫ記者が取材源に関する証言を拒絶したことの当否が問われた裁判で、記者の証言拒絶を正当と認めた東京高裁決定を支持、食品会社側の特別抗告などを棄却
	○警視庁、日本スケート連盟の久永元会長、松本元専務理事と旅行会社役員を背任容疑で逮捕
	○北朝鮮外務省が声明を発表、地下核実験実施を公式に宣言（10.16米国政府が、北朝鮮の地下核実験を正式に確認）
4	○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（神取しのぶ君（自民）当選人決定10.4当選通知書受領）
	参院　・自民、神取忍君の入会届提出
	○最高裁、議員１人当たりの有権者数の格差（１票の格差）が最大5.13倍の2004年７月の参院選挙区選の定数配分は違憲として選挙無効（やり直し）を求めた訴訟の上告審判決で、定数配分は合憲として請求を退けた一審判決を支持、有権者側の上告を棄却
5	**衆院**　・政治倫理審査会会長辞任・補欠選任（瓦力君（自民）辞任　玉沢徳一郎君（自民）選任）
6	**衆院**　・平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法）提出（10.27成立）（１年延長（３回目））
	○会計検査院の調査により、厚生労働省労働局の不正経理問題で、新たに17の労働局でも裏金づくりなどの不正経理が行われていたことが判明
	○国連安保理、北朝鮮の核実験実施表明に深刻な懸念表明、実験強行には安保理の追加的制裁措置の発動を警告する議長声明を全会一致で採択
8	○安倍内閣総理大臣、中国、韓国訪問に出発（10.8温家宝総理と会談、引き続き胡錦濤国家主席と会談、首脳会談後「日中共同プレス発表」を公表　10.9韓国訪問、盧武鉉大統領と会談　同日帰国）
	○中国共産党第16期中央委員会第６回総会（６中総会）、北京にて開会

年　月　日	事　　項
	（～10.11）
10. 9	○朝鮮中央通信、北朝鮮の科学研究部門が「地下核実験を安全かつ成功裏に行った」と報道
10	**衆院**　・北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（自民・民主・公明・共産・社民・国民共同）提出（同日可決）
	政府　・「『教育再生会議設置』について」を閣議決定
11	**参院**　・北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（自民・民主・公明・共産・社民・国民共同）提出(同日可決)
	政府　・安全保障会議、関係閣僚会議を開催、北朝鮮に対する日本独自の追加制裁措置を決定
	○モンゲラ全アフリカ議会議長一行来日（衆参両院議長招待　10.17離日）
13	**衆院**　・消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法）提出（11.29成立）
	・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件提出（11.14承認　参院12.6承認）
14	○国連安保理、北朝鮮の核実験実施発表に対する制裁決議を全会一致で採択
15	○扇参議院議長、中国公式訪問のため出発（10.16呉邦国全人代常務委員会常務委員長、10.17胡錦濤国家主席等と会談　同日帰国）
	○最高裁判所長官町田顯君退官
16	○最高裁判所長官に島田仁郎君任命
	○東京地裁、即決裁判（平成17年10月導入、比較的刑の軽い事件で起訴された被告に起訴から14日以内に判決を言いわたす制度）の第１号
18	**両院**　・国家基本委合同審査会　国家の基本政策について討議（同11.8討議）
	○教育再生会議（座長・野依良治理化学研究所理事長）第１回会議開催
	○会計検査院、31特別会計の2004年度決算時点の状況を調査、20会計について当面の活用不明確な剰余金が判明
	○ライス米国務長官来日（同日午後日米外相会談　10.19安倍内閣総理大臣と会見、離日後、韓国、中国、ロシアを歴訪）
	○中国の唐家璇国務委員（前外相）、胡錦濤国家主席の特使として北朝鮮を訪問（10.19金正日総書記と会談、胡主席のメッセージを伝える）
19	○ズン・ベトナム社会主義共和国首相夫妻歓迎会（参議院議場で演説　10.18公式実務訪問賓客として来日　10.22離日）
	○日ソ共同宣言50周年（モスクワにおいて日ロフォーラム開催）
	○日米韓３か国外相、ソウルにおいて会談（北朝鮮核実験を受けた国連安保理決議の実効を挙げるための連携強化に合意）
22	○衆議院大阪府第９区選出議員補欠選挙（原田憲治君（自民）当選人決定　10.23当選報告書受領）
	○衆議院神奈川県第16区選出議員補欠選挙（亀井善太郎君（自民）当選人決定　10.23当選報告書受領）
23	**衆院**　・自民、原田憲治君、亀井善太郎君の会派所属届提出
	○参議院福島県選挙区選出議員佐藤雄平君（民主）辞職
	○東京地検特捜部、福島県発注下水道整備工事をめぐる収賄容疑で佐藤前福島県知事を逮捕
24	○富山県立高校において必修科目履修漏れ問題発覚
26	○国連総会第１委員会（軍縮）、日本主導により核兵器の全面廃絶と、北朝鮮の

年　月　日	事　　項
	核実験を非難する決議案を賛成多数で採択
10.27	**衆院**　・地方分権改革推進法案（閣法）提出（11.28修正議決　12.8成立）
	○河野衆議院議長、各会派に対し、本会議出席の徹底を要請
	○最高裁、平成17年９月の衆議院比例代表選挙について、小選挙区との重複立候補制、人口に比例しない定数配分は違憲として東京都、南関東ブロックの選挙無効を求める上告審判決、合憲として原告側の上告を棄却
29	○第26回全国豊かな海づくり大会（大会会長・河野衆議院議長）、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、佐賀県において開催
	○リッポネン・フィンランド共和国国会議長一行来日（衆議院議長招請　11.3離日）
31	**衆院**　・貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（12.13成立）
11. 1	○「教育改革タウンミーティング」で内閣府などが教育基本法改正案に賛成の立場での質問を依頼するなどの問題発覚
	○「すずしろの郷」（介護老人保健施設　東京都練馬区）閉鎖（10.14東京都が介護保険法に基づき11月１日から２か月間の業務停止命令　10.28認可取消し）
2	○政府　・安倍内閣総理大臣と17閣僚の資産公開
	○文部科学省、11.1現在の必修科目履修逃れの高校数、都道府県別内訳を発表（計540校）、今回に限った特例措置として救済策を各都道府県知事、教育委員会に通知
	○宇和島徳洲会病院（愛媛県宇和島市）、過去の生体腎移植で、病気のため摘出した腎臓を他の患者に移植したケースが11件との調査結果を発表
5	○バグダッドのイラク高等法廷、フセイン元大統領に人道に対する罪等により死刑判決
7	○北海道佐呂間町で竜巻発生（死者９人、負傷者26人）
	○米国中間選挙、上下両院において民主党が過半数を獲得
8	**衆院**　・教育基本特委　教育基本法案、日本国教育基本法案審査のため、宮城県・栃木県、三重県・愛知県に委員派遣（地方公聴会）
	○ブッシュ米大統領、ラムズフェルド国防長官を更迭（後任ロバート・ゲーツ元中央情報局（ＣＩＡ）長官）
10	○総務大臣、放送法第33条に基づき、ＮＨＫに対し、短波ラジオ国際放送で北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意するよう命令
11	○ケディ加日国会議員連盟共同議長一行来日（衆議院招待　11.18離日）
13	**衆院**　・内閣委　道州制法案審査のため、北海道に委員派遣（地方公聴会）
	・教育基本特委　教育基本法案、日本国教育基本法案審査のため、大分県・北海道に委員派遣（地方公聴会）
14	政府　・「北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置等について」を閣議決定
15	**衆院**　・総務委　地方分権改革推進法案審査のため、秋田県・静岡県に委員派遣（地方公聴会）
	・教育基本特委公聴会　教育基本法案（閣法）、日本国教育基本法案（衆法）について、公述人から意見聴取
	・教育基本特委　野党欠席の中、教育基本法案（閣法）可決
	・災害対策特委　北海道佐呂間町における竜巻による被害状況等調査のため、委員派遣

年　月　日	事　　項
	○大阪地検特捜部、和歌山県発注トンネル工事をめぐる競争入札妨害（談合）容疑の共犯で木村知事（辞職表明）を逮捕
11.16	**衆院**　・教育基本法案（閣法第89号第164回国会提出）可決（野党欠席）（12.15成立）
	○厚生労働省、京都市の60歳代男性がフィリピンで犬にかまれ帰国後狂犬病発症と発表（11.17死亡、日本人の国内発症は36年ぶり　11.22横浜市60歳代男性もフィリピンで犬にかまれ発症、重体と発表）
17	**参院**　・特別委員会設置（教育基本特委）（野党欠席）
	○安倍内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）出席とベトナム公式訪問のため出発（11.18ブッシュ大統領と初の日米首脳会談　日中、日ロ等７首脳会談　11.20帰国）
	○内閣府、国の審議会などで女性委員の占める割合が、平成18年９月末時点で前年同期比0.4ポイント増の31.3％で過去最高になったと発表
18	○アジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）首脳会議、ハノイにて開会（11.19「アジア太平洋自由貿易地域」に関する共同研究の開始などを盛り込んだ首脳宣言を採択　議長は「北朝鮮の核実験に関する声明」を発表）
20	政府　・拉致被害者の認定に関する関係省庁連絡会議開会、松本京子さんを拉致被害者支援法に基づく北朝鮮による拉致被害者と認定（政府認定17人目）
22	**参院**　・教育基本特委　教育基本法案外３法案審議入り（正常化）
	政府　・月例経済報告において、平成14年２月から始まった今回の景気拡大期は、平成18年11月で４年10か月に達し、「いざなぎ景気」（昭和40年～45年までの戦後最長）を超えたと発表
27	○最高裁、私立大学に合格後入学を辞退した元受験生が、前納した入学金や授業料等の返還を求めた上告審で、消費者契約法施行（平成14年度）以降、入学を辞退した元受験生には原則、授業料全額返還を大学側に命ずる判決
28	**衆院**　・道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（閣法第90号第164回国会提出）可決（12.13成立）
	○国連安保理、イラクに展開する多国籍軍の駐留期限を平成19年末まで１年間延長する決議を全会一致で採択
	○大西洋まぐろ類保存国際委員会（ＩＣＣＡＴ）、東大西洋・地中海のクロマグロの総漁獲枠削減を合意（平成19年から段階的に削減し、４年後に現在より２割減）
	○六者会合再開に向けて米中朝の協議、北京において開催（～11.29日程決まらぬまま終了）
29	○教育再生会議、「いじめ問題への緊急提言」発表（いじめ問題による児童・生徒の自殺連続発生に関連して）
30	**衆院**　・防衛庁設置法等一部改正案（閣法第91号第164回国会提出）可決（12.15成立）
	○厚生労働省、平成17年人口動態統計を発表（合計特殊出生率は、過去最低を更新する1.26で確定）
12. 1	政府　・「平成19年度予算編成の基本方針について」を閣議決定
	○神戸地裁、中国残留孤児集団訴訟で、国の責任を認定する判決（中国残留邦人をめぐる国賠訴訟で国に賠償を命じたのは初めて　国、控訴）
	○第15回アジア競技大会（カタール・ドーハ）開幕（アラブ圏初　アジア・オ

年　月　日	事　　項
	リンピック評議会（ＯＣＡ）加盟の全45か国・地域が参加　～12.15）
12. 3	**参院**　・教育基本特委　教育基本法案外３法案審査のため、新潟県・長野県、兵庫県・徳島県に委員派遣（２日間　12.4地方公聴会）
4	**衆院**　・自民、会派所属届提出（今村雅弘君、江藤拓君、武田良太君、野田聖子君、古川禎久君、古屋圭司君、保坂武君、保利耕輔君、堀内光雄君、森山裕君、山口俊一君）
6	**参院**　・教育基本特委　教育基本法案外３法案審査のため、山梨県・静岡県に委員派遣（地方公聴会）
	○米連邦議会の超党派諮問機関「イラク研究グループ」、イラク駐留米軍15旅団の段階的撤去の報告書を、ブッシュ大統領と連邦議会に提出
	○国連総会、日本が提出した核兵器全廃を目指す決議案を採択（賛成167か国、反対米国・北朝鮮・インドの３か国、棄権中国など８か国）
8	政府　・「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定（航空自衛隊の派遣期間を平成19.7.31まで延長、昨年に続き３度目）
	・「道路特定財源の見直しに関する具体策について」を閣議決定
	○政府・与党、「道路特定財源の見直しに関する具体策」について合意
	○安倍内閣総理大臣、フィリピン訪問に出発（12.9アロヨ大統領と会談　12.10帰国）
	○宮崎県警、県発注橋梁設計業務をめぐる競争入札妨害（談合）容疑で安藤前知事（12.4辞職）を逮捕
	○フィリピン政府、11日から中部セブで開催予定の東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）首脳会議、東アジアサミット等の公式会議すべてを来年１月に延期すると発表（台風22号がセブ島を直撃する可能性が強いため）
10	○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（～12.16）
12	**参院**　・教育基本特委公聴会、教育基本法案外３案について、公述人から意見聴取
13	**参院**　・道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案可決・成立
	○内閣府タウンミーティング（ＴＭ）調査委員会、最終報告書を安倍内閣総理大臣に提出（開催174回中質問・発言依頼115回等、総理・関係閣僚等俸給返納を表明、12.16ＴＭ担当室廃止）
	○京都地裁、著作権法違反（公衆送信権の侵害）ほう助の罪に問われたウィニー開発者に対して、違法性を認め、罰金刑の有罪判決（同日、被告控訴）
	○国連総会、障害者の差別禁止と社会参加実現を目的とする障害者権利条約を全会一致で採択
14	**両院**　・シン・インド首相夫妻歓迎会（衆議院議場で演説　12.13公賓として来日　12.16離日）
	○与党、平成19年度税制改正大綱を決定
15	**衆院**　・会期延長を議決（４日間　12.16～12.19）
	・安倍内閣不信任決議案（民主・共産・社民・国民共同提出）否決
	・外務大臣麻生太郎君不信任決議案（民主・共産・社民・国民共同提出）
	参院　・内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（共産・社民共同提出）
	・文部科学大臣伊吹文明君問責決議案（民主・共産・社民・国民共同提出）否決
	・防衛庁設置法等一部改正案可決・成立

年　月　日	事　　項
	・教育基本法案可決・成立
	○総務大臣菅義偉君、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）に任命
	○安倍内閣総理大臣、公賓として来日中のシン・インド首相と首脳会談（共同声明署名）
	○日本たばこ産業（ＪＴ）、英国たばこ大手ギャラハー・グループ買収について同社と合意したと発表
12.18	○国連加盟50周年記念式典（天皇皇后両陛下、内閣総理大臣、衆参両院議長、各国大使等出席）
	○全国知事会、「都道府県の公共調達改革に関する指針」「官製談合等公共調達に係る不正の根絶宣言」を採択
	○宇宙航空研究開発機構、技術試験衛星「きく８号」を搭載したＨ２Ａロケット11号機の打上げに成功
	○北朝鮮の核問題をめぐる第５回六者会合、北京において再開（平成17年11月休会以来）
	○証券取引等監視委員会、日興コーディアルグループが平成17年３月期決算で不正な会計処理をしたとして課徴金５億円（過去最大）の納付命令を出すよう金融庁に勧告
19	○衆議院九州選挙区選出議員北橋健治君（民主）辞職
	政府　・「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について」を閣議決定
	○政府・与党、「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」合意
	○全国市長会、「教育行政における市長の役割と責任の強化に関する緊急アピール」を発表（いじめによる児童・生徒の自殺、児童虐待への対応）
	第165回国会閉会
20	**衆院**　・自民、徳田毅君の会派所属届提出
	政府　・「平成19年度予算における一般会計公債発行額について」を閣議決定
	○元東京都知事・元二院クラブ代表・元参議院議員青島幸男君死去（74歳）
	○国立社会保障・人口問題研究所、「日本の将来推計人口」発表（長期の合計特殊出生率の推計値を前回（平成14年１月推計）の1.39から1.26へ下方修正）
	○郵政民営化委員会、「ゆうちょ銀行」「かんぽ生保」に対する新規業務の「調査審議に関する所見」発表
	○国連総会、国家による不当な逮捕・監禁や拉致の禁止を定めた「すべての人を強制的失踪から保護するための条約（強制失踪防止条約）」を全会一致で採択
21	○政府税制調査会長本間正明君辞任（11.7会長就任）
	○国連総会第５委員会（行政・予算）、平成19年～21年の国連通常予算分担金比率を現行算定方式維持で合意（日本分担率は19.5％から16.6％へ減）
	○「サハリン２」（ロシア・サハリン沖の資源開発）について、国際石油資本ロイヤル・ダッチ・シェルと、三井物産、三菱商事は、事業主体「サハリン・エナジー」の株式の過半数を、ロシア国営天然ガス独占企業体「ガスプロム」に譲渡することで合意
22	政府　・「多重債務者対策本部の設置について」を閣議決定
	○改正教育基本法公布、施行
	○総務省、行政評価・監視で鉄道34事業者を調査、約２割に教育・訓練などの

年　月　日	事　　項
	問題ありと判明、国土交通省等に指導の徹底などの改善を勧告
	○厚生労働省、ノロウイルス食中毒の発生状況について緊急調査報告を発表（11.1から12.18までにノロウイルス食中毒として確定した事件は213件、患者9,650名）
12.23	○国連安保理、イランのウラン濃縮活動などにかかわる物資の禁輸措置、資金凍結を柱とする対イラン制裁決議を全会一致で採択
24	政府　・「平成19年度一般会計歳入歳出概算について」を閣議決定
	○行政改革推進本部、23独立行政法人の見直し案を決定
25	○規制改革・民間開放推進会議、規制改革・民間開放の推進に関する第３次答申（雇用・労働、教育等11分野の規制改革に関する最終答申）を提出
	○法務省、東京、大阪、広島３拘置所で死刑囚４人の刑を執行したと発表
26	○衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区繰上補充（楠田大蔵君（民主）当選人決定　12.27当選報告書受領）
	○東京地裁、耐震強度偽装事件の元１級建築士姉歯秀次被告に対し、建築基準法違反及び議院証言法違反（偽証）等で懲役５年、罰金180万円の実刑判決
	○ジェラルド・フォード元米国大統領死去（93歳）
27	**衆院**　・民主、楠田大蔵君の会派所属届提出
	○日韓外相会談、日韓刑事共助条約締結（平成19.1.26発効　日米に次ぎ２例目）
28	○内閣府特命担当大臣（規制改革）佐田玄一郎君辞任、後任に渡辺喜美君任命
30	○サダム・フセイン元イラク大統領の死刑執行
31	○厚生労働省、人口動態の年間推計公表（2006年の出生数は約108万人で６年ぶりに増加、婚姻数は約73万組で５年ぶりの増加、自然減は6,000人程度の見通し）

衆議院の動き　第 14 号

平成 19 年２月

編集・発行　　衆議院事務局